第　４　会計年度任用職員関係

第４　　目　　　　次

１　会計年度任用職員と会計年度任用職員給与条例 ------------------ 4-1

２　給料関係 -- 4-2

３　手当関係 -- 4-5

４　費用弁償 -- 4-13

５　その他 -- 4-14

第４　会計年度任用職員関係

１　会計年度任用職員と会計年度任用職員給与条例

地方公務員法第２２条の２第１項に規定する「会計年度任用職員」については、パートタイムの会計年度任用職員には報酬、費用弁償及び期末手当、フルタイムの会計年度任用職員には給料及び各種手当がそれぞれ支給されることとされ、その報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法、給料及び手当の額並びにその支給方法は、条例で定めることとされている。

このことから、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（会計年度任用職員給与条例）においては、パートタイムの会計年度任用職員を「第１号会計年度任用職員」、フルタイムの会計年度任用職員を「第２号会計年度任用職員」とし、それぞれに支給する給与及び費用弁償の種類を次に掲げるものとし、その額及び支給方法について定めている。

なお、その職務の特殊性等を考慮し、第１号会計年度任用職員の報酬及び期末手当の取り扱いが会計年度任用職員給与条例第４条各項の規定により難いとき又は第２号会計年度任用職員の給料及び各種手当の取扱いが同条例第７条各項の規定により難いときは、その取扱いについては、任命権者が人事委員会と協議して定めることとされている。

地方公務員法
第２２条の２
地方自治法
第２０３条の２
地方自治法
第２０４条
会計年度任用職員給与条例
第３条、第４条、第５条、第６条、第７条

（１）第１号会計年度任用職員
　（ア）基本報酬
　　（ｉ）基礎報酬（月額、日額又は勤務１時間当たりの額で定める額の報酬）
　　（ⅱ）給料の調整額に相当する報酬
　（イ）加算報酬
　　（ｉ）初任給調整手当に相当する報酬
　　（ⅱ）地域手当に相当する報酬
　　（ⅲ）特殊勤務手当に相当する報酬
　　（ⅳ）時間外勤務手当に相当する報酬
　　（ｖ）休日勤務手当に相当する報酬
　　（ⅵ）夜間勤務手当に相当する報酬
　　（ⅶ）宿日直手当に相当する報酬
　（ウ）期末手当
　（エ）費用弁償
　　（ｉ）通勤に係る費用弁償
　　（ⅱ）公務のための旅行に係る費用弁償
（２）第２号会計年度任用職員
　（ア）給料（給料の調整額を含む。）
　（イ）各種手当
　　（ｉ）初任給調整手当
　　（ⅱ）地域手当
　　（ⅲ）通勤手当
　　（ⅲ）特殊勤務手当
　　（ⅳ）特地勤務手当（特地勤務手当に準ずる手当を含む。）
　　（ｖ）時間外勤務手当
　　（ⅵ）休日勤務手当
　　（ⅶ）夜間勤務手当
　　（ⅷ）宿日直手当
　　（ⅸ）期末手当
　　（ｘ）へき地手当（へき地手当に準ずる手当を含む。）

２　給料関係

（１）給　料　表

給料表は、会計年度任用職員として採用された年度の４月１日時点で施行されている給与条例第４条第１項の給料表（遡及して改定された場合は、改定される前の給料表）を準用することとなっている。

会計年度任用職員給与条例第４条第２項、第７条第２項

（２）職務の級の決定基準

準用する給料表に定める職務の級に分類する基準となるべき標準的な職務の内容は、次のとおりとなっている。

会計年度任用職員給与条例別表

会計年度任用職員級別標準職務表

給料表の種類	職務の級	標準的な職務
行政職給料表	1級	定型的な事務又は技術の職務
	2級	知識経験を必要とする事務又は技術の職務
	3級	高度の知識経験を必要とする事務又は技術の職務
	4級	特に高度の知識経験に基づき困難な業務を行う事務又は技術の職務
	5級	極めて高度の知識経験に基づき特に困難な業務を行う事務又は技術の職務
備考　行政職給料表の適用を受ける者以外の者の職務の級の分類は、旅費条例第２条第２項の行政職給料表の適用を受けない者について任命権者が知事に協議して定めるこれに相当する職務の級とこの表に定める職務の級との権衡を考慮し、任命権者が知事に協議して定める。		

（３）初任給決定の基準

新たに会計年度任用職員となった者の初任給は、まずその者に適用される給料表における職務の級を決定し、さらにその職務の級の号俸を定めることによって決定される。

（ア）職務の級の決定

規則７―１４０第３条、第８条

職務の級は、その職務に応じ、かつ、級別資格基準表（規則７―１４０別表第１）に定める基準に従い決定される。

規則７―１４０第４条

級別資格基準表の適用方法等については、規則７―１４０第４条に具体的に定められているが、その概要は、次のとおりである。

（令和元年通知第２２２号規則第４条関係）

（ⅰ）職種欄及び学歴免許等欄の区分は、それぞれの種類の区分に応じて適用する。

（ⅱ）職務の級欄に定める数字は当該職務の級に決定するための必要経験年数（注）を示す。

（ⅲ）学歴免許等欄の区分は、職員の有する最も新しい学歴免許等の資格に応じて適用する。

ただし、職員の有する最も新しい学歴免許等の資格以外の資格によることがその者に有利である場合は、その区分によることができる。

（注）経験年数とは、職員が職員として同種の職務に在職した年数（換算された年数を含む。）をいい、必要経験年数とは、職員の職務の級を決定する場合に必要な経験年数をいう。

規則７―１４０第２条

職員の経験年数は、級別資格基準表の学歴免許等欄の区分の適用によることとされており、同表の適用に当たって用いた学歴免許等の資格を取得した時以後の経歴のうち職員として同種の職務に在職した年数以外の年数については、経験年数換算

規則７―１４０第５条

表（規則７―１４０別表第３）に定めるところにより、職員として同種の職務に在職した年数に換算することができる。

（令和元年通知第２２２号規則第５条関係）

また、職員に適用される級別資格基準表の学歴免許等欄の区分に対して、修学年数調整表（規則７―１４０別表第４）に加える年数又は減ずる年数が定められている学歴免許等の資格を有する者の経験年数は、その年数を加減した年数とする。

規則７―１４０第６条
（令和元年通知第２２２号規則第６条関係）

なお、級別資格基準表の備考に別段の定めがある場合における経験年数の取扱いについては、これらの規定にかかわらず、その定めるところによる。

〔免許所有職員等の免許取得前の経歴の取扱いについては、参考資料（会計年度任用職員関係）５参照のこと。〕

規則７―１４０第７条
（令和元年通知第２２２号規則第７条関係、級別資格基準表関係）

（イ）号俸の決定

（ｉ）号俸決定の原則

a　決定された職務の級の号俸が初任給基準表（規則７―１４０別表第５）に定められているときは当該号俸とする。

規則７―１４０第９条
（令和元年通知第２２２号規則第９条関係）

b　職員の職務の級を初任給基準表に定める職務の級よりも上位の級に決定する場合の号俸は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、採用の日の前日から、級別資格基準表を適用する場合における当該職員の経験年数に相当する期間をさかのぼった日に採用され、引き続き在職したものとみなして、当該さかのぼった日において、初任給基準表を適用して得られる初任給を基礎とし、採用の日の前日に受けていた号俸に対応する上位級決定時号俸対応表（規則７―１４０別表第６）の上位級の号俸欄に定める号俸とする。

規則７―１４０第１４条
（令和元年通知第２２２号規則第１４条関係）

（例）大学卒以降５年の経験年数（１０割換算）を有する者を行政職２級に決定する場合
・初任給基準表の初任給：１級１号俸
・上位級決定時号俸対応表による号俸：１級１号俸→（１級２１号俸（注））→２級１号俸
（注）１年につき４号俸加算するとした場合

c　初任給基準表に適用すべき職種欄のない場合又はその者の学歴免許等の資格が初任給基準表の最低の学歴免許等の区分に達しない場合の号俸は、職務の級の最低の号俸とする。

規則７―１４０第９条
（令和元年通知第２２２号規則第９条関係）

d　号俸決定に当たっては、号俸決定上限表（規則７―１４０別表第７）の上限欄に定める号俸を超えることはできない。

規則７―１４０第１６条

（ⅱ）初任給の調整

職務の内容や責任の程度等を考慮して、職員がその職務の級の最低限度の資格を超える学歴免許等の資格や、経験年数を有する場合に上位の号俸に調整することができる。

a　学歴免許等の資格による初任給の調整

その者に適用される初任給基準表に掲げる号俸の号数に、修学年数調整表（規則７―１４０別表第４）に加える年数（＋の年数）（１年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）の数に４を乗じて得た数を加えた号数の号俸に調整する。ただし、職務の内容や責任の程度等を考慮し、これにより難い場合として任命権者が認め

規則７―１４０第１１条
（令和元年通知第２２２号規則第１１条関係）

るときは、この限りではない。

b　経験年数による初任給の調整

経験年数の月数を１２月（その者の経験年数のうち５年を超える経験年数（職員の職務にその経験が直接役立つと認められる職務であって人事委員会の定めるものに従事した期間のある職員の経験年数のうち部内の他の職員との均衡を考慮して任命権者が相当と認める年数を除く。）の月数にあっては１８月）で除した数（1に満たない端数は切り捨てる。）に４を乗じて得た数を加えて得た数の号俸の範囲内で調整することができる。

規則７―１４０ 第１２条
（令和元年通知 第２２２号 規則第１２条関係）

（ウ）下位の区分を適用するほうが有利な場合の号俸

その者の有する学歴免許等の資格のうちの下位の資格のみを有する者として初任給の号俸を決定したほうが有利な場合は、それによることができる。

規則７―１４０ 第１３条

（エ）再度職員として任用する者の職務の級を初任給基準表よりも上位の級に決定する場合の号俸

職員の職務の級を初任給基準表に定める職務の級よりも上位の級に決定する場合で、採用の日における職務の級と同一又は上位の職務の級（以下「同一又は上位の級」という。）に決定された職員として在職した期間がある場合の号俸は、（ｉ）ｂの号俸の号数に、採用の日から３年前の日の属する会計年度の初日から採用の日の前日までの期間における同一又は上位の級に在職した期間の月数を合算のうえ１２月で除した数（１未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に４号俸を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号俸の範囲内とすることができる。

規則７―１４０ 第１５条
（令和元年通知 第２２２号 規則第１５条関係）

（例）大学卒以降５年の経験年数（１０割換算）を有する者を行政職２級の会計年度任用職員として１年間任用し、再度行政職２級の会計年度任用職員として任用する場合

１年目（１年間任用）
・初任給基準表：１級１号俸
・上位級決定時号俸対応表による号俸：１級１号俸→（１級２１号俸（注））→２級１号俸

２年目（１年間任用）
・初任給基準表：１級１号俸
・上位級決定時号俸対応表による号俸：１級１号俸→（１級２５号俸（注））→２級１号俸
・再度任用に伴う号俸加算
　２級１号俸＋　１２月÷１２月×４号俸（注）　＝　２級５号俸

３年目（１年間任用）
・初任給基準表：１級１号俸
・上位級決定時号俸対応表による号俸：１級１号俸→（１級２９号俸（注））→２級１号俸
・再度任用に伴う号俸加算
　２級１号俸＋　２４月÷１２月×４号俸（注）　＝　２級９号俸

（注）１年につき４号俸加算するとした場合

（４）第１号会計年度任用職員の基礎報酬の額

会計年度任用職員給与条例 第４条第７項

（ア）月額で定める基礎報酬の額

その者の受ける号俸に応じた額×〔その者について定められた１週間当たりの勤務時

間÷３８時間４５分〕

（イ）日額で定める基礎報酬の額 第４条第８項

〔その者の受ける号俸に応じた額÷２１〕×〔その者について定められた１日当たりの勤務時間÷７時間４５分〕

（ウ）勤務１時間当たりの額で定める基礎報酬の額 第４条第９項

〔その者の受ける号俸に応じた額÷２１〕÷７時間４５分

３　手　当　関　係

（１）給料の調整額（給料の調整額に相当する報酬を含む。） 会計年度任用職員給与条例第４条第１０項、第７条第７項

給与条例に規定する給料の調整額の例により支給する。

ただし、第１号会計年度任用職員については、２（４）の例により計算した額とする。

（２）初任給調整手当（初任給調整手当に相当する報酬を含む。）

給与条例に規定する初任給調整手当の例により支給する。

ただし、第１号会計年度任用職員については、２（４）の例により計算した額とする。

（３）地域手当（地域手当に相当する報酬を含む。）

給与条例に規定する地域手当の例により支給する。

ただし、第１号会計年度任用職員については、２（４）の例により計算した額とする。

（例）地域手当に相当する報酬の計算

・行政職給料表１級１号俸：146,900 円

・給料の調整額に相当する報酬：6,610 円（調整数１）

・地域手当支給割合：4.5%　　の場合

１　月額で定める基礎報酬を支給されるもの（例：週 29 時間勤務の場合）

①基礎報酬

146,900 円×（29 時間÷38 時間 45 分）≒109,938 円（端数切捨て）

②給料の調整額に相当する報酬

6,610 円×（29 時間÷38 時間 45 分）≒4,946 円（端数切捨て）

③地域手当に相当する報酬

（①＋②）×地域手当支給割合

＝（109,938 円＋4,946 円）×4.5%≒5,169 円（端数切捨て）

２　日額で定める基礎報酬を支給されるもの（例：１日７時間 15 分勤務の場合）

①基礎報酬

（146,900 円÷21）×（7 時間 15 分÷7 時間 45 分）≒6,543 円（端数切捨て）

②給料の調整額に相当する報酬

（6,610 円÷21）×（7 時間 15 分÷7 時間 45 分）≒294 円（端数切捨て）

③地域手当に相当する報酬

（①＋②）×地域手当

＝（6,543 円＋294 円）×4.5% ≒307 円（端数切捨て）

（次頁へ続く）

3　勤務１時間当たりの額で定める基礎報酬を支給されるもの
①基礎報酬
（146,900 円÷21）÷7 時間 45 分≒902 円（端数切捨て）
②給料の調整額に相当する報酬
（6,610 円÷21）÷7 時間 45 分≒40 円（端数切捨て）
③地域手当に相当する報酬
（①＋②）×地域手当支給割合
＝（902 円＋40 円）×4.5％≒42 円（端数切捨て）

（４）通勤手当

第２号会計年度任用職員に支給することとされており、給与条例に規定する通勤手当の例により支給する（第１号会計年度任用職員には、通勤に係る費用弁償が支給される（４　費用弁償を参照））。

会計年度任用職員給与条例第７条第７項

（５）特殊勤務手当（特殊勤務手当に相当する報酬を含む。）

給与条例に規定する特殊勤務手当の例により支給する。

会計年度任用職員給与条例第４条第１０項、第７条第７項

（６）特地勤務手当（特地勤務手当に準ずる手当を含む。）

第２号会計年度任用職員に支給することとされており、給与条例に規定する特地勤務手当等の例により支給する。

会計年度任用職員給与条例第７条第７項

（７）時間外勤務手当（時間外勤務手当に相当する報酬を含む。）

給与条例に規定する時間外勤務手当の例により支給する。

ただし、第１号会計年度任用職員については、給与条例に規定する育児短時間勤務職員等に支給する時間外勤務手当の例により計算した額（「第３　給与条例適用職員関係（手当）」の「12　時間外勤務手当」（２）（イ）を参照）とする。

なお、勤務１時間当たりの給与額の計算方法については後述する（「５　その他」（２））。

会計年度任用職員給与条例第４条第１０項、第７条第７項

（８）休日勤務手当（休日勤務手当に相当する報酬を含む。）

給与条例に規定する休日勤務手当の例により支給する。

なお、勤務１時間当たりの給与額の計算方法については後述する（「５　その他」（２））。

（９）夜間勤務手当（夜間勤務手当に相当する報酬を含む。）

給与条例に規定する夜間勤務手当の例により支給する。

なお、勤務１時間当たりの給与額の計算方法については後述する（「５　その他」（２））。

（10）宿日直手当（宿日直手当に相当する報酬を含む。）

給与条例に規定する宿日直手当の例により支給する。

（11）期末手当

給与条例に規定する期末手当の例により支給する（期別支給割合については「（ウ）期別支給割合」のとおり）。ただし、第１号会計年度任用職員については任期が６月未満の者又は１週間当たりの勤務時間が１５時間３０分未満の者、第２号会計年度任用職員については任期が６月未満の者にあっては支給しない。

会計年度任用職員給与条例第４条第１１項、第７条第７項

（ア）任期

（ⅰ）基準日（６月１日、１２月１日）時点で発令されている任期が６月以上あること（同一会計年度内で通算した場合を含む。）が条件となる。

（ⅱ）基準日６月１日においては、同日以前６箇月以内の期間における任期を含む。

（ⅲ）給与条例の適用を受ける職員（注）が会計年度任用職員給与条例の適用を受ける職員となった場合は、次の期間を任期とみなして通算する。

a　基準日６月１日

同日以前６箇月以内の期間において給与条例の適用を受ける職員として在職した期間

b　基準日１２月１日

同日の属する会計年度内において給与条例の適用を受ける職員として在職した期間

> （例１）基準日６月１日における任期の考え方
> ・１月１日～３月３１日（３箇月）：給与条例適用職員
> ・５月１日～９月３０日（５箇月）：会計年度任用職員　　の場合
> →基準日時点の任期は５箇月だが、同日以前６箇月以内における給与条例適用職員としての在職期間を通算すると６箇月以上となるため支給可能。
>
> （例２）基準日１２月１日における任期の考え方
> ・４月１日～８月３１日（５箇月）：給与条例適用職員
> ・１０月１日～１２月３１日（３箇月）：会計年度任用職員　　の場合
> →基準日時点の任期は３箇月だが、同一会計年度内における給与条例適用職員としての在職期間を通算すると６箇月以上となるため支給可能。

令和元年通知第２２２号
会計年度任用職員給与条例第４条第１項及び第７条第１項関係

（イ）第１号会計年度任用職員の期末手当基礎額

規則７－１４０　第１７条

（ⅰ）月額で定める基礎報酬を支給されるもの

基準日現在において職員が受けるべき報酬の額（基本報酬のうち月額で定めるものの額及び地域手当に相当する報酬の額の合計額）

（ⅱ）日額で定める基礎報酬を支給されるもの

基準日現在において職員が受けるべき報酬の額（基本報酬のうち日額で定めるものの額及びこれに対する地域手当に相当する報酬の額の合計額）に平均一箇月当たりの勤務日数を乗じて得た額。

平均一箇月当たりの勤務日数は以下のとおり算定する。

$$\frac{\text{算定期間（基準日以前6箇月以内の期間）内の勤務割振日数（注）}}{\text{算定期間（基準日以前6箇月以内の期間）内の任用期間（注）の月数}}$$

令和元年通知第２２２号
規則第１７条関係

（ⅲ）勤務一時間当たりの額で定める基礎報酬を支給されるもの

基準日現在において職員が受けるべき報酬の額（基本報酬のうち勤務一時間当たりの額で定めるものの額及びこれに対する地域手当に相当する報酬の額の合計額）に平均一箇月当たりの勤務時間数を乗じて得た額。

平均一箇月当たりの勤務時間数は以下のとおり算定する。

$$\frac{\text{算定期間（基準日以前6箇月以内の期間）内の勤務割振時間数（注）}}{\text{算定期間（基準日以前6箇月以内の期間）内の任用期間（注）の月数}}$$

（注）「勤務割振日数」「勤務割振時間数」「任用期間」は、基準日における職と同一の職に限る。

（注）任用期間の月数は、民法第143条の規定の例により計算する。ただし、任用期間の

うち１月に満たない期間は、任用期間が１月を超える場合にあっては切り捨て、１月に満たない場合にあっては、当該任用期間において割り振られた勤務日数または勤務時間数を割り振られた日数の合計を21で除した数とする。

（ウ）期別支給割合

基準日	６月１日	１２月１日
割　合	１２５／１００	１２５／１００

会計年度任用職員給与条例第４条第１１項、第７条第７項

（エ）在職期間

（ⅰ）在職期間の通算

在職期間は、会計年度任用職員として在職した期間とし、基準日以前６箇月以内の期間において給与条例適用職員が会計年度任用職員となった場合は、その期間内において給与条例適用職員として在職した期間を在職期間に算入する。

この場合において、給与条例の適用を受ける職員として在職した期間の算定については、規則７－１４第５条第２項各号に掲げる期間（「第３　給与条例適用職員関係（手当）」の「９　期末手当」（２）（ウ）（ⅱ）を参照）を除算する。

会計年度任用職員給与条例第４条第１１項、第７条第７項
規則７－１４第５条
規則７－１４０第１９条

（ⅱ）会計年度任用職員として在職した期間についても、給与条例適用職員に準じ、規則７－１４第５条第２項に掲げる期間を除算する（「第３　給与条例適用職員関係（手当）」の「９　期末手当」（２）（ウ）（ⅱ）を参照）。

会計年度任用職員給与条例第４条第１１項、第７条第７項
規則７－１４第５条

第１号会計年度任用職員の期末手当の計算例

（例１）　基準日時点における職が単独の場合

・令和５年６月期（算定期間：R4.12.2～R5.6.1）の期末手当を算定

・基準日（R5.6.1）時点における職

行政職給料表１級１号俸：150,800 円、

給料の調整額に相当する報酬：6,610 円（調整数１）

地域手当支給割合：4.5％　　　の場合

１　月額で定める基礎報酬を支給されるもの

（例）週 29 時間勤務、令和４年度から継続して任用

①基礎報酬

150,800 円×（29 時間÷38 時間 45 分）≒112,856 円（端数切捨て）

②給料の調整額に相当する報酬

6,610 円×（29 時間÷38 時間 45 分）≒4,946 円（端数切捨て）

③基本報酬のうち月額で定めるもの

（①＋②）＝117,802 円

④期末手当基礎額の算定に係る地域手当

117,802 円×4.5％＝5,301 円（端数切捨て）

⑤期末手当基礎額

③＋④≒123,103 円（端数切捨て）

※給与改定等により算定期間中に基礎報酬等が変動した場合でも、基準日時点における基礎報酬等により算定する。

（次頁へ続く）

⑥期別支給割合

1.25

⑦在職期間別割合

100／100（算定期間中継続して会計年度任用職員として在職）

⑧期末手当支給額

⑤×⑥×⑦＝153,878 円（端数切捨て）

2　日額で定める基礎報酬を支給されるもの

(1) 算定期間内の任期が単一の場合

（例）任用期間：R5.4.1～R6.3.31（算定期間内の任用期間の月数：2 月）

１日当たりの勤務時間：７時間 15 分

算定期間内の勤務割振日数：21 日

①基礎報酬

（150,800 円÷21）×（7 時間 15 分÷7 時間 45 分）≒6,717 円（端数切捨て）

②給料の調整額に相当する報酬

（6,610 円÷21）×（7 時間 15 分÷7 時間 45 分）≒294 円（端数切捨て）

③基本報酬のうち日額で定めるもの

（①＋②）＝7,011 円

④期末手当基礎額の算定に係る地域手当

7,011 円×4.5％≒315 円（端数切捨て）

⑤平均一箇月当たりの勤務日数

算定期間内の勤務割振日数÷算定期間内の任用月数

＝21÷2＝10.5 日（端数処理不要）

⑥期末手当基礎額

（③＋④）×⑤＝76,923 円（端数が生じる場合は切捨て）

⑦期別支給割合

1.25

⑧在職期間別割合

30／100

⑨期末手当支給額

⑥×⑦×⑧＝28,846 円（端数切捨て）

(2) 算定期間内の任期が複数ある場合

ア　基準日における職と前職が同一の職であり、勤務割振りの頻度が変わらない場合

（例）任用期間：R4.4.1～R5.3.31（A職）、R5.4.1～R6.3.31（A職）

（算定期間内の任用期間の月数：6 月）

１日当たりの勤務時間：７時間 15 分

算定期間内の勤務割振日数：63 日

①基本報酬のうち日額で定めるもの

7,011 円（＝(1)③）

②期末手当基礎額の算定に係る地域手当

315 円（＝(1)④）

③平均一箇月当たりの勤務日数

算定期間内の勤務割振日数÷算定期間内の任用月数

＝63÷6＝10.5 日（端数処理不要）

（次頁へ続く）

④期末手当基礎額
（①＋②）×③＝76,923 円（端数が生じる場合は切捨て）
※給与改定等により基準日における職と前職で基礎報酬等が異なる場合でも、基準日時点における基礎報酬等により算定する。
⑤期別支給割合
1.25
⑥在職期間別割合
100／100（算定期間中継続して会計年度任用職員として在職）
⑦期末手当支給額
④×⑤×⑥＝96,153 円（端数切捨て）

イ　基準日における職と前職が同一の職であるが、勤務割振りの頻度が異なる場合
（例）任用期間：R4.4.1～R5.3.31（Ａ職)、R5.4.1～R6.3.31（Ａ職）
（算定期間内の任用期間の月数：6 月）
１日当たりの勤務時間：７時間 15 分
算定期間内の勤務割振日数：５３日
①基本報酬のうち日額で定めるもの
7,011 円（＝(1)③）
②期末手当基礎額の算定に係る地域手当
315 円（＝(1)④）
③平均一箇月当たりの勤務日数
算定期間内の勤務割振日数÷算定期間内の任用月数
＝53÷6＝8.833…日（端数処理不要）
④期末手当基礎額
（①＋②）×③＝64,713 円（端数が生じる場合は切捨て）
※給与改定等により基準日における職と前職で基礎報酬等が異なる場合でも、基準日時点における基礎報酬等により算定する。
⑤期別支給割合
1.25
⑥在職期間別割合
100／100（算定期間中継続して会計年度任用職員として在職）
⑦期末手当支給額
④×⑤×⑥＝80,891 円（端数切捨て）

ウ　基準日における職と前職が異なる職の場合
（例）任用期間　R4.4.1～R5.3.31（Ｂ職)、R5.4.1～R6.3.31（Ａ職）
（算定期間内の任用期間の月数：2 月（Ａ職））
1 日当たりの勤務時間：7 時間 15 分（Ａ職）
算定期間内の勤務割振日数：２１日（Ａ職）
①基本報酬のうち日額で定めるもの
7,011 円（＝(1)③）
②期末手当基礎額の算定に係る地域手当
315 円（＝(1)④）
③平均一箇月当たりの勤務日数
算定期間内の勤務割振日数÷算定期間内の任用月数
＝21÷2＝10.5 日（端数処理不要）

（次頁へ続く）

④期末手当基礎額

（③＋④）×⑤＝76,923 円（端数が生じる場合は切捨て）

⑤期別支給割合

1.25

⑥在職期間別割合

100／100（異なる職であるが、算定期間中継続して会計年度任用職員として在職）

⑦期末手当支給額

④×⑤×⑥＝96,153 円（端数切捨て）

3　勤務１時間当たりの額で定める基礎報酬を支給されるもの

（例）任用期間：R5.4.1～R6.3.31（算定期間内の任用期間の月数：2 月）

算定期間内の勤務割振時間数：150 時間）

※算定期間内の任用期間が複数ある場合の取扱いは２と同様。

①基礎報酬

（150,800 円÷21）÷7 時間 45 分≒926 円（端数切捨て）

②給料の調整額に相当する報酬

（6,610 円÷21）÷7 時間 45 分≒40 円（端数切捨て）

③基本報酬のうち勤務１時間当たりの額で定めるもの

①＋②＝966 円

④期末手当基礎額の算定に係る地域手当

966 円×4.5%≒43 円（端数切捨て）

⑤平均一箇月当たりの勤務時間数

算定期間内の勤務割振時間数÷算定期間内の任用月数

＝150÷2＝75（端数がある場合も端数処理は不要）

⑥期末手当基礎額

（③＋④）×⑤＝75,675 円（端数が生じる場合は切捨て）

⑦期別支給割合

1.25

⑧在職期間別割合

30／100

⑨期末手当支給額

⑥×⑦×⑧＝28,378 円（端数切捨て）

（例２）基準日時点における職が複数の場合

・令和５年６月期（算定期間：R4.12.2～R5.6.1）の期末手当を算定

・基準日（R5.6.1）時点において、以下のＡ職、Ｂ職を兼務

	【Ａ職】	【Ｂ職】
初任給	行政職給料表１級１号俸：150,800 円	
給料の調整額に相当する報酬	6,610 円（調整数１）	なし
地域手当支給割合	4.5%	
任用期間	R5.4.1～R6.3.31（算定期間内の任用期間の月数：2 月）	
算定期間内の勤務割振時間数	50 時間	100 時間

（次頁へ続く）

①期末手当基礎額
A職、B職それぞれについて計算し合算する。
【A職】
a 基礎報酬
（150,800 円÷21）÷7 時間 45 分≒926 円（端数切捨て）
b 給料の調整額に相当する報酬
（6,610 円÷21）÷7 時間 45 分≒40 円（端数切捨て）
c 基本報酬のうち勤務１時間当たりの額で定めるもの
a＋b＝966 円
d 期末手当基礎額の算定に係る地域手当
966 円×4.5％≒43 円（端数切捨て）
e 平均一箇月当たりの勤務時間数
算定期間内の勤務割振時間数÷算定期間内の任用月数
＝50÷2＝25（端数がある場合も端数処理は不要）
f 期末手当基礎額
（c＋d）×e＝25,225 円（端数が生じる場合は切捨て）
【B職】
a 基礎報酬（＝基本報酬のうち勤務１時間当たりの額で定めるもの）
（150,800 円÷21）÷7 時間 45 分≒926 円（端数切捨て）
b 期末手当基礎額の算定に係る地域手当
926 円×4.5％≒41 円（端数切捨て）
c 平均一箇月当たりの勤務時間数
算定期間内の勤務割振時間数÷算定期間内の任用月数
＝100÷2＝50（端数がある場合も端数処理は不要）
d 期末手当基礎額
（a＋b）×c＝48,350 円（端数が生じる場合は切捨て）
【A職＋B職】
25,225円＋48,350円＝73,575円
②期別支給割合
1.25
③在職期間別割合
30／100
④期末手当支給額
①×②×③＝27,590 円（端数切捨て）

（12）へき地手当（へき地手当に準ずる手当を含む。）
第２号会計年度任用職員に支給することとされており、給与条例に規定するへき地手当等の例により支給する。

会計年度任用職員給与条例 第７条第７項

4　費用弁償
（１）通勤に係る費用弁償
（ア）第１号会計年度任用職員に支給することとされており、給与条例の規定の適用を受ける職員の通勤手当の例により支給する。
（イ）ただし、職務の特殊性等により、通勤手当の例により難い特別の事情（注）があるときは、旅費条例の規定の適用を受ける職員の例により支給する。
（注）通勤手当の例により難い特別の事情
・職務の勤務実態を考慮して、旅費条例による費用弁償の方が低い額となる場合
・その他人事委員会事務局長が必要と認める場合

会計年度任用職員給与条例 第５条
規則７―１４０ 第２１条
（令和元年通知 第２２２号 規則第２１条関係）

（ウ）その他

（ｉ）回数券等を利用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等を利用する場合の支給額は、平均１箇月当たりの通勤所要回数（注）分の運賃等の額とする。

（ⅱ）自動車等の使用者で、平均１箇月当たりの通勤所要回数（注）が１０回に満たない場合は、距離区分に応じ求められる額（「第３　給与条例適用職員関係（手当）」の「６　通勤手当」（２）（イ）を参照）から、その額に１００分の５０を乗じて得た額を減じた額とする。

（注）平均１箇月当たりの通勤所要回数（１未満の端数切り上げ）

〔任用期間において通勤に要することとなる回数〕 ÷

〔任用期間の月数（１月に満たない期間は、任用期間が１月を超える場合は切り捨て、任用期間が１月に満たない場合は切り上げる。）〕

※　任用期間の計算方法

・暦に従う。

（例）2月1日～2月28日→1月　　3月1日～3月31日→1月

・月の中途から起算するときは、最後の月においてその起算日に応当する日の前日をもって満了する。

（例）2月18日～5月17日→3月

・最後の月に応当日がないときは、その月の末日をもって満了する。

（例）1月30日～2月28日→1月

（２）公務のための旅行に係る費用弁償　　会計年度任用職員給与条例 第６条

第１号会計年度任用職員に支給することとされており、旅費条例の規定の適用を受ける職員の例により支給する。

５　その他

（１）報酬及び給料の支給方法　　会計年度任用職員給与条例 第８条　規則７－１４０ 第２２条

（ア）基本報酬及び給料の計算期間は、月の１日から末日までとし、月１回にその全額を支給する。

（イ）（ア）の給与期間の報酬及び給料の支給日（以下「支給定日」という。）は、毎月２１日とし、その日が休日、土曜日又は日曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日、土曜日又は日曜日でない日を支給定日とする。

（ウ）これらの規定により難いと認められるときは、任命権者が別に定めることができる。

（エ）これらによるほか、報酬及び給料の支給については、規則７－０の適用を受ける職員の例による。

（２）給与の減額　　会計年度任用職員給与条例 第９条、第１０条

会計年度任用職員が勤務しないときは、他の法令等の規定によりその勤務しないことにつき特に認められている場合のほか、その勤務しない１時間につき、次の勤務１時間当たりの給与額を減額して支給する。

（ア）第１号会計年度任用職員

（ｉ）月額で定める基礎報酬を支給されるもの

$$\frac{〔月額で定める基本報酬＋初任給調整手当に相当する報酬（月額）＋地域手当に相当する報酬（月額）〕\times 12}{〔１週間当たりの勤務時間\times 52〕－〔休日の日数（注）\times ７時間45分\times １週間当たりの勤務時間\div 38時間45分〕}$$

（注）令和５年度は17日

（ⅱ）日額で定める基礎報酬を支給されるもの

$$\frac{\text{日額で定める基本報酬＋初任給調整手当に相当する報酬（日額）＋地域手当に相当する報酬（日額）}}{\text{１日当たりの勤務時間}}$$

（ⅲ）勤務１時間当たりの額で定める基礎報酬を支給されるもの

勤務１時間当たりの額で定める基本報酬＋初任給調整手当に相当する報酬（勤務１時間当たりの額）＋地域手当に相当する報酬（勤務１時間当たりの額）

（イ）第２号会計年度任用職員

$$\frac{\text{〔給料（給料の調整額含む。） ＋ 初任給調整手当 ＋ 地域手当 ＋ 特地勤務手当（特地勤務手当に準ずる手当を含む。） ＋ へき地手当（へき地手当に準ずる手当を含む。）〕 × 12}}{\text{〔１週間当たりの勤務時間×52〕－〔休日の日数（注）×７時間45分〕}}$$

（注）令和５年度は17日

（３）休職者の給与

会計年度任用職員が休職にされたときの給与の取扱いについては、給与条例の規定の適用を受ける職員の例による。

会計年度任用職員給与条例
第１１条

第　５　　技能労務職員関係

第５　　目　　　　次

１　技能労務職員と給与条例　-- 5-1

２　技能労務職員の範囲　--- 5-1

３　技能労務職員の給与に関する具体的な定め　-------------------- 5-3

４　給料関係　--- 5-3

５　手当関係　--- 5-5

６　その他　-- 5-10

第５　技能労務職員関係

１　技能労務職員と給与条例

地方公務員法第５７条に規定する「単純な労務に雇用される者」については、その職務と責任の特殊性に基づき、地方公営企業等の労働関係に関する法律附則第５項において準用する地方公営企業法第３８条及び第３９条の規定により、給与決定の条例主義等について定めた地方公務員法第２４条及び第２５条の規定は適用しないこととされ、その給与については、「給与の種類及び基準」のみを条例で定め、その額及び支給方法については、任命権者の規則又は規程で定めることとされている。

地方公務員法
第５７条
地方公営企業等の労働関係に関する法律
附則第５項
地方公営企業法
第３８条
第３９条

このことから、給与条例第２５条においては、技能労務職員に支給する給与の種類を次に掲げる給与とし、また、その額及び支給方法について、技能労務職員及び企業職員以外の職員（以下「一般職員」という。）の給与の額及び支給方法を基準とし、その職務と責任の特殊性を考慮して任命権者が別に定めることとしている。

条例第２５条

（１）給料（給料の調整額を含む。）
（２）扶養手当
（３）地域手当
（４）住居手当
（５）通勤手当
（６）単身赴任手当
（７）特殊勤務手当
（８）特地勤務手当（特地勤務手当に準ずる手当を含む。）
（９）時間外勤務手当
(10) 休日勤務手当
(11) 夜間勤務手当
(12) 宿日直手当
(13) 期末手当
(14) 勤勉手当
(15) 寒冷地手当
(16) 災害派遣手当

２　技能労務職員の範囲

技能労務職員の範囲については、従前は、「単純な労務に雇用される一般職に属する地方公務員の範囲を定める政令（昭和２６年政令第２５号）」に規定するところによっていたが、同政令は地方公務員法附則第２１項の規定が削除されたことにより、昭和２７年９月３０日をもって失効した。

しかし、今日に至るまで同政令に代わるべきものが定められておらず、地方公務員法改正の経緯等から、技能労務職員の範囲は、同政令の定めるところによると解して差し支えないとされている。

（参　考）

単純な労務に雇用される一般職に属する地方公務員の範囲を定める政令（昭和２６年政令第２５号）

地方公務員法附則第２１項に規定する単純な労務に雇用される職員とは、一般職に属する地方公務員で左（次）の各号の一に掲げる者の行う労務を行うもののうち技術者、監督者及び行政事務を担当する者以外の者をいう。

１　守衛、給仕、小使、運搬夫及び雑役夫
２　土木工夫、林業夫、農夫、牧夫、園丁及び動物飼育人
３　清掃夫、と殺夫及び葬儀夫
４　消毒夫及び防疫夫
５　船夫及び水夫
６　炊事夫、洗たく夫及び理髪夫
７　大工、左官、石工、電工、営繕工、配管工及びとび作業員
８　電話交換手、昇降機手、自動車運転手、機械操作手及び火夫
９　青写真工、印刷工、製本工、模型工、紡織工、製材工、木工及び鉄工
１０　熔接工、塗装工、旋盤工、仕上組立工及び修理工
１１　前各号に掲げる者を除く外、これらの者に類する者

なお、本県職員の職で技能労務職員の職としてとらえられる職及びその職務の内容は、次のとおりである。

職名			職務の内容
知事部局	教育委員会	警察本部	
主事（事務補）	主事（事務補）	事務員	上司の命を受け、軽易な事務の補助的業務に従事する。
技師（運転技術）	技師（運転技術）	技術員	上司の命を受け、自動車等の運転業務に従事する。
技師（電話交換）		電話交換員	上司の命を受け、電話等の通信業務に従事する。
巡視長			上司の命を受け、庁舎内外の警備等の業務を処理し、技師（巡視）を指揮監督する。
技師（巡視）	技師（巡視）		上司の命を受け、庁舎内外の警備等の業務に従事する。
技師（庁務）	技師（庁務）	業務員	上司の命を受け、使役等の労務に従事する。
技師（甲板業務）	技師（甲板業務）		上司の命を受け、船舶等の労務に従事する。
技師（調理）	技師（調理）	調理員	上司の命を受け、炊事等の労務に従事する。
技師（農場業務）	技師（農場業務）		上司の命を受け、農耕等の労務に従事する。
技師（機械操作）	技師（機械操作）	技能員	上司の命を受け、機械操作等の技能的労務に従事する。
技師（寮母）			上司の命を受け、収容者の介護及び指導に従事する。

技　　　師 （看護補助）			上司の命を受け、軽易な看護の補助的業務に従事する。
技　　　師 （試験検査補助）			上司の命を受け、試験、研究又は検査の補助的業務に従事する。
技　　　師 （獣疫衛生）			上司の命を受け、狂犬病予防等の労務に従事する。
	技　　　師 （実験補助）		上司の命を受け、実験の補助的業務に従事する。

（注）任命権者別には、それぞれ次の規則で当該職についての規定をしている。

知 事 部 局　………　行政組織規則（昭和３５年宮城県規則第７６号）
教育委員会　………　宮城県教育委員会行政組織規則
（昭和４１年宮城県教育委員会規則第４号）
警 察 本 部　………　宮城県警察組織規則（昭和３７年宮城県公安委員会規則第２号）

３　技能労務職員の給与に関する具体的な定め

給与条例第２５条の規定に基づき、各任命権者においては、次の訓令又は規則により、技能労務職員の給与に関する具体的な定めをしている。

なお、これらの訓令又は規則は、各任命権者が技能労務職員の給与に関する具体的な定めをする場合においては知事と協議をしなければならないこととされており、内部的には、知事部局における「技能労務職員の給与に関する規程」（以下「規程」という。）を基本とし、他の任命権者においては、規程に準拠した定め方をしているか、規程の例によっているかのいずれかである。　条例第２５条第３項

知 事 部 局　……　技能労務職員の給与に関する規程（昭和３２年宮城県訓令甲第２６号）
教育委員会　……　宮城県教育委員会に属する技能労務職員の給与に関する規則
（昭和３２年宮城県教育委員会規則第１１号）
警 察 本 部　……　県警察に勤務する技能労務職員の給与に関する規程
（昭和３２年宮城県警察本部訓令第８号）

なお、これらの訓令又は規則の適用職員の範囲は、それぞれの訓令又は規則により、前記２の「技能労務職員の範囲」の表に掲げた職及びこれらの職（巡視長を除く。）ごとの主任の職名を有する者としている。　規程第１条第２項

４　給料関係

（１）給　料　表

給料表は、５級制をとっている。（参考資料１参照）

規程第２条別表第１

（２）職務の級の決定基準

給料表に定める職務の級に分類する基準となるべき標準的な職務の内容は、次のとおりとなっている。　規程第２条の２ 別表第２

○　級別標準職務表（知事部局の例）

職 務 の 級	標　　準　　的　　な　　職　　務
１　　級	技師（運転技術）、技師（巡視）等の職務
２　　級	技能又は経験を必要とする業務を行う技師（運転技術）、技師（巡視）等の職務
３　　級	相当の技能又は経験を必要とする業務を行う技師（運転技術）、技師（巡視）等の職務
４　　級	高度の技能又は経験を必要とする業務を行う技師（運転技術）、技師（巡視）等の職務
５　　級	１　巡視長の職務 ２　技師（運転技術主任）、技師（巡視主任）等の職務

（３）初任給決定の基準

初任給については、次の初任給基準表に定める号俸とする。経験年数を有する場合には、一般職員に準じ、当該経験年数を調整し、上位の級号俸に決定することができる。　規程第３条第２項　別表第３

○　初任給基準表（知事部局の例）

職　　　種	学　歴	初　　任　　給
技師（運転技術）、技師（電話交換）、技師（巡視）、技師（機械操作）、技師（寮母）、主事（事務補）、技師（庁務）、技師（甲板業務）、技師（調理）、技師（農場業務）、技師（看護補助）、技師（試験検査補助）及び技師（獣疫衛生）	高校卒	１級２１号俸
	中学卒	１級９号俸

（注）１　知事部局においては、船舶に乗り組んで行う船務に従事することを本務とする職員の初任給基準について、規程別表第３備考及び令和４年宮城県訓令甲第３号附則第２項から第４項までに具体的に定められている。

２　教育委員会においては、宮城丸に乗り組む者の初任給基準について、宮城県教育委員会に属する技能労務職員の給与に関する規則第３条の２及び令和３年宮城県教育委員会規則第５号附則第２項から第５項までに具体的に定められている。

（４）昇　　格

技能労務職員の昇格の場合の給料月額については、規則７－３３第２３条の規定を準用することとしており、この場合において、同条第１項中「別表第７」とあるのは「技能労務職員の給与に関する規程（昭和３２年宮城県訓令甲第２６号）別表第４」と読み替えるものとしている。　規程第３条第３項

５　手　当　関　係

（１）給料の調整額

給料の調整額は、別表第１に掲げる勤務箇所に勤務する技能労務職員に支給する。　　規程第４条

その１　知事部局

○　支　給　額

調　整　基　本　額（別表第５の２、別表第５の３）	×	調　整　数（別表第５）

別表第５　給料の調整額表

勤務箇所	職　　　　員	調整数
中央児童相談所	⑴ 一時保護の業務に従事することを本務とする技師（寮母）及び技師（看護補助）	3
	⑵ 一時保護の業務に従事することを本務とする職員のうち、⑴に掲げる職員以外の職員	1
さわらび学園	全職員	1
水産林政部水産業振興課	漁業取締船に乗り組んで行う船務に従事することを本務とする職員	１．５
水産技術総合センター	漁業調査指導船に乗り組んで行う船務に従事することを本務とする職員	1

別表第５の２　調整基本額表

職務の級	調整基本額
１　　級	６，１００円
２　　級	７，５００円
３　　級	８，６００円
４　　級	８，８００円
５　　級	９，８００円

別表第５の３　調整基本額表

職務の級	調整基本額
１　　級	５，９００円
２　　級	６，２００円
３　　級	６，７００円
４　　級	７，４００円
５　　級	８，３００円

（注）１　定年前再任用短時間職員には別表第５の３の調整基本額を、それ以外の職員には別表第５の２の調整基本額を適用する。

２　その他、定年前再任用短時間勤務職員等の給料の調整額の取扱いについては、一般職員の例によることとする。

３　調整基本額が給料月額の１００分の４．５を超えるときは、給料月額の１００分の４．５ に相当する額（その額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

４　給料の調整額が給料月額の１００分の２５に相当する額を超えるときは、給料月額の１００分の２５に相当する額 を給料の調整額とする。

５　給料の調整額について、その額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

その２　教育委員会

宮城丸に乗り組む者の職務に応じて規程別表第５の２に掲げる調整基本額に１．５を乗じて得た額

規則（昭和３２年教育委員会規則第１１号）第３条の３

（２）特殊勤務手当

技能労務職員に支給する特殊勤務手当の種類、支給要件及び支給額は、次の表に掲げるとおりであり、その支給方法等は、一般職員の例による。　規程第５条

（注）次の表の支給要件中「条例」とは、職員の特殊勤務手当に関する条例をいう。

その１　知事部局

特殊勤務手当の種類	支給要件	支給額	
県税事務従事手当	県税事務所に所属する技師（運転技術）及び主事（事務補）が、条例第３条第１項第１号に規定する業務の補助業務に従事したとき	業務に従事した日１日につき 650円	規程第６条
技術者養成業務手当	農業大学校に所属する技師（農場業務）が、条例第５条第１項第３号に規定する業務の補助業務に従事したとき	別表アに掲げる額	規程第７条
家畜取扱手当	畜産試験場に所属する技師（農場業務）が、条例第６条第１項第２号に規定する作業に従事したとき	作業に従事した日１日につき 種畜を御する作業　300円 家畜のと殺・解体の作業　400円	規程第８条
船舶乗組手当	一般職員と同じ （条例第７条第１項）	（条例第７条第２項の額）	
防疫等作業手当	一般職員と同じ （条例第１１条第１項）	（条例第１１条第３項の額）	
精神保健業務手当	保健福祉部精神保健推進室又は保健福祉事務所に所属する技師（運転技術）が、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第２９条第１項又は第２９条の２第１項の規定に基づき入院させる精神障害者の護送の業務に従事したとき	業務に従事した日１日につき 400円	規程第９条
有害物等取扱手当	農業・園芸総合研究所又は古川農業試験場に所属する職員が、条例第１３条第１項第１号に規定する業務の補助業務に従事したとき	業務に従事した日１日につき 300円	規程第１０条
	保健環境センター又は産業技術総合センターに所属する職員が、条例第１３条第１項第２号に規定する業務の補助業務に従事したとき	業務に従事した日１日につき 300円	
野犬等取扱作業手当	保健福祉事務所又は動物愛護センターに所属する技師（獣疫衛生）が、条例第１４条第１項に規定する作業（当該作業の補助作業を含む。）に従事したとき	作業に従事した日１日につき 犬又は猫の殺処分の作業　450円 犬の捕獲、抑留又は引取りの作業　350円	規程第１１条

立入検査等業務手当	環境生活部環境対策課、食と暮らしの安全推進課、循環型社会推進課、保健環境センター又は保健福祉事務所に所属する職員が、条例第１５条第１項第２号に規定する業務の補助業務に従事したとき	業務に従事した日１日につき 300円	規程第１２条
	計量検定所に所属する技師（運転技術）及び主事（事務補）が、条例第１５条第１項第４号に規定する業務の補助業務に従事したとき	業務に従事した日１日につき 300円	
死 体 処 理 手 当	一般職員と同じ （条例第１６条第１項）	業務に従事した日１日につき ［解剖の補助作業 3,200円 清拭等の作業 1,000円］	
特殊現場等作業手当	① 畜産試験場、土木事務所又はダム総合事務所に所属する技師（運転技術）が、別表イに掲げる特殊自動車を運転する業務に従事したとき	除雪又は雪上輸送の業務 業務に従事した日１日につき 600円 上記以外の業務 業務に従事した日１日につき 250円	規程第１３条
	② 条例第１８条第１項第１号に規定する公所に所属する職員が、同号に規定する業務又はその補助業務に従事したとき	業務に従事した日１日につき 350円	
	③ 条例第１８条第１項第２号に規定する公所に所属する職員が、同号に規定する作業（当該作業の補助作業を含む。）に従事したとき	作業に従事した日１日につき 350円	
	④ 条例第１８条第１項第３号に規定する公所に所属する職員が、同号に規定する業務に従事したとき	業務に従事した日１日につき 300円	
災害応急作業等手当	一般職員と同じ （条例第２０条第１項）	作業に従事した日１日につき 巡回監視 350円 応急作業等 530円 ［夜間作業（日没時から日出時までの間）の場合は、50/100加算］ 噴火による災害状況の調査等 910円 ［警戒区域内の場合は 100/100加算］	規程第１４条

（注）併給禁止

1　特殊現場等作業手当のうち①の手当を支給される日には、②及び③の手当は支給しない。　規程第１３条第３項

2　災害応急作業等手当の支給される日には、特殊現場等作業手当のうち、③の手当は支給しない。　規程第１４条第２項

３　上記に定めるもののほか、併給の禁止については、一般職員の例による。　規程第１４条第３項

その２　教育委員会　　規則（昭和３２年教育委員会規則第１１号）第４条

特殊勤務手当の種類	支　給　要　件	支　給　額
船舶乗組手当	一般職員と同じ （条例第７条第１項）	（条例第７条第２号の額）
夜間課程勤務手当	一般職員と同じ （条例第２２条第１項）	業務に従事した日 １日につき　190円

（別　表）
ア　技術者養成業務手当（勤務１日につき）

職務の級又は職務の級の号俸の区分	手　当　額
１級	200円
２級のうち１６号俸以下	250円
２級のうち１７号俸以上又は３級	350円
４級以上	400円

イ　特殊自動車の種類　　規程別表第６

トラクタ	ブルドーザ	パワーショベル
ロード・ローラ	グレーダ	ロード・スィーパー
ロータリー除雪車	プラウ付除雪車	雪上車

（３）期末手当・勤勉手当

技能労務職員に支給する期末手当・勤勉手当の支給範囲及び支給額は、一般職員の例によるものであるが、算定基礎額につき加算を受ける職員の加算割合については、次の表に掲げるとおりである。　規程第１５条第３項、第４項

職　員	加算割合
職務の級５級の職員	$\frac{10}{100}$
職務の級３級又は４級の職員のうち、基準日現在（注１）の経験年数（注２）が１９年（新高３卒）以上の職員	$\frac{5}{100}$

備考　職員欄の経験年数に付された括弧内に定める学歴区分（人事委員会規則７―３３（初任給、昇格、昇給等の基準）別表第３に定める学歴区分をいう。）以外の学歴免許等の資格を有する職員については、同規則別表第５の修学年数欄に掲げる年数に応じ、経験年数の調整を行うものとする。

（注１）基準日前１箇月以内に退職し、又は死亡した職員にあっては、退職した日又は死亡した日現在

（注２）ここでいう経験年数とは、規則７―３３に規定する級別資格基準表の適用に係る職員の経験年数（規則７―３３第８条の規定に基づき経験年数の調整を受ける職員にあっては、その調整前の経験年数）をいう。

６　そ　の　他

前記４及び５のほか、技能労務職員の給与の取扱いについては、一般職員の例によること　としている。

規程第１５条第１項

第　６　　企　業　職　員　関　係

第６　　目　　　　次

１　企業職員と給与条例　-- 6-1

２　企業職員の給与に関する具体的な定め　---------------------------- 6-1

３　給料関係　-- 6-2

４　手当関係　-- 6-3

５　その他　-- 6-5

第６　企業職員関係

１　企業職員と給与条例

地方公営企業法第１５条に規定する「地方公営企業の管理者の権限に属する事務の執行を補助する職員（企業職員)」については、職務と責任の特殊性に基づき、その身分取扱いについては同法の適用を受け、そのなかで、給与については、給与決定の条例主義等について定めた地方公務員法第２４条及び第２５条の規定は適用しないこととされ、「給与の種類及び基準」のみを条例で定めて、その額及び支給方法については地方公営企業法に規定するところにより、当該企業の管理者の規程等によって定めることとされている。

地方公営企業法の適用を受ける企業の範囲については、同法第２条に規定されているところであるが、本県の場合、水道用水供給事業、工業用水道事業、流域下水道事業及び地域整備事業が同法の全部の適用を受ける事業に該当し、企業局に勤務する職員が同法の身分取扱いに関する規定の適用を受けることとなる。

このことから、給与条例第２４条においては、企業職員に支給する給与の種類として次に掲げる給与を定め、また、その額及び支給方法は、県の一般職員の額及び支給方法を基準とし、地方公営企業法第３８条第２項及び第３項の規定の趣旨に従って定めなければならないこととしている。

（１）給料（給料の調整額を含む。）
（２）管理職手当
（３）初任給調整手当
（４）扶 養 手 当
（５）地 域 手 当
（６）住 居 手 当
（７）通 勤 手 当
（８）単身赴任手当
（９）特殊勤務手当
(10) 特地勤務手当（特地勤務手当に準ずる手当を含む。）
(11) 時間外勤務手当
(12) 休日勤務手当
(13) 夜間勤務手当
(14) 宿日直手当
(15) 管理職員特別勤務手当
(16) 期 末 手 当
(17) 勤 勉 手 当
(18) 寒冷地手当
(19) 災害派遣手当

地方公務員法 第５７条
地方公営企業法 第１５条 第３６条 第３８条 第３９条
地方公営企業法 第２条
公営企業の設置等に関する条例第４条
条例第２４条

２　企業職員の給与に関する具体的な定め

企業職員の給与に関する具体的な定めは、「企業職員給与規程（昭和４９年宮城県企業局管理規程第６号)」(以下「企業局給与規程」という。）において行っている。

なお、企業職員の給与の取扱いについては、県の一般職員及び技能労務職員又は会計年度任用職員の例によることとしているほか、次の３及び４のとおりである。

企業局給与規程 第８条

３　給 料 関 係

（1）給　料　表

給料表は、企業職員を水質等の検査及び分析に従事する職員と、単純な労務に雇用される職員、高度の専門的な知識経験等を活用するため任期を定めて採用された職員、それ以外の職員に区分し、それぞれ次のように定めている。

企業局給与規程 第２条

（ⅰ）企業職給料表(一)　給与条例別表第１の行政職給料表を準用し、この表の適用職員の範囲を企業職給料表(二)から企業職給料表(四)までの適用を受ける職員以外の職員としている。

（ⅱ）企業職給料表(二)　給与条例別表第５のロの医療職給料表（二）を準用している。

（ⅲ）企業職給料表(三)　技能労務職員の給与に関する規程（昭和３２年宮城県訓令甲第２６号）別表第１の給料表を準用している。

（ⅳ）企業職給料表(四)　任期付職員条例第４条の特定任期付職員給料表を準用している。

（ⅴ）会計年度任用職員給与条例第１条に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）については、（ⅰ）、（ⅱ）又は（ⅲ）の給料表を適用する。

（ⅵ）任期付職員条例第２条の２及び同条例第２条の３の規定に基づいて採用された職員の給料月額は、（ⅰ）の給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

（ⅶ）任期付職員条例第２条の３の規定に基づいて採用された職員の給料月額は、（ｖ）の規定にかかわらず、（ｖ）に規定する給料月額に職員勤務時間条例第２条第４項の規定により定められたその者の勤務時間を職員勤務時間条例第２条第１項に規定する勤務時間（３８時間４５分）で除して得た数を乗じて得た額とする。

（2）初任給、昇格、昇給等の基準

企業局給与規程 第３条

初任給、昇格、昇給等の基準については、給料表の適用される職員の区分に応じ、それぞれ県の一般職員及び技能労務職員又は会計年度任用職員の例によることとしている。

4　手 当 関 係

（1）管理職手当

企業局給与規程第５条

管理職手当は、次の表に掲げる職にある企業職員に支給するものとしている。

組　　織	職	区　分
本　局	局　長	一　種
	理　事 技　監	二　種
	副局長	三　種
	参　事 技術参事 課　長	四　種
	専門監 局副参事 局技術副参事	五　種
	総括課長補佐（管理者が定める者に限る。）	七　種
地方機関	所　長	四　種
	管理事務所長	六　種
	総括次長（管理者が定める者に限る。）	七　種

また、支給する額は上記の表の職を占める職員に適用される給料表の別並びに当該職員の属する職務の級及び当該職に係る上記の表の区分に応じ、それぞれ次の表に掲げるとおりとしている。

職務の級	区　分	管理職手当
10　級	一　種	139,300円
9　級	一　種	130,300円
	二　種	119,900円
8　級	三　種	94,000円
	四　種	84,600円
7　級	四　種	79,700円
	五　種	66,400円
	六　種	53,100円
	七　種	44,300円
6　級	四　種	74,800円
	五　種	62,300円
	六　種	49,900円
	七　種	41,600円
5　級	五　種	59,500円
	六　種	47,600円
	七　種	39,700円
4　級	六　種	44,400円
	七　種	37,000円

（２）特殊勤務手当

企業職員に対して支給する特殊勤務手当の区分、支給される職員の範囲及び支給額は、次の表に掲げるとおりであり、その支給方法等は県の一般職員の例によるものとする。

企業局給与規程 第６条

特殊勤務手当の　区　分	支給される職員の範囲	支　給　額
特殊現場等作業手当	（所属）　公営事業課、水道経営課、大崎広域水道事務所、仙南・仙塩広域水道事務所、中南部下水道事務所又は東部下水道事務所 （業務）　工事現場等において次に掲げる工事の測量、調査、監督、指示、試験又は検査の業務に従事した職員 １　地表又は水面からの高さ１０ｍ以上の建築工事、えん堤工事、橋りょう工事の現場その他墜落の危険性が特に著しい現場で企業局長が定めるもの ２　トンネルの掘削工事の現場 ３　地表からの深さ１０ｍ以上の現場（企業局長が定めるものに限る。） ４　前各号以外の工事現場等で企業局長が認めるもの	業務に従事した日１日につき　３５０円
用地買収等業務手当	（所属）　公営事業課、水道経営課、大崎広域水道事務所、仙南・仙塩広域水道事務所、中南部下水道事務所又は東部下水道事務所 （業務）　土地の取得等に伴う調査若しくは交渉又は事業の施行により生ずる損失の補償に伴う調査若しくは交渉の業務（企業局長が定めるもの）	業務に従事した日１日につき　７５０円 （業務が夜間（午後５時15分から翌日午前８時30分までの間をいう。）に行われた場合には９５０円）
有害物等取扱手当	（所属）　大崎広域水道事務所又は仙南・仙塩広域水道事務所 （業務）　毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）別表第１から別表第３までに規定する毒物及び劇物（以下「毒劇物」という。）の発生を伴う業務又は毒劇物若しくは放射性物質を内蔵する精密機器を用いて行う検査及び分析の業務に従事した職員	業務に従事した日１日につき　３００円
災害応急作業等手当	（所属）大崎広域水道事務所、仙南・仙塩広域水道事務所、中南部下水道事務所又は東部下水道事務所 （業務）　次に掲げる作業に従事した職員 １　噴火により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第６０条の規定に基づき居住者、滞在者その他の者が避難のための立退きを指示された地域又は同法第６３条第１項の規定に基づき設定された警戒区域で行う災害状況の調査、巡回監視、工事の監督その他局長が定める作業 ２　前号に掲げるもののほか、企業局が管理する公共土木施設等で企業局長が定めるもの又はその周辺において異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（企業局長が定める場合に限る。）に行う巡回監	○　１号の業務 作業に従事した日１日につき　９１０円 ○　２号の業務 作業に従事した日１日につき次の表に定める額 <table><tr><th>作業の種類 ＼ 職務の級</th><th>巡回監視</th><th>応急作業等</th></tr><tr><td>企業職給料表(一)又は企業職給料表（二）４級以上の級</td><td>600円</td><td>910円</td></tr><tr><td>企業職給料表(一)又は企業職給料表</td><td>480円</td><td>730円</td></tr></table>

	視又は応急作業等	（二） ２級、３級 企業職給料表(一)１級又は企業職給料表（二）１級の級及び企業職給料表(三)　350円　530円 ○　前２号の規定にかかわらず、次の場合における各号の手当の額は、次に掲げる額とする。ただし同一の日において(一)及び(二)に該当するときは(二)に定める額を各号の手当の額とする。 (一)２号の作業が日没時から日出時までの間に行われた場合に $\frac{50}{100}$ を加算した額 (二)各号の作業が著しく危険である区域（企業局長が定めるものに限る。）で行われた場合に $\frac{100}{100}$ を加算した額

(注) １　災害応急作業等手当の支給される日には、特殊現場等作業手当は支給しない。ただし、この規定により支給されないこととなる特殊現場等作業手当の額が、災害応急作業等手当の額を超えるときは、特殊現場等作業手当を支給し、災害応急作業等手当は支給しない。

２　所属の長は、企業局長が定めるところにより、特殊勤務手当台帳及び特殊勤務手当支給整理簿を作成し、保管しなければならない。

（3）宿日直手当

宿日直手当の額は、その勤務１回につき、次のように定めている。　　企業局給与規程 第７条

（ｉ）本来の勤務に従事しないで行う庁舎、設備、備品、書類等の保全、外部との連絡、文書の収受及び庁内の監視を目的とする勤務　4,200円

（ii）浄水施設の運転監視・保守管理等を目的とする勤務　5,900円

５　そ　の　他

企業職員の勤務時間その他の勤務条件に関する具体的な定めは、「企業職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規程（昭和４９年宮城県企業局管理規程第５号)」(以下「企業局勤務時間等規程」という。）において行っている。

なお、企業職員の年次有給休暇の時季指定については、「第７　勤務時間その他の勤務条件」１０（４）のとおりである。このほか、職員の勤務時間その他の勤務条件及び服務については、県の一般職員の例によることとしている。

企業局勤務時間等規程 第２条 第３条 第４条

第　７　　勤務時間その他の勤務条件

第７　　目　　　次

１　１週間の勤務時間 ---------- 7-1

２　週休日及び勤務時間の割振り ---------- 7-1

３　休憩時間 ---------- 7-3

４　週休日の振替等 ---------- 7-4

５　正規の勤務時間以外の時間における勤務 ---------- 7-6

６　育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び時間外勤務の制限 ---------- 7-8

７　時間外勤務代休時間 ---------- 7-9

８　休　日 ---------- 7-10

９　休日の代休日 ---------- 7-10

10　年次有給休暇 ---------- 7-10

11　病気休暇 ---------- 7-16

12　特別休暇 ---------- 7-16

13　介護休暇 ---------- 7-26

14　介護時間 ---------- 7-27

15　修学部分休業 ---------- 7-28

16　高齢者部分休業 ---------- 7-28

17　自己啓発等休業 ---------- 7-28

18　配偶者同行休業 -- 7-28

19　育児休業 -- 7-28

20　職務に専念する義務の免除 -- 7-29

凡　　　　例

法　　　　律

地公法	地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）
教特法	教育公務員特例法（昭和２４年法律第１号）
育児休業法	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第１１０号）

条　　　　例

条例	職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成７年宮城県条例第７号）
（学）条例	学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成７年宮城県条例第８号）
職専免条例	職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和２６年宮城県条例第８号）
外国派遣条例	外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和６３年宮城県条例第６号）
育児休業条例	職員の育児休業等に関する条例（平成４年宮城県条例第１２号）
公益的法人等派遣条例	公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成１３年宮城県条例第６３号）
修学部分休業条例	職員の修学部分休業に関する条例（平成１７年宮城県条例第１８号）
高齢者部分休業条例	職員の高齢者部分休業に関する条例（平成１７年宮城県条例第１９号）
自己啓発等休業条例	職員の自己啓発等休業に関する条例（平成１９年宮城県条例第８９号）
配偶者同行休業条例	職員の配偶者同行休業に関する条例（平成２６年宮城県条例第４５号）

規　　　　則

規則８―５	人事委員会規則８―５（職員の勤務時間、休暇等に関する規則）
規則８―６	人事委員会規則８―６（学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則）
規則８―７	人事委員会規則８―７（職員の育児休業等に関する規則）
規則８―８	人事委員会規則８―８（職員の自己啓発等休業に関する規則）
規則９―０	人事委員会規則９―０（営利企業等の従事制限についての許可基準）
規則９―１	人事委員会規則９―１（職務に専念する義務の特例に関する規則）

通　　　　知

通知ア	人事委員会規則８―５（職員の勤務時間、休暇等に関する規則）の運用について
通知イ	人事委員会規則８―６（学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則）の運用について

規　　　　程

勤務時間規程	単純労務職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成２２年訓令甲第５号）
（教）勤務時間規程	宮城県教育委員会に属する単純労務職員の勤務時間等に関する規程（令和元年１２月２７日宮城県教育委員会訓令甲第５号）
（企）勤務時間規程	企業職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規程（昭和４９年宮城県企業局管理規程第５号）

第　７　　勤務時間その他の勤務条件

１　１週間の勤務時間

（１）職員及び学校職員（（２）の職員を除く。）の勤務時間

（ア）職員及び学校職員（（イ）から（エ）を除く。）

４週間を超えない期間につき、１週間当たり３８時間４５分

（イ）育児短時間勤務職員等

育児短時間勤務等の内容に従い、任命権者が定める時間

（ウ）定年前再任用短時間勤務職員

４週間を超えない期間につき、１週間当たり１５時間３０分～３１時間までの範囲内で任命権者が定める時間

（エ）任期付短時間勤務職員

４週間を超えない期間につき、１週間当たり３１時間までの範囲内で任命権者が定める時間

条例第２条第１項
（学）条例第３条
第１項
条例第２条第２項
（学）条例第３条
第２項
条例第２条第３項
（学）条例第３条
第３項
条例第２条第４項
（学）条例第３条
第４項

（２）船舶に乗り組む職員及び船舶に乗り組む学校職員の勤務時間

次により、人事委員会の承認を得て任命権者が定める。

（ア）職員及び学校職員（（イ）から（エ）を除く。）

５２週間を超えない期間につき、１週間当たり３８時間４５分

（イ）育児短時間勤務職員等

５２週間を超えない期間につき、育児短時間勤務等の内容に従い、任命権者が定める時間

（ウ）定年前再任用短時間勤務職員

５２週間を超えない期間につき、１週間当たり１５時間３０分～３１時間までの範囲内で任命権者が定める時間

（エ）任期付短時間勤務職員

５２週間を超えない期間につき、１週間当たり３１時間までの範囲内で任命権者が定める時間

条例第８条第１項
（学）条例
第７条の２第１項
条例第８条第１項
（学）条例
第７条の２第１項
条例第８条第１項
条例第８条第１項

２　週休日及び勤務時間の割振り

（１）職員（（３）、（４）の職員を除く。）の週休日及び勤務時間の割振り

（ア）職員の週休日及び勤務時間の割振り

（ⅰ）職員（（ⅱ）及び（ⅲ）の職員を除く。）

日曜日及び土曜日を週休日とし、月曜日から金曜日までの５日間に１日７時間４５分の勤務時間を割り振る。

なお、公務に支障がないと認める場合には、職員の申告を経て、４週間を超えない範囲内で単位期間ごとの期間につき３８時間４５分となるように勤務時間を割り振ることができる。また、育児・介護を行う職員については、単位期間ごとの期間につき上記の週休日に加えて週休日を設けることができる。

（ⅱ）育児短時間勤務職員等

育児短時間勤務等の内容に従い、日曜日、土曜日及びその他指定日を週休日とし、１週間ごとの期間につき１日７時間４５分以内の勤務時間を割り振る。

なお、公務に支障がないと認める場合には、職員の申告を経て、４週間を超えない範囲内で単位期間ごとの期間につき週の勤務時間となるように勤務時間を割り振ることができる。

条例第３条
条例第４条
規則８―５第２条
通知ア

（ⅲ）定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員

日曜日、土曜日及びその他指定日を週休日とし、１週間ごとの期間につき１日７時間４５分以内の勤務時間を割り振る。

なお、公務に支障がないと認める場合には、職員の申告を経て、４週間を超えない範囲内で単位期間ごとの期間につき週の勤務時間となるように勤務時間を割り振ることができる。

（イ）特別の形態によって勤務する職員（交替制勤務職員）については、４週間ごとの期間につき８日（育児短時間勤務職員等については育児短時間勤務等の内容に従った８日以上、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については８日以上）の週休日を設け、勤務日が引き続き１２日を超えないようにする場合には、任命権者が別に定めることができる。

（ウ）職務の特殊性等により、４週間につき８日（育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については８日以上）の週休日を設けることが困難である職員については、４週間を超えない期間につき１週間当たり１日以上（育児短時間勤務職員等については育児短時間勤務等の内容に従った１日以上）の割合で週休日を設け、週休日が毎４週間につき４日以上になるようにし、勤務日が引き続き１２日を超えないようにする場合には、人事委員会と協議して任命権者が定めることができる。

（２）フレックスタイム制の週休日及び勤務時間の割振り

条例第３条 第３項、第４項
規則８―５ 第１条の２ ～第１条の１０
通知ア

（１）に関わらず、職員の申告を経て、４週間を超えない範囲で週を単位として人事委員会規則で定める期間（単位期間）ごとの期間につき１に規定する勤務時間となるように勤務時間を割り振ることができる。

（ⅰ）一般職員における割り振りの基準

a　単位期間　：４週間（１５５時間００分）
b　コアタイム：１０：００～１５：３０
c　フレキシブルタイム（始業）：７：００～１０：００
d　フレキシブルタイム（終業）：１５：３０～２２：００
e　最短勤務時間：６時間
f　最長勤務時間：１２時間
g　週休日：日曜日及び土曜日

（ⅱ）育児・介護を行う職員における割り振りの基準

a　単位期間　：１週間（　３８時間４５分）
２週間（　７７時間３０分）
３週間（１１６時間１５分）
４週間（１５５時間００分）　から選択可
b　コアタイム：１０：００～１５：００
c　フレキシブルタイム（始業）：７：００～１０：００
d　フレキシブルタイム（終業）：１５：００～２２：００
e　最短勤務時間：４時間
f　最長勤務時間：１２時間
g　週休日：日曜日及び土曜日に加えて、１日を限度に週休日を設けることができる。

（３）学校職員の週休日及び勤務時間の割振り

（ア）学校職員の週休日及び勤務時間の割振り

（ⅰ）学校職員（（ⅱ）及び（ⅲ）の職員を除く。）　（学）条例第４条
（１）（ア）（ⅰ）と同じ。　規則８―６第２条
（ⅱ）育児短時間勤務職員等　通知イ
（１）（ア）（ⅱ）と同じ。

（ⅲ）再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員

（１）（ア）（ⅲ）と同じ。

（イ）特別の形態によって勤務する学校職員については、４週間ごとの期間につき８日（育児短時間勤務職員等については育児短時間勤務等の内容に従った８日以上、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については８日以上）の週休日を設け、勤務日が引き続き１２日を超えないようにし、かつ１回の勤務に割り振られる勤務時間が１６時間を超えないようにする場合には、任命権者が別に定めることができる。

（ウ）職務の特殊性等により、４週間につき８日（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については８日以上）の週休日を設けることが困難である学校職員については、４週間を超えない期間につき１週間当たり１日以上（育児短時間勤務職員等については育児短時間勤務等の内容に従った１日以上）の割合で週休日を設け、週休日が毎４週間につき４日以上となるようにするとともに、勤務日が引き続き１２日を超えないようにし、かつ、１回の勤務に割り振られる勤務時間が１６時間を超えないようにする場合には、人事委員会と協議して任命権者が定めることができる。

（４）船舶に乗り組む職員及び船舶に乗り組む学校職員の週休日

５２週間を超えない期間につき、１週間当たり１日以上の割合で週休日を設ける。　条例第８条　（学）条例第７条の２

３　休憩時間

（１）職員の休憩時間

（ア）１日の勤務時間が、６時間を超える場合においては、少なくとも１時間、勤務時間の途中に置く。　条例第６条　（学）条例第６条　規則８―５第４条　規則８―６第４条

（イ）１日の勤務時間が６時間を超え８時間以下の場合において、下記に該当し、公務の運営に支障がないと認められるときは、休憩時間を４５分とすることができる。

（ⅰ）子を養育するとき

６（１）（ア）（ⅰ）及び（ⅱ）と同じ。

（ⅱ）要介護者を介護するとき

６（１）（ア）（ⅲ）と同じ。

（ⅲ）妊娠中の女子職員が通勤の混雑を緩和するとき

12（１）７と同じ。

（ⅳ）高校、大学等において修学するとき

（２）学校職員の休憩時間

（ア）１日の勤務時間が６時間を超える場合は少なくとも４５分、８時間を超える場合は少なくとも１時間、勤務時間の途中に置く。

（イ）１日の勤務時間が６時間を超え８時間以下の場合で、かつ、４５分を超える休憩時間が置かれている場合において、上記（１）（イ）（ⅰ）～（ⅳ）に該当し、公務の運営に支障がないと認められるときは、休憩時間を４５分以上で、かつ、置かれている休憩時間に満たない時間とすることができる。

（３）休憩時間の一斉付与の例外

任命権者は、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要がある場合において、公務の運営上必要なもので、休憩時間を一斉に与えないことにより実態として休憩の自由利用が妨げられず、かつ、過度な勤務となることがないと認められるときに限り、休憩時間を一斉に与えないことができる。

４　週休日の振替等

条例第５条
（学）条例第５条
規則８―５第３条
規則８―６第３条
通知ア、通知イ

（１）週休日の振替

（ア）振替の要件

職員に週休日に勤務することを命ずる必要があること。

（イ）割振りの方法

勤務を命ずる必要がある日の前４週間及び後８週間の期間内にある勤務日を週休日に変更し、当該勤務日に割り振られた勤務時間を勤務を命ずる必要がある日に割り振る。ただし、

勤務の性質により、上記の期間によると、公務の能率を甚だしく阻害し、又は職員の健康若しくは安全に有害な影響を及ぼす場合は、人事委員会の承認を得て、当該期間について別段の定めをすることができる。

（ウ）振替の条件

（ｉ）振替を行った後において、週休日が毎４週間につき４日以上となるようにし、かつ、正規の勤務時間を割り振られた日が引き続き２４日を超えないようにすること。

（ⅱ）職員に対し速やかに通知すること。

（２）４時間の勤務時間の割振り変更

（ア）変更の要件

（1）（ア）と同じ。

（イ）変更の方法

（1）（イ）の期間内にある勤務日の勤務時間のうち４時間（教育職給料表が適用される教育職員は、４時間又は3時間４５分。次の４時間についても同様。）を当該勤務日に割り振ることをやめ、勤務を命ずる必要がある日に割り振る。ただし、割り振ることをやめる４時間は、勤務日の始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する勤務時間とする。

（ウ）変更の条件

（1）（ウ）と同じ。

（３）振替等を行う場合の留意点

（ア）一の週休日について、週休日の振替及び４時間の勤務時間の割振り変更の双方を行うことができる場合は、週休日の振替を優先させること。

（イ）勤務することを命ずる必要がある日に割り振る勤務時間は、原則として週休日に変更される勤務日（４時間の勤務時間の割振り変更の場合は、当該職員の通常の勤務日）の始業の時刻から終業の時刻までの時間帯に割り振ること。

（ウ）毎日曜日を週休日と定められている職員にあっては、休日に割り振られている勤務時間については、できる限り、週休日の振替及び４時間の勤務時間の割振り変更は行わないこと。

例１～２は、振替等が認められる場合、例３は、教育職給料表が適用される教育職員のみ認められる場合、例４～７は、認められない場合を例示したものである。

（注）
勤務を命ぜられる部分
勤務を要しないこととされる部分

（例１）日曜日に７時間４５分勤務を命ずる場合

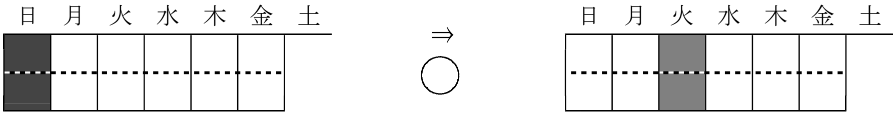

（例２）日曜日に４時間勤務を命ずる場合

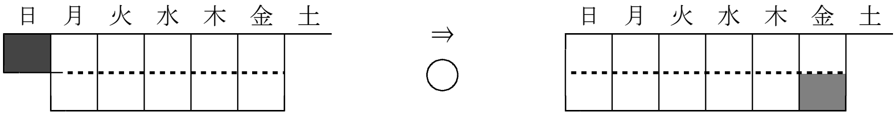

（例３）１の土曜日に４時間、１の日曜日に３時間４５分勤務を命ずる場合（教育職給料表が適用される教育職員のみ。）

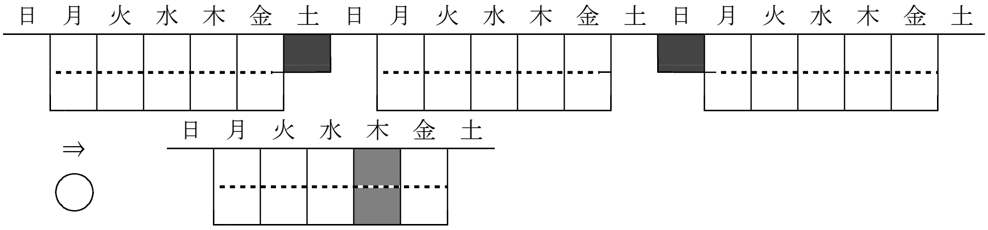

（例４）１の土曜日と１の日曜日に４時間勤務を命ずる場合

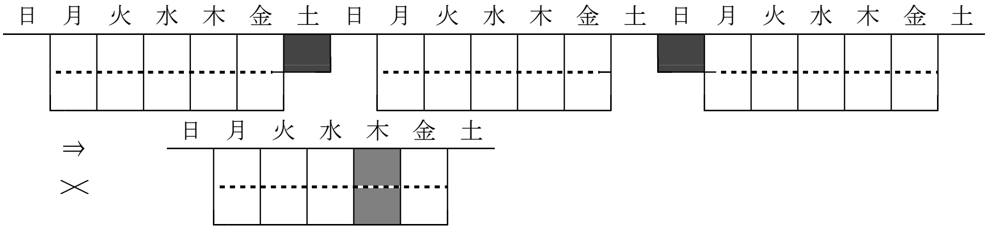

（例５）勤務を要しないこととされる時間が始業の時刻から又は終業まで連続しない場合

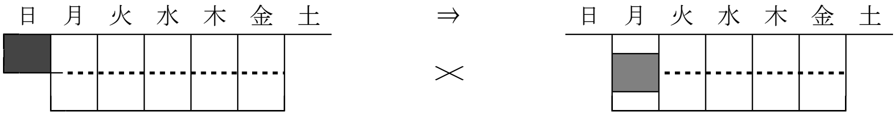

（例６）勤務を要しないこととされる時間が４時間でも７時間４５分でもない場合

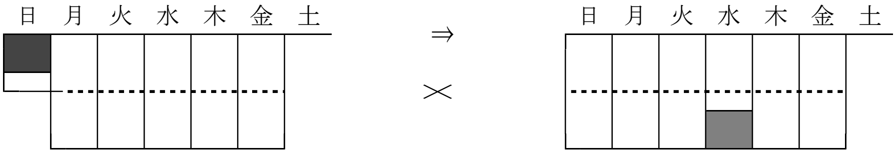

（例７）勤務を要しないこととされる時間の分割

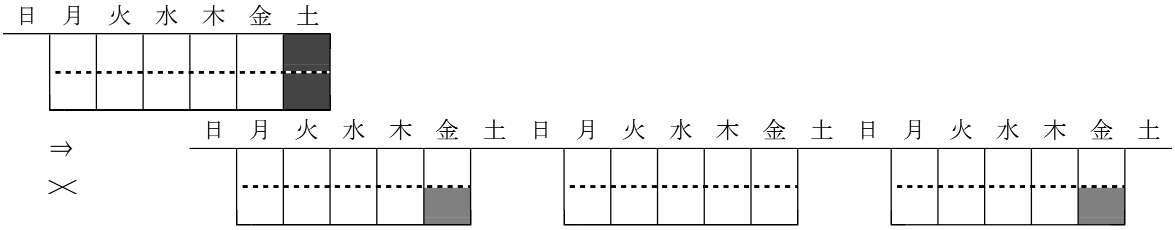

５　正規の勤務時間以外の時間における勤務

（１）宿日直勤務

条例第１０条第１項
規則８―５第７条
通知ア

（ア）職員の宿日直勤務

労働基準法別表第１第１１号及び第１２号に掲げる事業並びに官公署の事業（非現業事業）については人事委員会、同表第１号から第１０号及び第１３号から第１５号までに掲げる事業（現業事業）については労働基準監督署長の許可を受けて、次の勤務を命ずることができる。

（ⅰ）本来の勤務に従事しないで行う庁舎、設備、備品、書類等の保全、外部との連絡、文書の収受及び庁内の監視を目的とする勤務

（ⅱ）次の当直勤務

a　警察本部又は警察署において警察職員の行う警備又は事件の捜査、調査、処理等のための当直勤務

b　警察学校において教官の行う初等科生の生活指導等のための当直勤務

c　児童福祉施設等において児童等と直接接することを常例とする職員の行う児童等の生活指導等のための当直勤務

d　教育又は研修の機関において学生等と直接接する職員の行う学生等の生活指導等のための当直勤務

e　ダムの管理施設において職員の行う機器等の監視、管理又は気象状況等の観測のための当直勤務

f　動物の飼育、植物の栽培等を行う施設において職員が行う動物又は植物の管理等のための当直勤務

g　宮城県ドクターバンク事業実施要綱第６第２項に定める研修期間中の研修先病院等における入院患者の病状の急変等に対処するための医師の当直勤務

（イ）学校職員の宿日直勤務

（学）条例第８条第１項
規則８―６第６条

労働基準法別表第１第１１号及び第１２号に掲げる事業並びに官公署の事業（教育事業等）については人事委員会（県費負担教職員の場合はその者の属する市町村の人事委員会又は当該市町村の長）、教育事業等以外の事業については労働基準監督署長の許可を受けて、次の勤務を命ずることができる。

（ⅰ）本来の勤務に従事しないで行う庁舎、設備、備品、書類等の保全、外部との連絡、文書の収受及び庁内の監視を目的とする勤務

（ⅱ）次の当直勤務

a　寄宿舎を有する県立学校において舎監の行う舎生の生活指導等のための当直勤務

b　農業又は水産に関する課程を置く県立学校において生徒の実習指導に従事する県立学校職員の行う生徒の生活指導等のための当直勤務

c　特別支援学校の寄宿舎において寄宿舎指導員の行う舎生の生活指導等のための当直勤務

d　農業に関する学科を置く高等学校において県立学校職員が行う動物又は植物の管理等のための当直勤務

（２）時間外勤務

条例第１０条第２項
（学）条例第８条第２項

公務のため臨時又は緊急の必要がある場合に命ずることができる。

（３）時間外勤務の上限規制

条例第１０条第３項
（学）条例第８条第３項
規則８―５第８条
規則８―６第６条の２

（２）により時間外勤務を命ずる場合においては、以下に掲げる職員（学校職員を含む。以下同じ。）の区分に応じてそれぞれ当該区分に定められた時間及び月数の範囲内で必要最小限の時間外勤務を命じなければならない。

（ア）他律的業務（業務量、業務の実施時期その他の業務の遂行に関する事項を自ら決定することが困難な業務をいう。）の比重が高い所属として任命権者等が指定するもの（以下「他律

的所属」という。）に勤務する職員以外の職員

通知ア、通知イ

（ｉ）（ⅱ）に掲げる職員以外の職員

ａ　１箇月において４５時間以内

ｂ　１年において３６０時間以内

（ⅱ）人事異動及び他律的所属の範囲の変更等により、年度の中途において他律的所属から他律的所属以外に所属することとなった職員

ａ　１年において７２０時間以内

ｂ　他律的所属から他律的所属以外の所属に所属することとなった日が属する月の末日までの期間（以下「特定期間」という。）

①　１箇月において１００時間未満

②　特定期間における２～６箇月の時間外勤務時間の平均時間が８０時間以内

③　１年のうち１箇月において４５時間を超えて時間外勤務を命ずる月数が６箇月以内

ｃ　特定期間の翌日から１年の末日までの期間

①　１箇月において４５時間以内

②　１年のうち特定期間以外の期間の月数に３０時間を乗じて得た時間以内

（イ）他律的所属に属する職員

（ｉ）　１箇月において１００時間未満

（ⅱ）　１年において７２０時間以内

（ⅲ）　１年間における２～６箇月の時間外勤務時間の平均時間が８０時間以内

（ⅳ）　１年のうち１箇月において４５時間を超えて時間外勤務を命ずる月数が６箇月以内

※（ア）及び（イ）においては、「１箇月」は月の初日から末日までとし、「１年」は4月１日から翌年３月３１日までの期間とする。なお、任命権者等は人事異動等の時期を考慮して円滑に時間外勤務に係る事務処理を行うため必要がある場合には、４月以外の月の初日を「１年」の起算日とすることができる（ただし、この場合任命権者はその旨人事委員会に報告しなければならない。）。

（ウ）他律的所属の範囲等

（ｉ）他律的所属の決定

任命権者等は、他律的所属の範囲を必要最小限のものとし、当該範囲を定め、又は変更した場合には、速やかに職員に周知するとともに、人事委員会に報告しなければならない。

なお、学校職員以外の職員の場合、「所属」の単位は、課若しくは室又はこれに相当するもの（以下「課室等」という。）によるが、課室等全体を他律的所属として指定する必要がないと任命権者が認めるときは、班、係など課室等の一部を限定して指定することができる。また、学校職員の場合、「所属」の単位は、学校等とする。

（ⅱ）他律的所属の範囲

他律的所属は、業務の量や時期が他律的に決まる比重が高い所属が該当する。所属が他律的所属に該当するか否かの判断については、当該所属の業務の状況を考慮して適切に判断しなければならない。

なお、（３）アの他律的業務の例を挙げると次のａからｄのとおりである。

ａ　県民の生命、身体及び財産を保護するために緊急に対応することが必要な業務

ｂ　県民及び企業等との折衝のため臨時的に対応することが必要な業務

ｃ　労働基準法第３６条第１項の協定において、同条第３項の限度時間を超えて勤務させることができる場合として定めた業務

ｄ　その他、３（ア）（ｉ）に掲げる時間を超えて勤務させることが特に必要な業務として任命権者等が認めた業務

（４）上限の特例及び事後検証

（ア）上限の特例

災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の業務として任命権者等が認める業務

（以下「特例業務」という。）に従事する又は従事した職員に対して（３）に掲げる時間又は月数を超えて時間外勤務を命ずる必要がある場合には、（３）に掲げる時間・月数は適用しない。

（イ）特例業務に係る要因分析等

任命権者等は、（ア）により上限を超えて職員に時間外勤務（以下「特例時間外勤務」という。）を命ずる場合には、当該超えた部分の時間外勤務を必要最小限のものとし、当該職員の健康の確保に最大限の配慮をするとともに、１年の末日の翌日から起算して６箇月以内に、当該時間外勤務の要因の整理、分析及び検証（以下「整理分析等」という。）を行わなければならない。

（ウ）特例業務による時間外勤務に関する留意点

（ｉ）特例業務の範囲は、業務の状況を考慮して必要最小限のものとする。

（ⅱ）任命権者等は特例時間外勤務を命ずる際は、あらかじめ職員に通知するものとする。ただし、あらかじめ通知することが困難な場合は、事後速やかに通知するものとする。

（ⅲ）任命権者等は整理分析等を行うに当たっては、少なくとも特例時間外勤務を命ぜられた職員の所属、氏名、特例時間外勤務を命じた月又は年における時間外勤務の時間又は月数及び当該月又は年に係る上限時間等、当該職員が従事した特例業務の概要並びに人員配置又は業務分担の見直し等によっても特例時間外勤務を命ずることが回避できなかった理由を記録しなければならない。

（ⅳ）任命権者等は適切に情報収集し、整理分析等を行うものとする。

（ｖ）職員が複数の所属の職を兼ねる場合、当該職員が主として勤務する所属において整理分析等を行うものとする。

６　育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び時間外勤務の制限

条例第１０条の２ 第１項、第２項
（学）条例 第８条の２ 第１項、第２項
規則８―５ 第８条の２ ～第８条の５
規則８―６ 第６条の２ ～第６条の５
通知ア、通知イ

（１）早出遅出勤務

（ア）早出遅出勤務の対象職員

（ｉ）小学校就学の始期に達するまでの子のある職員

（ⅱ）小学校又は義務教育学校の前期課程に就学している子のある職員であって、次に掲げる事業を行う施設等にその子（これらの事業を利用するものに限る。）を出迎えるため、又は見送るため赴く職員

①　児童福祉法第６条の２の２第４項に規定する放課後等デイサービスを行う事業を行う施設

②　児童福祉法第６条の３第２項に規定する放課後児童健全育成事業を行う施設

③　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第７７条に規定する地域生活支援事業として実施する日中における一時的な見守り等の支援を行う施設

④　児童福祉法第６条の３第１４項に規定する子育て援助活動支援事業における援助を行う場所

⑤　文部科学省の補助事業である学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業として実施する放課後等における学習その他の活動を行う場所

（ⅲ）日常生活を営むのに支障がある者（要介護者）を介護する職員（「13　介護休暇」の対象者と同一）

（イ）早出遅出勤務の請求手続

早出遅出勤務を請求する一の期間について、その初日及び末日とする日を明らかにして、あらかじめ早出遅出勤務請求書を提出する。

（２）深夜勤務の制限

条例第１０条の３ 第１項、第４項
（学）条例 第８条の３ 第１項、第４項
規則８―５

（ア）深夜勤務制限の対象職員

（ｉ）小学校就学の始期に達するまでの子のある職員。ただし、職員の配偶者でその子の親であるものが、次のいずれにも該当する者に該当する場合における当該職員を除く。

①　深夜において就業していない者（深夜における就業日数が１月につき３日以下の者を含む。）であること。

② 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により請求に係る子を養育することが困難な状態にある者でないこと。
③ ８週間（多胎妊娠の場合にあっては、１４週間）以内に出産する予定である者又は産後８週間を経過しない者でないこと。
（ⅱ）（1）（ア）（ⅲ）と同じ。
（イ）深夜勤務制限の請求手続
深夜勤務制限を請求する一の期間（６月以内の期間に限る。）についての深夜勤務制限開始日及び深夜勤務制限終了日を明らかにして、深夜勤務制限開始日の１月前までに深夜勤務制限請求書を提出する。

第９～１２条
規則８－６
第７～１０条
通知ア、通知イ

（３）時間外勤務の制限
（ア）時間外勤務制限の対象職員
（ⅰ）３歳に満たない子のある職員 － 原則として時間外勤務命令の禁止
（ⅱ）小学校就学の始期に達するまでの子のある職員 － 原則として１月について２４時間、１年について１５０時間を超える時間外勤務命令の禁止
（ⅲ）（1）（ア）（ⅲ）と同じ職員 － 原則として１月について２４時間、１年について１５０時間を超える時間外勤務命令の禁止
（イ）時間外勤務制限の請求手続
時間外勤務制限を請求する一の期間について当該期間の初日及び期間（１年又は１年未満の月単位の期間に限る。）を明らかにして、時間外勤務制限開始日の前日までに時間外勤務制限請求書を提出する。この場合、（ⅰ）による請求の期間と（ⅱ）による請求の期間とが重複しないようにする必要がある。

条例第１０条の３
第２～４項
（学）条例
第８条の３
第２～４項
規則８―５
第１４～１６条
規則８―６
第１２～１４条
通知ア、通知イ

７ 時間外勤務代休時間

（１）時間外勤務代休時間の指定
任命権者は、正規の勤務時間に対して１か月について６０時間を超えて勤務した場合の割増分の時間外勤務手当の支給に代えて、勤務することを要しない時間として時間外勤務代休時間を指定することができる。

（２）時間外勤務代休時間を指定できる期間
６０時間を超える時間外勤務を命じた月の末日の翌日から同日を起算日とする２月後までの期間

条例第１０条の４
（学）条例
第８条の４
規則８―５
第１６条の２
規則８―６
第１４条の２
通知ア、通知イ

（３）時間外勤務代休時間の時間数
月６０時間を超える時間外勤務の時間の区分に応じ、それぞれ次の時間数を指定する。
（イ）平日等の時間外勤務時間数・・・・×25/100
（ロ）短時間勤務職員について、正規の勤務時間との合計が７時間４５分に達するまでの間の時間外勤務時間数・・・・×50/100
（ハ）土曜日等の時間外勤務時間数・・・・×15/100

（４）時間外勤務代休時間の単位
（イ）フルタイム勤務職員 ４時間又は７時間４５分（年次有給休暇の時間に連続して時間外勤務代休時間を指定する場合にあっては、当該年次有給休暇の時間数と当該時間外勤務代休時間の時間数を合計した時間数が４時間又は７時間４５分となる時間）
（ロ）短時間勤務職員 ４時間又は勤務日ごとの勤務時間の時間数（年次有給休暇の時間に連続して時間外勤務代休時間を指定する場合にあっては、当該年次有給休暇の時間数と当該時間外勤務代休時間の時間数を合計した時間数が４時間又は勤務日ごとの勤務時間の時間数となる時間）

（5）時間外勤務代休時間の指定の条件

職員があらかじめ時間外勤務代休時間の指定を希望しないことを申し出た場合には、時間外勤務代休時間の指定は行わない。

8　休　　日　　　条例第１１条（学）条例第９条

次の休日には、特に勤務することを命ぜられる職員を除き、勤務することを要しない。

（1）国民の祝日に関する法律に規定する休日

（2）１２月２９日から翌年の１月３日まで（（1）の休日を除く。）

9　休日の代休日　　　条例第１２条（学）条例第１０条 規則８―５第１７条 規則８―６第１５条 通知ア、通知イ

（1）代休日の指定の要件

８（1）及び（2）の休日に割り振られた勤務時間の全部について、特に勤務することを命ずること。

（2）代休日の指定の方法

勤務することを命じた休日の８週間後の期間内にあり、同一の勤務時間が割り振られた勤務日を代休日に指定する。

（3）代休日の指定の条件

職員があらかじめ代休日の指定を希望しないことを申し出た場合には、代休日の指定は行わない。

10　年次有給休暇　　　条例１４条第１項（学）条例第１２条第１項 規則８―５第１８条 規則８―６第１６条 通知ア、通知イ

（1）１暦年の年次有給休暇の日数

（ア）職員（（イ）の職員を除く）の年次有給休暇の日数

（ⅰ）（ⅱ）から（ⅳ）までの職員以外の職員　　２０日

（ⅱ）年の中途で採用された職員

採用された月	1月	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
日　　数	20日	19	17	15	14	12	10	9	7	5	4	2

（ⅲ）前年に他の地方公共団体の職員、国家公務員、地方公営企業法の適用を受ける職員等であったが、人事交流等により引き続き職員となった職員

２０日＋（前年の年次有給休暇等の残日数）－（職員となった日の前日までに使用した年次有給休暇等の日数）

（ⅳ）船舶に乗り組む職員

（ⅰ）から（ⅲ）の日数。ただし、船員法第７４条が適用される職員で、同法第７５条により与えられる有給休暇の日数が（ⅰ）から（ⅲ）を上回る場合は、同法第７５条による日数。

（イ）育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員の年次有給休暇の日数

（ｉ）（ⅱ）から（ⅳ）までの職員以外の職員

a　斉一型短期間勤務職員（１週間ごとの勤務日数、１日の勤務時間が同一の職員）

下記①、②いずれか多い方の日数とする。

☆２０日× $\frac{１週間の勤務日の日数}{5}$ ･･････①

☆労働基準法に定める日数 ･･････ ②

(a)　１週間の勤務時間が３０時間以上又は１週間勤務日数が５日以上の職員

勤続年数						
６ヵ月以上 １年６ヵ月未満	１年６ヵ月以上 ２年６ヵ月未満	２年６ヵ月以上 ３年６ヵ月未満	３年６ヵ月以上 ４年６ヵ月未満	４年６ヵ月以上 ５年６ヵ月未満	５年６ヵ月以上 ６年６ヵ月未満	６年 ６ヵ月以上
１０日	１１日	１２日	１４日	１６日	１８日	２０日

(b)　その他の職員

	１週間の勤務日の日数	４日	３日	２日
	１年間の勤務日の日数	１６９日～２１６日	１２１日～１６８日	１２０日以下
勤続年数	６ヵ月以上 １年６ヵ月未満	７日	５日	３日
	１年６ヵ月以上 ２年６ヵ月未満	８日	６日	４日
	２年６ヵ月以上 ３年６ヵ月未満	９日	６日	４日
	３年６ヵ月以上 ４年６ヵ月未満	１０日	８日	５日

	４年６ヵ月未満 ５年６ヵ月未満	１２日	９日	６日
	５年６ヵ月以上 ６年６ヵ月未満	１３日	１０日	６日
	６年６ヵ月以上	１５日	１１日	７日

※　１週間の勤務日の日数が同一である職員にあっては１週間の勤務日の日数欄の区分、１週間の勤務日の日数が同一でない職員にあっては１年間の勤務日の日数欄の区分によること。

b　不斉一型短期間勤務職員（ａ以外のもの）

下記①、②いずれか多い方の日数とする。

☆１５５時間× $\dfrac{\text{１週間当たりの勤務時間}}{\text{３８時間４５分}}$ ÷１日当たりの平均勤務時間数（※）　------- ①

（１日未満端数四捨五入）

※　４週間以内の期間内の勤務時間数÷同期間内の勤務日数

☆労働基準法に定める日数　------- ②

(a)　１週間の勤務時間が３０時間以上、１週間勤務日数が５日以上又は１年間の勤務日数が２１７日以上の職員

ａ(a)の表の日数

(b)　その他の職員

ａ(b)の表の日数

※　上記ａ、ｂにかかわらず、定年前再任用短時間勤務職員の年次有給休暇の日数の取扱いは、定年前再任用短時間勤務職員として採用された後の勤務が退職以前の勤務と継続するものとして年休日数を扱うものとする。

（ⅱ）年の中途で採用された職員

a　斉一型短時間勤務職員

採用された月		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
1週間の勤務日の日数	5　日	20日	19日	17日	15日	14日	12日	10日	9日	7日	5日	4日	2日
	4　日	16日	15日	14日	12日	11日	10日	8日	7日	6日	4日	3日	2日
	3　日	12日	11日	10日	9日	8日	7日	6日	5日	4日	3日	2日	1日
	2　日	8日	8日	7日	6日	6日	5日	4日	4日	3日	2日	2日	1日

b　不斉一型短時間勤務職員

年間付与日数（(i) bで計算された日数）×次表に定める係数（１日未満端数切上げ）

採用された月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10 月	11 月	12 月
係　　数	1	11/12	10/12	9/12	8/12	7/12	6/12	5/12	4/12	3/12	2/12	1/12

（ⅲ）前年に地方公営企業法の適用を受ける職員等であったが、人事交流等により引き続き職員となった職員（暫定再任用フルタイム職員を含む）

（当該年に条例対象外職員として勤務した期間を条例対象職員とみなした場合における（ア）（ⅰ）又は（イ）（ⅱ）の日数）＋（前年の年次有給休暇等の日数）－（職員となった日の前日までに使用した年次有給休暇等の日数）

（ⅳ）船舶に乗り組む職員

（ア）（ⅳ）と同じ。

（２）年次有給休暇の繰越し

条例第１４条第２項
（学）条例
第１２条第２項
規則８―５第１９条
規則８―６第１７条
通知ア、通知イ

（ア）翌年に繰り越すことができる日数　　２０日を超えない範囲内の残日数

（イ）繰越し運用上の留意点

（ⅰ）残日数には、１日未満の端数が含まれる。

（ⅱ）繰り越された年次有給休暇のある職員から年次有給休暇の請求があった場合は、繰越し分から先に請求されたものとして扱う。

（３）年次有給休暇の単位

規則８―５第２０条
規則８―６第１８条

１日又は1時間。ただし、残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に１時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。

１時間を単位として使用した年次有給休暇を日に換算する場合には、次に掲げる職員の区分に応じ、次に掲げる時間数をもって１日とする。

（ア）（イ）から（エ）までの職員以外の職員

７時間４５分

（イ）育児休業法第１０条第１項第１号から第４号までに掲げる勤務の形態の育児短時間勤務職員等

次に掲げる規定に掲げる勤務の形態の区分に応じ、次に掲げる時間数

（ⅰ）育児休業法第１０条第１項第１号　３時間５５分

（ⅱ）育児休業法第１０条第１項第２号　４時間５５分

（ⅲ）育児休業法第１０条第１項第３号又は第４号　７時間４５分

（ウ）（イ）以外の育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員で１週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるもの

勤務日ごとの勤務時間の時間数（１分未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間）

（エ）（イ）及び（ウ）以外の育児短時間勤務職員等並びに（ウ）以外の定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員

７時間４５分

（４）年次有給休暇の時季指定

勤務時間規程第３条
（教）勤務時間規程
第３条
（企）勤務時間規程
第３条

（ア）対象職員

（ⅰ）技能労務職員（地公法第５７条に規定する単純な労務に雇用される職員）

（ⅱ）企業職員（地方公営企業法第１５条に規定する地方公営企業の管理者の権限に属する事務の執行を補助する職員）

（イ）年次有給休暇の時季指定義務

年次有給休暇（一の年における年次有給休暇の日数が10日以上である職員に係るものに限る。）の日数のうち５日については、基準日（10日以上の年次有給休暇を付与した日をいう。）から１年以内の期間に時季を定めることにより取得させること。ただし、職員の請求する時季に年次有給休暇を取得させた場合においては、当該取得させた年次有給休暇の日数（当該日数が５日を超える場合には、５日）分については、時季を定めることにより取得させることを要しない。

（ウ）時季の指定方法

上記により時季を定めて年次有給休暇を取得させようとするときは、職員の意見を聴取し、その意見を尊重しなければならない。

（例１）新規採用（４月１日）の職員が翌年へ繰り越すことができる日数

① 年次有給休暇を全く行使しなかった場合

採用の年　翌　年

１５日　繰越し１５日　２０日

② 年次有給休暇を１０日行使した場合

採用の年　翌　年

１５日

行使　残　繰越し　２０日

１０日　５日　５日

（例２）新規採用以外の職員が翌年へ繰り越すことができる日数（前年からの繰越しが１８日ある場合）

① 年次有給休暇を１６日行使した場合

翌　年

前年からの繰越し　２０日　繰越し２０日　２０日

１８日　（限度日数２０日）

行使１６日　残２２日

② 年次有給休暇を２５日行使した場合

翌　年

前年からの繰越し　２０日　繰越し１３日　２０日

１８日

行使２５日　残１３日

（例３）年の中途（４月１日）で人事交流等により職員となった者が翌年へ繰り越すことができる日数

① 県採用の前年に１２日（前前年の繰越し分を除く。）行使し、当年５日行使している場合

前年（前勤務箇所）　１／１　４／１

２０日

行使　残　繰越　２０日

１２日　８日　８日　未行使　県採用

うち５日

行使

繰越し分　２０日

残３日

② 県採用の前年に１２日（前前年の繰越し分を除く。）行使し、当年１１日行使している場合

前年（前勤務箇所）　１／１　４／１

２０日

行使　残　繰越　２０日

１２日　８日　８日　うち３日　県採用

うち８日　行使

行使

１７日

（例４）

行 使 す る 時 間	休暇時間	摘　　　要
８：３０～１２：００	４時間	時間単位で行使
１３：００～１７：１５	５時間	時間単位で行使
１０：００～１５：１５	５時間	休憩時間を除き、時間単位で行使
１５：００～１７：１５	３時間	時間単位で行使

（例５）３月３１日に退職した職員が４月１日に定年前再任用短時間勤務職員（週４日、１日７時間４５分：週３１時間）として採用される場合の付与日数

① 再任用時（４月１日）の付与日数

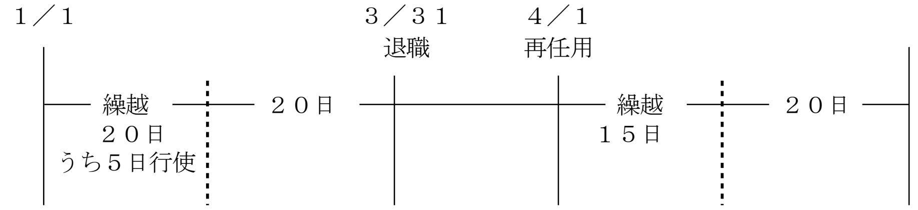

② 再任用中（１月１日）の付与日数

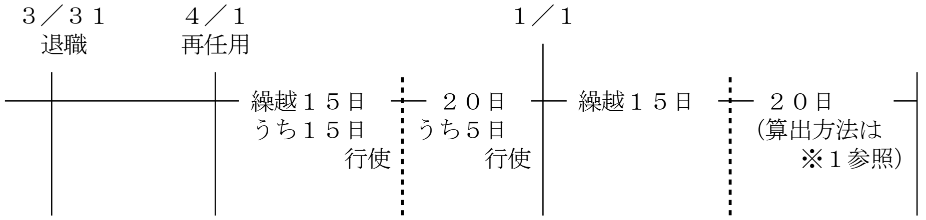

※１ 10(1)（イ）（ｉ） ａにより次の①、②いずれかの多い方の日数
２０日×４／５＝１６日 ……… ①
労働基準法に定める日数２０日 ……… ②
①＜② なので ２０日

（例６）３月３１日に退職した職員が４月１日に<u>定年前</u>再任用短時間勤務職員（週３日（月火各７時間４５分・水３時間５５分：週１９時間２５分）として採用される場合の付与日数）

① 再任用時（４月１日）の付与日数

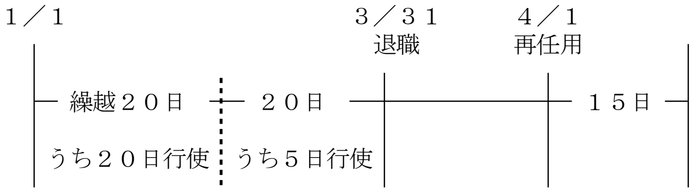

② 再任用中（１月１日）の付与日数

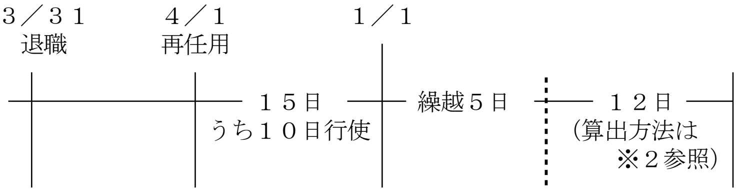

※２ 10(1)（イ）（ｉ） ｂにより次の①、②いずれかの多い方の日数
１５５時間×１９時間２５分／３８時間４５分÷（７７時間４０分／１２日）

＝１５５×２３３／４６５÷２３３／３６

＝ １２日 ……… ①
労働基準法に定める日数 １１日 ……… ②
①＞② なので １２日

11　病 気 休 暇

（１）病気休暇の区分及び期間

（ア）公務上の負傷若しくは疾病（公益的法人等派遣条例第２条第１項の規定により派遣された職員及び公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第１０条第１項の規定により派遣された退職派遣者（派遣職員等）の派遣先の業務上の負傷又は疾病を含む。）又は通勤による負傷若しくは疾病（派遣職員等の通勤による負傷又は疾病を含む。）　必要と認められる期間

（イ）結核性疾患　　１年以内で必要と認められる期間

（ウ）（ア）及び（イ）以外の負傷又は疾病　　９０日以内で必要と認められる期間

ただし、次の疾病については、さらに９０日以内で必要な期間につき延長できる。

（ⅰ）高血圧症（脳卒中を含む。）、動脈硬化性心臓病、悪性新生物による疾病

（ⅱ）精神又は神経に係る疾病

（ⅲ）妊娠悪阻、切迫流産、子宮外妊娠、胞状奇胎、後期妊娠中毒症

（ⅳ）その他治療困難な疾病で人事委員会が特に必要と認めるもの

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成１８年政令第１０号）第１条に基づき厚生労働大臣が定める特殊の疾病）

※　期間の計算に当たり、職員が先に当該請求に係る疾病と同一であると認められる疾病による病気休暇の取得、又は加えて病気休職の処分を受けていたときは、先の病気休暇又は先の病気休職の期間が連続し、又は１８０日以内で断続しており、かつ、復帰又は復職から１８０日以内に当該請求に係る病気休暇を取得するときには、先の病気休暇の期間と通算する。

※　病気休暇の期間の計算には、週休日、勤務時間の全部について時間外勤務代休時間が指定された日、休日及び代休日を含めること。

条例第１５条
（学）条例第１３条
規則８―５第２１条
規則８―６第１９条
通知ア、通知イ

（２）病気休暇の単位　　１日又は１時間

（３）病気休暇の手続

（ア）病気休暇の請求

あらかじめ病気休暇申請書を提出する。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめ申請できなかった場合は、勤務しなかった日から週休日、勤務時間の全部について時間外勤務代休時間が指定された日、休日及び代休日を除き遅くとも３日以内に申請する。

病気休暇申請書には、診断書を添付する。ただし、６日（週休日、勤務時間の全部について時間外勤務代休時間が指定された日、休日及び代休日を除く。）を超えない期間の病気休暇については、負傷又は疾病の事実を証する書面（診察券等受診の事実を示すもの。やむを得ない事情により医療機関の診察を受けられない場合は、負傷又は疾病の日時、症状、経過等を記載した本人の疎明書。）で診断書に代えることができる。

（イ）療養経過の報告

（１）（ア）又は（イ）の休暇を取得した場合は、３か月ごとに医師の診断書を添付した療養経過報告書を提出する。

（ウ）病気休暇の承認の取消し

承認済みの病気休暇の期間が満了する前に出勤しようとするときは、承認取消申請書を提出する。承認された病気休暇の期間が６日（週休日、勤務時間の全部について時間外勤務代休時間が指定された日、休日及び代休日を除く。）を超える場合は、医師の診断書を添付する。

条例第１８条
（学）条例第１６条
規則８―５
第２５条、第２７条
第２９条
規則８―６
第２３条、第２５条
第２７条
通知ア、通知イ

12 特 別 休 暇

条例第１６条
（学）条例第１４条
規則８―５第２２条
規則８―６第２０条
通知ア、通知イ

（１）特別休暇の種類及び期間並びに運用上の留意点

<table>
<tr><th>号</th><th>種　　　　　類</th><th>期　　　　　間</th></tr>
<tr><td rowspan="2">1</td><td>職員が選挙権その他の公民としての権利を行使する場合</td><td>必要と認められる期間</td></tr>
<tr><td colspan="2">「選挙権その他の公民としての権利」とは、公職選挙法に規定する選挙権のほか、最高裁判所の裁判官の国民審査及び普通地方公共団体の議会の議員又は長の解職の投票に係る権利等をいう。</td></tr>
<tr><td>2</td><td>職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署へ出頭する場合</td><td>必要と認められる期間</td></tr>
<tr><td rowspan="2">3</td><td>職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に必要な検査、入院等をする場合</td><td>必要と認められる期間</td></tr>
<tr><td colspan="2">ア　「骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞を提供する場合」とは、骨髄バンク事業以外で骨髄又は末梢血幹細胞の提供を行う場合も含まれる。
イ　「必要と認められる期間」には、骨髄データセンター等への往復に要する期間も含まれる。なお、骨髄又は末梢血幹細胞の提供を原因として他の疾病を発症した場合には、その時点から病気休暇として取り扱う。
ウ　「当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等」とは、骨髄又は末梢血幹細胞の提供に至る以前に何らかの事情により提供を行わなかった場合の、それ以前の行為を含む。
エ　「配偶者、父母、子及び兄弟姉妹」に対して骨髄又は末梢血幹細胞を提供する場合には、事前の検査等は年次有給休暇で対応することとなるが、骨髄又は末梢血幹細胞の採取後の入院期間については、病気休暇として取り扱うことができる。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">4</td><td>職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき
イ　地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動
ロ　障害者支援施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であって人事委員会が定めるものにおける活動
ハ　イ及びロに掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動</td><td>１暦年５日以内で必要と認められる期間</td></tr>
<tr><td colspan="2">ア　「５日」の取扱いについては、暦日によるものとする。
イ　「相当規模の災害」とは、災害救助法による救助の行われる程度の規模の災害をいい、「被災地又はその周辺の地域」とは、被害が発生した市町村（特別区を含む。）又はその属する都道府県若しくはこれに隣接する都道府県をいい、「その他の被災者を支援する活動」とは、居宅の損壊、水道、電気、ガスの遮断等により日常生活を営むのに支障が生じている者に対して行う炊出し、避難場所での世話、がれきの撤去その他</td></tr>
</table>

	必要な援助をいう。 ウ　「人事委員会が定めるもの」とは、次に掲げる施設とする。 ①　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第５条第１１項に規定する障害者支援施設及びそれ以外の同条第１項に規定する障害福祉サービスを行う施設（③及び⑦に掲げる施設を除く。）、同条第２７項に規定する地域活動支援センター並びに同条第２８項に規定する福祉ホーム ②　身体障害者福祉法第５条第１項に規定する身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設及び視聴覚障害者情報提供施設 ③　児童福祉法第７条第１項に規定する障害児入所施設、児童発達支援センター及び児童心理治療施設並びに児童発達支援センター以外の同法第６条の２の２第２項及び第４項に規定する施設 ④　老人福祉法第５条の３に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム ⑤　生活保護法第３８条第１項に規定する救護施設、更生施設及び医療保護施設 ⑥　介護保険法第８条第２８項に規定する介護老人保健施設及び同条第２９項に規定する介護医療院 ⑦　医療法第１条の５第１項に規定する病院 ⑧　学校教育法第１条に規定する特別支援学校 ⑨　①から⑧までに掲げる施設のほか、これらに準ずる施設であって人事委員会事務局長が定めるもの エ　「その他の日常生活を支援する活動」とは、身体上の障害等により常態として日常生活を営むのに支障がある者に対して行う調理、衣類の洗濯及び補修、慰問その他直接的な援助をいう。	
5	職員が結婚する場合	連続する７日以内で必要と認められる期間
	結婚の５日前の日から、結婚後６月を経過するまでの期間内に取得する。 ただし、業務の都合等やむを得ない理由により、この期間内に取得できないと任命権者が認める場合は、当該結婚の後１年を経過する日までの期間内に取得することができる。	
6	妊娠中の女子職員が妊娠に起因する障害（つわり）のため勤務することが著しく困難である場合	１０日以内で必要と認められる期間
	ア　「妊娠中」とは、医師又は助産師（以下「医師等」という。）により、妊娠が確認された時から出産までをいう（以下同じ。）。 イ　「１０日以内で必要と認められる期間」とは、一妊娠期間を通じて継続して又は断続して１０日以内を認めるものとし、この場合、時間単位で付与して差し支えない。	
7	妊娠中の女子職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合	１日１時間又は１日２回各３０分
	ア　「交通機関の混雑の程度」とは、登庁又は退庁の時間帯において通常利用する交通機関がおおむね定員を超過している状態をいい、公共の交通機関の乗降場、車内又は道路における混雑も含まれる。 なお、「交通機関」とは、電車、バス等の公共交通機関の他、妊娠中の女子職員が運転する自動車も含まれる。 イ　「母体又は胎児の健康維持に支障があると認められる場合」とは、妊娠中の女子職員が、母子保健法第１０条の規定に基づく保健指導（以下単に「保健指導」という。）又は同法第１３条の規定に基づく健康診査（以下単に「健康診査」という。）を受け、医師等から通勤緩和の指導を受けた場合をいう（医師等から具体的な指導がない場合も含まれる。）。	
8	妊娠中又は出産後１年以内の女子職員が母子保健法第１０条に規定する保健指導又は同法第１３条に規定する健康診査を受ける場合	必要と認められる期間
	ア　「出産後１年」とは、出産日の翌日から数えて１年目に当たる日の前日までをいう。 イ　「母子健康法第１０条に規定する保健指導又は同法第１３条に規定する健康診査を受ける場合」の休暇期間は、妊娠満２３週までは４週間に１回、妊娠満２４週から満３５週までは２週間に１回、妊娠満３６週から出産までは１週間に１回、出産後１年まではその間に１回（医師等がこれと異なる指示をした場合には、	

	いずれの期間についてもその指示された回数）とし、１回につき１日の正規の勤務時間の範囲内で必要と認められる時間とする。 ウ　母子保健法の規定による保健指導又は健康診査は、医師等による産科に関する健康診査とその健康診査に基づく保健指導として一対の「健康診査及び保健指導」であり、「健康診査」を受診した日とは別の日に「保健指導」のみ受ける場合についても両者をあわせて「１回」とみなすこと。 エ　「保健指導」及び「健康診査」の対象は女子職員本人に限られ、配偶者、乳児、幼児は含まれない。 オ　「保健指導」及び「健康診査」には、母親学級及び両親学級等の集団での保健指導、歯科健康診査及び歯科保健指導を受ける場合も含まれる。	
9	妊娠中の女子職員が、その業務が母体又は胎児の健康保持に影響があるとして適宜休息し、又は補食する場合	必要と認められる期間
	ア　「その業務が母体又は胎児の健康保持に影響があるとして適宜休息し、又は補食する場合」とは、保健指導又は健康診査を受け、勤務の負担が妊娠の経過に影響を及ぼすとして、医師等から当該女子職員が適宜の休息や補食ができるよう必要な措置を講ずる旨の指導を受けた場合をいう（医師等から具体的な指導がない場合も含まれる。）。 イ　「適宜休息し、又は補食する場合」は、正規の勤務時間等の始めから連続する時間若しくは終わりまで連続する時間又はこの特別休暇を請求した職員について他の規定により勤務しないことを承認し又は受理している時間に連続する時間以外の時間で適宜休息し、又は補食するために必要とされる時間とする。	
10	女子職員が妊娠１２週未満で流産した場合	１０日以内で必要と認められる期間
	「１０日以内で必要と認められる期間」の決定は、医師の診断書、証明書等により行う。	
11	女子職員が８週間（多胎妊娠の場合にあっては、１４週間）以内に出産を予定している場合	出産の日までの申し出た期間
12	女子職員が出産した場合	出産の日の翌日から８週間を経過するまでの期間
	「出産」とは、妊娠満１２週以後の分娩をいい、死産及び流産を含む。	
13	女子職員が生後満１年６箇月に達しない子を育てる場合	１日２回それぞれ１時間以内又は３０分で合計して１日９０分以内
14	男子職員が生後満１年６箇月に達しない子を育てる場合（その妻（届出をしないが事実上婚姻と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が就労していない場合で、負傷、疾病、心身に障害等の状況にあり、当該子の養育に当たることが困難なとき、又はその妻が介護、就労等のため、男子職員の勤務時間帯において当該子の養育を現実に行うことができないとき。）	１日２回それぞれ１時間以内又は３０分でその妻が取得する時間と合計して１日９０分以内
15	女子職員が生理日において勤務することが著しく困難である場合	２日以内
16	職員が妻又は子（配偶者の子を含む。）若しくは子の配偶者の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合	出産に係る入院等の日から当該出産の日後２週間を経過する日までの間において２日以内で必要と認められる期間
	ア　「妻又は子（配偶者の子を含む。）若しくは子の配偶者の出産に伴い勤務しないことが相当であると認めら	

	れる場合」とは、職員の妻又は子若しくは子の配偶者の出産に係る入院若しくは退院の際の付添い、出産時の付添い又は出産に係る入院中の世話、出生の届出等、出産に係る世話のため勤務しない場合をいい、子又は子の配偶者の出産に伴い、この休暇を取得する場合は、職員以外に出産に係る世話をする者がいない場合に限る。 イ　前記アの「職員以外に出産に係る世話をする者がいない場合」には、職員が当該休暇を取得する日又は時間において、実際に出産に係る世話をする者がいない場合も含む。 ウ　「２日以内で必要と認められる期間」は、継続して又は断続して２日以内を認めるものとし、この場合、時間単位で付与して差し支えない。	
17	職員の妻又は子若しくは子の配偶者が出産する場合であってその出産予定日の８週間（多胎妊娠の場合にあっては、１４週間）前の日から当該出産の日以後１年を経過する日までの期間にある場合において、職員が当該出産に係る子若しくは孫又は小学校就学の始期に達するまでの子若しくは孫の世話をするため勤務しないことが相当であると認められるとき	当該期間内において５日以内で必要と認められる期間
	ア　「当該出産に係る子若しくは孫又は小学校就学の始期に達するまでの子若しくは孫の世話」とは、当該出産に係る子若しくは孫又は小学校就学の始期に達するまでの子若しくは孫の食事、排せつ、入浴等の日常生活上の世話のほか、保育所への送迎等をいい、孫のため、この休暇を取得する場合は、職員以外に当該孫の世話をする者がいない場合に限る。 イ　前記アの「職員以外に当該孫の世話をする者がいない場合」には、職員が当該休暇を取得する日又は時間において、実際に当該孫の世話をする者がいない場合も含む。 ウ　この号の「孫」には、配偶者の孫を含む。 エ　「５日以内で必要と認められる期間」は、継続して又は断続して５日以内を認めるものとし、この場合、時間単位で付与して差し支えない。	
18	中学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、その子に健康診断又は予防接種を受けさせる場合（小学校就学の始期に達した子については、予防接種法に基づく予防接種を受けさせる場合に限る。）で、その子の介助のため勤務しないことが相当であると認められるとき	必要と認められる期間
	ア　「中学校就学の始期に達するまで」とは、満１２歳に達する日以後の最初の３月３１日までをいう（以下同じ）。 イ　「養育する」とは、当該子と同居してこれを監護することをいう（以下同じ）。 ウ　「健康診断」は、疾病の予防を図るためのものをいい、母子保健法第１２条及び第１３条に基づく健康診査以外のものも含まれる（小学校就学の始期に達するまでの子のみが対象。）。 エ　「予防接種」は、疾病の予防を図るためのものをいい、小学校就学の始期に達するまでの子については、インフルエンザ予防接種など、予防接種法に定める定期の予防接種以外のものも含まれる。小学校就学の始期に達した子については、同法に基づくもの（定期の予防接種及び臨時の予防接種）に限る。	
19	職員が、負傷し又は疾病にかかったその配偶者又は二親等内の血族若しくは姻族（養育する中学校就学の始期に達するまでの子を除く。）の看護を行う場合で、当該職員以外に看護を行う者がいないため勤務しないことが相当であると認められるとき	１暦年５日以内で必要と認められる期間

<table>
<tr><td></td><td colspan="2">ア　「看護」とは、負傷若しくは疾病による治療若しくは療養中の看病又は通院等の世話を行うことをいい、後遺障害の機能回復訓練（リハビリテーション）の介助は含まない。看護のため勤務しないことが相当であることの判断に当たっては、被看護者の負傷又は疾病の事実を明らかにする書面（医師の診断書、医療機関が発行する領収書等受診の事実を示すもの又は負傷若しくは疾病の日時、症状、経過等を記載した職員の疎明書）により行うことができるものとする。
イ　「看護を行う者がいない」とは、被看護者と通常生活をともにする者及び被看護者の二親等以内の親族のうちで、現実に看護する者がいない場合のほか、老齢、幼少、通学、遠隔等のため看護を行うに適当と認められる者がいない場合も含む。
ウ　「５日以内で必要と認められる期間」とは、１暦年を通じて継続して又は断続して５日以内を認めるものとし、この場合、時間単位で付与して差し支えない。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">20</td><td>中学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、負傷し又は疾病にかかったその子の看護のため勤務しないことが相当であると認められる場合</td><td>１暦年５日（その養育する中学校就学の始期に達するまでの子が２人以上の場合にあっては１０日）以内で必要と認められる期間</td></tr>
<tr><td colspan="2">ア　「看護」の定義及び看護のため勤務しないことが相当であることの判断方法は、前号アの規定と同様とする。
イ　「５日（その養育する中学校就学の始期に達するまでの子が２人以上の場合にあっては１０日）以内で必要と認められる期間」は、一暦年を通じて継続して又は断続して５日又は１０日以内を認めるものとし、この場合、時間単位で付与して差し支えない。なお、養育する中学校就学の始期に達するまでの子が２人以上の場合にあっては、１人についてであっても１０日以内を認めることができる。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">20の2</td><td>義務教育終了前の子を養育する職員が、その子が在籍する学校等が実施する行事に参加するため勤務しないことが相当であると認められる場合</td><td>１暦年２日（義務教育終了前の学校等に在籍する子が２人以上の場合にあっては３日）以内で必要と認められる期間</td></tr>
<tr><td colspan="2">ア　「学校等が実施する行事に参加するため勤務しないことが相当であると認められる場合」とは、義務教育終了前の子が在籍する児童福祉法第７条第１項に規定する児童福祉施設又は学校教育法第１条に規定する学校が実施する行事のうち、家庭訪問やいわゆる三者面談等の子を養育する職員の出席が必要とされる行事（一斉に行われるものに限る。）のほか、入学式、卒業式、運動会、授業参観等に参加する場合をいい、ＰＴＡ等の子の保護者及び当該学校等の教職員で構成される団体又はその連合体が実施する行事に参加する場合は含まない。
イ　「２日（義務教育終了前の学校等に在籍する子が２人以上の場合にあっては３日）以内で必要と認められる期間」とは、一暦年を通じて継続して又は断続して２日又は３日以内を認めるものとし、この場合時間単位で付与して差支えない。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">21</td><td>職員が次に掲げる要介護者の介護等をする場合
イ　要介護者の介護
ロ　要介護者の通院等の付添い、要介護者が介護サービスの提供を受けるために必要な手続きの代行その他の要介護者の必要な世話</td><td>１暦年５日（要介護者が２人以上の場合にあっては１０日）以内で必要と認められる期間</td></tr>
<tr><td colspan="2">「５日（要介護者が２人以上の場合にあっては１０日）以内で必要と認められる期間」は、一暦年を通じて継続して又は断続して５日又は１０日以内を認めるものとし、この場合、時間単位で付与して差し支えない。なお、要介護者が２人以上の場合にあっては、１人についてであっても１０日以内を認めることができる。</td></tr>
</table>

22 職員の親族（次表の親族の欄に掲げる親族に限る。）が死亡した場合　同表の親族の区分に応じ同表の日数の欄に掲げる連続する日数（葬儀のため遠隔地に赴く場合にあっては、往復に要する日数を加えた日数）の範囲内の期間

親　族	日		数
		血　族	姻　族
配偶者	１０日		
父　母		7日	5日〔職員と生計を一にしていた場合は、7日〕
子		7日	1日〔職員と生計を一にしていた場合は、7日〕
祖父母		3日〔職員が代襲相続し、祭具等の承継を受ける場合は、7日〕	1日〔職員と生計を一にしていた場合は、3日〕
孫		1日	
兄弟姉妹		3日	1日〔職員と生計を一にしていた場合は、3日〕
おじおば		1日〔職員が代襲相続し、祭具等の承継を受ける場合は、7日〕	1日

23 職員が、父母、配偶者及び子の追悼のための特別な行事のため勤務しないことが相当であると認められる場合　　1日以内

「特別な行事」とは、社会一般の慣習により、例えば神道にあっては年祭、仏教にあっては回忌（４９日、１００日、１回忌、３回忌等）など祭事、法事等をいい、うら盆、彼岸会等の祭礼を含まないものとし、父母、配偶者及び子の死亡後１５年以内に行われるものに限る。
なお、「父母」とは、実、養父母をいう。

24 職員が夏季において盆等の行事を行い、又は心身の健康の維持及び増進若しくは家庭生活の充実を図る場合　　一の年の７月から９月までの期間において５日以内で必要と認められる期間

「５日以内で必要と認められる期間」は、週休日、勤務時間の全部について時間外勤務代休時間が指定された日、休日及び代休日を除いて原則として連続して付与する。ただし、特に必要と認められる場合には、「日」単位で付与して差し支えない。

25 人事委員会が定める職員が心身の活力を高め、職務への意欲の喚起を図る場合　　人事委員会が定める年度における連続する３日以内で必要と認められる期間

「人事委員会が定める職員」及び「人事委員会が定める年度」とは次に掲げる職員及び年度とする。
ア　イからオまでに掲げる職員以外で各年度中に満４０歳及び満５０歳に達する職員　　満４０歳又は満５０歳に達する日の属する年度（各年度の３月３１日に満４０歳及び満５０歳に達する職員の場合には当該

	各年度とする。以下「基準年度」という。） イ　ウからオまでに掲げる職員以外で満４０歳及び満５０歳に達する年度中に長期の休暇等やむを得ない理由によりこの特別休暇を取得できなかったものと任命権者が認める職員　　基準年度の翌年度 ウ　次に掲げる職員で当該派遣等の期間を含む年度中に満４０歳及び満５０歳に達する職員（当該期間中にこの特別休暇に相当する休暇を取得できなかった職員に限る。）　基準年度（当該年度が職務復帰等をした年度に当たる場合を除く。）又は職務復帰等をした年度 ①　地方自治法第２５２条の１７第１項の規定により派遣された職員 ②　外国派遣条例第２条第１項の規定により派遣された職員 ③　公益的法人等派遣条例第２条第１項の規定により派遣された職員 ④　①から③までに掲げる職員以外で国又は他の地方公共団体等に派遣された職員 ⑤　任命権者の命令により県の機関以外の研修機関等に派遣されて研修を受ける職員 ⑥　職員の分限に関する条例第２条第１号に掲げる事由に該当して休職にされた職員 エ　公益的法人等派遣条例第１２条第１号に規定する退職派遣者で当該特定法人の業務に従事すべき期間を含む年度中に満４０歳及び満５０歳に達する職員（当該期間中にこの特別休暇に相当する休暇を取得できなかった職員に限る。）　基準年度（当該年度が公益的法人等派遣条例第１０条第１項の規定により職員として採用された年度に当たる場合を除く。）又は公益的法人等派遣条例第１０条第１項の規定により職員として採用された年度 オ　退職して国又は他の地方公共団体等に派遣された職員で当該派遣期間を含む年度中に満４０歳及び満５０歳に達する職員（当該派遣期間中にこの特別休暇に相当する休暇を取得できなかった職員に限る。）　基準年度（当該年度が職務に復帰した年度に当たる場合を除く。）又は職務に復帰した年度	
26	地震、水害、火災その他の災害、交通機関等の事故、法令の規定に基づく交通遮断又は隔離その他の不可抗力の原因により、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる期間
	ア　「地震、水害、火災その他の災害」とは、法令等の規定により公共の機関に協力する場合、非常災害により職員の現住居が滅失又は損壊した場合及び退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合を含む。 イ　「交通機関等の事故」には、自家用車による通勤者が自己の責めによらない事故によって通勤不可能となる場合（通常１日を限度とする。）又は遅れて出勤する場合が含まれる。	
27	職員が不妊治療等を受けるため勤務しないことが相当であると認められる場合	一暦年６日（体外受精その他人事委員会が定める不妊治療を受ける場合にあっては１０日）以内で必要と認められる期間
	ア　「不妊治療等」とは、医師が行う不妊の原因を調べるための検査、不妊の原因となる疾病の治療、タイミング法、人工授精、体外受精、顕微授精等のほか、医療機関に通院する場合、医療機関が実施する説明会へ出席する場合、不育症の治療を行うため通院する場合をいう。 イ　「人事委員会が定める不妊治療」とは、体外受精及び顕微授精とする。 ウ　「６日（体外受精その他の人事委員会が定める不妊治療を受ける場合にあっては、１０日）以内で必要と認められる期間」とは、一暦年を通じて継続して又は断続して６日又は１０日以内を認めるものとし、この場合、時間単位で付与して差し支えない。	
28	職員が学校教育法第５４条の規定に基づく高等学校の通信教育生徒又は同法第８４条の規定に基づく大学の通信教育学生となり、定められた面接授業に出席する場合	必要と認められる期間
	「定められた面接授業に出席する場合」の休暇期間は、各年ごとに出席する必要な期間をいい、２年以上まとめて出席する場合には、６週間を超えない期間についてのみ、休暇として取り扱う。	

29	職員が国又は県が行う職務の遂行に必要な資格試験、昇任試験を受ける場合	必要と認められる期間
30	職員が国、県その他の公共的団体から表彰を受けるため、表彰式に出席する場合	必要と認められる期間
	「国、県その他の公共的団体」とは、国、地方公共団体のほか、国又は地方公共団体がその構成員となっている団体、国又は地方公共団体が当該団体の活動資金を負担し、かつ、その活動に密接にかかわっている団体等をいう。	
31	職員が国際的な運動競技会又は国、地方公共団体若しくはこれに類する団体が主催する運動競技会に、選手又は役員として参加する場合	必要と認められる期間
	ア 「国際的な運動競技会」とは、オリンピック競技大会、世界選手権大会、アジア競技大会等複数の国の選手が参加し、国際的な規模で開催される運動競技会をいう。 イ 「国、地方公共団体若しくはこれに類する団体が主催する運動競技会」とは、国民体育大会、県民体育大会のほか、公益財団法人日本スポーツ協会加盟団体等公的団体が主催する運動競技会をいう。 ウ 職員がこれらの運動競技会に選手又は役員として参加する場合は、主催者等から参加を要請された場合に限るものとする。	
32	職員が職務に関連があると認められる海外視察及び海外派遣団に参加する場合	必要と認められる期間
33	1～32に掲げるもののほか、任命権者が特に必要と認め、人事委員会の承認を得た場合	承認を得た期間

※ 24、25の休暇を除き、期間の計算には、週休日、勤務時間の全部について時間外勤務代休時間が指定された日、休日及び代休日を含めること。

忌引休暇（第２２号）の認められる親等図

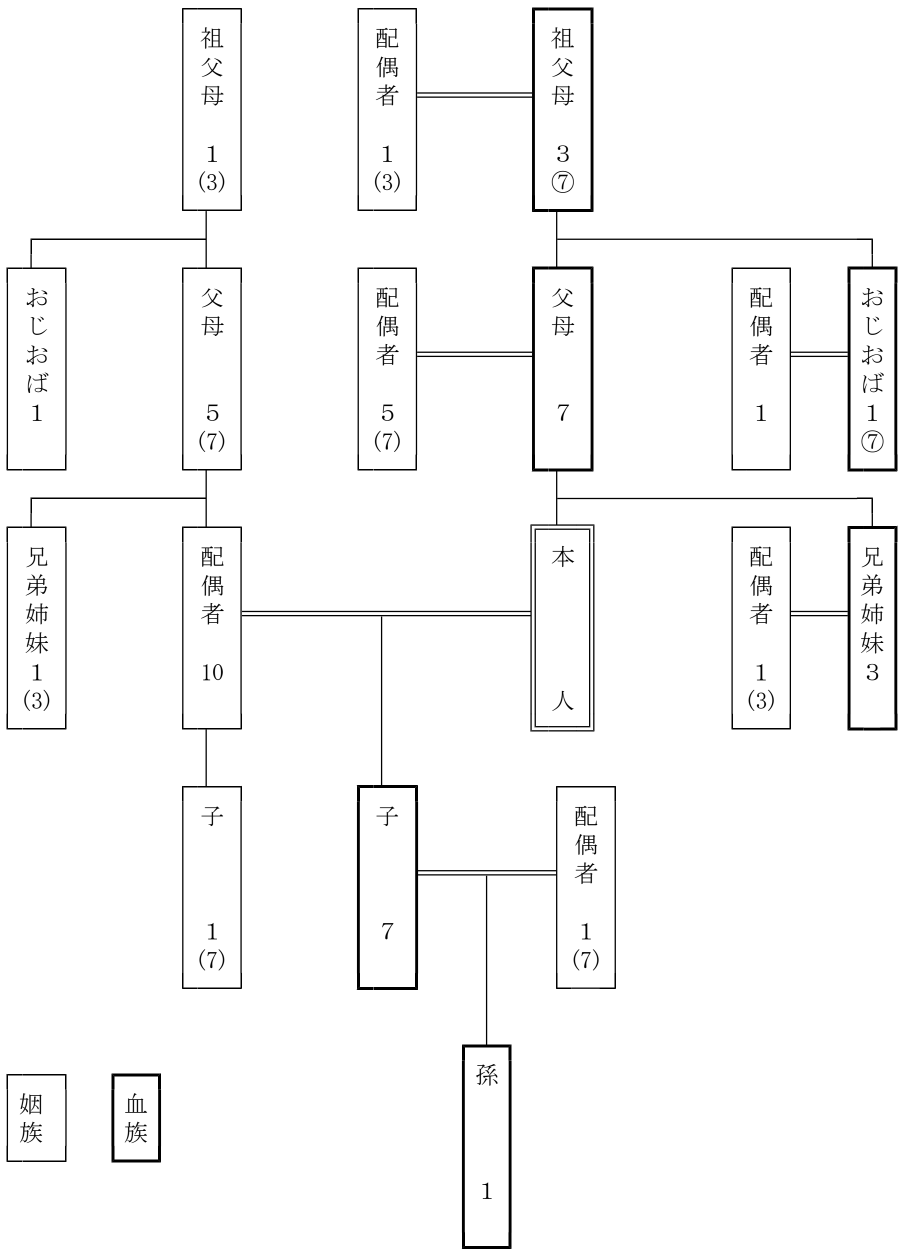

※１　数字は取得日数
※２　○付き数字は職員が代襲相続する場合の取得日数
※３　（　）内の数字は職員と生計を一にしていた場合の取得日数

（２）特別休暇の単位

１日又は１時間（(1)７、１３及び１４については１時間又は30分、９については15分)。ただし、(1)６、１６、１７、１９、２０、２０の２、２１及び２７の休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に１時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。

１時間を単位として使用した(1)６、１６、１７、１９、２０、２０の２、２１及び２７の特別休暇を日に換算する場合は、次に掲げる職員の区分に応じ、次に掲げる時間数をもって１日とする。

（ア）（イ）及び（ウ）の職員以外の職員

７時間４５分

（イ）斉一型短時間勤務職員

勤務日ごとの勤務時間の時間数（７時間４５分を超える場合にあっては、７時間４５分とし、１分未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間）

（ウ）不斉一型短時間勤務職員

７時間４５分

（３）特別休暇の手続

条例第１８条
（学）条例第１６条
規則８—５
第２４条、第２５条
第２７条、第２９条
規則８—６
第２２条、第２３条
第２５条、第２７条
通知ア、通知イ

（ア）特別休暇の申請

あらかじめ特別休暇簿（所属長以下の専決事項に属さないものについては特別休暇申請書）により申請する。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめ申請できなかった場合は、勤務しなかった日から週休日、勤務時間の全部について時間外勤務代休時間が指定された日、休日又は代休日を除き遅くとも３日以内に申請する。

特別休暇簿（申請書）には、勤務しない事由を明らかにする証明書類を添付する。ただし、６日（週休日、勤務時間の全部について時間外勤務代休時間が指定された日、休日又は代休日を除く。）を超えない期間の特別休暇については、休暇事由が明らかであると任命権者が認めるときは、書面の添付を省略することができる。

（イ）特別休暇の承認の取消し

承認取消申請書を提出する。ただし、（１）１３及び１４の特別休暇の申出について、その一部の取消しを申し出る場合には、特別休暇承認取消申請書を提出する。

13　介 護 休 暇

条例
第１７条、第１８条
（学）条例
第１５条、第１６条
規則８—５第２３条
第２３条の２
第２６条、第２８条
第２９条
規則８—６第２１条
第２１条の２
第２４条、第２６条
第２７条
通知ア、通知イ

（１）介護休暇の要件

負傷、疾病、老齢により２週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある者の介護をするため勤務しないことが相当であること。

（２）介護休暇の対象者

（ア）配偶者、父母、子、配偶者の父母、祖父母、孫、兄弟姉妹

（イ）職員と同居している次の者

（ⅰ）配偶者の祖父母、配偶者の兄弟姉妹、兄弟姉妹の配偶者

（ⅱ）職員又は配偶者との間において事実上の父母又は子と同様の関係にある次の者

a　父母の配偶者

b　配偶者の父母の配偶者

c　子の配偶者

d　配偶者の子

（３）介護休暇の期間

介護を必要とする一の状態ごとに、３回を超えず、かつ、通算して６月を超えない範囲内で指定する期間内で必要と認められる期間。

（４）介護休暇の単位

１日又は１時間とし、時間を単位とする介護休暇は、１日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した４時間の範囲内とする。ただし、当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、合わせて４時間の範囲内とする。

（５）介護休暇の手続

（ア）指定期間の指定

２週間以上の期間を定めて、指定期間の指定申出書により指定を希望する期間の初日及び末日を申し出る。

（イ）介護休暇の請求

あらかじめ介護休暇申請書を提出し、必要に応じて医師の診断書等被介護者が介護を要する状態であることを明らかにする書面を添付する。

なお、介護休暇は、できるだけ多くの期間について一括して請求するものとし、一回の指定期間について、初めて介護休暇を請求するときは、２週間以上の期間について一括して請求しなければならない。

（ウ）介護休暇の分割承認

介護休暇の請求があった場合において、当該請求に係る期間のうちに当該請求があった日から起算して１週間を経過する日後の期間が含まれているときにおける当該期間については、１週間経過日までに承認するかどうかを決定することができる。

（エ）介護休暇の承認の取消し

承認取消申請書を提出する。

14　介　護　時　間

条例第１７条の２
第１８条
（学）条例
第１５条の２
第１６条
規則８―５
第２３条の３
第２６条、第２８条
第２９条
規則８―６
第２１条の３
第２４条、第２６条
第２７条
通知ア、通知イ

（１）介護時間の要件

１３（１）と同じ。

（２）介護時間の対象者

１３（２）と同じ。

（３）介護時間の期間

介護を必要とする一の継続する状態ごとに連続する３年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く)。

（４）介護時間の単位

３０分とし、１日を通じ始業から連続し、又は、就業まで連続した２時間の範囲内とする。ただし、育児部分休業と同日に取得する場合は、両者を合わせて２時間を超えない範囲とする。

（５）介護時間の手続

（ア）介護時間の請求

あらかじめ介護時間請求書を提出し、必要に応じて医師の診断書等被介護者が介護を要する状態であることを明らかにする書面を添付する。

（イ）介護休暇の承認の取消し

承認取消申請書を提出する。

15　修学部分休業

地公法第２６条の２
修学部分休業条例

（1）対 象 職 員
大学、高等専門学校、専修学校等の教育施設に修学する職員

（2）期　　間
２年以内

16　高齢者部分休業

地公法第２６条の３
高齢者部分休業条例

（1）対 象 職 員
定年退職日から５年間さかのぼった日後に勤務する職員

（2）期　　間
定年退職日まで

17　自己啓発等休業

地公法第２６条の５
自己啓発等休業条例
規則８—８

（1）対 象 職 員
職員としての在職期間が３年以上である職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。）で任命権者の承認を受けたもの

（2）自己啓発等の内容
イ　大学等課程の履修
ロ　国際貢献活動

（3）期　　間

イ	大学等課程の履修	２年以内（大学等課程の履修の成果をあげるために特に必要な場合として規則８—８で定める場合は３年）
ロ	国際貢献活動	３年以内

18　配偶者同行休業

地公法第２６条の６
配偶者同行休業条例

（1）対 象 職 員
外国で勤務等をする配偶者と外国において生活を共にする職員で任命権者の承認を受けたもの

（2）期　　間
３年以内

19　育 児 休 業

育児休業法
育児休業条例
規則８—７

（1）対 象 職 員
地方公務員の育児休業に関する法律で定める職員

（2）期　　間
育児休業に係る子が３歳に達するまでのうち認められた期間

20　職務に専念する義務の免除 **（1）研修を受ける場合** **（2）厚生に関する計画の実施に参加する場合** **（3）その他人事委員会が定める場合** （ア）県の特別職の職を兼ね、その職に関する事務を行う場合 （イ）職務に関連ある国家公務員又は他の地方公共団体の公務員の職を兼ね、その職に関する事務を行う場合 （ウ）県行政の運営上、その地位を兼ねることが特に必要と認められる団体の役職員を兼ね、その事務を行う場合 （エ）国、地方公共団体又はその他の団体等から依頼を受け、県行政の運営上、特に必要と認められる講演又は講義等を行う場合 （オ）地方公務員法に基づく場合 （ⅰ）勤務条件に関する措置の要求をする場合 （ⅱ）不利益処分に関する審査請求をする場合 （ⅲ）これらに係る審査の当事者として出頭を求められた場合 （カ）地方公務員災害補償法に基づく場合 （ⅰ）公務災害補償に関する審査請求又は再審査請求をする場合 （ⅱ）これらの審査に出頭を求められた場合 （キ）職員の苦情相談に関する規則に基づく苦情相談の調査及び処理のため事情聴取等を求められた場合 （ク）（ア）から（キ）までに掲げるもののほか、任命権者が特に必要と認め人事委員会が定めた場合	地公法第３５条 職専免条例 規則９―１
※　職務専念義務免除と営利企業従事制限について 職務専念義務の免除を受けて従事する事務又は事業において、報酬を得る場合は、任命権者から営利企業等の従事許可を得ること。 「報酬」とは、賃金、給料、手当等名称のいかんにかかわらず、労働の対価として支払われる一切をいう。ただし、旅費等の費用弁償は含まない。	地公法第３８条 教特法第１７条 規則９―０

第　８　　参　　考　　資　　料

第８　目　　次

１　給料表（令和４年４月１日適用）　------------------------------ 8-1

２　級別標準職務表　-- 8-32

３　級別資格基準表　-- 8-36

４　学歴免許等資格区分表 -- 8-42

５　経験年数換算表　-- 8-43

６　免許所有職員等の経験年数の取扱い　------------------------------ 8-44

７　修学年数調整表　-- 8-45

８　初任給基準表　-- 8-46

９　昇格時号俸対応表　--- 8-50

10　降格時号俸対応表　--- 8-59

11　昇給号俸数表　-- 8-68

12　短期間の育児休業を取得した職員に対する期末・勤勉手当の
取扱い　-- 8-69

13　給与支給関係早見表　--- 8-71

14　諸手当算出の基礎及び支給方法早見表　---------------------------- 8-73

15　主な手当の改正状況

（１）扶養手当　-- 8-74

（２）住居手当　-- 8-76

（３）通勤手当　-- 8-77

（４）宿日直手当 -- 8-81

（５）（ⅰ）定年前再任用短時間勤務職員以外の職員に係る期末手当及び勤勉手当 -· 8-82

（ⅱ）定年前再任用短時間勤務職員に係る期末手当及び勤勉手当 ------- 8-86

（６）寒冷地手当 -- 8-88

行　政　職　給　料　表

給料表コード	0	1

職員の区分	職務の級 / 号俸	1　級	2　級	3　級	4　級	5　級	6　級	7　級	8　級	9　級	10　級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	150,800	199,500	235,600	267,300	292,100	321,500	365,500	411,000	461,600	525,400
	2	151,900	201,300	237,200	269,000	294,400	323,700	368,100	413,400	464,800	528,300
	3	153,100	203,100	238,700	270,500	296,500	326,000	370,500	415,900	467,800	531,400
	4	154,200	204,900	240,200	272,300	298,500	328,200	373,100	418,300	470,800	534,600
	5	155,300	206,400	241,500	274,000	300,300	330,400	375,000	420,300	473,800	537,700
	6	156,500	208,200	243,100	275,900	302,300	332,400	377,600	422,600	476,900	540,000
	7	157,600	210,000	244,600	277,700	304,400	334,700	379,900	424,700	479,900	542,500
	8	158,600	211,900	246,100	279,700	306,400	336,900	382,400	426,900	483,000	544,900
	9	159,600	213,500	247,200	281,600	308,300	338,800	384,800	428,900	485,700	547,400
	10	161,000	215,300	248,700	283,600	310,600	341,000	387,500	431,000	488,800	549,200
	11	162,300	217,100	250,200	285,500	312,800	343,000	390,100	433,100	491,900	551,000
	12	163,600	218,900	251,500	287,400	315,100	345,200	392,900	435,300	495,000	552,900
	13	164,900	220,200	253,100	289,300	317,200	347,000	395,300	437,000	497,700	554,600
	14	166,400	222,000	254,200	291,100	319,300	349,100	397,600	438,800	500,000	556,000
	15	167,900	223,700	255,500	293,000	321,600	351,100	399,800	440,800	502,300	557,300
	16	169,500	225,600	256,800	294,700	323,700	353,100	402,200	442,800	504,600	558,400
	17	170,600	227,200	258,100	296,500	325,600	354,800	404,000	444,700	506,800	559,700
	18	172,000	228,900	259,500	298,500	327,600	356,800	406,100	446,500	508,200	560,700
	19	173,400	230,500	260,900	300,600	329,600	358,600	408,000	448,400	509,700	561,700
	20	174,800	232,000	262,400	302,600	331,600	360,500	409,800	450,100	511,100	562,600
	21	176,100	233,400	264,000	304,500	333,300	362,400	411,700	451,900	512,300	563,500
	22	178,700	234,900	265,700	306,700	335,500	364,400	413,500	453,400	513,700	
	23	181,200	236,500	267,300	308,700	337,500	366,400	415,300	454,800	515,200	
	24	183,700	238,000	268,900	310,800	339,600	368,300	417,200	456,300	516,700	
	25	186,000	239,100	270,700	312,500	341,000	370,300	419,000	457,700	517,800	
	26	187,700	240,600	272,500	314,600	342,900	372,200	420,600	459,000	519,000	
	27	189,300	241,900	274,300	316,600	344,800	374,200	422,100	460,300	520,200	
	28	191,000	243,100	276,000	318,600	346,700	376,200	423,700	461,500	521,400	
	29	192,500	244,300	277,500	320,400	348,300	377,800	425,300	462,600	522,400	
	30	194,300	245,300	279,400	322,400	350,300	379,600	426,600	463,300	523,300	
	31	196,100	246,300	281,300	324,500	352,200	381,400	427,900	464,100	524,200	
	32	197,900	247,300	283,000	326,600	354,000	383,000	429,100	464,800	525,100	
	33	199,500	248,400	284,300	327,800	355,900	384,800	430,300	465,500	525,900	
	34	200,900	249,300	286,000	329,800	357,700	386,200	431,600	466,300	526,800	
	35	202,400	250,200	287,500	331,700	359,500	387,700	432,900	467,000	527,500	
	36	203,900	251,200	289,400	333,800	361,200	389,300	434,200	467,600	528,000	
	37	205,200	252,100	291,000	335,800	362,700	390,700	435,400	468,100	528,700	
	38	206,500	253,400	292,800	337,700	364,000	392,000	436,200	468,700	529,300	
	39	207,700	254,600	294,600	339,700	365,400	393,200	437,000	469,300	530,100	
	40	209,000	256,000	296,400	341,600	366,800	394,300	437,800	469,900	530,700	

行　政　職　給　料　表

給料表コード	0	1

職員の区分	職務の級 / 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	41	210,300	257,300	297,900	343,500	368,100	395,400	438,400	470,400	531,200	
	42	211,700	258,700	299,600	345,400	369,000	396,600	439,100	470,900		
	43	213,000	259,900	301,100	347,200	370,100	397,800	439,800	471,300		
	44	214,300	261,100	302,700	349,200	371,200	398,900	440,500	471,600		
	45	215,400	262,200	304,300	350,700	372,000	399,600	441,300	471,900		
	46	216,700	263,500	306,100	352,100	372,900	400,300	442,100			
	47	218,000	265,000	307,700	353,600	373,800	401,000	442,500			
	48	219,300	266,300	309,400	355,100	374,700	401,700	443,200			
	49	220,200	267,400	310,300	356,700	375,600	402,300	443,700			
	50	221,300	267,900	311,800	357,500	376,400	402,900	444,100			
	51	222,300	269,100	313,300	358,700	377,300	403,400	444,500			
	52	223,300	270,300	314,900	359,700	378,100	403,800	444,900			
	53	224,300	271,300	316,500	360,600	378,800	404,200	445,300			
	54	225,200	272,400	318,100	361,700	379,500	404,500	445,700			
	55	226,100	273,700	319,700	362,700	380,200	404,800	446,100			
	56	227,000	275,000	321,300	363,800	380,900	405,100	446,400			
	57	227,300	275,900	322,800	364,700	381,400	405,500	446,700			
	58	228,100	276,900	324,000	365,400	382,000	405,800	447,100			
	59	228,800	277,900	325,200	366,100	382,600	406,100	447,400			
	60	229,500	279,000	326,400	366,800	383,300	406,400	447,700			
	61	230,200	280,100	327,100	367,200	383,700	406,700	448,100			
	62	231,100	281,100	328,000	367,800	384,400	407,000				
	63	231,800	282,000	328,800	368,500	385,000	407,300				
	64	232,400	283,000	329,600	369,200	385,600	407,600				
	65	233,000	283,500	330,500	369,500	386,000	407,900				
	66	233,600	284,400	330,900	370,200	386,600	408,200				
	67	234,200	285,100	331,600	370,900	387,200	408,500				
	68	234,900	286,000	332,400	371,600	387,800	408,800				
	69	235,600	287,000	333,200	371,900	388,200	409,000				
	70	236,200	287,800	333,900	372,500	388,700	409,300				
	71	236,800	288,600	334,700	373,200	389,200	409,600				
	72	237,500	289,400	335,400	373,800	389,800	409,900				
	73	238,200	290,200	335,900	374,100	390,100	410,100				
	74	238,800	290,700	336,500	374,700	390,500	410,400				
	75	239,400	291,100	337,000	375,400	390,900	410,700				
	76	239,900	291,700	337,600	376,000	391,400	410,900				
	77	240,500	291,800	337,900	376,400	391,700	411,100				
	78	241,300	292,200	338,400	377,000	392,000	411,400				
	79	242,100	292,400	338,800	377,600	392,300	411,700				
	80	242,800	292,800	339,300	378,100	392,600	411,900				
	81	243,300	293,000	339,700	378,600	392,800	412,100				
	82	243,500	293,200	340,200	379,200	393,100	412,400				
	83	244,100	293,600	340,700	379,700	393,400	412,700				
	84	244,700	293,900	341,200	380,000	393,600	412,900				

行　政　職　給　料　表

給料表コード	0	1

職員の区分	職務の級 / 号俸	1　級	2　級	3　級	4　級	5　級	6　級	7　級	8　級	9　級	10　級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	85	245,200	294,200	341,500	380,400	393,800	413,100				
	86	245,900	294,500	341,900	380,900	394,100					
	87	246,600	294,800	342,400	381,300	394,400					
	88	247,300	295,200	342,800	381,700	394,600					
	89	247,800	295,500	343,100	382,100	394,800					
	90	248,300	295,900	343,500	382,600	395,100					
	91	248,600	296,200	344,000	383,000	395,400					
	92	249,000	296,600	344,400	383,400	395,600					
	93	249,400	296,700	344,600	383,700	395,800					
	94		296,900	345,000	384,200						
	95		297,300	345,500	384,600						
	96		297,700	345,900	385,000						
	97		297,900	346,000	385,300						
	98		298,200	346,500	385,800						
	99		298,600	346,900	386,200						
	100		299,000	347,200	386,600						
	101		299,200	347,500	386,900						
	102		299,500	347,900							
	103		299,900	348,300							
	104		300,200	348,800							
	105		300,400	349,300							
	106		300,700	349,700							
	107		301,100	350,100							
	108		301,400	350,500							
	109		301,600	351,000							
	110		302,000	351,400							
	111		302,400	351,700							
	112		302,700	352,000							
	113		302,800	352,500							
	114		303,100								
	115		303,400								
	116		303,800								
	117		304,000								
	118		304,200								
	119		304,500								
	120		304,800								
	121		305,200								
	122		305,400								
	123		305,700								
	124		306,100								
	125		306,400								
定年前再任用短時間勤務職員		189,000	216,700	257,000	276,500	291,800	317,300	359,300	392,700	444,100	525,100

備考　この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

公　安　職　給　料　表

給料表コード	0	2

職員の区分	職務の級／号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	175,500	191,300	216,300	256,400	298,000	323,100	350,100	384,600	425,800
	2	177,200	193,000	218,300	258,200	299,800	325,300	352,300	386,800	427,600
	3	179,000	194,800	220,300	260,000	301,600	327,400	354,600	388,700	429,500
	4	180,700	196,600	222,300	261,800	303,600	329,400	356,800	390,800	431,400
	5	182,000	198,400	224,300	263,500	305,300	331,500	358,800	392,600	432,800
	6	183,900	200,500	226,100	265,300	307,200	333,300	360,900	394,600	434,600
	7	185,800	202,700	228,200	266,900	309,200	335,000	363,200	396,400	436,200
	8	187,700	204,900	230,100	268,600	311,300	337,200	365,400	398,200	437,700
	9	189,300	206,900	232,200	269,700	313,100	338,900	367,100	399,900	439,300
	10	191,000	209,300	234,000	271,200	315,300	341,200	369,300	401,900	441,000
	11	192,700	211,800	235,800	272,500	317,400	343,400	371,300	403,900	442,600
	12	194,400	214,100	237,600	273,700	319,400	345,700	373,500	406,100	444,200
	13	196,100	216,100	239,400	275,000	321,400	347,700	375,300	407,800	445,300
	14	198,100	217,900	241,400	276,300	323,400	349,900	377,500	409,900	446,900
	15	200,200	219,700	243,300	277,300	325,000	352,100	379,500	411,900	448,800
	16	202,200	221,500	245,200	278,500	327,100	354,200	381,600	414,000	450,600
	17	204,300	223,400	246,700	279,200	328,800	356,200	383,200	415,700	452,200
	18	206,400	225,100	248,500	280,600	331,100	358,200	385,200	417,400	454,000
	19	208,700	227,100	250,300	282,000	333,200	360,200	387,100	419,100	455,800
	20	211,000	228,900	252,100	283,200	335,600	362,300	389,100	420,800	457,500
	21	213,200	230,600	253,700	284,500	337,500	364,100	390,800	422,500	459,100
	22	215,000	232,400	255,000	285,600	339,500	366,100	393,000	424,100	460,800
	23	216,700	234,200	256,200	286,900	341,600	367,900	395,100	425,500	462,500
	24	218,500	236,000	257,500	288,100	343,600	370,000	397,100	427,000	464,300
	25	220,400	237,600	258,700	289,100	345,500	371,700	398,800	428,300	465,800
	26	222,100	239,300	259,900	290,700	347,600	373,700	400,800	429,700	467,200
	27	223,900	241,100	261,200	292,400	349,600	375,700	402,900	431,200	468,700
	28	225,600	242,700	262,300	294,000	351,600	377,800	405,000	432,800	470,000
	29	227,600	243,900	263,300	296,000	353,400	379,600	406,600	434,200	471,200
	30	229,400	245,700	264,300	297,800	355,500	381,700	408,400	435,900	471,900
	31	231,200	247,500	265,500	299,500	357,300	383,800	410,100	437,600	472,600
	32	233,000	249,300	266,500	301,300	359,400	385,800	411,800	439,200	473,300
	33	234,600	250,700	267,000	302,900	360,800	387,700	413,500	440,600	473,800
	34	236,300	252,200	268,300	304,600	362,900	389,800	415,000	442,300	474,600
	35	238,000	253,500	269,300	306,500	364,800	392,000	416,600	444,000	475,300
	36	239,700	255,000	270,200	308,200	366,900	393,900	418,100	445,600	475,900
	37	241,000	256,100	271,000	309,900	368,800	395,600	419,500	447,000	476,300
	38	242,800	257,400	271,900	311,500	370,900	397,100	421,000	447,700	476,900
	39	244,600	258,600	272,900	313,400	372,900	398,400	422,500	448,500	477,400
	40	246,400	259,600	273,700	315,100	374,900	399,800	424,000	449,200	477,900
	41	247,800	260,600	274,700	316,200	377,000	401,000	425,500	449,600	478,400
	42	249,200	261,700	275,800	317,800	379,100	402,100	426,800	450,200	478,800
	43	250,500	262,700	276,800	319,700	381,200	403,100	428,100	450,900	479,200
	44	251,700	263,700	277,600	321,700	383,200	404,100	429,300	451,500	479,600
	45	252,800	264,300	278,700	323,400	384,900	405,400	430,300	452,300	479,900
	46	253,900	265,400	280,100	325,300	386,600	406,600	431,000	453,000	
	47	255,000	266,400	281,400	327,200	388,200	407,700	431,800	453,500	
	48	255,700	267,500	282,800	329,000	389,900	408,900	432,600	454,000	

公　安　職　給　料　表

給料表コード	0	2

職員の区分	職務の級 / 号俸	1　級	2　級	3　級	4　級	5　級	6　級	7　級	8　級	9　級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	49	256,400	268,300	284,500	330,400	391,400	410,200	433,100	454,500	
	50	257,300	269,300	286,200	332,000	392,400	411,000	433,500	454,800	
	51	258,400	270,300	287,700	333,400	393,400	411,800	434,000	455,100	
	52	259,400	271,200	289,200	335,200	394,400	412,500	434,300	455,500	
	53	259,900	272,200	290,600	336,700	395,700	413,000	434,600	455,900	
	54	261,100	272,900	292,200	338,400	396,800	413,700	435,000	456,100	
	55	261,900	273,900	293,900	340,000	397,900	414,400	435,300	456,400	
	56	263,000	274,800	295,600	341,800	399,100	415,000	435,600	456,600	
	57	263,900	275,800	297,000	342,700	400,400	415,700	435,900	457,000	
	58	264,800	277,300	298,400	344,400	401,200	416,100	436,200	457,200	
	59	265,600	278,500	300,100	346,000	402,000	416,700	436,500	457,400	
	60	266,400	279,900	301,800	347,600	402,700	417,300	436,800	457,600	
	61	267,300	281,400	303,200	349,300	403,200	417,700	437,100	458,000	
	62	267,800	283,000	304,700	351,000	403,900	418,300	437,400		
	63	268,600	284,300	306,600	352,700	404,600	418,800	437,700		
	64	269,200	285,800	308,300	354,400	405,400	419,300	438,000		
	65	270,300	287,100	309,600	356,000	405,700	419,900	438,300		
	66	271,500	288,300	311,300	357,600	406,400	420,500	438,600		
	67	272,600	289,800	312,700	359,200	407,100	420,900	438,900		
	68	273,500	291,200	314,400	360,800	407,700	421,400	439,200		
	69	274,500	292,800	315,800	362,000	408,100	421,800	439,400		
	70	275,900	293,900	317,200	363,500	408,600	422,100	439,700		
	71	277,100	295,400	318,500	364,800	409,200	422,400	440,000		
	72	278,400	296,700	320,000	366,200	409,700	422,700	440,300		
	73	279,300	297,900	320,800	367,400	410,200	423,000	440,500		
	74	280,400	299,300	322,400	368,600	410,600	423,300	440,800		
	75	281,800	300,800	323,900	369,900	411,100	423,600	441,100		
	76	283,000	302,300	325,600	371,200	411,600	423,900	441,400		
	77	284,100	303,200	327,400	372,500	412,100	424,100	441,600		
	78	285,300	304,700	329,100	373,700	412,600	424,400	441,900		
	79	286,400	305,900	330,700	374,900	413,200	424,700	442,200		
	80	287,100	307,500	332,300	376,100	413,700	425,000	442,500		
	81	288,200	308,800	334,000	377,400	414,100	425,200	442,700		
	82	289,300	310,200	335,800	378,600	414,700	425,500	443,000		
	83	290,600	311,300	337,400	379,700	415,200	425,800	443,300		
	84	292,000	312,700	339,100	380,900	415,400	426,000	443,600		
	85	293,100	313,600	340,500	382,000	415,700	426,200	443,800		
	86	294,300	315,100	342,000	382,600	416,200	426,500			
	87	295,200	316,400	343,500	383,100	416,500	426,800			
	88	296,400	317,900	345,000	383,700	416,800	427,000			
	89	297,400	319,400	346,300	384,300	417,100	427,200			
	90	298,600	321,000	347,500	384,900	417,500	427,500			
	91	299,700	322,400	348,900	385,500	417,900	427,800			
	92	300,900	323,900	350,200	386,100	418,300	428,000			
	93	301,400	325,200	351,600	386,400	418,600	428,200			
	94	302,700	326,500	353,100	386,900	419,000				
	95	303,800	327,900	354,600	387,500	419,400				
	96	305,100	329,200	356,100	388,000	419,800				
	97	306,300	330,400	357,400	388,400	420,100				
	98	307,500	331,700	358,600	388,800	420,500				
	99	308,700	333,000	359,700	389,400	420,900				
	100	309,900	334,400	360,900	389,900	421,300				

公　安　職　給　料　表

給料表コード	0	2

職員の区分	職務の級 ＼ 号俸	1　級	2　級	3　級	4　級	5　級	6　級	7　級	8　級	9　級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	101	311, 100	335, 800	362, 000	390, 300	421, 600				
	102	312, 100	336, 700	363, 200	390, 800					
	103	313, 200	337, 800	364, 300	391, 500					
	104	314, 200	339, 000	365, 500	392, 000					
	105	315, 000	340, 100	366, 700	392, 300					
	106	315, 600	341, 200	367, 200	392, 700					
	107	316, 200	342, 200	367, 800	393, 200					
	108	316, 900	343, 300	368, 400	393, 500					
	109	317, 400	344, 500	369, 000	393, 800					
	110	317, 900	345, 500	369, 500	394, 300					
	111	318, 400	346, 500	370, 000	394, 800					
	112	319, 000	347, 400	370, 500	395, 300					
	113	319, 800	348, 300	370, 900	395, 600					
	114	320, 600	349, 300	371, 300	396, 100					
	115	321, 300	350, 300	371, 900	396, 600					
	116	322, 000	351, 300	372, 400	397, 100					
	117	322, 600	352, 300	372, 800	397, 400					
	118	323, 400	352, 800	373, 300	397, 900					
	119	324, 100	353, 400	373, 900	398, 400					
	120	324, 900	354, 000	374, 400	398, 900					
	121	325, 500	354, 300	374, 500	399, 300					
	122	325, 800	354, 700	375, 100	399, 800					
	123	326, 300	355, 200	375, 600	400, 200					
	124	326, 800	355, 600	376, 000	400, 700					
	125	327, 100	356, 000	376, 500	401, 100					
	126		356, 400	377, 100	401, 600					
	127		356, 900	377, 600	402, 000					
	128		357, 300	378, 100	402, 500					
	129		357, 700	378, 400	402, 900					
	130		358, 100	378, 900						
	131		358, 500	379, 400						
	132		358, 900	379, 900						
	133		359, 100	380, 200						
	134		359, 600	380, 700						
	135		360, 000	381, 100						
	136		360, 300	381, 500						
	137		360, 600	381, 800						
	138		361, 000	382, 300						
	139		361, 500	382, 800						
	140		362, 000	383, 300						
	141		362, 300	383, 600						
	142		362, 900							
	143		363, 400							
	144		363, 900							
	145		364, 200							
定年前再任用短時間勤務職員		243, 200	255, 000	259, 100	290, 600	307, 300	321, 500	345, 200	380, 600	412, 400

備考　この表は、警察官に適用する。

教　育　職　給　料　表

給料表コード	0	4

イ　教育職給料表（一）

職員の区分	職務の級 / 号俸	1　級	2　級	特 2 級	3　級	4　級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	165, 100	208, 300	268, 800	333, 800	419, 900
	2	166, 600	210, 000	271, 200	336, 000	421, 700
	3	168, 100	211, 600	273, 500	338, 100	423, 500
	4	169, 600	213, 400	275, 700	340, 200	425, 200
	5	171, 300	215, 200	278, 100	342, 200	426, 700
	6	173, 200	216, 800	280, 400	344, 000	428, 200
	7	175, 000	218, 500	282, 700	345, 900	430, 100
	8	176, 800	220, 100	284, 800	348, 200	432, 000
	9	178, 500	221, 900	286, 900	350, 000	433, 900
	10	180, 600	223, 800	289, 200	352, 100	435, 700
	11	182, 600	225, 700	291, 500	354, 200	437, 600
	12	184, 500	227, 700	293, 500	356, 300	439, 400
	13	186, 500	229, 200	296, 000	358, 400	441, 100
	14	188, 600	231, 200	297, 800	360, 400	443, 000
	15	190, 700	233, 200	299, 700	362, 400	444, 800
	16	192, 800	235, 200	301, 400	364, 500	446, 700
	17	194, 900	237, 000	303, 200	366, 100	448, 500
	18	197, 300	239, 700	305, 500	368, 000	450, 300
	19	199, 900	242, 500	307, 700	369, 800	452, 100
	20	202, 200	245, 200	310, 200	371, 800	453, 900
	21	204, 600	247, 700	312, 400	373, 400	455, 500
	22	206, 200	250, 500	314, 800	375, 300	457, 200
	23	207, 900	253, 100	317, 000	377, 200	459, 100
	24	209, 600	255, 900	319, 600	379, 100	460, 800
	25	211, 100	258, 200	322, 000	380, 400	462, 600
	26	212, 400	260, 600	324, 300	382, 200	464, 200
	27	214, 100	263, 100	326, 500	384, 000	465, 800
	28	215, 700	265, 300	328, 600	385, 900	467, 300
	29	217, 200	267, 800	330, 700	387, 700	468, 800
	30	218, 900	270, 200	332, 400	389, 600	470, 100
	31	220, 600	272, 400	334, 100	391, 600	471, 400
	32	222, 300	274, 500	336, 400	393, 600	472, 700
	33	223, 700	276, 600	338, 200	395, 300	473, 900
	34	225, 500	278, 800	340, 300	397, 000	474, 600
	35	227, 400	280, 900	342, 400	398, 600	475, 300
	36	229, 000	282, 900	344, 400	400, 400	476, 000
	37	230, 500	285, 200	346, 500	401, 600	476, 700
	38	232, 300	286, 900	348, 600	403, 100	
	39	234, 100	288, 800	350, 900	404, 500	
	40	235, 900	290, 600	353, 000	406, 000	
	41	237, 600	292, 100	354, 900	407, 700	
	42	239, 300	294, 100	357, 000	409, 100	
	43	241, 000	296, 100	358, 900	410, 400	
	44	242, 600	298, 200	361, 000	411, 900	

教　育　職　給　料　表

給料表コード	0	4

イ　教育職給料表（一）

職員の区分	職務の級 / 号俸	1級	2級	特2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	45	243,800	300,200	362,900	413,500	
	46	245,200	302,700	364,900	414,800	
	47	246,400	304,900	366,800	416,300	
	48	247,500	307,500	368,800	417,900	
	49	248,800	309,700	370,400	419,700	
	50	250,200	312,100	372,200	421,100	
	51	251,400	314,400	374,100	422,700	
	52	252,700	316,700	376,100	424,200	
	53	253,900	318,800	378,000	425,900	
	54	255,100	320,600	379,800	427,400	
	55	256,400	322,700	381,600	429,000	
	56	257,400	324,600	383,300	430,600	
	57	258,700	326,500	384,800	432,100	
	58	259,400	328,600	386,400	433,700	
	59	260,500	330,700	388,100	434,900	
	60	261,500	332,700	389,800	436,100	
	61	262,600	334,900	391,100	437,300	
	62	263,500	337,000	392,500	438,600	
	63	264,600	339,200	393,900	439,900	
	64	265,400	341,400	395,200	441,100	
	65	266,700	343,100	396,600	442,300	
	66	268,100	345,300	397,800	443,500	
	67	269,500	347,300	399,200	444,700	
	68	271,100	349,600	400,600	445,900	
	69	272,400	351,400	401,900	447,100	
	70	273,700	353,300	403,200	448,400	
	71	275,000	355,300	404,600	449,600	
	72	276,400	357,300	406,000	450,800	
	73	277,400	358,900	407,300	451,900	
	74	278,900	360,800	408,700	452,500	
	75	280,300	362,600	410,100	453,000	
	76	281,000	364,600	411,400	453,500	
	77	282,200	366,400	412,600	454,000	
	78	283,400	368,100	413,800	454,600	
	79	284,600	369,800	415,100	455,100	
	80	285,800	371,400	416,500	455,600	
	81	286,900	372,900	417,800	456,100	
	82	288,100	374,400	419,000	456,700	
	83	289,300	375,900	420,100	457,200	
	84	290,500	377,400	421,300	457,700	
	85	291,500	378,500	422,500	458,200	
	86	292,700	379,900	423,700		
	87	293,700	381,300	424,900		
	88	294,900	382,600	425,900		
	89	296,000	383,900	427,000		
	90	297,100	385,200	428,000		
	91	298,300	386,400	429,000		
	92	299,500	387,700	430,000		

教　育　職　給　料　表

給料表コード	0	4

イ　教育職給料表（一）

職員の区分	職務の級 / 号俸	1　級	2　級	特２級	3　級	4　級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	93	300,000	389,000	430,900		
	94	301,000	390,100	431,700		
	95	302,100	391,500	432,500		
	96	303,300	392,700	433,300		
	97	304,300	394,100	434,200		
	98	305,400	395,100	434,600		
	99	306,500	396,200	435,000		
	100	307,600	397,200	435,400		
	101	308,500	398,100	435,800		
	102	309,600	399,100	436,100		
	103	310,700	400,200	436,400		
	104	311,700	401,300	436,700		
	105	312,300	402,000	437,000		
	106	313,200	402,900	437,300		
	107	314,000	403,800	437,600		
	108	314,800	404,700	437,800		
	109	315,700	405,600	438,000		
	110	316,100	406,500			
	111	316,500	407,300			
	112	317,000	408,100			
	113	317,600	408,700			
	114	318,000	409,400			
	115	318,500	410,100			
	116	319,000	410,800			
	117	319,600	411,400			
	118	320,200	411,900			
	119	320,600	412,300			
	120	321,100	412,700			
	121	321,600	413,100			
	122	322,000	413,400			
	123	322,500	413,700			
	124	323,000	413,900			
	125	323,600	414,100			
	126	323,900	414,400			
	127	324,200	414,700			
	128	324,500	414,900			
	129	324,700	415,100			
	130	325,000	415,400			
	131	325,300	415,700			
	132	325,600	415,900			
	133	325,800	416,100			
	134	326,000	416,400			
	135	326,200	416,700			
	136	326,500	416,900			
	137	326,800	417,100			
	138	327,000	417,400			
	139	327,300	417,700			
	140	327,600	417,900			

教　育　職　給　料　表

給料表コード	0	4

イ　教育職給料表（一）

職員の区分	職務の級／号俸	1　級	2　級	特 2 級	3　級	4　級
	号　俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	141	327,800	418,100			
	142	328,000	418,400			
	143	328,300	418,700			
	144	328,500	418,900			
	145	328,800	419,100			
	146	329,000	419,400			
	147	329,300	419,700			
	148	329,600	419,900			
	149	329,800	420,100			
	150	330,000				
	151	330,300				
	152	330,600				
	153	330,800				
再任用短時間勤務職員 定年前		235,700	276,200	305,100	333,400	418,100

備考（一）　この表は、高等学校及びこれに準ずるものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

（二）　この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が３級である職員の給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

給料表コード	0	5

ロ　教育職給料表（二）

職員の区分	職務の級 / 号俸	1　級	2　級	特 2 級	3　級	4　級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	165,100	181,000	268,800	297,400	409,600
	2	166,600	183,100	271,200	300,000	411,100
	3	168,100	185,300	273,500	302,700	412,600
	4	169,600	187,500	275,700	305,200	414,100
	5	171,300	189,500	278,100	307,700	415,500
	6	173,200	191,500	280,400	309,800	416,900
	7	175,000	193,600	282,700	312,200	418,400
	8	176,800	195,700	284,800	314,300	420,100
	9	178,500	197,800	286,900	316,400	421,500
	10	180,600	200,600	289,200	318,700	422,900
	11	182,600	203,200	291,500	321,100	424,300
	12	184,500	205,800	293,500	323,600	425,600
	13	186,500	208,300	296,000	326,000	426,900
	14	188,600	210,000	297,800	327,900	428,300
	15	190,700	211,600	299,700	329,800	429,700
	16	192,800	213,400	301,400	331,900	431,100
	17	194,900	215,200	303,200	333,800	432,300
	18	197,300	216,800	305,500	336,000	433,700
	19	199,900	218,500	307,700	338,100	434,900
	20	202,200	220,100	310,200	340,200	436,200
	21	204,600	221,900	312,400	342,200	437,300
	22	206,200	223,800	314,800	344,000	438,500
	23	207,900	225,700	317,000	345,900	439,800
	24	209,600	227,700	319,600	348,200	441,100
	25	211,100	229,200	322,000	350,000	442,400
	26	212,300	231,200	324,300	351,800	443,600
	27	214,000	233,200	326,500	353,700	444,600
	28	215,600	235,200	328,600	355,600	445,700
	29	217,100	237,000	330,700	357,400	446,900
	30	218,800	239,700	332,400	359,200	447,700
	31	220,500	242,500	334,100	360,900	448,600
	32	222,200	245,200	336,400	362,800	449,500
	33	223,600	247,700	338,200	364,200	450,400
	34	225,400	250,500	340,300	365,900	450,900
	35	227,300	253,100	342,400	367,400	451,400
	36	228,800	255,900	344,400	369,200	451,900
	37	230,200	258,200	346,400	371,100	452,400
	38	231,900	260,600	348,300	372,600	452,900
	39	233,600	263,100	350,400	373,900	453,400
	40	235,300	265,300	352,300	375,500	453,900
	41	236,900	267,800	353,800	376,600	454,400
	42	238,600	270,200	355,600	378,100	
	43	240,300	272,400	357,200	379,500	
	44	241,900	274,500	358,900	381,000	

給料表コード	0	5

ロ　教育職給料表（二）

職員の区分	職務の級 / 号俸	1　級 給料月額	2　級 給料月額	特 2 級 給料月額	3　級 給料月額	4　級 給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	45	243,500	276,600	360,700	382,400	
	46	245,000	278,800	362,400	384,000	
	47	246,300	280,900	363,800	385,600	
	48	247,400	282,900	365,400	387,100	
	49	248,700	285,200	366,600	388,500	
	50	250,000	286,900	368,100	390,000	
	51	251,300	288,800	369,700	391,600	
	52	252,400	290,600	371,300	393,000	
	53	253,600	292,100	372,700	394,200	
	54	255,000	294,100	374,200	395,500	
	55	256,000	296,100	375,700	396,600	
	56	257,000	298,200	377,300	397,700	
	57	258,200	300,200	378,800	399,100	
	58	259,200	302,700	380,200	400,300	
	59	260,300	304,900	381,600	401,500	
	60	261,300	307,500	382,900	402,800	
	61	262,500	309,700	383,800	404,000	
	62	263,200	312,100	385,000	405,000	
	63	264,100	314,400	386,200	406,500	
	64	264,800	316,700	387,300	407,800	
	65	265,900	318,800	388,200	409,000	
	66	267,300	320,600	389,400	410,100	
	67	268,300	322,700	390,400	411,300	
	68	269,600	324,600	391,600	412,400	
	69	271,100	326,500	392,800	413,400	
	70	272,600	328,600	393,800	414,600	
	71	273,900	330,700	394,900	415,800	
	72	275,300	332,700	396,100	417,000	
	73	275,700	334,900	397,100	417,600	
	74	276,900	337,000	398,200	418,400	
	75	278,300	339,200	399,300	419,100	
	76	279,500	341,400	400,400	419,700	
	77	280,700	343,100	401,300	420,000	
	78	281,500	345,000	402,200	420,400	
	79	282,700	346,700	403,200	420,800	
	80	283,800	348,500	404,200	421,200	
	81	285,000	350,400	405,000	421,500	
	82	285,900	352,200	405,900	421,900	
	83	287,100	353,600	406,600	422,300	
	84	288,300	355,400	407,400	422,600	
	85	289,200	356,600	408,100	422,900	
	86	290,100	358,200	408,900	423,300	
	87	290,800	359,700	409,600	423,700	
	88	291,900	361,200	410,300	424,000	
	89	292,900	362,500	410,900	424,300	
	90	293,800	363,900	411,600	424,600	
	91	294,700	365,300	412,100	424,900	
	92	295,500	366,700	412,800	425,100	

給料表コード	0	5

ロ　教育職給料表（二）

職員の区分	職務の級 / 号俸	1　級	2　級	特 2 級	3　級	4　級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	93	295,800	368,200	413,200	425,300	
	94	296,500	369,500	413,600	425,600	
	95	297,200	370,800	413,900	425,900	
	96	298,000	372,000	414,200	426,100	
	97	298,800	373,000	414,500	426,300	
	98	299,600	374,000	414,800	426,600	
	99	300,400	375,000	415,100	426,900	
	100	301,100	376,000	415,300	427,100	
	101	302,000	377,000	415,500	427,300	
	102	302,500	378,000	415,800		
	103	303,000	379,000	416,100		
	104	303,500	380,000	416,300		
	105	303,700	380,800	416,500		
	106	304,100	381,700	416,800		
	107	304,400	382,600	417,100		
	108	304,600	383,600	417,300		
	109	304,800	384,400	417,500		
	110	305,000	385,400	417,800		
	111	305,300	386,400	418,100		
	112	305,600	387,400	418,300		
	113	305,900	388,000	418,500		
	114	306,100	388,900	418,800		
	115	306,300	389,800	419,100		
	116	306,600	390,700	419,300		
	117	306,900	391,600	419,600		
	118	307,200	392,300			
	119	307,500	393,100			
	120	307,800	393,900			
	121	307,900	394,500			
	122	308,100	395,300			
	123	308,400	396,000			
	124	308,700	396,700			
	125	308,900	397,300			
	126		398,000			
	127		398,500			
	128		399,100			
	129		399,800			
	130		400,400			
	131		400,900			
	132		401,400			
	133		401,700			
	134		402,000			
	135		402,300			
	136		402,600			
	137		402,900			
	138		403,200			
	139		403,500			
	140		403,800			

給料表コード	0	5

ロ　教育職給料表（二）

職員の区分	職務の級 号 俸	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	141		404,100			
	142		404,400			
	143		404,700			
	144		405,000			
	145		405,300			
	146		405,600			
	147		405,900			
	148		406,100			
	149		406,300			
	150		406,600			
	151		406,900			
	152		407,100			
	153		407,300			
	154		407,600			
	155		407,900			
	156		408,100			
	157		408,300			
	158		408,600			
	159		408,900			
	160		409,100			
	161		409,300			
定年前再任用短時間勤務職員		226,800	273,000	300,200	326,700	408,100

備考（一）　この表は、中学校、小学校及びこれらに準ずるものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

（二）　この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が３級である職員の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

研　究　職　給　料　表

給料表コード	0	6

職員の区分	職務の級 / 号俸	1　級	2　級	3　級	4　級	5　級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	151,100	199,800	286,100	335,100	391,600
	2	152,200	202,400	288,500	337,400	394,500
	3	153,400	204,800	290,800	339,400	397,100
	4	154,500	207,300	293,200	341,300	399,900
	5	155,600	209,800	295,500	343,000	402,000
	6	157,000	212,200	297,400	344,700	404,700
	7	158,300	214,500	299,400	346,300	407,500
	8	159,600	216,700	301,100	348,300	410,200
	9	160,600	218,800	302,900	350,100	412,700
	10	162,300	221,100	305,300	352,100	415,300
	11	163,900	223,600	307,600	354,200	418,000
	12	165,500	225,900	310,100	356,100	420,900
	13	166,900	228,000	312,200	358,100	423,500
	14	168,800	230,400	314,600	360,000	426,200
	15	170,800	232,900	317,000	361,800	429,000
	16	172,800	235,300	319,700	363,800	431,700
	17	174,400	237,500	322,200	365,500	434,300
	18	176,500	240,400	324,400	367,400	436,900
	19	178,600	243,300	326,400	369,100	439,400
	20	180,600	246,200	328,400	371,100	442,000
	21	182,600	248,700	330,500	372,600	444,500
	22	184,900	251,400	332,100	374,600	447,100
	23	187,100	253,900	333,600	376,300	449,800
	24	189,300	256,700	335,700	378,300	452,300
	25	191,300	259,100	337,600	379,700	454,500
	26	193,500	261,500	339,500	381,400	456,800
	27	195,600	263,800	341,300	383,300	459,300
	28	197,800	265,900	343,100	385,200	461,800
	29	199,900	268,500	345,000	386,900	464,400
	30	201,400	270,600	346,700	388,800	466,900
	31	203,200	272,500	348,200	390,700	469,400
	32	204,900	274,400	350,000	392,700	471,900
	33	206,700	276,100	351,200	394,300	474,200
	34	208,600	278,100	352,600	396,100	476,700
	35	210,500	280,100	353,900	397,700	479,100
	36	212,500	282,000	355,400	399,500	481,600
	37	214,000	283,900	356,600	400,700	484,000
	38	215,900	285,000	358,000	402,200	486,500
	39	217,800	286,200	359,200	403,600	488,900
	40	219,700	287,400	360,600	405,000	491,500
	41	221,500	288,600	361,300	406,500	493,800
	42	223,400	289,300	362,400	407,800	496,000
	43	225,300	289,900	363,700	409,300	498,200
	44	227,300	290,600	364,800	410,900	500,400

研　究　職　給　料　表

給料表コード	0	6

職員の区分	職務の級／号俸	1　級	2　級	3　級	4　級	5　級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	45	229,000	291,300	365,900	412,300	502,100
	46	230,900	292,400	367,100	413,500	503,600
	47	232,700	293,500	368,400	415,100	505,300
	48	234,500	294,600	369,500	416,700	506,800
	49	236,100	295,800	370,600	418,000	508,500
	50	237,900	296,900	371,900	419,500	509,900
	51	239,600	297,900	373,200	421,000	511,300
	52	241,200	299,000	374,500	422,400	512,800
	53	242,500	299,800	375,200	423,800	513,900
	54	244,200	300,800	376,200	425,200	515,100
	55	245,800	302,100	377,200	426,600	516,300
	56	247,300	303,200	378,200	428,000	517,500
	57	248,500	303,700	379,000	429,100	518,400
	58	249,700	304,700	379,800	430,400	519,500
	59	250,600	305,900	380,500	431,800	520,500
	60	251,500	307,100	381,200	433,100	521,500
	61	252,500	308,000	381,800	434,000	522,600
	62	253,500	309,100	382,500	434,900	523,500
	63	254,400	310,200	383,400	435,900	524,200
	64	255,300	311,300	384,300	436,800	524,900
	65	256,200	312,100	384,900	437,700	525,700
	66	257,100	313,200	385,700	438,500	526,500
	67	257,900	314,100	386,500	439,100	527,300
	68	258,500	315,100	387,300	439,900	528,100
	69	259,300	316,100	387,900	440,300	528,800
	70	260,600	317,100	388,600	440,900	529,600
	71	261,900	318,200	389,300	441,400	530,400
	72	263,100	319,300	390,000	441,900	531,200
	73	264,400	319,800	390,700	442,400	531,900
	74	265,900	320,900	391,400		
	75	267,000	322,000	392,000		
	76	268,000	323,100	392,700		
	77	268,800	324,200	393,400		
	78	270,000	325,200	394,000		
	79	271,300	326,100	394,600		
	80	272,400	327,000	395,200		
	81	273,600	328,100	395,800		
	82	274,700	328,900	396,400		
	83	275,900	329,600	397,000		
	84	276,900	330,400	397,600		
	85	278,100	330,900	398,100		
	86	279,200	331,400	398,600		
	87	280,500	331,900	399,100		
	88	281,700	332,400	399,800		
	89	282,500	332,700	400,200		
	90	283,700	333,200	400,700		
	91	284,700	333,700	401,200		
	92	285,900	334,300	401,900		

研　究　職　給　料　表

給料表コード	0	6

職員の区分	職務の級 / 号俸	1　級	2　級	3　級	4　級	5　級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	93	286,800	334,600	402,300		
	94	287,800	335,000	402,800		
	95	288,800	335,500	403,300		
	96	289,800	336,000	404,000		
	97	290,100	336,500	404,400		
	98	291,000	337,000			
	99	291,800	337,500			
	100	292,700	338,000			
	101	293,600	338,500			
	102	294,300	339,000			
	103	295,000	339,500			
	104	295,700	340,000			
	105	296,400	340,500			
	106	296,900	340,900			
	107	297,400	341,400			
	108	297,900	341,800			
	109	298,100	342,300			
	110	298,500	342,700			
	111	298,800	343,200			
	112	299,100	343,600			
	113	299,400	344,100			
	114	299,700	344,500			
	115	300,000	345,000			
	116	300,300	345,400			
	117	300,600	345,900			
	118	301,000	346,300			
	119	301,300	346,700			
	120	301,700	347,100			
	121	302,000	347,500			
定年前再任用短時間勤務職員		219,000	260,500	285,500	328,200	387,100

備考　この表は、試験場、研究所等に勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医　療　職　給　料　表

給料表コード	0	7

イ　医療職給料表（一）

職員の区分	職務の級 / 号俸	1　級	2　級	3　級	4　級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	254,400	339,600	401,900	475,000
	2	257,000	342,600	404,800	477,400
	3	259,500	345,400	407,400	479,600
	4	262,000	348,300	410,200	481,900
	5	264,200	351,000	412,500	484,100
	6	268,000	354,100	414,800	486,300
	7	271,900	357,200	417,500	488,500
	8	275,700	360,000	420,300	490,800
	9	279,300	362,400	422,500	492,800
	10	283,400	365,000	425,200	494,900
	11	287,400	367,700	427,800	497,000
	12	291,400	370,500	430,500	499,100
	13	295,000	373,400	432,900	501,200
	14	299,100	377,000	435,500	503,300
	15	303,000	380,000	437,900	505,500
	16	306,800	383,600	440,400	507,600
	17	310,400	387,000	442,400	509,700
	18	313,900	389,700	444,800	511,700
	19	317,400	392,300	447,100	513,700
	20	321,000	394,900	449,600	515,700
	21	324,600	397,500	451,100	517,500
	22	328,400	399,700	453,500	519,400
	23	331,700	402,200	455,800	521,300
	24	335,100	404,600	458,100	523,200
	25	338,500	406,700	460,100	524,900
	26	341,000	409,000	462,500	526,700
	27	343,600	411,200	464,700	528,500
	28	345,900	413,500	467,000	530,300
	29	348,300	415,800	469,100	531,900
	30	350,100	417,900	471,400	533,800
	31	352,000	420,000	473,700	535,600
	32	354,000	422,100	475,900	537,400
	33	356,200	424,000	478,000	539,000
	34	358,600	425,800	480,100	540,800
	35	360,700	427,600	482,200	542,500
	36	362,900	429,600	484,300	544,300
	37	365,000	431,500	486,400	545,900
	38	367,400	433,500	488,200	547,600
	39	369,600	435,500	490,000	549,000
	40	371,600	437,500	491,900	550,600
	41	373,800	439,300	493,600	552,100
	42	374,800	441,100	495,400	553,500
	43	376,200	442,800	497,200	554,900
	44	377,700	444,600	499,000	556,200
	45	378,900	446,400	500,600	557,400
	46	380,300	448,300	502,300	558,400
	47	381,800	450,100	504,100	559,400
	48	383,300	451,800	506,000	560,400
	49	384,400	453,600	507,600	561,400
	50	385,400	455,300	508,900	562,400
	51	386,400	457,100	510,200	563,300
	52	387,200	458,900	511,500	564,200

医　療　職　給　料　表

給料表コード	0	7

イ　医療職給料表（一）

職員の区分	職務の級 / 号俸	1　級 給料月額	2　級 給料月額	3　級 給料月額	4　級 給料月額
	53	388,100	460,800	512,500	565,000
	54	389,000	462,000	513,800	565,900
	55	389,700	463,300	515,100	566,800
	56	390,600	464,500	516,400	567,700
	57	391,400	465,700	517,400	568,600
	58	392,300	466,700	518,200	569,500
	59	393,100	467,700	519,100	570,400
	60	393,900	468,700	519,900	571,100
	61	394,400	469,500	520,800	572,000
	62	394,900	470,200	521,600	572,900
	63	395,300	470,900	522,500	573,800
	64	395,800	471,600	523,300	574,700
	65	396,100	472,300	524,200	575,600
	66		473,000	525,100	
	67		473,700	525,800	
	68		474,300	526,700	
	69		474,600	527,600	
	70		475,300	528,400	
	71		476,000	529,300	
	72		476,800	530,200	
	73		477,200	531,000	
	74		477,800	531,900	
	75		478,500	532,800	
	76		479,200	533,600	
	77		479,600	534,400	
	78		480,200	535,300	
	79		480,800	536,200	
	80		481,300	537,100	
	81		481,900	537,900	
	82		482,400	538,800	
	83		482,900	539,700	
	84		483,400	540,600	
	85		483,800	541,400	
	86		484,400	542,300	
	87		484,800	543,200	
	88		485,300	544,100	
	89		485,800	544,900	
	90		486,400		
	91		487,000		
	92		487,400		
	93		487,900		
	94		488,500		
	95		489,100		
	96		489,700		
	97		490,200		
定年前再任用短時間勤務職員		298,300	341,000	395,800	469,300

備考　この表は、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

給料表コード	0	8

ロ　医療職給料表（二）

職員の区分	職務の級 / 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	155,800	192,300	227,900	253,600	283,400	321,500	365,500
	2	157,300	193,900	229,500	254,700	285,300	323,700	368,100
	3	158,700	195,500	231,100	255,900	287,400	326,000	370,500
	4	160,100	197,100	232,700	257,200	289,400	328,200	373,100
	5	161,300	198,700	234,100	258,400	291,500	330,400	375,000
	6	163,100	200,200	235,700	259,600	293,700	332,400	377,600
	7	164,800	201,800	237,200	260,600	295,600	334,700	379,900
	8	166,400	203,300	238,800	261,700	297,600	336,900	382,400
	9	168,000	204,900	239,800	263,000	299,400	338,800	384,800
	10	169,700	206,600	241,200	263,700	301,300	341,000	387,500
	11	171,400	208,200	242,600	264,600	303,000	343,000	390,100
	12	173,200	209,900	243,700	265,400	305,200	345,200	392,900
	13	174,500	211,400	245,200	266,500	307,300	347,000	395,300
	14	176,300	213,000	246,500	267,700	309,200	349,100	397,600
	15	178,200	214,600	247,700	268,900	311,300	351,100	399,800
	16	180,000	216,200	249,000	270,000	313,300	353,100	402,200
	17	181,900	217,600	249,800	271,500	315,300	354,800	404,000
	18	183,500	219,200	251,000	273,200	317,300	356,800	406,100
	19	185,400	220,900	252,100	274,900	319,400	358,600	408,000
	20	187,100	222,600	253,200	276,600	321,600	360,500	409,800
	21	188,600	223,900	254,600	278,200	323,400	362,400	411,700
	22	190,100	225,500	255,400	280,000	325,400	364,400	413,500
	23	191,600	226,900	256,300	281,700	327,200	366,400	415,300
	24	193,100	228,400	257,200	283,300	329,200	368,300	417,200
	25	194,700	229,600	258,200	284,900	330,900	370,300	419,000
	26	196,000	231,000	259,300	286,700	332,800	372,200	420,600
	27	197,600	232,300	260,400	288,600	334,900	374,200	422,100
	28	199,000	233,500	261,700	290,400	336,900	376,200	423,700
	29	200,500	234,700	263,100	291,600	338,200	377,800	425,300
	30	201,700	236,000	264,700	293,500	340,000	379,600	426,600
	31	203,000	237,500	266,300	295,300	341,700	381,400	427,900
	32	204,300	238,700	267,800	297,200	343,500	383,000	429,100
	33	205,700	239,800	269,100	298,900	345,200	384,800	430,300
	34	207,100	241,100	270,800	300,600	347,000	386,200	431,600
	35	208,400	241,800	272,400	302,400	349,000	387,700	432,900
	36	209,800	243,100	274,000	304,200	350,800	389,300	434,200
	37	210,900	244,700	275,100	305,500	352,600	390,700	435,400
	38	212,300	245,600	276,700	307,300	354,300	392,000	436,200
	39	213,600	246,700	278,500	308,800	355,900	393,200	437,000
	40	214,900	247,900	280,100	310,400	357,600	394,300	437,800
	41	216,000	249,000	281,200	312,100	358,800	395,400	438,400
	42	217,200	249,800	282,800	313,800	359,900	396,600	439,100
	43	218,400	250,800	284,500	315,400	361,100	397,800	439,800
	44	219,600	251,600	286,200	317,100	362,300	398,900	440,500

給料表コード	0	8

ロ　医療職給料表（二）

職員の区分	職務の級	1　級	2　級	3　級	4　級	5　級	6　級	7　級
	号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	45	220,600	252,700	287,700	318,000	363,600	399,600	441,300
	46	221,700	254,000	289,400	319,400	364,400	400,300	442,100
	47	222,700	255,300	291,100	321,000	365,600	401,000	442,500
	48	223,700	256,500	292,800	322,600	366,700	401,700	443,200
	49	224,600	258,000	294,000	324,000	367,700	402,300	443,700
	50	225,600	259,400	295,600	325,300	368,700	402,900	444,100
	51	226,500	260,700	296,900	326,500	369,700	403,400	444,500
	52	227,400	261,900	298,500	327,800	370,700	403,800	444,900
	53	227,700	262,600	299,800	328,900	371,500	404,200	445,300
	54	228,500	264,000	301,300	329,900	372,300	404,500	445,700
	55	229,100	265,400	302,700	331,000	373,200	404,800	446,100
	56	229,900	266,700	304,200	332,000	374,100	405,100	446,400
	57	230,600	267,500	305,200	332,500	374,600	405,500	446,700
	58	231,300	268,600	306,500	333,400	375,400	405,800	447,100
	59	231,900	269,800	307,700	334,300	376,200	406,100	447,400
	60	232,500	271,000	309,100	335,200	377,100	406,400	447,700
	61	233,200	271,900	310,400	336,000	377,500	406,700	448,100
	62	233,800	273,100	311,600	336,300	378,200	407,000	
	63	234,400	274,400	312,900	336,900	378,900	407,300	
	64	235,100	275,700	314,100	337,600	379,600	407,600	
	65	235,700	276,500	315,500	338,200	380,000	407,900	
	66	236,400	277,700	316,300	338,900	380,600	408,200	
	67	237,100	278,600	317,100	339,600	381,300	408,500	
	68	237,800	279,700	317,900	340,300	381,900	408,800	
	69	238,400	280,700	318,500	341,000	382,300	409,000	
	70	239,000	281,700	319,200	341,500	382,800	409,300	
	71	239,600	282,800	319,900	342,100	383,300	409,600	
	72	240,100	283,900	320,600	342,700	383,800	409,900	
	73	240,500	284,500	321,300	343,000	384,400	410,100	
	74	241,300	285,200	321,500	343,600	384,900	410,400	
	75	242,100	285,700	322,100	344,100	385,500	410,700	
	76	242,800	286,500	322,700	344,700	386,100	410,900	
	77	243,200	287,300	323,300	345,200	386,600	411,100	
	78	243,500	287,900	323,800	345,700	387,100	411,400	
	79	244,000	288,500	324,300	346,200	387,600	411,700	
	80	244,500	289,100	324,800	346,600	388,100	411,900	
	81	244,800	289,800	325,400	346,900	388,400	412,100	
	82	245,200	290,300	325,900	347,200	388,900	412,400	
	83	245,600	290,700	326,300	347,600	389,300	412,700	
	84	245,900	291,100	326,800	347,900	389,700	412,900	
	85	246,200	291,300	327,300	348,500	390,100	413,100	
	86		291,500	327,700	348,800	390,600		
	87		291,800	327,900	349,100	391,000		
	88		292,000	328,300	349,400	391,400		
	89		292,400	328,700	349,800	391,800		
	90		292,600	329,100	350,100	392,300		
	91		292,800	329,500	350,500	392,700		
	92		293,000	329,900	350,800	393,100		

給料表コード	0	8

ロ　医療職給料表（二）

職員の区分	職務の級 号俸	1　級	2　級	3　級	4　級	5　級	6　級	7　級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	93		293,400	330,200	351,200	393,500		
	94		293,600	330,400	351,500			
	95		293,800	330,800	351,800			
	96		294,100	331,100	352,100			
	97		294,500	331,300	352,400			
	98		294,800	331,600	352,800			
	99		295,000	331,900	353,200			
	100		295,300	332,200	353,600			
	101		295,600	332,400	354,100			
	102		295,800	332,700	354,500			
	103		296,000	333,100	354,900			
	104		296,300	333,300	355,300			
	105		296,600	333,400	355,800			
	106			333,700				
	107			334,100				
	108			334,400				
	109			334,600				
	110			335,000				
	111			335,400				
	112			335,800				
	113			336,000				
定年前再任用短時間勤務職員		190,000	216,800	245,200	258,700	284,100	317,300	359,300

備考　この表は、保健所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

給料表コード	0	9

ハ　医療職給料表（三）

職員の区分	職務の級 / 号俸	1　級	2　級	3　級	4　級	5　級	6　級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	170,800	198,100	245,000	267,200	290,000	332,400
	2	172,300	200,000	246,800	268,100	291,700	334,600
	3	173,800	202,000	248,600	269,000	293,300	336,600
	4	175,200	203,900	250,400	269,900	295,100	338,800
	5	176,700	206,000	251,800	270,400	296,700	340,800
	6	178,200	208,100	253,100	271,400	298,500	342,900
	7	179,600	210,300	254,200	272,100	300,200	345,000
	8	181,100	212,400	255,600	273,000	301,900	347,100
	9	182,400	214,500	256,400	274,100	303,600	348,700
	10	184,100	215,900	257,300	274,700	305,200	350,700
	11	185,700	217,300	258,200	275,700	306,500	352,600
	12	187,300	218,500	259,000	276,800	308,300	354,600
	13	188,600	219,900	260,100	277,800	309,800	356,500
	14	190,600	221,300	261,100	278,800	311,400	358,600
	15	192,600	222,800	261,900	279,800	313,200	360,700
	16	194,600	224,000	262,800	280,900	315,000	362,800
	17	196,600	225,400	263,300	282,200	316,700	364,800
	18	198,600	226,900	264,200	283,400	318,300	366,800
	19	200,600	228,400	265,000	284,400	320,000	368,900
	20	202,600	229,900	265,800	285,600	321,800	371,000
	21	204,600	231,100	266,700	287,100	323,200	372,700
	22	206,600	232,800	267,400	288,700	324,700	374,800
	23	208,700	234,500	268,300	290,000	326,200	377,000
	24	210,800	236,000	269,100	291,400	327,700	379,000
	25	212,300	237,300	270,100	292,500	329,100	381,000
	26	213,700	239,000	270,900	294,100	330,500	382,600
	27	214,900	240,800	271,800	295,900	332,000	384,500
	28	216,200	242,500	272,800	297,600	333,600	386,400
	29	217,400	244,100	274,000	298,300	334,800	388,200
	30	218,500	245,500	275,300	299,700	336,300	389,900
	31	219,800	246,800	276,800	301,300	337,700	391,900
	32	220,900	247,900	278,100	303,000	339,200	393,700
	33	222,200	248,900	279,600	304,400	340,800	395,400
	34	223,500	250,000	281,000	305,900	342,300	397,100
	35	224,800	250,900	282,200	307,600	343,900	398,900
	36	226,100	251,900	283,400	309,200	345,400	400,600
	37	227,300	252,600	284,900	310,500	347,100	402,200
	38	228,700	253,700	286,100	311,900	348,800	403,900
	39	230,000	254,500	287,600	313,300	350,300	405,800
	40	231,400	255,500	289,000	314,900	351,900	407,600
	41	232,300	255,900	289,700	316,400	353,100	409,100
	42	233,700	256,800	291,000	317,800	354,600	410,600
	43	235,000	257,600	292,600	319,200	356,100	412,100
	44	236,400	258,300	294,200	320,800	357,500	413,400

給料表コード	0	9

ハ　医療職給料表（三）

職員の区分	職務の級	1　級	2　級	3　級	4　級	5　級	6　級
	号　俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	45	237, 600	259, 100	295, 500	321, 600	359, 100	414, 500
	46	239, 000	259, 900	296, 900	323, 000	360, 100	415, 600
	47	240, 400	260, 800	298, 400	324, 400	361, 600	416, 700
	48	241, 700	261, 600	299, 900	325, 900	363, 000	417, 900
	49	242, 600	262, 400	301, 000	327, 000	364, 400	419, 200
	50	243, 700	263, 300	302, 300	328, 400	365, 800	420, 400
	51	244, 700	264, 200	303, 500	329, 700	367, 100	421, 600
	52	245, 700	265, 200	304, 900	331, 000	368, 500	422, 700
	53	246, 400	266, 400	306, 400	332, 400	370, 000	423, 900
	54	247, 400	267, 500	307, 700	333, 800	371, 200	424, 900
	55	248, 300	268, 800	309, 100	335, 300	372, 300	426, 000
	56	249, 200	270, 100	310, 500	336, 600	373, 500	427, 100
	57	249, 900	271, 500	311, 300	337, 500	374, 600	428, 200
	58	250, 900	273, 000	312, 500	338, 800	375, 500	428, 700
	59	251, 500	274, 500	313, 700	340, 000	376, 500	429, 300
	60	252, 300	275, 900	315, 100	341, 300	377, 600	429, 700
	61	253, 100	277, 200	316, 200	342, 400	378, 200	430, 300
	62	253, 900	278, 500	317, 500	343, 300	379, 000	430, 800
	63	254, 700	280, 000	318, 800	344, 500	379, 800	431, 200
	64	255, 500	281, 300	320, 100	345, 800	380, 600	431, 700
	65	256, 200	282, 100	321, 400	346, 900	381, 300	432, 300
	66	257, 000	283, 400	322, 700	348, 100	382, 000	432, 700
	67	257, 800	284, 900	324, 000	349, 400	382, 800	433, 000
	68	258, 500	286, 400	325, 300	350, 500	383, 500	433, 300
	69	259, 300	287, 500	326, 000	351, 500	384, 100	433, 800
	70	260, 100	289, 000	327, 100	352, 500	384, 700	
	71	261, 000	290, 500	328, 200	353, 600	385, 400	
	72	262, 000	292, 000	329, 100	354, 700	386, 000	
	73	263, 300	293, 000	330, 400	355, 500	386, 700	
	74	264, 600	294, 400	331, 100	356, 600	387, 200	
	75	265, 700	295, 600	332, 200	357, 700	387, 800	
	76	266, 800	296, 900	333, 400	358, 800	388, 300	
	77	267, 700	298, 300	334, 600	359, 500	388, 700	
	78	268, 700	299, 600	335, 800	360, 300	389, 300	
	79	270, 000	300, 800	336, 900	361, 100	389, 800	
	80	271, 200	302, 100	338, 100	361, 800	390, 100	
	81	272, 100	302, 600	339, 200	362, 400	390, 400	
	82	272, 700	303, 800	340, 300	363, 000	390, 900	
	83	273, 700	304, 900	341, 300	363, 600	391, 400	
	84	274, 700	306, 200	342, 400	364, 100	391, 700	
	85	275, 500	307, 300	343, 300	364, 700	392, 000	
	86	276, 300	308, 500	344, 300	365, 200	392, 500	
	87	277, 300	309, 700	345, 200	365, 800	393, 000	
	88	278, 500	310, 800	346, 200	366, 300	393, 400	
	89	279, 300	312, 100	347, 200	366, 700	393, 700	
	90	280, 200	313, 300	348, 000	367, 100	394, 100	
	91	281, 000	314, 500	348, 900	367, 700	394, 600	
	92	282, 000	315, 700	349, 700	368, 200	395, 000	

給料表コード	0	9

ハ　医療職給料表（三）

職員の区分	職務の級 / 号俸	1　級	2　級	3　級	4　級	5　級	6　級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	93	282, 900	316, 500	350, 300	368, 500	395, 400	
	94	283, 900	317, 200	350, 900	369, 000	395, 800	
	95	284, 800	317, 900	351, 600	369, 400	396, 300	
	96	285, 800	318, 500	352, 200	369, 700	396, 700	
	97	286, 400	319, 200	352, 600	370, 300	397, 100	
	98	287, 200	319, 500	353, 000	370, 800	397, 500	
	99	287, 800	320, 200	353, 500	371, 300	398, 000	
	100	288, 700	320, 900	353, 900	371, 800	398, 400	
	101	289, 500	321, 300	354, 400	372, 400	398, 800	
	102	290, 300	321, 900	354, 800	372, 900		
	103	291, 100	322, 500	355, 300	373, 400		
	104	292, 000	323, 100	355, 700	373, 800		
	105	292, 700	323, 500	356, 000	374, 400		
	106	293, 200	324, 000	356, 500	374, 900		
	107	293, 700	324, 500	356, 900	375, 400		
	108	294, 200	325, 000	357, 200	375, 900		
	109	294, 400	325, 400	357, 700	376, 500		
	110	294, 700	325, 800	358, 200	377, 000		
	111	294, 900	326, 100	358, 700	377, 500		
	112	295, 300	326, 400	359, 200	378, 000		
	113	295, 600	326, 800	359, 700	378, 600		
	114	295, 800	327, 200	360, 200			
	115	296, 200	327, 600	360, 700			
	116	296, 500	327, 900	361, 100			
	117	296, 800	328, 100	361, 500			
	118	297, 100	328, 400	361, 900			
	119	297, 400	328, 800	362, 400			
	120	297, 800	329, 000	363, 000			
	121	298, 100	329, 200	363, 400			
	122	298, 500	329, 500	363, 900			
	123	298, 800	329, 800	364, 400			
	124	299, 200	330, 100	364, 900			
	125	299, 400	330, 300	365, 200			
	126	299, 600	330, 600				
	127	299, 900	331, 000				
	128	300, 300	331, 200				
	129	300, 500	331, 300				
	130	300, 800	331, 600				
	131	301, 200	332, 000				
	132	301, 600	332, 200				
	133	301, 800	332, 500				
	134	302, 100	332, 900				
	135	302, 500	333, 300				
	136	302, 800	333, 700				
	137	303, 000	334, 000				
	138	303, 300	334, 500				
	139	303, 700	334, 900				
	140	304, 000	335, 300				

給料表コード	0	9

ハ　医療職給料表（三）

職員の区分	職務の級 / 号俸	1　級	2　級	3　級	4　級	5　級	6　級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	141	304,200	335,600				
	142	304,600	336,000				
	143	305,000	336,300				
	144	305,300	336,700				
	145	305,400	337,000				
	146	305,700	337,400				
	147	306,100	337,800				
	148	306,500	338,200				
	149	306,700	338,500				
	150	306,900	338,900				
	151	307,200	339,300				
	152	307,500	339,700				
	153	307,900	340,000				
	154	308,100					
	155	308,300					
	156	308,600					
	157	308,900					
	158	309,200					
	159	309,500					
	160	309,800					
	161	310,200					
	162	310,500					
	163	310,800					
	164	311,100					
	165	311,500					
	166	311,800					
	167	312,100					
	168	312,400					
	169	312,800					
定年前再任用短時間勤務職員		236,800	257,200	264,500	274,700	291,100	328,500

備考　この表は，保健所等に勤務する保健師，助産師，看護師，准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

技　能　職　等　給　料　表

給料表コード	1	0

職員の区分	職務の級 / 号　俸	1　級 給料月額	2　級 給料月額	3　級 給料月額	4　級 給料月額	5　級 給料月額
		円	円	円	円	円
	1	136, 600	188, 000	209, 200	255, 000	282, 000
	2	137, 500	189, 400	210, 400	256, 200	283, 900
	3	138, 500	190, 800	211, 900	257, 200	285, 500
	4	139, 400	192, 000	213, 100	258, 300	287, 300
	5	140, 400	192, 900	214, 400	259, 200	288, 900
	6	141, 400	194, 400	215, 800	260, 200	290, 400
	7	142, 500	195, 800	217, 200	261, 300	292, 100
	8	143, 500	197, 200	218, 600	262, 200	293, 900
	9	144, 300	198, 600	219, 900	263, 100	295, 400
	10	145, 300	199, 600	221, 500	263, 800	297, 200
	11	146, 300	200, 900	223, 100	264, 700	298, 900
	12	147, 400	201, 900	224, 500	265, 600	300, 700
	13	148, 200	203, 100	225, 700	266, 600	302, 100
	14	149, 200	204, 200	227, 200	267, 600	303, 800
	15	150, 300	205, 300	228, 700	268, 500	305, 400
	16	151, 300	206, 400	230, 000	269, 400	307, 000
	17	152, 400	207, 300	230, 800	270, 100	308, 500
	18	153, 800	208, 400	231, 500	271, 300	310, 100
	19	155, 000	209, 400	232, 400	272, 400	311, 700
	20	156, 300	210, 400	233, 400	273, 300	313, 400
	21	157, 400	211, 300	234, 000	274, 100	314, 400
	22	158, 600	212, 400	235, 500	275, 000	315, 800
	23	159, 800	213, 500	236, 800	276, 000	317, 200
	24	161, 000	214, 400	237, 800	277, 000	318, 700
	25	162, 100	215, 300	239, 100	277, 800	319, 900
	26	163, 600	216, 200	240, 300	278, 900	321, 400
	27	165, 100	216, 900	241, 600	280, 000	322, 800
	28	166, 600	217, 800	242, 900	281, 100	324, 200
	29	168, 000	218, 700	243, 600	282, 000	325, 800
	30	169, 300	219, 900	244, 800	283, 100	327, 000
	31	170, 900	220, 900	246, 000	284, 100	328, 300
	32	172, 400	221, 700	247, 100	285, 100	329, 500
	33	173, 700	222, 300	248, 200	285, 800	330, 600
	34	175, 400	223, 300	249, 300	286, 700	331, 500
	35	177, 100	224, 400	250, 400	287, 600	332, 600
	36	178, 800	225, 500	251, 400	288, 700	333, 800
	37	180, 500	226, 000	252, 800	289, 300	334, 900
	38	181, 900	227, 100	253, 400	290, 200	336, 000
	39	183, 600	228, 200	254, 400	291, 100	337, 000
	40	185, 100	229, 200	255, 400	292, 100	338, 000

技 能 職 等 給 料 表

給料表コード	1	0

職員の区分	職務の級 / 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	41	186, 400	230, 000	256, 400	292, 700	339, 000
	42	187, 800	231, 000	257, 600	293, 700	340, 000
	43	189, 100	232, 000	258, 500	294, 700	341, 000
	44	190, 500	232, 900	259, 800	295, 600	342, 000
	45	192, 000	233, 800	260, 300	296, 300	342, 900
	46	193, 300	234, 700	261, 400	297, 200	343, 900
	47	194, 700	235, 500	262, 600	298, 100	344, 900
	48	196, 100	236, 300	263, 600	299, 000	345, 900
	49	197, 500	237, 300	264, 600	299, 700	346, 800
	50	198, 600	238, 100	265, 600	300, 300	347, 700
	51	199, 700	239, 100	266, 700	301, 000	348, 700
	52	200, 900	240, 100	267, 600	301, 800	349, 500
	53	202, 000	241, 100	268, 400	302, 400	350, 300
	54	203, 100	242, 100	269, 500	303, 200	351, 100
	55	204, 000	242, 700	270, 700	303, 900	351, 900
	56	205, 100	243, 500	271, 900	304, 600	352, 600
	57	206, 200	244, 200	272, 700	305, 300	353, 300
	58	207, 100	245, 200	273, 700	306, 100	354, 100
	59	208, 100	246, 100	274, 800	306, 900	354, 900
	60	209, 100	247, 000	275, 800	307, 600	355, 600
	61	210, 200	247, 800	276, 800	308, 200	356, 300
	62	211, 100	248, 600	278, 000	308, 900	357, 000
	63	212, 000	249, 600	278, 800	309, 600	357, 700
	64	212, 900	250, 500	279, 900	310, 300	358, 400
	65	213, 500	251, 300	280, 700	310, 800	359, 000
	66	214, 300	252, 100	281, 500	311, 300	359, 500
	67	215, 000	252, 900	282, 300	311, 900	360, 000
	68	215, 700	253, 600	283, 100	312, 500	360, 500
	69	216, 100	254, 300	283, 700	313, 100	360, 900
	70	216, 500	254, 900	284, 500	313, 500	
	71	216, 800	255, 300	285, 300	314, 000	
	72	217, 100	255, 700	286, 000	314, 500	
	73	217, 300	255, 900	286, 800	314, 800	
	74	217, 700	256, 300	287, 500	315, 300	
	75	218, 200	256, 800	288, 300	315, 800	
	76	218, 800	257, 300	289, 100	316, 200	
	77	219, 000	257, 600	289, 700	316, 400	
	78	219, 500	258, 000	290, 200	316, 700	
	79	219, 900	258, 500	290, 700	317, 000	
	80	220, 300	259, 000	291, 100	317, 300	

技 能 職 等 給 料 表

給料表コード	1	0

職員の区分	職務の級 / 号 俸	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額	5 級 給料月額
	81	220,800	259,300	291,600	317,600	
	82	221,100	259,600	292,000	317,900	
	83	221,400	259,900	292,500	318,200	
	84	221,800	260,200	293,000	318,500	
	85	222,300	260,400	293,400	318,700	
	86	222,700	260,600	294,000	319,100	
	87	223,100	260,900	294,600	319,400	
	88	223,800	261,200	295,200	319,700	
	89	224,100	261,500	295,500	319,900	
	90	224,700	261,600	296,000	320,200	
	91	225,200	262,000	296,500	320,500	
	92	225,700	262,200	296,900	320,800	
	93	225,900	262,500	297,300	321,000	
	94	226,200	263,000	297,800	321,300	
	95	226,700	263,300	298,300	321,600	
	96	227,100	263,600	298,800	321,800	
	97	227,400	263,800	299,100	322,000	
	98	227,800	264,100	299,500	322,300	
	99	228,300	264,300	300,000	322,600	
	100	228,800	264,600	300,500	322,800	
	101	229,200	264,900	300,900	323,000	
	102	229,700	265,100	301,300		
	103	230,300	265,400	301,600		
	104	230,900	265,700	301,900		
	105	231,300	265,900	302,200		
	106	231,800	266,100	302,600		
	107	232,100	266,400	303,000		
	108	232,500	266,600	303,400		
	109	232,700	266,900	303,700		
	110	233,100	267,200	304,100		
	111	233,600	267,500	304,500		
	112	234,000	267,700	304,800		
	113	234,200	267,900	305,000		
	114	234,800	268,200	305,300		
	115	235,300	268,400	305,700		
	116	235,800	268,600	305,900		
	117	236,100	268,900	306,100		
	118	236,500	269,200	306,400		
	119	236,900	269,500	306,700		
	120	237,300	269,800	306,900		

技 能 職 等 給 料 表

給料表コード	1	0

職員の区分	職務の級 / 号俸	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額	5 級 給料月額
	121	237,700	270,000	307,100		
	122		270,200	307,400		
	123		270,500	307,700		
	124		270,800	307,900		
	125		271,000	308,100		
	126		271,200	308,400		
	127		271,500	308,700		
	128		271,800	308,900		
	129		272,000	309,100		
	130		272,200	309,400		
	131		272,500	309,700		
	132		272,800	309,900		
	133		273,000	310,100		
	134		273,200			
	135		273,500			
	136		273,800			
	137		274,000			
定年前再任用短時間勤務職員		195,000	206,200	224,800	245,700	276,600

特定任期付職員の給料表

号俸	給　料　月　額
	円
1	３７８，５００
2	４２５，０００
3	４７５，３００
4	５３６，８００
5	６１２，３００
6	７１５，０００
7	８３５，９００

第１号任期付研究員の給料表

号俸	給　料　月　額
	円
1	４００，６００
2	４５９，２００
3	５１９，７００
4	６００，２００
5	６９７，９００
6	７９６，６００

第２号任期付研究員の給料表

号俸	給　料　月　額
	円
1	３３４，２００
2	３６９，５００
3	３９６，８００

級別標準職務表

給料表	職務の級	標準的な職務 （条例）	給与条例別表第五の二に定める級別標準職務表に掲げる職務と同程度の職務（規則）
行政職給料表	１級	主事又は技師の職務	
	２級	1　困難な業務を行う主事又は技師の職務 2　警察本部、市警察部又は警察署の主任の職務	
	３級	1　主任主査又は技術主任主査の職務 2　主査又は技術主査の職務 3　警察本部、市警察部又は警察署の係長の職務 4　困難な業務を行う警察本部、市警察部又は警察署の主任の職務 5　中学校、小学校又は義務教育学校の事務長の職務	1　企画員の職務 2　専門検査員の職務 3　教務主任の職務 4　副主任指導員の職務 5　事務長（給与条例別表第五の二に定める級別標準職務表（以下この表において「職務表」という。）中行政職給料表三級の項第五項に規定するものを除く。）の職務
	４級	1　主幹又は技術主幹の職務 2　困難な業務を行う主任主査又は技術主任主査の職務 3　困難な業務を行う警察本部、市警察部又は警察署の係長の職務 4　困難な業務を行う中学校、小学校又は義務教育学校の事務長の職務	1　主任専門検査員の職務 2　所長代理の職務 3　主任指導員の職務 4　困難な業務を行う企画員の職務 5　困難な業務を行う専門検査員の職務 6　困難な業務を行う教務主任の職務 7　困難な業務を行う副主任指導員の職務 8　困難な業務を行う事務長（職務表中行政職給料表四級の項第四項に規定するものを除く。）の職務 9　困難な業務を行う主査又は技術主査の職務
	５級	1　本庁又は委員会等の事務局の総括課長補佐、総括室長補佐、総括技術補佐、課長補佐、室長補佐又は技術補佐の職務 2　地方機関の総括次長、総括技術次長、次長又は技術次長の職務 3　警察本部の課長補佐、隊長補佐又は所長補佐の職務 4　市警察部の課長補佐の職務 5　警察署の課長の職務 6　高等学校又は特別支援学校の事務室長の職務	1　上席専門検査員の職務 2　副監査専門監の職務 3　規模の小さい地方機関の長の職務 4　地方機関の副園長、副校長又は部長の職務 5　上席指導員の職務 6　困難な業務を行う主幹又は技術主幹の職務 7　困難な業務を行う主任専門検査員の職務 8　困難な業務を行う所長代理の職務 9　困難な業務を行う主任指導員の職務 １０　警察本部又は市警察部の次長の職務 １１　警察本部の心理専門官、術科指導官、健康管理専門官又は交通事故分析官の職務 １２　警察本部又は警察署の少年健全育成官の職務 １３　警察学校の科長の職務 １４　警察署の課長代理の職務 １５　警備派出所の所長の職務 １６　警備派出所の副所長の職務 １７　高等学校、特別支援学校、中学校、小学校又は義務教育学校の総括主幹の職務
	６級	1　本庁又は委員会等の事務局の課長又は室長の職務 2　地方機関の長の職務 3　本庁又は委員会等の事務局の専門監の職務 4　地方機関の専門監の職務 5　警察本部又は市警察部の課長の職務	1　本庁又は委員会等の事務局の副参事又は技術副参事の職務 2　総括専門検査員の職務 3　極めて困難な業務を行う地方機関の部長又は局長の職務 4　特に困難な業務を行う地方機関の副所長、技術副所長、副校長又は部長の職務 5　困難な業務を行う地方機関の部長又は支所長の職務 6　地方機関の副参事又は技術副参事の職務 7　警察本部の監察官、管理官、デジタル化推進調査官、会計調査官、施設調査官、相談調査官、情報管理調査官、給与調査官、採用調査官、教養調査官、上席術科指導官又は少年健全育成指導官の職務 8　宮城県警察組織規則（昭和三十七年宮城県公安委員会規則第二号）（以下この表において「警察組織規則」という。）第三条第四項に掲げる組織の隊長、室長、所長又は工場長の職務 9　宮城県警察交通管制センターの交通管制官の職務 １０　警察組織規則第三条第四項に掲げる組織の副隊長、副室長又は副所長の職務 １１　警察本部の副参事又は技術副参事の職務 １２　警察署の会計官の職務 １３　警察署の副参事の職務 １４　高等学校又は特別支援学校の事務部長の職務 １５　海洋総合実習船の船長の職務
	７級	1　困難な業務を行う本庁又は委員会等の事務局の課長又は室長の職務 2　困難な業務を行う地方機関の長の職務 3　困難な業務を行う警察本部又は市警察部の課長の職務	職務内容及び責任の程度が、職務表中行政職給料表七級の項に掲げる職務と同程度と認められる職務で人事委員会の認めるもの
	８級	1　本庁の副部長若しくは副局長又は委員会等の事務局の副事務局長若しくは副教育長の職務 2　特に困難な業務を行う地方機関の長の職務	1　危機管理監又はデジタル政策推進監の職務 2　本庁又は委員会等の事務局の参事又は技術参事の職務 3　監査監の職務 4　極めて困難な業務を行う地方機関の副所長又は副館長の職務 5　警察本部の参事の職務
	９級	1　本庁の部長又は局長の職務 2　会計管理者の職務 3　委員会等の事務局の長の職務 4　極めて困難な業務を行う地方機関の長の職務	1　本庁又は委員会等の事務局の理事又は技監の職務 2　教育監の職務
	１０級	特に重要な業務を所掌する本庁の部長の職務で人事委員会が認めるもの	

給料表	職務の級	標準的な職務（条例）	給与条例別表第五の二に定める級別標準職務表に掲げる職務と同程度の職務（規則）
公安職給料表	１級	巡査の行う職務	
	２級	1　巡査長の行う職務 2　高度の知識又は経験を必要とする巡査の行う職務	
	３級	1　主任の職務 2　高度の知識又は経験を必要とする巡査長の行う職務 3　特に高度の知識又は経験を必要とする巡査の行う職務	1　交番その他の派出所又は駐在所の所長の職務 2　交番その他の派出所又は駐在所の副所長の職務 3　交番その他の派出所又は駐在所の班長の職務
	４級	1　係長の職務 2　困難な業務を行う主任の職務 3　特に高度の知識又は経験を必要とする巡査長の行う職務	1　警察署の課長（職務表中公安職給料表五級の項第三項に規定するものを除く。）の職務 2　規模の小さい警察署の課長代理の職務 3　高度の知識又は経験を必要とする交番その他の派出所又は駐在所の所長の職務 4　高度の知識又は経験を必要とする交番その他の派出所又は駐在所の副所長の職務 5　高度の知識又は経験を必要とする交番その他の派出所又は駐在所の班長の職務
	５級	1　警察本部の課長補佐、隊長補佐又は所長補佐の職務 2　市警察部の課長補佐の職務 3　警察署の課長の職務 4　困難な業務を行う係長の職務	1　警察本部、市警察部又は警察署の次長の職務 2　宮城県警察機動警ら隊、宮城県警察鉄道警察隊、宮城県警察機動捜査隊、宮城県警察交通機動隊、宮城県警察高速道路交通警察隊又は宮城県警察機動隊の副隊長の職務 3　宮城県警察科学捜査研究所の副所長の職務 4　警察本部の秘書官、留置管理指導官、術科指導官、犯罪抑止指導官、少年事件指導官、生活経済指導官、サイバー犯罪対策官、通信指令官、検視官、告訴事件指導官、被害者連絡調整官、交通事故分析官、交通事故鑑識官、高齢運転者対策指導官又は総合情報分析官の職務 5　警察組織規則第三条第四項に掲げる組織の隊長、室長又は所長の職務 6　宮城県警察交通機動隊又は宮城県警察高速道路交通警察隊の分駐隊長の職務 7　警察学校の科長の職務 8　警察署の課長代理の職務 9　警察組織規則第三条第四項に掲げる組織の副隊長、副室長又は副所長の職務 １０　宮城県警察交通反則通告センターの通告補佐官の職務 １１　特に高度の知識又は経験を必要とする交番その他の派出所又は駐在所の所長の職務 １２　特に高度の知識又は経験を必要とする交番その他の派出所又は駐在所の副所長の職務
	６級	1　困難な業務を行う警察本部の課長補佐、隊長補佐又は所長補佐の職務 2　困難な業務を行う市警察部の課長補佐の職務 3　困難な業務を行う警察署の課長の職務	職務内容及び責任の程度が、職務表中公安職給料表六級の項に掲げる職務と同程度と認められる職務で人事委員会の認めるもの
	７級	1　警察本部又は市警察部の課長の職務 2　警察署の長の職務	1　宮城県警察機動警ら隊、宮城県警察鉄道警察隊、宮城県警察機動捜査隊、宮城県警察交通機動隊、宮城県警察高速道路交通警察隊又は宮城県警察機動隊の隊長の職務 2　宮城県警察科学捜査研究所の所長の職務 3　警察本部の企画官、上席監察官、監察官、会計調査官、人事調査官、採用調査官、上席術科指導官、犯罪抑止対策官、人身安全対策官、経済調査官、サイバー犯罪捜査指導官、雑踏警備対策官、警ら指導官、刑事指導官、総括検視官、広域捜査官、性犯罪捜査指導官、特別捜査指導官、盗犯捜査指導官、組織犯罪捜査指導官、暴力団対策指導官、銃器薬物捜査指導官、交通事故事件捜査指導官、交通聴聞官、警備指導官又は警衛警護対策官の職務 4　警察本部又は市警察部の管理官の職務 5　警察学校の副校長の職務 6　特に困難な業務を行う警察組織規則第三条第四項に掲げる組織の隊長、室長又は所長の職務 7　特に困難な業務を行う警察組織規則第三条第四項に掲げる組織の副隊長、副室長又は副所長の職務 8　宮城県警察交通反則通告センターの通告官の職務 9　警察署の副署長の職務 １０　警察署の刑事官の職務
	８級	1　困難な業務を行う警察本部又は市警察部の課長の職務 2　規模の大きい警察署の長の職務	職務内容及び責任の程度が、職務表中公安職給料表八級の項に掲げる職務と同程度と認められる職務で人事委員会の認めるもの
	９級	1　警察本部又は市警察部の部長の職務 2　特に規模の大きい警察署の長の職務	1　組織犯罪対策局長の職務 2　サイバーセキュリティ統括官の職務 3　警察本部の参事官の職務

給料表	職務の級	標準的な職務（条例）	給与条例別表第五の二に定める級別標準職務表に掲げる職務と同程度の職務（規則）
教育職給料表(一)	１級	高等学校又は特別支援学校の助教諭、養護助教諭、講師、実習助手又は寄宿舎指導員の職務	教育職給料表（一）級別資格基準表の学歴免許等区分において「短大卒」が適用される高等学校又は特別支援学校の教諭、養護教諭又は栄養教諭（職務表中教育職給料表（一）二級の項第一項に規定するものを除く。）の職務
	２級	高等学校又は特別支援学校の教諭、養護教諭、栄養教諭、実習教諭、実習講師又は主任寄宿舎指導員の職務	1　高等学校又は特別支援学校の講師（任用の期限を付さない講師に限る。）の職務 2　地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）（以下この表において「地方教育行政法」という。）第十八条第四項の規定により教員をもつて充てられた指導主事のうち地方機関の主幹の職務 3　地方教育行政法第十八条第四項の規定により教員をもつて充てられた指導主事のうち地方機関の主任主査の職務 4　地方教育行政法第十八条第四項の規定により教員をもつて充てられた指導主事のうち地方機関の主査の職務 5　地方教育行政法第十八条第四項の規定により教員をもつて充てられた指導主事のうち地方機関の主事の職務
	特２級	高等学校又は特別支援学校の主幹教諭の職務	地方教育行政法第十八条第四項の規定により教員をもつて充てられた指導主事のうち困難な業務を行う地方機関の主幹の職務
	３級	高等学校又は特別支援学校の副校長又は教頭の職務	地方教育行政法第十八条第四項の規定により教員をもつて充てられた指導主事のうち地方機関の次長の職務
	４級	高等学校又は特別支援学校の校長の職務	地方教育行政法第十八条第四項の規定により教員をもつて充てられた指導主事のうち地方機関の副参事の職務
教育職給料表(二)	１級	中学校、小学校又は義務教育学校の助教諭、養護助教諭又は講師の職務	
	２級	中学校、小学校又は義務教育学校の教諭、養護教諭又は栄養教諭の職務	1　中学校、小学校又は義務教育学校の講師（任用の期限を付さない講師に限る。）の職務 2　地方教育行政法第十八条第四項の規定により教員をもつて充てられた指導主事のうち地方機関の主幹の職務 3　地方教育行政法第十八条第四項の規定により教員をもつて充てられた指導主事のうち地方機関の主任主査の職務 4　地方教育行政法第十八条第四項の規定により教員をもつて充てられた指導主事のうち地方機関の主査の職務 5　地方教育行政法第十八条第四項の規定により教員をもつて充てられた指導主事のうち地方機関の主事の職務
	特２級	中学校、小学校又は義務教育学校の主幹教諭の職務	地方教育行政法第十八条第四項の規定により教員をもつて充てられた指導主事のうち困難な業務を行う地方機関の主幹の職務
	３級	中学校、小学校又は義務教育学校の副校長又は教頭の職務	地方教育行政法第十八条第四項の規定により教員をもつて充てられた指導主事のうち地方機関の次長の職務
	４級	中学校、小学校又は義務教育学校の校長の職務	地方教育行政法第十八条第四項の規定により教員をもつて充てられた指導主事のうち地方機関の副参事の職務
研究職給料表	１級	1　技師の職務 2　警察本部の主任の職務	
	２級	1　副主任研究員の職務 2　研究員の職務 3　高度の知識経験を必要とする研究を行う技師の職務 4　高度の知識経験を必要とする研究を行う警察本部の主任の職務	
	３級	1　総括研究員の職務 2　上席主任研究員の職務 3　主任研究員の職務 4　高度の知識経験を必要とする研究を行う副主任研究員の職務 5　警察本部の上席研究官の職務 6　警察本部の研究官の職務	1　技術副参事の職務 2　地方機関の総括次長の職務 3　高度の知識経験を必要とする研究を行う研究員の職務 4　警察本部の科長の職務 5　宮城県警察科学捜査研究所の副所長の職務
	４級	1　試験研究機関の長の職務 2　試験研究機関等の部長の職務 3　特に高度の知識経験に基づき相当の範囲にわたる研究の調整、指導等を行う総括研究員の職務 4　特に高度の知識経験に基づき相当の範囲にわたる研究の調整、指導等を行う警察本部の上席研究官の職務	1　困難な研究を行う試験研究機関の副所長、副場長又は技術副所長の職務 2　特に高度の知識経験に基づき相当の範囲にわたる研究の調整、指導等を行う技術副参事の職務
	５級	1　規模の大きい試験研究機関の長の職務 2　困難な研究を行う試験研究機関の長の職務	1　本庁の技術参事の職務 2　規模の大きい試験研究機関の副所長の職務 3　研究連携推進監の職務 4　研究管理監の職務 5　東北歴史博物館又は美術館の副館長の職務

給料表	職務の級	標準的な職務（条例）	給与条例別表第五の二に定める級別標準職務表に掲げる職務と同程度の職務（規則）
医療職給料表(一)	１級	医師又は歯科医師の職務	
	２級	高度の知識経験に基づき困難な医療業務を行う総括技術補佐又は技術補佐の職務	1　高度の知識経験に基づき困難な医療業務を行う総括技術次長又は技術次長の職務 2　高度の知識経験に基づき困難な医療業務を行う技術主任主査の職務 3　高度の知識経験に基づき困難な医療業務を行う医師又は歯科医師の職務
	３級	1　地方機関の長の職務 2　特に高度の知識経験に基づき困難な医療業務を行う総括技術補佐又は技術補佐の職務	1　保健医療監の職務 2　特に高度の知識経験に基づき困難な医療業務を行う技術副参事の職務 3　特に高度の知識経験に基づき困難な医療業務を行う総括技術次長又は技術次長の職務
	４級	1　規模の大きい地方機関の長の職務 2　極めて高度の知識経験に基づき特に困難な医療業務を行う職務	1　極めて高度の知識経験に基づき特に困難な医療業務を行う技監の職務 2　極めて高度の知識経験に基づき特に困難な医療業務を行う副部長の職務 3　極めて高度の知識経験に基づき特に困難な医療業務を行う技術参事の職務
医療職給料表(二)	１級	栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、 作業療法士又は言語聴覚士（以下「栄養士等」という。 ）の職務	
	２級	1　薬剤師又は獣医師の職務 2　困難な業務を行う栄養士等の職務	
	３級	1　技術主査の職務 2　困難な業務を行う薬剤師又は獣医師の職務 3　特に困難な業務を行う栄養士等の職務	
	４級	1　技術主任主査の職務 2　困難な業務を行う技術主査の職務	
	５級	1　本庁の総括技術補佐又は技術補佐の職務 2　地方機関の総括技術次長又は技術次長の職務 3　技術主幹の職務 4　困難な業務を行う技術主任主査の職務	1　地方機関の総括次長の職務 2　特に困難な業務を行う技術主査の職務
	６級	1　地方機関の長の職務 2　地方機関の技術副所長の職務 3　地方機関の部長の職務 4　地方機関の専門監の職務	1　本庁の技術副参事の職務 2　地方機関の支所長の職務 3　地方機関の技術副参事の職務
	７級	困難な業務を行う地方機関の長の職務	
医療職給料表(三)	１級	准看護師の職務	
	２級	保健師又は看護師の職務	
	３級	1　技術主査の職務 2　困難な業務を行う保健師又は看護師の職務	
	４級	1　技術主任主査の職務 2　困難な業務を行う技術主査の職務	
	５級	1　本庁の総括技術補佐又は技術補佐の職務 2　地方機関の総括技術次長又は技術次長の職務 3　技術主幹の職務 4　困難な業務を行う技術主任主査の職務	特に困難な業務を行う技術主査の職務
	６級	地方機関の技術副所長の職務	1　本庁の技術副参事の職務 2　地方機関の支所長の職務 3　地方機関の技術副参事の職務

備考

1　この表中「本庁」とは、部制条例（昭和三十五年宮城県条例第四十一号）により設けられた部及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）(以下この表において「法」という。）第百五十八条第一項の規定により設けられた課室並びに法第百七十一条第五項の規定により設けられた出納局及び出納局の下に設けられた課室をいう。

2　この表中「委員会等の事務局」とは、法第百三十八条第一項に規定する事務局並びに法第百三十八条の四第一項に規定する委員会及び委員の事務局をいう。

3　この表中「地方機関」とは、法第百五十五条第一項に規定する地方事務所、法第百五十六条第一項に規定する行政機関（警察署を除く。）、法第百五十八条第一項の規定により設けられた内部組織のうち本庁に属さないもの、法第二百四十四条第一項に規定する公の施設、地方教育行政法第十七条第二項に規定する内部組織のうち委員会等の事務局に属さないもの及び同法第三十条に規定する教育機関をいう。

4　この表中「警察本部」とは、県警察本部の内部組織に関する条例（昭和二十九年宮城県条例第三十一号）により設けられた部及び警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第五十四条第一項に規定する警察学校をいう。

5　この表中「市警察部」とは、警察法第五十二条第一項に規定する市警察部をいう。

6　この表中「警察署」とは、警察法第五十三条第一項に規定する警察署をいう。

級 別 資 格 基 準 表

1　行政職給料表

試験		学歴免許等	職務の級									
			１　級	２　級	３　級	４　級	５　級	６　級	７　級	８　級	９　級	１０級
採用試験	大学卒業程度	大学卒		3	4	4	2	別　に	別　に	別　に	別　に	別　に
			0	3	7	11	13	定める	定める	定める	定める	定める
	短期大学卒業程度	短大卒		4.5	4	4	2	別　に	別　に	別　に	別　に	別　に
			0	5	9	13	15	定める	定める	定める	定める	定める
	高等学校卒業程度	高校卒		7	4	4	2	別　に	別　に	別　に	別　に	別　に
			0	7	11	15	17	定める	定める	定める	定める	定める
その他		中学卒		8	4	4	2	別　に	別　に	別　に	別　に	別　に
			3	11	15	19	21	定める	定める	定める	定める	定める

2　公安職給料表

試験		学歴免許等	職務の級								
			１　級	２　級	３　級	４　級	５　級	６　級	７　級	８　級	９　級
採用試験	警察官A 警察官B	高校卒		2	3	5	6	2	別　に	別　に	別　に
			0	2	5	10	16	18	定める	定める	定める
その他		中学卒		2	3	5	6	2	別　に	別　に	別　に
			4	6	9	14	20	22	定める	定める	定める

3　教育職給料表(一)

職種	学歴免許等	1級	2級	特2級	3級	4級
校長	大学卒			7	別に	別に
			0	7	定める	定める
	短大卒			10	別に	別に
			0	10	定める	定める
副校長	大学卒			7	別に	
			0	7	定める	
	短大卒			10	別に	
			0	10	定める	
教頭	大学卒			7	別に	
			0	7	定める	
	短大卒			10	別に	
			0	10	定める	
主幹教諭	大学卒			7		
			0	7		
	短大卒			10		
			0	10		
教諭 養護教諭 栄養教諭	大学卒					
			0			
	短大卒		2.5			
		0	2.5			
助教諭 養護助教諭 講師 実習助手 寄宿舎指導員	大学卒		別に			
		0	定める			
	短大卒		別に			
		0	定める			
	高校卒		別に			
		0	定める			

4　教育職給料表(二)

職種	学歴 免許等	職務の級 1級	 2級	 特2級	 3級	 4級
校長	大学卒		 0	7 7	別に 定める	別に 定める
	短大卒		 0	10 10	別に 定める	別に 定める
副校長	大学卒		 0	7 7	別に 定める	
	短大卒		 0	10 10	別に 定める	
教頭	大学卒		 0	7 7	別に 定める	
	短大卒		 0	10 10	別に 定める	
主幹教諭	大学卒		 0	7 7		
	短大卒		 0	10 10		
教諭 養護教諭 栄養教諭	大学卒		 0			
	短大卒		 0			
助教諭 養護助教諭 講師	大学卒	 0	別に 定める			
	短大卒	 0	別に 定める			
	高校卒	 0	別に 定める			

5　研究職給料表

試　　験		学歴免許等	職務の級				
			１　級	２　級	３　級	４　級	５　級
採用試験	大学卒業程度	大学卒	０	１ １	別に定める	別に定める	別に定める
採用試験	短期大学卒業程度	短大卒	０	２．５ ２．５	別に定める	別に定める	別に定める
採用試験	高等学校卒業程度	高校卒	０	５ ５	別に定める	別に定める	別に定める
そ　の　他		中学卒	３	６ ９	別に定める	別に定める	別に定める

6　医療職給料表(一)

職　種	学歴免許等	職務の級			
		１　級	２　級	３　級	４　級
医　師 歯科医師	大 学 ６ 卒	０	別に定める	別に定める	別に定める

7　医療職給料表(二)

職種	学歴免許等	職務の級						
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
獣医師	大学6卒		0	2 2	3 5	別に定める	別に定める	別に定める
薬剤師	大学6卒		0	2 2	3 5	別に定める	別に定める	別に定める
	大学卒		0	5 5	3 8	別に定める	別に定める	別に定める
栄養士	大学卒		0	5 5	別に定める	別に定める	別に定める	別に定める
	短大卒	0	1.5 1.5	5 7	別に定める	別に定める	別に定める	別に定める
診療放射線技師	大学卒		0	5 5	別に定める	別に定める	別に定める	別に定める
	短大3卒	0	1 1	5 6	別に定める	別に定める	別に定める	別に定める
診療エックス線技師	短大卒	0	1.5 1.5	5 7	別に定める	別に定める	別に定める	別に定める
臨床検査技師	大学卒		0	5 5	別に定める	別に定める	別に定める	別に定める
	短大3卒	0	1 1	5 6	別に定める	別に定める	別に定める	別に定める
衛生検査技師	大学卒		0	5 5	別に定める	別に定める	別に定める	別に定める
	短大卒	0	1.5 1.5	5 7	別に定める	別に定める	別に定める	別に定める
臨床工学技師	大学卒		0	5 5	別に定める	別に定める	別に定める	別に定める
	短大3卒	0	1 1	5 6	別に定める	別に定める	別に定める	別に定める
理学療法士 作業療法士	大学卒		0	5 5	別に定める	別に定める	別に定める	別に定める
	短大3卒	0	1 1	5 6	別に定める	別に定める	別に定める	別に定める
視能訓練士	大学卒		0	5 5	別に定める	別に定める	別に定める	別に定める
	短大3卒	0	1 1	5 6	別に定める	別に定める	別に定める	別に定める
言語聴覚士	大学卒		0	5 5	別に定める	別に定める	別に定める	別に定める
	短大3卒	0	1 1	5 6	別に定める	別に定める	別に定める	別に定める
義肢装具士	短大3卒	0	1 1	5 6	別に定める	別に定める	別に定める	別に定める
歯科衛生士	短大卒	0	1.5 1.5	5 7	別に定める	別に定める	別に定める	別に定める
	高校専攻科卒	0	4 4	5 9	別に定める	別に定める	別に定める	別に定める
歯科技工士	短大卒	0	1.5 1.5	5 7	別に定める	別に定める	別に定める	別に定める
	高校卒	0	5 5	5 10	別に定める	別に定める	別に定める	別に定める
あん摩マッサージ指圧師 はり師 きゅう師 柔道整復師	短大3卒	0	1 1	5 6	別に定める	別に定める	別に定める	別に定める
	短大2卒	0	1.5 1.5	5 7	別に定める	別に定める	別に定める	別に定める
	高校卒	0	5 5	5 10	別に定める	別に定める	別に定める	別に定める
その他	短大卒	0	別に定める	別に定める				
	高校卒	0	別に定める	別に定める				
	中学卒	4	別に定める	別に定める				

8　医療職給料表（三）

職　　種	学歴免許等	職務の級					
		1　級	2　級	3　級	4　級	5　級	6　級
保健師 助産師 看護師	大　学　卒		0	5 5	別に定める	別に定める	別に定める
	短　大　卒		0	7 7	別に定める	別に定める	別に定める
准看護師	准看護師養成所卒	0	別に定める				

学　歴　免　許　等　資　格　区　分　表

学歴免許等の区分 基礎学歴区分	学歴免許等の区分 学歴区分	学歴免許等の資格
1　大　学　卒	一　博士課程修了	(1)　学校教育法（昭和２２年法律２６号）による大学院博士課程の修了 (2)　上記に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格
	二　修士課程修了	(1)　学校教育法による大学院修士課程の修了 (2)　上記に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格
	三　専門職学位課程修了	(1)　学校教育法による専門職大学院専門職学位課程の修了 (2)　上記に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格
	四　大　学　６　卒	(1)　学校教育法による大学の医学若しくは歯学に関する学科（同法第８５条ただし書に規定する学部以外の教育研究上の基本となる組織を置く場合における相当の組織を含む。以下同じ。）又は薬学若しくは獣医学に関する学科（修業年限６年のものに限る。）の卒業 (2)　上記に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格
	五　大学専攻科卒	(1)　学校教育法による４年制の大学の専攻科の卒業 (2)　上記に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格
	六　大　学　４　卒	(1)　学校教育法による４年制の大学の卒業 (2)　気象大学校大学部（修業年限４年のものに限る。）の卒業 (3)　海上保安大学校本科の卒業 (4)　上記に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格
2　短　大　卒	一　短　大　３　卒	(1)　学校教育法による３年制の短期大学の卒業又は専門職大学の修学年限３年の前期課程の修了 (2)　学校教育法による２年制の短期大学の専攻科の卒業 (3)　学校教育法による高等専門学校の専攻科の卒業 (4)　上記に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格
	二　短　大　２　卒	(1)　学校教育法による２年制の短期大学の卒業又は専門職大学の修学年限２年の前期課程の修了 (2)　学校教育法による高等専門学校の卒業 (3)　学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科（２年制の短期大学と同程度とみなされる修業年限２年以上のものに限る。）の卒業 (4)　航空保安大学校本科の卒業 (5)　海上保安学校本科の修業年限２年の課程の卒業 (6)　上記に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格
	三　短　大　１　卒	(1)　海上保安学校本科の修業年限１年の課程の卒業 (2)　上記に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格
3　高　校　卒	一　高校専攻科卒	(1)　学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科の卒業 (2)　上記に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格
	二　高　校　３　卒	(1)　学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校（同法第７６条第２項に規定する高等部に限る。）の卒業 (2) 上記に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格
	三　高　校　２　卒	(1)　保健師助産師看護師法による准看護師学校又は准看護師養成所の卒業 (2)　上記に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格
4　中　学　卒	中　　学　　卒	(1)　学校教育法による中学校、義務教育学校若しくは特別支援学校（同法第７６条第１項に規定する中学部に限る。）の卒業又は中等教育学校の前期課程の修了 (2)　上記に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格

備考

この表の「特別支援学校」には平成18年法律第80号による改正前の学校教育法による盲学校、聾（ろう）学校及び養護学校を、「准看護師学校」には平成13法律第153号による改正前の保健婦助産婦看護婦法による准看護婦学校を、「准看護師養成所」には同法による准看護婦養成所を含むものとする。

経　験　年　数　換　算　表

経　　　　歴		換　　算　　率
国家公務員、地方公務員又は旧公共企業体、政府関係機関若しくは外国政府の職員としての在職期間	職員の職務とその種類が類似する職務に従事した期間	$\frac{100}{100}$ 以下
	その他の期間	$\frac{80}{100}$ 以下（部内の他の職員と均衡を著しく失する場合は、$\frac{100}{100}$ 以下）
民間における企業体、団体等の職員としての在職期間	職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間	$\frac{100}{100}$ 以下
	その他の期間	$\frac{80}{100}$ 以下
学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間（正規の修学年数内の期間に限る。）		$\frac{100}{100}$ 以下
その他の期間	教育、医療に関する職務等特殊の知識、技術又は経験を必要とする職務に従事した期間で、その職務についての経験が職員としての職務に直接役立つと認められるもの	$\frac{100}{100}$ 以下
	技能、労務等の職務に従事した期間で、その職務についての経験が職員としての職務に役立つと認められるもの	$\frac{50}{100}$ 以下（部内の他の職員との均衡を著しく失する場合は、$\frac{80}{100}$ 以下）
	その他の期間	$\frac{25}{100}$ 以下（部内の他の職員との均衡を著しく失する場合及び教育職給料表の適用を受ける職員に適用する場合は、$\frac{50}{100}$ 以下）

免許所有職員等の経験年数の取扱い

免許取得後の経験年数として取り扱うことのできる免許取得前の経歴

給料表	職員	免許取得前の経歴	経験年数として取り扱うことができる年数
医療職給料表(二)	歯科衛生士	口くう衛生業務の補助に従事した経歴	８割以下の年数（部内の他の職員との均衡を著しく失する場合は、１０割以下の年数で事務局長の承認を得たもの）
	歯科技工士	歯科技工に関する業務に従事した経歴	
	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師	それぞれあん摩、マッサージ若しくは指圧、はり、きゅう又は柔道整復に直接関係ある業務に従事した経歴	
	診療放射線技師	診療エックス線技師の業務等診療放射線技師の業務に直接関係ある業務に従事した経歴	
	診療エックス線技師	診療エックス線業務に直接関係ある業務に従事した経歴	
	臨床検査技師	衛生検査技師の業務等臨床検査技師の業務に直接関係ある業務に従事した経歴	
	衛生検査技師	衛生検査の業務に従事した経歴	
	臨床工学技士	生命維持管理装置の操作及び保守点検に直接関係ある業務に従事した経歴	
	理学療法士及び作業療法士	理学療法又は作業療法の業務に従事した経歴	
	義肢装具士	義肢及び装具の製作及び適合等に直接関係のある業務に従事した経歴（医療職給料表(二)初任給基準表の備考第２項の規定の適用を受ける者にあっては、事務局長の承認を得たものに限る。）	
	視能訓練士	視能訓練の業務に従事した経歴	
	言語聴覚士	言語訓練、聴能訓練等に直接関係ある業務に従事した経歴	
医療職給料表(三)	看護師並びに看護師の免許を有する保健師及び助産師	准看護師の業務に従事した経歴（医療職給料表(三)）初任給基準表の備考第３項の適用を受ける者にあっては、准看護師の業務に従事した経歴のうち３年を超える経歴）	

（注）免許取得の時期が遅延した者の取扱い

免許の取得に当たって施行された資格試験に合格した後において、免許の付与の手続の遅延等やむを得ない事情によって正式の免許の取得の時期が遅れたものについては、その試験に合格した時をもって当該免許を取得した時とみなすことができる。

修 学 年 数 調 整 表

学 歴 区 分	修 学 年 数	基 準 学 歴 区 分			
		大 学 卒 （１６年）	短 大 卒 （１４年）	高 校 卒 （１２年）	中 学 卒 （９年）
博 士 課 程 修 了	２１ 年	＋ 5年	＋ 7年	＋ 9年	＋ １２年
修 士 課 程 修 了	１８ 年	＋ 2年	＋ 4年	＋ 6年	＋ 9年
専門職学位課程修了	１８ 年	＋ 2年	＋ 4年	＋ 6年	＋ 9年
大 学 6 卒	１８ 年	＋ 2年	＋ 4年	＋ 6年	＋ 9年
大 学 専 攻 科 卒	１７ 年	＋ 1年	＋ 3年	＋ 5年	＋ 8年
大 学 4 卒	１６ 年		＋ 2年	＋ 4年	＋ 7年
短 大 3 卒	１５ 年	－ 1年	＋ 1年	＋ 3年	＋ 6年
短 大 2 卒	１４ 年	－ 2年		＋ 2年	＋ 5年
短 大 1 卒	１３ 年	－ 3年	－ 1年	＋ 1年	＋ 4年
高 校 専 攻 科 卒	１３ 年	－ 3年	－ 1年	＋ 1年	＋ 4年
高 校 3 卒	１２ 年	－ 4年	－ 2年		＋ 3年
高 校 2 卒	１１ 年	－ 5年	－ 3年	－ 1年	＋ 2年
中 学 卒	9 年	－ 7年	－ 5年	－ 3年	

初 任 給 基 準 表

1　行政職給料表

試験の区分		学歴免許等	初任給
採用試験	大学卒業程度		１－２９
	短期大学卒業程度		１－１９
	高等学校卒業程度		１－　９
その他		高校卒	１－　５

2　公安職給料表

試験の区分		初任給
採用試験	警察官Ａ	１－２５
	警察官Ｂ	１－　７

3　教育職給料表(一)

職種	学歴免許等	初任給
教諭 養護教諭 栄養教諭	博士課程修了	２－３３
	修士課程修了 専門職学位課程修了	２－１７
	大学卒	２－　５
	短大卒	１－１５
助教諭 養護助教諭 講師 実習助手 寄宿舎指導員	大学卒	１－２５
	短大卒	１－１５
	高校卒	１－　５

4　教育職給料表(二)

職　　種	学歴免許等	初任給
教　　諭 養護教諭 栄養教諭	博士課程修了	2－45
	修士課程修了 専門職学位課程修了	2－29
	大　学　卒	2－17
	短　大　卒	2－　7
助　教　諭 養護助教諭 講　　師	大　学　卒	1－25
	短　大　卒	1－15
	高　校　卒	1－　5

5　研究職給料表

試験の区分		学歴免許等	初任給
採用試験	大学卒業程度		1－29
	短期大学卒業程度		1－19
	高等学校卒業程度		1－　9
そ　の　他		高　校　卒	1－　5

6　医療職給料表(一)

職　　種	学歴免許等	初任給
医　　師 歯科医師	大　学　6　卒	1－17

7　医療職給料表(二)

職　　　種	学歴免許等	初任給
獣　　医　　師	大学6卒	2－19
	大　学　卒	2－　5
薬　　剤　　師	大学6卒	2－19
	大　学　卒	2－　5
栄　　養　　士	大　学　卒	2－　5
	短　大　卒	1－15
診療放射線技師	大　学　卒	2－　5
	短大3卒	1－21
診療エックス線技師	短　大　卒	1－15
臨床検査技師	大　学　卒	2－　5
	短大3卒	1－21
衛生検査技師	大　学　卒	2－　5
	短　大　卒	1－15
臨床工学技師	大　学　卒	2－　5
	短大3卒	1－21
理学療法士 作業療法士	大　学　卒	2－　5
	短大3卒	1－21
視能訓練士	大　学　卒	2－　5
	短大3卒	1－21
言語聴覚士	大　学　卒	2－　5
	短大3卒	1－21
義肢装具士	短大3卒	1－21
歯科衛生士	短　大　卒	1－15
	高校専攻科卒	1－11
歯科技工士	短　大　卒	1－15
	高　校　卒	1－　5
あん摩マッサージ指圧師 は　り　師 きゅう師 柔道整復師	短大3卒	1－21
	短大2卒	1－15
	高　校　卒	1－　5
そ　の　他	短　大　卒	1－15
	高　校　卒	1－　5

8　医療職給料表(三)

職　　　種	学歴免許等	初任給
保　健　師	大　　学　　卒	２－１５
助　産　師	短　大　３　卒	２－　９
看　護　師	短　大　３　卒	２－　９
	短　大　２　卒	２－　５
准　看　護　師	准看護師養成所卒	１－　５

昇格時号俸対応表

行政職

昇格した日の前日に受けていた号俸	昇格後の号俸								
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	2	2	1	1	1	1
11	1	1	1	3	3	1	1	1	1
12	1	1	1	4	4	1	1	1	1
13	1	1	1	5	5	1	1	1	1
14	1	1	1	6	6	2	2	1	1
15	1	1	1	7	7	3	3	1	1
16	1	1	1	8	8	4	4	1	1
17	1	1	1	9	9	5	5	1	1
18	1	2	2	10	10	6	6	2	1
19	1	3	3	11	11	7	7	3	1
20	1	4	4	12	12	8	8	4	1
21	1	5	5	13	13	9	9	5	1
22	1	6	6	14	14	10	10	6	2
23	1	7	7	15	15	11	11	7	3
24	1	8	8	16	16	12	12	8	4
25	1	9	9	17	17	13	13	9	5
26	1	10	10	18	18	14	14	10	6
27	1	11	11	19	19	15	15	11	7
28	1	12	12	20	20	16	16	12	8
29	1	13	13	21	21	17	17	13	9
30	1	14	14	22	22	18	18	13	10
31	1	15	15	23	23	19	19	13	11
32	1	16	16	24	24	20	20	13	12
33	1	17	17	25	25	21	21	13	13
34	2	18	18	26	26	21	22	14	13
35	3	19	19	27	27	22	23	14	13
36	4	20	20	28	28	22	24	14	14
37	5	21	21	29	29	23	25	14	14
38	6	22	22	30	30	23	25	14	14
39	7	23	23	31	31	24	26	15	15
40	8	24	24	32	32	24	26	15	15
41	9	25	25	33	33	25	27	15	15
42	10	26	26	34	34	25	27	15	
43	11	27	27	35	35	26	28	15	
44	12	28	28	36	36	26	28	16	
45	13	29	29	37	37	27	28	16	
46	14	30	30	38	38	27	28		
47	15	31	31	39	39	28	28		
48	16	32	32	40	40	28	29		
49	17	33	33	41	41	29	29		
50	18	34	34	42	41	29	29		
51	19	35	35	43	42	29	29		
52	20	36	36	44	42	29	29		
53	21	37	37	45	43	30	30		
54	22	38	38	46	43	30	30		
55	23	39	39	47	44	30	30		
56	24	40	40	48	44	30	30		
57	25	41	41	49	45	31	30		
58	25	41	42	50	45	31	31		
59	25	42	43	51	46	31	31		
60	26	42	44	52	46	31	31		
61	26	43	45	53	47	31	31		
62	26	43	45	54	47	31			
63	27	44	45	55	48	31			

昇格した日の前日に受けていた号俸	昇格後の号俸								
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
64	27	44	46	56	48	31			
65	27	45	46	57	49	31			
66	28	45	46	58	49	31			
67	28	46	47	59	50	31			
68	28	46	47	60	50	32			
69	29	47	47	61	50	32			
70	29	47	48	62	50	32			
71	30	48	48	63	50	32			
72	30	48	48	64	50	32			
73	31	49	49	65	50	32			
74	31	49	49	66	50	32			
75	32	49	49	67	50	32			
76	32	49	50	68	50	32			
77	33	50	50	68	51	32			
78	33	50	50	68	51	32			
79	34	50	51	68	51	32			
80	34	50	51	68	51	32			
81	35	51	51	69	51	33			
82	35	51	52	69	51	33			
83	36	51	52	69	51	34			
84	36	51	52	69	51	34			
85	37	52	53	69	51	35			
86	37	52	53	70	51				
87	38	52	53	70	51				
88	38	52	53	70	51				
89	39	53	54	71	52				
90	39	53	54	72	52				
91	40	53	54	73	52				
92	40	53	54	74	52				
93	41	53	55	75	53				
94		54	55	75					
95		54	55	76					
96		54	55	76					
97		54	55	77					
98		54	56	78					
99		55	56	79					
100		55	56	80					
101		55	56	81					
102		55	56						
103		55	57						
104		56	57						
105		56	57						
106		56	57						
107		56	57						
108		56	58						
109		56	58						
110		57	58						
111		57	58						
112		57	58						
113		57	59						
114		57							
115		57							
116		58							
117		58							
118		58							
119		58							
120		58							
121		58							
122		59							
123		59							
124		59							
125		59							

公安職

昇格した日の前日に受けていた号俸	昇格後の号俸							
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1	1	1
10	2	1	1	1	2	2	1	1
11	3	1	1	1	3	3	1	1
12	4	1	1	1	4	4	1	1
13	5	1	1	1	5	5	1	1
14	6	2	1	1	6	6	2	2
15	7	3	1	1	7	7	3	3
16	8	4	1	1	8	8	4	4
17	9	5	1	1	9	9	5	5
18	10	6	2	1	10	10	6	6
19	11	7	3	1	11	11	7	7
20	12	8	4	1	12	12	8	8
21	13	9	5	1	13	13	9	9
22	14	10	6	1	14	14	10	10
23	15	11	7	1	15	15	11	11
24	16	12	8	1	16	16	12	12
25	17	13	9	1	17	17	13	13
26	18	14	10	2	18	18	14	14
27	19	15	11	3	19	19	15	15
28	20	16	12	4	20	20	16	16
29	21	17	13	5	21	21	17	17
30	22	18	14	6	22	22	18	18
31	23	19	15	7	23	23	19	19
32	24	20	16	8	24	24	20	20
33	25	21	17	9	25	25	21	21
34	26	22	18	10	26	26	22	22
35	27	23	19	11	27	27	23	23
36	28	24	20	12	28	28	24	24
37	29	25	21	13	29	29	25	25
38	30	26	22	14	30	30	26	26
39	31	27	23	15	31	31	27	27
40	32	28	24	16	32	32	28	28
41	33	29	25	17	33	33	29	29
42	34	30	26	18	34	34	30	29
43	35	31	27	19	35	35	31	29
44	36	32	28	20	36	36	32	30
45	37	33	29	21	37	37	33	30
46	38	34	30	22	38	38	34	30
47	39	35	31	23	39	39	35	30
48	40	36	32	24	40	40	36	30
49	41	37	33	25	41	41	37	30
50	42	38	34	26	42	42	38	31
51	43	39	35	27	43	43	39	31
52	44	40	36	28	44	44	40	31
53	45	41	37	29	45	45	41	31
54	46	42	38	30	46	46	41	31
55	47	43	39	31	47	47	42	31
56	48	44	40	32	48	48	42	32
57	49	45	41	33	49	49	43	32
58	50	46	42	34	50	49	43	32
59	51	47	43	35	51	49	44	32
60	52	48	44	36	52	50	44	32
61	53	49	45	37	53	50	44	32
62	54	50	46	38	54	50	44	
63	55	51	47	39	55	51	44	
64	56	52	48	40	56	51	44	
65	57	53	49	41	57	51	44	
66	58	54	50	42	58	52	44	
67	59	55	51	43	59	52	44	
68	60	56	52	44	60	52	44	
69	61	57	53	45	61	52	45	
70	62	58	54	45	62	52	45	
71	63	59	55	46	63	52	45	
72	64	60	56	46	64	52	45	
73	65	61	57	47	65	52	45	

昇格した日の前日に受けていた号俸	昇格後の号俸							
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
74	66	62	58	47	66	52	45	
75	67	63	59	48	67	52	45	
76	68	64	60	48	68	53	45	
77	69	65	61	49	68	53	45	
78	70	66	62	50	68	53	45	
79	71	67	63	51	69	53	45	
80	72	68	64	52	70	53	46	
81	73	69	65	53	71	53	46	
82	74	70	66	54	72	53	46	
83	75	71	67	55	73	53	47	
84	76	72	68	56	74	53	47	
85	77	73	69	57	75	53	47	
86	77	74	69	57	76	53		
87	78	75	70	58	77	53		
88	78	76	70	58	78	54		
89	79	77	71	59	79	54		
90	79	78	71	59	80	54		
91	80	79	72	60	81	55		
92	80	80	72	60	82	55		
93	81	81	73	61	83	55		
94	82	82	74	61	84			
95	83	83	75	61	85			
96	84	84	76	62	86			
97	85	85	77	62	87			
98	86	86	78	62	87			
99	87	87	79	63	88			
100	88	88	80	63	88			
101	89	89	81	63	89			
102	90	89	82	64				
103	91	90	83	64				
104	92	90	84	64				
105	93	91	85	65				
106	93	91	86	66				
107	94	92	87	67				
108	94	92	88	68				
109	95	93	89	68				
110	95	94	89	68				
111	96	95	90	68				
112	96	96	90	68				
113	97	97	91	68				
114	97	98	91	68				
115	98	99	92	68				
116	98	100	92	68				
117	99	101	93	69				
118	99	101	93	69				
119	100	101	94	69				
120	100	102	94	69				
121	101	102	95	69				
122	101	102	95	69				
123	102	103	96	69				
124	102	103	96	69				
125	103	103	96	69				
126		104	96	69				
127		104	96	70				
128		104	96	70				
129		105	96	71				
130		105	96					
131		105	96					
132		106	96					
133		106	97					
134		106	97					
135		107	97					
136		107	97					
137		107	97					
138		108	98					
139		108	99					
140		108	100					
141		109	100					
142		109						
143		110						
144		110						
145		111						

教育職（一）

昇格した日の前日に受けていた号俸	昇格後の号俸			
	2級	特2級	3級	4級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	1
11	1	1	1	1
12	1	1	1	1
13	1	1	1	1
14	1	1	1	1
15	1	1	1	1
16	1	1	1	1
17	1	1	1	1
18	1	1	1	1
19	1	1	1	1
20	1	1	1	1
21	1	1	1	1
22	2	1	1	1
23	3	1	1	1
24	4	1	1	1
25	5	1	1	1
26	6	2	2	1
27	7	3	3	1
28	8	4	4	1
29	9	5	5	1
30	10	6	6	1
31	11	7	7	1
32	12	8	8	1
33	13	9	9	1
34	14	10	10	1
35	15	11	11	1
36	16	12	12	1
37	17	13	13	1
38	18	14	14	1
39	19	15	15	1
40	20	16	16	1
41	21	17	17	1
42	22	18	18	2
43	23	19	19	3
44	24	20	20	4
45	25	21	21	5
46	26	22	22	6
47	27	23	23	7
48	28	24	24	8
49	29	25	25	9
50	29	26	26	10
51	30	27	27	11
52	30	28	28	12
53	31	29	29	13
54	31	30	30	14
55	32	31	31	15
56	32	32	32	16
57	33	33	33	17
58	33	34	34	18
59	33	35	35	19
60	34	36	36	20
61	34	37	37	21
62	34	38	38	22
63	35	39	39	23
64	35	40	40	24
65	35	41	41	25
66	36	42	42	25
67	36	43	43	26
68	36	44	44	26
69	37	45	45	27
70	38	46	46	27
71	39	47	47	28
72	40	48	48	28
73	41	49	49	29
74	41	50	50	29
75	42	51	51	30
76	42	52	52	30
77	43	53	53	31
78	43	54	54	31
79	44	55	55	32
80	44	56	56	32
81	45	57	57	33
82	45	58	58	33
83	46	59	59	34
84	46	60	60	34
85	47	61	61	35
86	47	62	61	
87	48	63	62	
88	48	64	62	
89	49	65	63	
90	49	66	63	
91	50	67	64	
92	50	68	64	
93	51	69	65	
94	51	70	66	
95	52	71	67	
96	52	72	68	
97	53	73	69	
98	53	74	69	
99	54	75	69	
100	54	76	70	
101	55	77	70	
102	55	78	70	
103	56	79	71	
104	56	80	71	
105	57	81	71	
106	57	81	72	
107	57	82	72	
108	58	82	72	
109	58	83	73	
110	58	83		
111	59	84		
112	59	84		
113	59	85		
114	60	85		
115	60	86		
116	60	86		
117	61	87		
118	61	87		
119	61	88		
120	61	88		
121	61	89		
122	62	89		
123	62	89		
124	62	89		
125	62	89		
126	62	90		
127	63	90		
128	63	90		
129	63	90		
130	63	90		
131	63	91		
132	64	91		
133	64	91		
134	64	91		
135	64	91		
136	64	92		
137	65	92		
138	65	92		
139	65	92		
140	65	92		
141	65	93		
142	66	93		
143	66	94		
144	66	94		
145	66	95		
146	66	95		
147	67	95		
148	67	95		
149	67	95		
150	67			
151	67			
152	68			
153	68			

教育職(二)

昇格した日の前日に受けていた号俸	昇格後の号俸			
	2級	特2級	3級	4級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	2	1	2	1
11	3	1	3	1
12	4	1	4	1
13	5	1	5	1
14	6	1	6	1
15	7	1	7	1
16	8	1	8	1
17	9	1	9	1
18	10	1	10	1
19	11	1	11	1
20	12	1	12	1
21	13	1	13	1
22	14	1	14	1
23	15	1	15	1
24	16	1	16	1
25	17	1	17	1
26	18	1	18	1
27	19	1	19	1
28	20	1	20	1
29	21	1	21	1
30	22	1	22	1
31	23	1	23	1
32	24	1	24	1
33	25	1	25	1
34	26	1	26	1
35	27	1	27	1
36	28	1	28	1
37	29	1	29	1
38	30	2	30	1
39	31	3	31	1
40	32	4	32	1
41	33	5	33	1
42	34	6	34	1
43	35	7	35	1
44	36	8	36	1
45	37	9	37	1
46	38	10	38	1
47	39	11	39	1
48	40	12	40	1
49	41	13	41	1
50	41	14	42	1
51	41	15	43	1
52	42	16	44	1
53	42	17	45	1
54	42	18	46	1

昇格した日の前日に受けていた号俸	昇格後の号俸			
	2級	特2級	3級	4級
55	43	19	47	1
56	43	20	48	1
57	43	21	49	1
58	44	22	50	2
59	44	23	51	3
60	44	24	52	4
61	45	25	53	5
62	45	26	54	6
63	46	27	55	7
64	46	28	56	8
65	47	29	57	9
66	47	30	58	10
67	48	31	59	11
68	48	32	60	12
69	49	33	61	13
70	49	34	62	14
71	50	35	63	15
72	50	36	64	16
73	51	37	65	17
74	51	38	66	18
75	52	39	67	19
76	52	40	68	20
77	53	41	69	20
78	53	42	70	20
79	54	43	71	20
80	54	44	72	20
81	55	45	73	21
82	55	46	73	21
83	56	47	74	21
84	56	48	74	21
85	57	49	75	21
86	58	50	75	22
87	59	51	76	22
88	60	52	76	22
89	61	53	77	22
90	61	54	78	22
91	61	55	79	23
92	62	56	80	23
93	62	57	80	23
94	62	58	80	23
95	63	59	80	23
96	63	60	81	23
97	63	61	81	24
98	64	62	81	24
99	64	63	81	24
100	64	64	82	24
101	65	65	82	25
102	65	66	82	
103	65	67	82	
104	65	68	83	
105	65	69	83	
106	65	70	83	
107	65	71	83	
108	66	72	84	

昇格した日の前日に受けていた号俸	昇格後の号俸			
	2級	特2級	3級	4級
109	66	73	84	
110	66	74	84	
111	66	75	84	
112	66	76	84	
113	66	77	85	
114	66	77	85	
115	67	78	86	
116	67	78	86	
117	67	79	87	
118	67	79		
119	67	80		
120	67	80		
121	67	81		
122	68	82		
123	68	83		
124	68	84		
125	68	85		
126		86		
127		87		
128		88		
129		89		
130		89		
131		90		
132		90		
133		90		
134		90		
135		91		
136		91		
137		91		
138		91		
139		92		
140		92		
141		92		
142		92		
143		93		
144		93		
145		93		
146		93		
147		94		
148		94		
149		94		
150		94		
151		95		
152		95		
153		95		
154		96		
155		96		
156		96		
157		97		
158		97		
159		98		
160		98		
161		99		

研究職

昇格した日の前日に受けていた号俸	昇格後の号俸			
	2級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	1
11	1	1	1	1
12	1	1	1	1
13	1	1	1	1
14	1	1	1	1
15	1	1	1	1
16	1	1	1	1
17	1	1	1	1
18	1	1	2	1
19	1	1	3	1
20	1	1	4	1
21	1	1	5	1
22	1	1	6	2
23	1	1	7	3
24	1	1	8	4
25	1	1	9	5
26	2	1	10	6
27	3	1	11	7
28	4	1	12	8
29	5	1	13	9
30	6	1	14	10
31	7	1	15	11
32	8	1	16	12
33	9	1	17	13
34	10	2	18	14
35	11	3	19	15
36	12	4	20	16
37	13	5	21	17
38	14	6	22	17
39	15	7	23	18
40	16	8	24	18
41	17	9	25	19
42	18	10	26	19
43	19	11	27	20
44	20	12	28	20
45	21	13	29	21
46	21	14	29	21
47	22	15	30	22
48	22	16	30	22
49	23	17	31	23
50	23	17	31	23
51	24	18	32	24
52	24	18	32	24
53	25	19	33	25
54	25	19	34	25
55	26	20	35	26
56	26	20	36	26
57	27	21	37	26
58	27	21	37	26
59	28	21	38	27
60	28	22	38	27
61	29	22	39	27
62	29	22	39	28
63	30	23	40	28
64	30	23	40	28
65	31	23	41	29
66	31	24	41	29
67	32	24	41	29
68	32	24	42	30
69	33	25	42	30
70	33	25	42	30
71	34	26	43	31
72	34	26	43	31
73	35	27	43	31
74	35	27	43	
75	36	28	44	
76	36	28	44	
77	37	29	44	
78	37	30	44	
79	38	31	45	
80	38	32	45	
81	39	33	45	
82	39	33	45	
83	40	33	46	
84	40	33	46	
85	41	34	46	
86	41	34	46	
87	42	34	47	
88	42	34	47	
89	43	35	47	
90	43	35	48	
91	44	35	48	
92	44	35	48	
93	45	36	49	
94	46	36	49	
95	47	36	50	
96	48	36	50	
97	49	37	51	
98	50	37		
99	51	37		
100	52	38		
101	53	38		
102	54	38		
103	55	39		
104	56	39		
105	57	39		
106	57	39		
107	57	40		
108	58	40		
109	58	40		
110	58	40		
111	59	41		
112	59	41		
113	59	41		
114	60	41		
115	60	41		
116	60	42		
117	61	42		
118	61	42		
119	62	42		
120	62	42		
121	63	43		

医療職（一）

昇格した日の前日に受けていた号俸	昇格後の号俸		
	2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	1	1	1
15	1	1	1
16	1	1	1
17	1	1	1
18	1	2	1
19	1	3	1
20	1	4	1
21	1	5	1
22	2	6	1
23	3	7	1
24	4	8	1
25	5	9	1
26	6	10	2
27	7	11	3
28	8	12	4
29	9	13	5
30	10	14	6
31	11	15	7
32	12	16	8
33	13	17	9
34	14	18	10
35	15	19	11
36	16	20	12
37	17	21	13
38	18	22	14
39	19	23	15
40	20	24	16
41	21	25	17
42	22	26	18
43	23	27	19
44	24	28	20
45	25	29	21
46	25	30	22
47	26	31	23
48	26	32	24
49	27	33	25

昇格した日の前日に受けていた号俸	昇格後の号俸		
	2級	3級	4級
50	27	34	26
51	28	35	27
52	28	36	28
53	29	37	29
54	29	37	30
55	29	38	31
56	29	38	32
57	30	39	33
58	30	39	34
59	30	40	35
60	30	40	36
61	31	41	37
62	31	41	37
63	31	42	38
64	31	42	38
65	32	43	39
66		43	39
67		44	40
68		44	40
69		45	41
70		45	41
71		45	42
72		46	42
73		46	42
74		46	42
75		47	43
76		47	43
77		47	43
78		48	43
79		48	44
80		48	44
81		48	44
82		48	44
83		49	45
84		49	45
85		49	45
86		49	45
87		49	46
88		50	46
89		50	47
90		50	
91		50	
92		50	
93		51	
94		51	
95		51	
96		51	
97		51	

医療職（二）

昇格した日の前日に受けていた号俸	昇格後の号俸					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1	1
14	1	1	2	1	2	2
15	1	1	3	1	3	3
16	1	1	4	1	4	4
17	1	1	5	1	5	5
18	1	2	6	2	6	6
19	1	3	7	3	7	7
20	1	4	8	4	8	8
21	1	5	9	5	9	9
22	2	6	10	6	10	10
23	3	7	11	7	11	11
24	4	8	12	8	12	12
25	5	9	13	9	13	13
26	6	10	14	10	14	14
27	7	11	15	11	15	15
28	8	12	16	12	16	16
29	9	13	17	13	17	17
30	10	14	18	14	18	18
31	11	15	19	15	19	19
32	12	16	20	16	20	20
33	13	17	21	17	21	21
34	14	18	22	18	22	21
35	15	19	23	19	23	22
36	16	20	24	20	24	22
37	17	21	25	21	25	23
38	18	22	26	22	26	23
39	19	23	27	23	27	24
40	20	24	28	24	28	24
41	21	25	29	25	29	25
42	22	26	30	26	30	25
43	23	27	31	27	31	26
44	24	28	32	28	32	26
45	25	29	33	29	33	27
46	26	30	34	30	34	27
47	27	31	35	31	35	28
48	28	32	36	32	36	28
49	29	33	37	33	37	29
50	29	34	38	33	37	29
51	30	35	39	34	38	29
52	30	36	40	34	38	29
53	31	37	41	35	39	30
54	31	38	42	35	39	30
55	32	39	43	36	40	30
56	32	40	44	36	40	30
57	33	41	45	37	41	31
58	33	42	46	38	41	31
59	34	43	47	39	41	31
60	34	44	48	40	42	31
61	35	45	49	41	42	31
62	35	46	50	41	42	31
63	36	47	51	41	43	31
64	36	48	52	42	43	31
65	37	49	53	42	43	31
66	37	50	54	42	44	31
67	38	51	55	43	44	31
68	38	52	56	43	44	32
69	39	53	57	43	44	32
70	39	53	58	44	45	32
71	40	54	59	44	45	32
72	40	54	60	44	45	32
73	41	55	61	45	45	32
74	41	55	61	45	46	32
75	42	56	62	45	46	32
76	42	56	62	45	46	32
77	43	57	63	46	46	32
78	43	57	63	46	47	32
79	44	58	64	46	47	32
80	44	58	64	46	47	32
81	45	59	65	47	47	33
82	45	59	65	47	48	33
83	46	60	66	47	48	34
84	46	60	66	47	48	34
85	47	61	67	48	48	35
86		61	67	48	49	
87		61	68	48	49	
88		61	68	48	49	
89		61	69	48	49	
90		61	70	48	50	
91		61	71	49	50	
92		62	72	49	50	
93		62	73	49	51	
94		62	73	49		
95		62	74	49		
96		62	74	49		
97		62	74	50		
98		62	74	50		
99		63	74	50		
100		63	74	50		
101		63	74	50		
102		63	74	50		
103		63	74	51		
104		63	74	51		
105		63	74	51		
106			74			
107			74			
108			74			
109			74			
110			74			
111			74			
112			74			
113			74			

医療職(三)

昇格した日の前日に受けていた号俸	昇格後の号俸				
	2級	3級	4級	5級	6級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1
14	1	1	2	1	1
15	1	1	3	1	1
16	1	1	4	1	1
17	1	1	5	1	1
18	2	1	6	2	1
19	3	1	7	3	1
20	4	1	8	4	1
21	5	1	9	5	1
22	6	1	10	6	2
23	7	1	11	7	3
24	8	1	12	8	4
25	9	1	13	9	5
26	10	2	14	10	6
27	11	3	15	11	7
28	12	4	16	12	8
29	13	5	17	13	9
30	14	6	18	14	10
31	15	7	19	15	11
32	16	8	20	16	12
33	17	9	21	17	13
34	18	10	22	18	14
35	19	11	23	19	15
36	20	12	24	20	16
37	21	13	25	21	17
38	22	14	26	22	18
39	23	15	27	23	19
40	24	16	28	24	20
41	25	17	29	25	21
42	26	18	30	26	22
43	27	19	31	27	23
44	28	20	32	28	24
45	29	21	33	29	25
46	30	22	34	30	26
47	31	23	35	31	27
48	32	24	36	32	28
49	33	25	37	33	29
50	34	26	38	34	29
51	35	27	39	35	30
52	36	28	40	36	30
53	37	29	41	37	31
54	38	30	42	38	31
55	39	31	43	39	32
56	40	32	44	40	32
57	41	33	45	41	33
58	42	34	46	42	33
59	43	35	47	43	34
60	44	36	48	44	34
61	45	37	49	45	35
62	46	38	50	46	35
63	47	39	51	47	36
64	48	40	52	48	36
65	49	41	53	49	37
66	50	42	54	50	37
67	51	43	55	51	38
68	52	44	56	52	38
69	53	45	57	53	39
70	54	46	58	53	39
71	55	47	59	54	40
72	56	48	60	54	40
73	57	49	61	55	41
74	58	50	62	55	41
75	59	51	63	56	41
76	60	52	64	56	41
77	61	53	65	57	41
78	62	54	66	58	41
79	63	55	67	59	42
80	64	56	68	60	42
81	65	57	69	61	42
82	65	58	70	61	42
83	66	59	71	62	42
84	66	60	72	62	42
85	67	61	73	63	43
86	67	62	74	63	43
87	68	63	75	64	43
88	68	64	76	64	43
89	69	65	77	65	43
90	70	66	78	65	43
91	71	67	79	66	44
92	72	68	80	66	44
93	73	69	81	67	44
94	73	70	82	67	44
95	74	71	83	68	44
96	74	72	84	68	44
97	75	73	85	68	45
98	75	74	85	68	45
99	76	75	86	69	46
100	76	76	86	69	46
101	77	77	87	69	47
102	77	78	87	69	
103	78	79	88	70	
104	78	80	88	70	
105	79	81	89	70	
106	79	81	90	70	
107	80	81	91	71	
108	80	82	92	71	
109	81	82	92	71	
110	81	82	92	71	
111	81	83	93	72	
112	81	83	93	72	
113	82	83	93	73	
114	82	84	94		
115	82	84	94		
116	82	84	94		
117	83	85	95		
118	83	85	95		
119	83	85	95		
120	83	85	96		
121	84	86	96		
122	84	86	96		
123	84	86	97		
124	84	86	97		
125	85	87	97		
126	85	87			
127	85	87			
128	86	87			
129	86	88			
130	86	88			
131	87	88			
132	87	88			
133	87	89			
134	88	89			
135	88	89			
136	88	90			
137	89	90			
138	89	90			
139	89	90			
140	89	90			
141	90	91			
142	90	91			
143	90	91			
144	90	91			
145	91	91			
146	91	92			
147	91	92			
148	91	92			
149	92	92			
150	92	92			
151	92	93			
152	92	93			
153	93	93			
154	93				
155	93				
156	93				
157	94				
158	94				
159	94				
160	94				
161	95				
162	95				
163	95				
164	95				
165	96				
166	96				
167	96				
168	96				
169	97				

技能

昇格した日の前日に受けていた号俸	昇格後の号俸			
	2級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	2	1	1
11	1	3	1	1
12	1	4	1	1
13	1	5	1	1
14	1	6	1	1
15	1	7	1	1
16	1	8	1	1
17	1	9	1	1
18	1	10	1	2
19	1	11	1	3
20	1	12	1	4
21	1	13	1	5
22	1	14	1	6
23	1	15	1	7
24	1	16	1	8
25	1	17	1	9
26	1	18	1	10
27	1	19	1	11
28	1	20	1	12
29	1	21	1	13
30	1	21	2	13
31	1	22	3	14
32	1	22	4	14
33	1	23	5	15
34	1	23	6	15
35	1	24	7	16
36	1	24	8	16
37	1	25	9	17
38	2	26	10	17
39	3	27	11	18
40	4	28	12	18
41	5	29	13	19
42	6	30	14	19
43	7	31	15	20
44	8	32	16	20
45	9	33	17	21
46	10	34	18	22
47	11	35	19	23
48	12	36	20	24
49	13	37	21	25
50	14	38	22	25
51	15	39	23	25
52	16	40	24	26
53	17	41	25	26
54	18	41	26	26
55	19	42	27	27
56	20	42	28	27
57	21	43	29	27
58	22	43	30	28
59	23	44	31	28
60	24	44	32	28
61	25	45	33	29
62	26	46	34	29
63	27	47	35	30
64	28	48	36	30
65	29	49	37	31
66	30	50	38	31
67	31	51	39	32
68	32	52	40	32
69	33	53	41	33
70	34	53	42	33
71	35	53	43	33
72	36	54	44	34
73	37	54	45	34
74	38	54	46	34
75	39	55	47	35
76	40	55	48	35
77	41	55	49	35
78	42	56	50	36
79	43	56	51	36
80	44	56	52	36
81	45	57	53	37
82	45	57	54	37
83	46	58	55	37
84	46	58	56	37
85	47	59	57	37
86	47	59	58	37
87	48	60	59	37
88	48	60	60	38
89	49	61	61	38
90	49	61	61	38
91	50	61	62	38
92	50	62	62	38
93	51	62	63	38
94	51	62	63	38
95	52	63	64	39
96	52	63	64	39
97	53	63	65	39
98	53	64	65	39
99	54	64	66	39
100	54	64	66	39
101	55	65	67	39
102	55	65	67	
103	56	65	68	
104	56	65	68	
105	56	65	69	
106	56	66	70	
107	56	66	71	
108	57	66	72	
109	57	66	73	
110	57	66	73	
111	57	67	74	
112	57	67	74	
113	58	67	75	
114	58	67	75	
115	58	67	76	
116	58	68	76	
117	58	68	76	
118	59	68	76	
119	59	68	76	
120	59	68	76	
121	59	68	76	
122		69	76	
123		69	76	
124		69	76	
125		69	76	
126		69	76	
127		69	76	
128		70	76	
129		70	76	
130		70	76	
131		70	76	
132		70	76	
133		70	76	
134		71		
135		71		
136		71		
137		71		

降格時号俸対応表

行政職給料表降格時号俸対応表

降格した日の前日に受けていた号俸	降格後の号俸								
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1	33	17	17	9	9	13	13	17	21
2	34	18	18	10	10	14	14	18	22
3	35	19	19	11	11	15	15	19	23
4	36	20	20	12	12	16	16	20	24
5	37	21	21	13	13	17	17	21	25
6	38	22	22	14	14	18	18	22	26
7	39	23	23	15	15	19	19	23	27
8	40	24	24	16	16	20	20	24	28
9	41	25	25	17	17	21	21	25	29
10	42	26	26	18	18	22	22	26	30
11	43	27	27	19	19	23	23	27	31
12	44	28	28	20	20	24	24	28	32
13	45	29	29	21	21	25	25	33	35
14	46	30	30	22	22	26	26	38	38
15	47	31	31	23	23	27	27	43	41
16	48	32	32	24	24	28	28	45	41
17	49	33	33	25	25	29	29	45	41
18	50	34	34	26	26	30	30	45	41
19	51	35	35	27	27	31	31	45	41
20	52	36	36	28	28	32	32	45	41
21	53	37	37	29	29	34	33	45	41
22	54	38	38	30	30	36	34	45	
23	55	39	39	31	31	38	35	45	
24	56	40	40	32	32	40	36	45	
25	59	41	41	33	33	42	38	45	
26	62	42	42	34	34	44	40	45	
27	65	43	43	35	35	46	42	45	
28	68	44	44	36	36	48	47	45	
29	70	45	45	37	37	52	52	45	
30	72	46	46	38	38	56	57	45	
31	74	47	47	39	39	67	61	45	
32	76	48	48	40	40	80	61	45	
33	78	49	49	41	41	82	61	45	
34	80	50	50	42	42	84	61	45	
35	82	51	51	43	43	85	61	45	
36	84	52	52	44	44	85	61	45	
37	86	53	53	45	45	85	61	45	
38	88	54	54	46	46	85	61	45	
39	90	55	55	47	47	85	61	45	
40	92	56	56	48	48	85	61	45	
41	93	58	57	49	50	85	61	45	
42	93	60	58	50	52	85	61		
43	93	62	59	51	54	85	61		
44	93	64	60	52	56	85	61		
45	93	66	63	53	58	85	61		
46	93	68	66	54	60	85			
47	93	70	69	55	62	85			
48	93	72	72	56	64	85			
49	93	76	75	57	66	85			
50	93	80	78	58	76	85			
51	93	84	81	59	88	85			
52	93	88	84	60	92	85			
53	93	93	88	61	93	85			
54	93	98	92	62	93	85			
55	93	103	97	63	93	85			
56	93	109	102	64	93	85			
57	93	115	107	65	93	85			
58	93	121	112	66	93	85			
59	93	125	113	67	93	85			
60	93	125	113	68	93	85			
61	93	125	113	69	93	85			
62	93	125	113	70	93				
63	93	125	113	71	93				

降格した日の前日に受けていた号俸	降格後の号俸								
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
64	93	125	113	72	93				
65	93	125	113	73	93				
66	93	125	113	74	93				
67	93	125	113	75	93				
68	93	125	113	80	93				
69	93	125	113	85	93				
70	93	125	113	88	93				
71	93	125	113	89	93				
72	93	125	113	90	93				
73	93	125	113	91	93				
74	93	125	113	92	93				
75	93	125	113	94	93				
76	93	125	113	96	93				
77	93	125	113	97	93				
78	93	125	113	98	93				
79	93	125	113	99	93				
80	93	125	113	100	93				
81	93	125	113	101	93				
82	93	125	113	101	93				
83	93	125	113	101	93				
84	93	125	113	101	93				
85	93	125	113	101	93				
86	93	125	113	101					
87	93	125	113	101					
88	93	125	113	101					
89	93	125	113	101					
90	93	125	113	101					
91	93	125	113	101					
92	93	125	113	101					
93	93	125	113	101					
94	93	125	113						
95	93	125	113						
96	93	125	113						
97	93	125	113						
98	93	125	113						
99	93	125	113						
100	93	125	113						
101	93	125	113						
102	93	125							
103	93	125							
104	93	125							
105	93	125							
106	93	125							
107	93	125							
108	93	125							
109	93	125							
110	93	125							
111	93	125							
112	93	125							
113	93	125							
114	93								
115	93								
116	93								
117	93								
118	93								
119	93								
120	93								
121	93								
122	93								
123	93								
124	93								
125	93								

公安職給料表降格時号俸対応表

降格した日の前日に受けていた号俸	降格後の号俸							
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1	9	13	17	25	9	9	13	13
2	10	14	18	26	10	10	14	14
3	11	15	19	27	11	11	15	15
4	12	16	20	28	12	12	16	16
5	13	17	21	29	13	13	17	17
6	14	18	22	30	14	14	18	18
7	15	19	23	31	15	15	19	19
8	16	20	24	32	16	16	20	20
9	17	21	25	33	17	17	21	21
10	18	22	26	34	18	18	22	22
11	19	23	27	35	19	19	23	23
12	20	24	28	36	20	20	24	24
13	21	25	29	37	21	21	25	25
14	22	26	30	38	22	22	26	26
15	23	27	31	39	23	23	27	27
16	24	28	32	40	24	24	28	28
17	25	29	33	41	25	25	29	29
18	26	30	34	42	26	26	30	30
19	27	31	35	43	27	27	31	31
20	28	32	36	44	28	28	32	32
21	29	33	37	45	29	29	33	33
22	30	34	38	46	30	30	34	34
23	31	35	39	47	31	31	35	35
24	32	36	40	48	32	32	36	36
25	33	37	41	49	33	33	37	37
26	34	38	42	50	34	34	38	38
27	35	39	43	51	35	35	39	39
28	36	40	44	52	36	36	40	40
29	37	41	45	53	37	37	41	43
30	38	42	46	54	38	38	42	49
31	39	43	47	55	39	39	43	55
32	40	44	48	56	40	40	44	61
33	41	45	49	57	41	41	45	61
34	42	46	50	58	42	42	46	61
35	43	47	51	59	43	43	47	61
36	44	48	52	60	44	44	48	61
37	45	49	53	61	45	45	49	61
38	46	50	54	62	46	46	50	61
39	47	51	55	63	47	47	51	61
40	48	52	56	64	48	48	52	61
41	49	53	57	65	49	49	54	61
42	50	54	58	66	50	50	56	61
43	51	55	59	67	51	51	58	61
44	52	56	60	68	52	52	68	61
45	53	57	61	70	53	53	79	61
46	54	58	62	72	54	54	82	
47	55	59	63	74	55	55	85	
48	56	60	64	76	56	56	85	
49	57	61	65	77	57	59	85	
50	58	62	66	78	58	62	85	
51	59	63	67	79	59	65	85	
52	60	64	68	80	60	75	85	
53	61	65	69	81	61	87	85	
54	62	66	70	82	62	90	85	
55	63	67	71	83	63	93	85	
56	64	68	72	84	64	93	85	
57	65	69	73	86	65	93	85	
58	66	70	74	88	66	93	85	
59	67	71	75	90	67	93	85	
60	68	72	76	92	68	93	85	
61	69	73	77	95	69	93	85	
62	70	74	78	98	70	93		
63	71	75	79	101	71	93		
64	72	76	80	104	72	93		
65	73	77	81	105	73	93		
66	74	78	82	106	74	93		
67	75	79	83	107	75	93		
68	76	80	84	116	78	93		
69	77	81	86	126	79	93		
70	78	82	88	128	80	93		
71	79	83	90	129	81	93		
72	80	84	92	129	82	93		
73	81	85	93	129	83	93		
74	82	86	94	129	84	93		
75	83	87	95	129	85	93		
76	84	88	96	129	86	93		
77	86	89	97	129	87	93		
78	88	90	98	129	88	93		
79	90	91	99	129	89	93		
80	92	92	100	129	90	93		
81	93	93	101	129	91	93		
82	94	94	102	129	92	93		
83	95	95	103	129	93	93		
84	96	96	104	129	94	93		
85	97	97	105	129	95	93		
86	98	98	106	129	96			
87	99	99	107	129	98			
88	100	100	108	129	100			
89	101	102	110	129	101			
90	102	104	112	129	101			
91	103	106	114	129	101			
92	104	108	116	129	101			
93	106	109	118	129	101			
94	108	110	120	129				
95	110	111	122	129				
96	112	112	132	129				
97	114	113	137	129				
98	116	114	138	129				
99	118	115	139	129				
100	120	116	141	129				
101	122	119	141	129				
102	124	122	141					
103	125	125	141					
104	125	128	141					
105	125	131	141					
106	125	134	141					
107	125	137	141					
108	125	140	141					
109	125	142	141					
110	125	144	141					
111	125	145	141					
112	125	145	141					
113	125	145	141					
114	125	145	141					
115	125	145	141					
116	125	145	141					
117	125	145	141					
118	125	145	141					
119	125	145	141					
120	125	145	141					
121	125	145	141					
122	125	145	141					
123	125	145	141					
124	125	145	141					
125	125	145	141					
126	125	145	141					
127	125	145	141					
128	125	145	141					
129	125	145	141					
130	125	145						
131	125	145						
132	125	145						
133	125	145						
134	125	145						
135	125	145						
136	125	145						
137	125	145						
138	125	145						
139	125	145						
140	125	145						
141	125	145						
142	125							
143	125							
144	125							
145	125							

教育職給料表㈠降格時号俸対応表

降格した日の前日に受けていた号俸	降格後の号俸			
	1級	2級	特2級	3級
1	21	25	25	41
2	22	26	26	42
3	23	27	27	43
4	24	28	28	44
5	25	29	29	45
6	26	30	30	46
7	27	31	31	47
8	28	32	32	48
9	29	33	33	49
10	30	34	34	50
11	31	35	35	51
12	32	36	36	52
13	33	37	37	53
14	34	38	38	54
15	35	39	39	55
16	36	40	40	56
17	37	41	41	57
18	38	42	42	58
19	39	43	43	59
20	40	44	44	60
21	41	45	45	61
22	42	46	46	62
23	43	47	47	63
24	44	48	48	64
25	45	49	49	66
26	46	50	50	68
27	47	51	51	70
28	48	52	52	72
29	50	53	53	74
30	52	54	54	76
31	54	55	55	78
32	56	56	56	80
33	59	57	57	82
34	62	58	58	84
35	65	59	59	85
36	68	60	60	85
37	69	61	61	85
38	70	62	62	
39	71	63	63	
40	72	64	64	
41	74	65	65	
42	76	66	66	
43	78	67	67	
44	80	68	68	
45	82	69	69	
46	84	70	70	
47	86	71	71	
48	88	72	72	
49	90	73	73	
50	92	74	74	
51	94	75	75	
52	96	76	76	
53	98	77	77	
54	100	78	78	
55	102	79	79	
56	104	80	80	
57	107	81	81	
58	110	82	82	
59	113	83	83	
60	116	84	84	
61	121	85	86	
62	126	86	88	
63	131	87	90	
64	136	88	92	
65	141	89	93	
66	146	90	94	
67	151	91	95	
68	153	92	96	
69	153	93	99	
70	153	94	102	
71	153	95	105	
72	153	96	108	
73	153	97	109	
74	153	98	109	
75	153	99	109	
76	153	100	109	
77	153	101	109	
78	153	102	109	
79	153	103	109	
80	153	104	109	
81	153	106	109	
82	153	108	109	
83	153	110	109	
84	153	112	109	
85	153	114	109	
86	153	116		
87	153	118		
88	153	120		
89	153	125		
90	153	130		
91	153	135		
92	153	140		
93	153	142		
94	153	144		
95	153	149		
96	153	149		
97	153	149		
98	153	149		
99	153	149		
100	153	149		
101	153	149		
102	153	149		
103	153	149		
104	153	149		
105	153	149		
106	153	149		
107	153	149		
108	153	149		
109	153	149		
110	153			
111	153			
112	153			
113	153			
114	153			
115	153			
116	153			
117	153			
118	153			
119	153			
120	153			
121	153			
122	153			
123	153			
124	153			
125	153			
126	153			
127	153			
128	153			
129	153			
130	153			
131	153			
132	153			
133	153			
134	153			
135	153			
136	153			
137	153			
138	153			
139	153			
140	153			
141	153			
142	153			
143	153			
144	153			
145	153			
146	153			
147	153			
148	153			
149	153			

教育職給料表㈡降格時号俸対応表

降格した日の前日に受けていた号俸	降格後の号俸			
	1級	2級	特2級	3級
1	9	37	9	57
2	10	38	10	58
3	11	39	11	59
4	12	40	12	60
5	13	41	13	61
6	14	42	14	62
7	15	43	15	63
8	16	44	16	64
9	17	45	17	65
10	18	46	18	66
11	19	47	19	67
12	20	48	20	68
13	21	49	21	69
14	22	50	22	70
15	23	51	23	71
16	24	52	24	72
17	25	53	25	73
18	26	54	26	74
19	27	55	27	75
20	28	56	28	80
21	29	57	29	85
22	30	58	30	90
23	31	59	31	96
24	32	60	32	100
25	33	61	33	101
26	34	62	34	101
27	35	63	35	101
28	36	64	36	101
29	37	65	37	101
30	38	66	38	101
31	39	67	39	101
32	40	68	40	101
33	41	69	41	101
34	42	70	42	101
35	43	71	43	101
36	44	72	44	101
37	45	73	45	101
38	46	74	46	101
39	47	75	47	101
40	48	76	48	101
41	51	77	49	101
42	54	78	50	
43	57	79	51	
44	60	80	52	
45	62	81	53	
46	64	82	54	
47	66	83	55	
48	68	84	56	
49	70	85	57	
50	72	86	58	
51	74	87	59	
52	76	88	60	
53	78	89	61	
54	80	90	62	
55	82	91	63	
56	84	92	64	
57	85	93	65	
58	86	94	66	
59	87	95	67	
60	88	96	68	
61	91	97	69	
62	94	98	70	
63	97	99	71	
64	100	100	72	
65	107	101	73	
66	114	102	74	
67	121	103	75	
68	125	104	76	
69	125	105	77	
70	125	106	78	
71	125	107	79	
72	125	108	80	
73	125	109	82	
74	125	110	84	
75	125	111	86	
76	125	112	88	
77	125	114	89	
78	125	116	90	
79	125	118	91	
80	125	120	95	
81	125	121	99	
82	125	122	103	
83	125	123	107	
84	125	124	112	
85	125	125	114	
86	125	126	116	
87	125	127	117	
88	125	128	117	
89	125	130	117	
90	125	134	117	
91	125	138	117	
92	125	142	117	
93	125	146	117	
94	125	150	117	
95	125	153	117	
96	125	156	117	
97	125	158	117	
98	125	160	117	
99	125	161	117	
100	125	161	117	
101	125	161	117	
102	125	161		
103	125	161		
104	125	161		
105	125	161		
106	125	161		
107	125	161		
108	125	161		
109	125	161		
110	125	161		
111	125	161		
112	125	161		
113	125	161		
114	125	161		
115	125	161		
116	125	161		
117	125	161		
118	125			
119	125			
120	125			
121	125			
122	125			
123	125			
124	125			
125	125			
126	125			
127	125			
128	125			
129	125			
130	125			
131	125			
132	125			
133	125			
134	125			
135	125			
136	125			
137	125			
138	125			
139	125			
140	125			
141	125			
142	125			
143	125			
144	125			
145	125			
146	125			
147	125			
148	125			
149	125			
150	125			
151	125			
152	125			
153	125			
154	125			
155	125			
156	125			
157	125			
158	125			
159	125			
160	125			
161	125			

研究職給料表降格時号俸対応表

降格した日の前日に受けていた号俸	降格後の号俸			
	1級	2級	3級	4級
1	25	33	17	21
2	26	34	18	22
3	27	35	19	23
4	28	36	20	24
5	29	37	21	25
6	30	38	22	26
7	31	39	23	27
8	32	40	24	28
9	33	41	25	29
10	34	42	26	30
11	35	43	27	31
12	36	44	28	32
13	37	45	29	33
14	38	46	30	34
15	39	47	31	35
16	40	48	32	36
17	41	50	33	38
18	42	52	34	40
19	43	54	35	42
20	44	56	36	44
21	46	59	37	46
22	48	62	38	48
23	50	65	39	50
24	52	68	40	52
25	54	70	41	54
26	56	72	42	58
27	58	74	43	61
28	60	76	44	64
29	62	77	46	67
30	64	78	48	70
31	66	79	50	73
32	68	80	52	73
33	70	84	53	73
34	72	88	54	73
35	74	92	55	73
36	76	96	56	73
37	78	99	58	73
38	80	102	60	73
39	82	106	62	73
40	84	110	64	73
41	86	115	67	73
42	88	120	70	73
43	90	121	74	73
44	92	121	78	73
45	93	121	82	73
46	94	121	86	73
47	95	121	89	73
48	96	121	92	73
49	97	121	94	73
50	98	121	96	73
51	99	121	97	73
52	100	121	97	73
53	101	121	97	73
54	102	121	97	73
55	103	121	97	73
56	104	121	97	73
57	107	121	97	73
58	110	121	97	73
59	113	121	97	73
60	116	121	97	73
61	118	121	97	73
62	120	121	97	73
63	121	121	97	73
64	121	121	97	73
65	121	121	97	73
66	121	121	97	73
67	121	121	97	73
68	121	121	97	73
69	121	121	97	73
70	121	121	97	73
71	121	121	97	73
72	121	121	97	73
73	121	121	97	73
74	121	121		
75	121	121		
76	121	121		
77	121	121		
78	121	121		
79	121	121		
80	121	121		
81	121	121		
82	121	121		
83	121	121		
84	121	121		
85	121	121		
86	121	121		
87	121	121		
88	121	121		
89	121	121		
90	121	121		
91	121	121		
92	121	121		
93	121	121		
94	121	121		
95	121	121		
96	121	121		
97	121	121		
98	121			
99	121			
100	121			
101	121			
102	121			
103	121			
104	121			
105	121			
106	121			
107	121			
108	121			
109	121			
110	121			
111	121			
112	121			
113	121			
114	121			
115	121			
116	121			
117	121			
118	121			
119	121			
120	121			
121	121			

令和4年通知第238号（教育職給料表㈠㈡3級から2級に降格する場合）

降格した日の前日に受けていた号俸	降格後の号俸	
	教育職給料表㈠２級	教育職給料表㈡２級
1	53	49
2	54	50
3	55	51
4	56	52
5	57	53
6	58	54
7	59	55
8	60	56
9	61	57
10	62	58
11	63	59
12	64	60
13	65	61
14	66	62
15	67	63
16	68	64
17	69	65
18	70	66
19	71	67
20	72	68
21	73	69
22	74	70
23	75	71
24	76	72
25	77	73
26	78	74
27	79	75
28	80	76
29	81	77
30	82	78
31	83	79
32	84	80
33	85	81
34	86	82
35	87	83
36	88	84
37	89	85
38	90	86
39	91	87
40	92	88
41	93	89
42	94	90
43	95	91
44	96	92
45	97	93
46	98	94
47	99	95
48	100	96
49	102	97
50	104	98
51	106	99
52	108	100
53	110	101
54	112	102

降格した日の前日に受けていた号俸	降格後の号俸	
	教育職給料表㈠３級	教育職給料表㈡３級
55	114	103
56	116	104
57	118	105
58	127	106
59	136	107
60	145	108
61	149	110
62	149	112
63	149	114
64	149	116
65	149	117
66	149	118
67	149	119
68	149	120
69	149	122
70	149	124
71	149	126
72	149	128
73	149	130
74	149	140
75	149	150
76	149	160
77	149	161
78	149	161
79	149	161
80	149	161
81	149	161
82	149	161
83	149	161
84	149	161
85	149	161
86		161
87		161
88		161
89		161
90		161
91		161
92		161
93		161
94		161
95		161
96		161
97		161
98		161
99		161
100		161
101		161

※4級から2級に降格させた場合における号俸は、4級から3級、3級から2級に順次降格させたものとし、4級から3級への降格については降格時号俸対応表を、3級から2級への降格については上記表を適用し決定する。

医療職給料表㈠降格時号俸対応表

降格した日の前日に受けていた号俸	降 格 後 の 号 俸		
	1 級	2 級	3 級
1	21	17	25
2	22	18	26
3	23	19	27
4	24	20	28
5	25	21	29
6	26	22	30
7	27	23	31
8	28	24	32
9	29	25	33
10	30	26	34
11	31	27	35
12	32	28	36
13	33	29	37
14	34	30	38
15	35	31	39
16	36	32	40
17	37	33	41
18	38	34	42
19	39	35	43
20	40	36	44
21	41	37	45
22	42	38	46
23	43	39	47
24	44	40	48
25	46	41	49
26	48	42	50
27	50	43	51
28	52	44	52
29	56	45	53
30	60	46	54
31	64	47	55
32	65	48	56
33	65	49	57
34	65	50	58
35	65	51	59
36	65	52	60
37	65	54	62
38	65	56	64
39	65	58	66
40	65	60	68
41	65	62	70
42	65	64	74
43	65	66	78
44	65	68	82
45	65	71	86
46	65	74	88
47	65	77	89
48	65	82	89
49	65	87	89
50	65	92	89
51	65	97	89
52	65	97	89
53	65	97	89
54	65	97	89
55	65	97	89
56	65	97	89
57	65	97	89
58	65	97	89
59	65	97	89
60	65	97	89
61	65	97	89
62	65	97	89
63	65	97	89
64	65	97	89
65	65	97	89
66	65	97	
67	65	97	
68	65	97	
69	65	97	
70	65	97	
71	65	97	
72	65	97	
73	65	97	
74	65	97	
75	65	97	
76	65	97	
77	65	97	
78	65	97	
79	65	97	
80	65	97	
81	65	97	
82	65	97	
83	65	97	
84	65	97	
85	65	97	
86	65	97	
87	65	97	
88	65	97	
89	65	97	
90	65		
91	65		
92	65		
93	65		
94	65		
95	65		
96	65		
97	65		

医療職給料表(二)降格時号俸対応表

降格した日の前日に受けていた号俸	降格後の号俸					
	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1	21	17	13	17	13	13
2	22	18	14	18	14	14
3	23	19	15	19	15	15
4	24	20	16	20	16	16
5	25	21	17	21	17	17
6	26	22	18	22	18	18
7	27	23	19	23	19	19
8	28	24	20	24	20	20
9	29	25	21	25	21	21
10	30	26	22	26	22	22
11	31	27	23	27	23	23
12	32	28	24	28	24	24
13	33	29	25	29	25	25
14	34	30	26	30	26	26
15	35	31	27	31	27	27
16	36	32	28	32	28	28
17	37	33	29	33	29	29
18	38	34	30	34	30	30
19	39	35	31	35	31	31
20	40	36	32	36	32	32
21	41	37	33	37	33	34
22	42	38	34	38	34	36
23	43	39	35	39	35	38
24	44	40	36	40	36	40
25	45	41	37	41	37	42
26	46	42	38	42	38	44
27	47	43	39	43	39	46
28	48	44	40	44	40	48
29	50	45	41	45	41	52
30	52	46	42	46	42	56
31	54	47	43	47	43	67
32	56	48	44	48	44	80
33	58	49	45	50	45	82
34	60	50	46	52	46	84
35	62	51	47	54	47	85
36	64	52	48	56	48	85
37	66	53	49	57	50	85
38	68	54	50	58	52	85
39	70	55	51	59	54	85
40	72	56	52	60	56	85
41	74	57	53	63	59	85
42	76	58	54	66	62	85
43	78	59	55	69	65	85
44	80	60	56	72	69	85
45	82	61	57	76	73	85
46	84	62	58	80	77	85
47	85	63	59	84	81	85
48	85	64	60	90	85	85
49	85	65	61	96	89	85
50	85	66	62	102	92	85
51	85	67	63	105	93	85
52	85	68	64	105	93	85
53	85	70	65	105	93	85
54	85	72	66	105	93	85
55	85	74	67	105	93	85
56	85	76	68	105	93	85
57	85	78	69	105	93	85
58	85	80	70	105	93	85
59	85	82	71	105	93	85
60	85	84	72	105	93	85
61	85	91	74	105	93	85
62	85	98	76	105	93	
63	85	105	78	105	93	
64	85	105	80	105	93	
65	85	105	82	105	93	
66	85	105	84	105	93	
67	85	105	86	105	93	
68	85	105	88	105	93	
69	85	105	89	105	93	
70	85	105	90	105	93	
71	85	105	91	105	93	
72	85	105	92	105	93	
73	85	105	94	105	93	
74	85	105	113	105	93	
75	85	105	113	105	93	
76	85	105	113	105	93	
77	85	105	113	105	93	
78	85	105	113	105	93	
79	85	105	113	105	93	
80	85	105	113	105	93	
81	85	105	113	105	93	
82	85	105	113	105	93	
83	85	105	113	105	93	
84	85	105	113	105	93	
85	85	105	113	105	93	
86	85	105	113	105		
87	85	105	113	105		
88	85	105	113	105		
89	85	105	113	105		
90	85	105	113	105		
91	85	105	113	105		
92	85	105	113	105		
93	85	105	113	105		
94	85	105	113			
95	85	105	113			
96	85	105	113			
97	85	105	113			
98	85	105	113			
99	85	105	113			
100	85	105	113			
101	85	105	113			
102	85	105	113			
103	85	105	113			
104	85	105	113			
105	85	105	113			
106		105				
107		105				
108		105				
109		105				
110		105				
111		105				
112		105				
113		105				

医療職給料表㈢降格時号俸対応表

降格した日の前日に受けていた号俸	降格後の号俸				
	1級	2級	3級	4級	5級
1	17	25	13	17	21
2	18	26	14	18	22
3	19	27	15	19	23
4	20	28	16	20	24
5	21	29	17	21	25
6	22	30	18	22	26
7	23	31	19	23	27
8	24	32	20	24	28
9	25	33	21	25	29
10	26	34	22	26	30
11	27	35	23	27	31
12	28	36	24	28	32
13	29	37	25	29	33
14	30	38	26	30	34
15	31	39	27	31	35
16	32	40	28	32	36
17	33	41	29	33	37
18	34	42	30	34	38
19	35	43	31	35	39
20	36	44	32	36	40
21	37	45	33	37	41
22	38	46	34	38	42
23	39	47	35	39	43
24	40	48	36	40	44
25	41	49	37	41	45
26	42	50	38	42	46
27	43	51	39	43	47
28	44	52	40	44	48
29	45	53	41	45	50
30	46	54	42	46	52
31	47	55	43	47	54
32	48	56	44	48	56
33	49	57	45	49	58
34	50	58	46	50	60
35	51	59	47	51	62
36	52	60	48	52	64
37	53	61	49	53	66
38	54	62	50	54	68
39	55	63	51	55	70
40	56	64	52	56	72
41	57	65	53	57	78
42	58	66	54	58	84
43	59	67	55	59	90
44	60	68	56	60	96
45	61	69	57	61	98
46	62	70	58	62	100
47	63	71	59	63	101
48	64	72	60	64	101
49	65	73	61	65	101
50	66	74	62	66	101
51	67	75	63	67	101
52	68	76	64	68	101
53	69	77	65	70	101
54	70	78	66	72	101
55	71	79	67	74	101
56	72	80	68	76	101
57	73	81	69	77	101

降格した日の前日に受けていた号俸	降格後の号俸				
	1級	2級	3級	4級	5級
58	74	82	70	78	101
59	75	83	71	79	101
60	76	84	72	80	101
61	77	85	73	82	101
62	78	86	74	84	101
63	79	87	75	86	101
64	80	88	76	88	101
65	82	89	77	90	101
66	84	90	78	92	101
67	86	91	79	94	101
68	88	92	80	98	101
69	89	93	81	102	101
70	90	94	82	106	
71	91	95	83	110	
72	92	96	84	112	
73	94	97	85	113	
74	96	98	86	113	
75	98	99	87	113	
76	100	100	88	113	
77	102	101	89	113	
78	104	102	90	113	
79	106	103	91	113	
80	108	104	92	113	
81	112	107	93	113	
82	116	110	94	113	
83	120	113	95	113	
84	124	116	96	113	
85	127	120	98	113	
86	130	124	100	113	
87	133	128	102	113	
88	136	132	104	113	
89	140	135	105	113	
90	144	140	106	113	
91	148	145	107	113	
92	152	150	110	113	
93	156	153	113	113	
94	160	153	116	113	
95	164	153	119	113	
96	168	153	122	113	
97	169	153	125	113	
98	169	153	125	113	
99	169	153	125	113	
100	169	153	125	113	
101	169	153	125	113	
102	169	153	125		
103	169	153	125		
104	169	153	125		
105	169	153	125		
106	169	153	125		
107	169	153	125		
108	169	153	125		
109	169	153	125		
110	169	153	125		
111	169	153	125		
112	169	153	125		
113	169	153	125		
114	169	153			

降格した日の前日に受けていた号俸	降格後の号俸				
	1級	2級	3級	4級	5級
115	169	153			
116	169	153			
117	169	153			
118	169	153			
119	169	153			
120	169	153			
121	169	153			
122	169	153			
123	169	153			
124	169	153			
125	169	153			
126	169				
127	169				
128	169				
129	169				
130	169				
131	169				
132	169				
133	169				
134	169				
135	169				
136	169				
137	169				
138	169				
139	169				
140	169				
141	169				
142	169				
143	169				
144	169				
145	169				
146	169				
147	169				
148	169				
149	169				
150	169				
151	169				
152	169				
153	169				

昇　給　号　俸　数　表

昇給区分	A	B	C	D	E
昇給の号俸数	8以上	6	4 （行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの又は第35条各号に掲げる職員にあつては、3）	2	0
	2以上	1	0	0	0

備考
　この表に定める上段の号俸数は給与条例第5条第7項の規定の適用を受ける職員以外の職員に、下段の号俸数は同項の規定の適用を受ける職員に適用する。

短期間の育児休業を取得した職員に対する期末・勤勉手当の取扱い

1 基本的な考え方

基準日前6か月以内の期間において育児休業をしている職員について、当該育児休業の承認に係る期間（以下「育休承認期間」という。）の全部が子の出生の日から57日以内に収まっている育児休業であって、当該期間（2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1か月以下である育児休業(①)と、当該育児承認期間の全部又は一部が子の出生の日から57日を超える期間にかかっている育児休業であって、当該期間（2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1か月以下である育児休業(②)をしている職員については、基準日以前6か月以内における当該育児休業期間を除算しない。

2 具体例

●基準日以前6か月以内の期間に1回取得(①、②いずれも適用可)
⇒承認期間が1か月以下の場合は除算しない

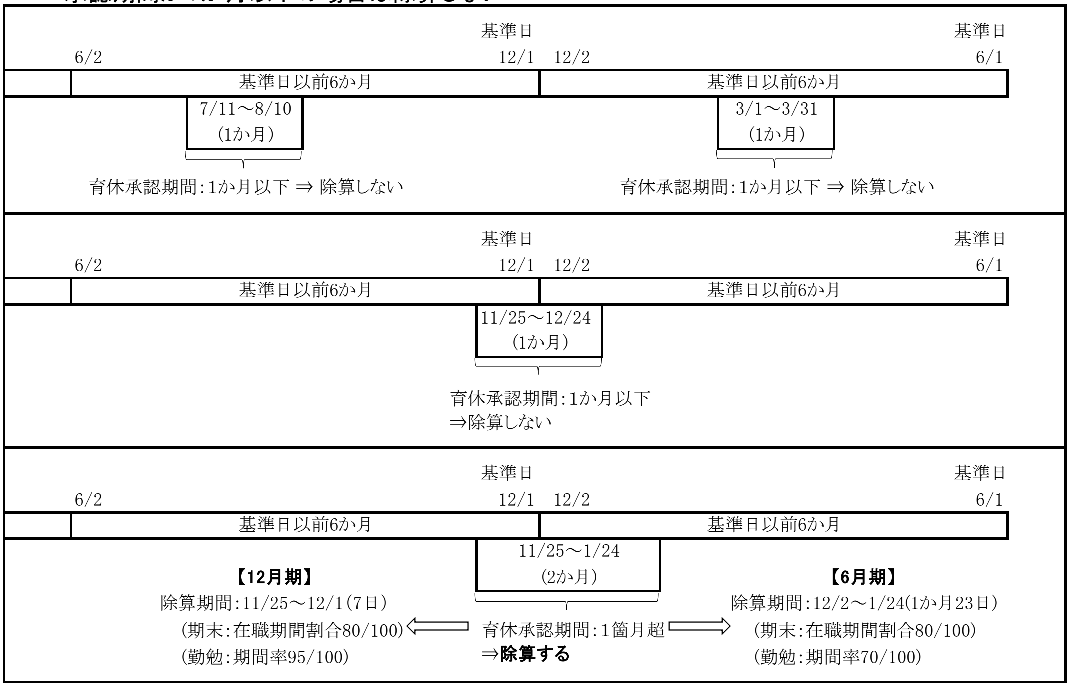

●基準日以前6か月以内の期間に2回取得
⇒①と②を合算せず、それぞれで1か月以下の場合は除算しない（①、②の育児休業を複数取得している場合は、それぞれで合算する）

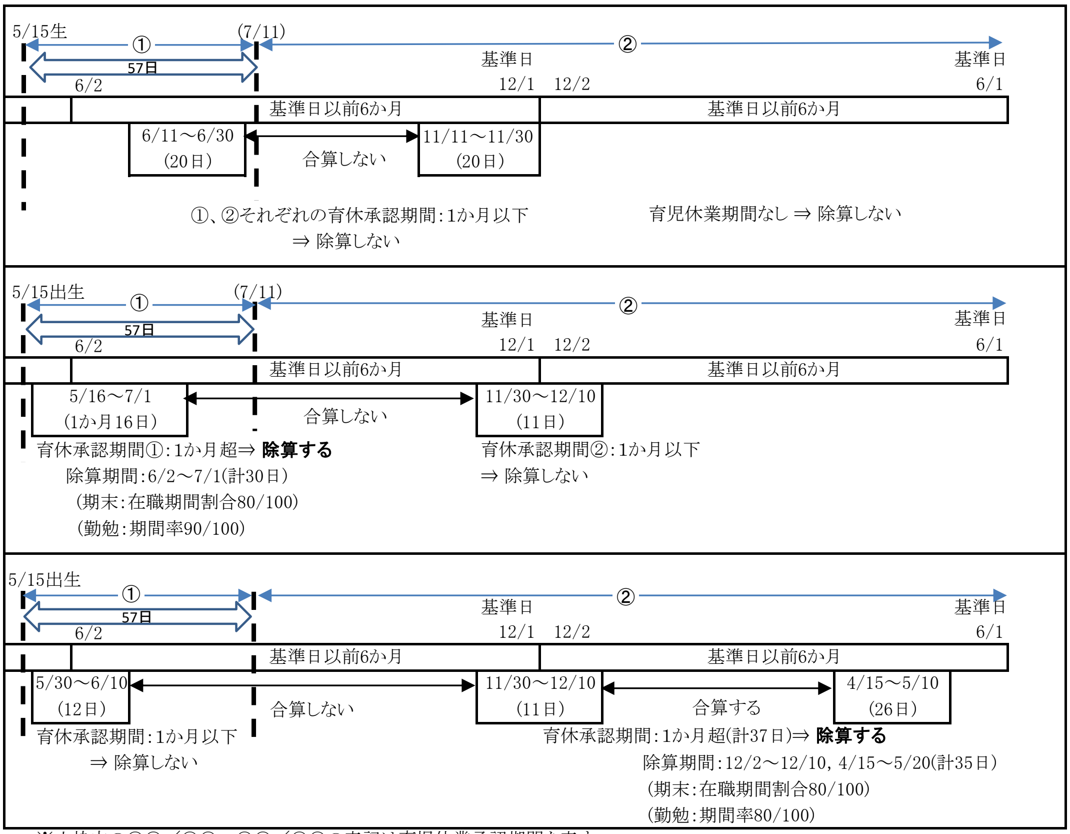

※小枠内の○○／○○～○○／○○の表記は育児休業承認期間を表す。

給　与　支　給

事由 給与種目	給与期間中に						病休		休	
	要件発生	要件変更	要件消滅			休職 復職 停職 専従許可 育児休業	給与期間の全日数		公務災害 通勤災害	病 結核 教特法第14条
			離職	死亡	その他		公務傷病等	私傷病		
給料月額	日割	日割	日割	当月まで	日割	日割	○	○	100/100	100/100
給料の調整額	日割	日割	日割	当月まで	日割	日割	○	○	100/100	100/100
教職調整額	日割	日割	日割	当月まで	日割	日割	○	○	100/100	100/100
地域手当	日割	日割	日割	当月まで	日割	日割	○	○	100/100	100/100
扶養手当	翌月から	翌月から	当月まで	当月まで	当月まで	日割	○	○	100/100	100/100
通勤手当	翌月から	翌月から	当月まで	当月まで	当月まで	／	×	×	×	×
単身赴任手当	翌月から	翌月から	当月まで	当月まで	当月まで	日割	○	○	100/100	100/100
住居手当	翌月から	翌月から	当月まで	当月まで	当月まで	日割	○	○	100/100	100/100
初任給調整手当	日割	日割	日割	当月まで	日割	日割	○	○	100/100	100/100
期末手当	／	／	／	／	／	／	／	／	100/100	100/100
勤勉手当	／	／	／	／	／	／	／	／	100/100	100/100 勤務日数 0 → 0
義務教育等教員特別手当	日割	日割	日割	当月まで	日割	日割	○	○	100/100	100/100
特地勤務手当等	日割	日割	日割	当月まで	日割	日割	○	○	100/100	100/100
へき地手当等	日割	日割	日割	当月まで	日割	日割	○	○	100/100	100/100
管理職手当	日割	日割	日割	当月まで	日割	日割	○	×	100/100	／
特殊勤務手当	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／
宿日直手当	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／
管理職員特別勤務手当	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／
時間外勤務手当	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／
休日勤務手当	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／
夜間勤務手当	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／
寒冷地手当	／	／	／	／	／	日割 （※４）	○	○	100/100	100/100
産業教育手当	日割	日割	日割	当月まで	日割	日割	○	×	100/100	×
定時制通信教育手当	日割	日割	日割	当月まで	日割	日割	○	×	100/100	×
農林漁業普及指導手当	日割	日割	日割	当月まで	日割	日割	○	×	100/100	×
根拠条例、規則等	条例第７条		条例第７条	条例第７条		規則７－０第５条			条例第23条第１号	教特法第14条

（注１）基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前６ヶ月以内の期間において、勤務した期間がある職員には、当該基準日
（注２）給料及び管理職手当の月額の合計額に対する地域手当とする。
（注３）給料の月額に対する特地勤務手当等・へき地手当等とする。
（注４）基準日において支給対象である職員が、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に休職等となった場合等の

関　係　早　見　表

職					専従許可	育児休業	懲戒		減額（勤務しない場合、部分休業、介護休暇、介護時間、修学部分休業、高齢者部分休業）	根拠条例・規則等
気		刑事事件	分限条例第２条				停職	減給		
性	その他		規則7—46第１条第１号	規則7—46第１条第２号						
左記以外										
80/100	80/100	60/100以内	70/100以内	100/100以内	×	×	×	減給	減額	条例第７条、規則７—０第５条
80/100	80/100	60/100以内	70/100以内	100/100以内	×	×	×	減給	減額	規則７—０第５条の３
80/100	80/100	60/100以内	70/100以内	100/100以内	×	×	×	減給	減額	給与条例給料表備考、規則７—65第１条
80/100	80/100	60/100以内	70/100以内	100/100以内	×	×	×	減給しない	減額（注２）	規則７—53第13条
80/100	80/100	60/100以内	70/100以内	100/100以内	×	×	×	減給しない	減額しない	規則７—０第６条
×	×	×	×	×	×	×	×	減給しない	減額しない	規則７—38第14条の２、第15条
×	×	×	×	×	×	×	×	減給しない	減額しない	規則７—０第７条
80/100	80/100	60/100以内	70/100以内	100/100以内	×	×	×	減給しない	減額しない	規則７—０第７条、規則７—61第８条
×	×	×	×	×	×	×	×	減給しない	減額	規則７—41第９条
80/100	80/100	×	70/100以内	100/100以内	×	×（注１）	×	減給しない	減額しない	規則７—14第８条
×	×	×	×	×	×	×（注１）	×	減給しない	減額しない	規則７—15第８条
×	×	×	×	×	×	×	×	減給しない	減額	規則７—78第４条
×	×	×	×	×	×	×	×	減給しない	減額（注３）	規則７—62第８条
×	×	×	×	×	×	×	×	減給しない	減額（注３）	規則７—39第９条
／	／	×	×	×	×	×	×	減給しない	減額	規則７—18第３条
／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	規則７—２第42条
／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	規則７—17第５条
／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	規則７—０第８条
／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	規則７—０第８条
／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	規則７—０第８条
／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	規則７—０第８条
80/100	80/100	×	70/100以内	100/100以内	×	×	×	減給しない	減額	規則７—１第６条
×	×	×	×	×	×	×	×	減給しない	減額	規則７—36第５条
×	×	×	×	×	×	×	×	減給しない	減額	規則７—40第４条
×	×	×	×	×	×	×	×	減給しない	減額	規則７—44第５条
条例第23条第２号	条例第23条第３号	条例第23条第４号	条例第23条第５号規則７—46	条例第23条第５号規則７—46	地公法第55条の２	育児休業法第４条	懲戒条例第５条	懲戒条例第４条	条例第17条等	

に係る期末手当・勤勉手当を支給する（育児休業条例第７条）。

手当額は、日割計算により計算した額となる。詳細については「11 寒冷地手当(3)日割計算による支給」を参照のこと。

諸手当算出の基礎及び支給方法早見表

種別	根拠条例等	算出の基礎								支給方法			特定管理職員（管理職手当受給職員）	定年前再任用短時間勤務職員等	備考
		給料月額	給料の調整額	管理職手当	扶養手当	地域手当	教職調整額	管理監督職勤務上限年齢調整額	別に定める	給料に準ずる	次の支給定日に支給	別に定める			
管理職手当	給与条例第９条 規則７—18	×	×	／	×	×	×	×	○	○	×	×	○	○	
初任給調整手当	給与条例第９条の２ 規則７—41	×	×	×	×	×	×	×	○	○	×	×	○	×	
扶養手当	給与条例第10条、第11条 規則７—０第６条 規則７—99	×	×	×	／	×	×	×	○	○	×	○	○	×	
地域手当	給与条例第11条の２ ～第11条の５ 規則７—53	○	○	○	○	／	○	○	×	○	×	×	○	△	定年前再任用短時間勤務職員等の場合、異動保障等を除く。
住居手当	給与条例第11条の６ 規則７—０第７条 規則７—61	×	×	×	×	×	×	×	○	○	×	○	○	×	
通勤手当	給与条例第11条の７ 規則７—38	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	○	○	○	
単身赴任手当	給与条例第11条の８ 規則７—０第７条 規則７—106	×	×	×	×	×	×	×	○	○	×	○	○	○	
特地勤務手当等	給与条例第12条の２ 給与条例第12条の３ 規則７—62	○	○	×	○	×	○	○	×	○	×	×	○	×	
へき地手当等	給与条例第21条の４ 給与条例第21条の５ 規則７—39	○	○	×	○	×	○	○	×	○	×	×	○	×	
時間外勤務手当（注）	給与条例第14条、第17条 規則７—０第８条 平成22年通知第367号	○	○	○	×	△	○	○	×	×	○	×	×	○	これらの算出の基礎における地域手当は、給料及び管理職手当の月額の合計額に対するものとする。
休日勤務手当（注）	給与条例第15条、第17条 規則７—０第８条 規則７—70	○	○	○	×	△	○	○	×	×	○	×	×	○	
夜間勤務手当（注）	給与条例第16条、第17条 規則７—０第８条	○	○	○	×	△	○	○	×	×	○	×	×	○	
宿日直手当	給与条例第18条 規則７—17	×	×	×	×	×	×	×	○	×	○	×	○	○	
管理職員特別勤務手当	給与条例第18条の２ 規則７—109	×	×	×	×	×	×	×	○	×	○	×	○	○	
期末手当	給与条例第19条 規則７—14	○	○	（加算額）○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	
勤勉手当	給与条例第20条 規則７—15	○	○	（加算額）○	×	○	○	○	×	×	×	○	○	○	
寒冷地手当	給与条例第21条 規則７—１	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	○	○	×	
義務教育等教員特別手当	給与条例第21条の２ 規則７—78	×	×	×	×	×	×	×	○	○	×	×	○	○	
産業教育手当	給与条例第21条の３ 規則７—36	○	×	×	×	×	○	○	×	○	×	×	△	○	特定管理職員のうち、校長を除く。
定時制通信教育手当	給与条例第21条の６ 規則７—40	○	×	×	×	×	○	○	×	○	×	×	○	○	
農林漁業普及指導手当	給与条例第21条の７ 規則７—44	○	×	×	×	×	×	○	×	○	×	×	○	○	
特殊勤務手当	給与条例第12条 規則７—２	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	×	○	○	
給料の調整額	給与条例第８条 規則７—16	×	×	×	×	×	×	×	○	○	×	×	○	○	
教職調整額	給与条例給料表備考 規則７—65	○	／	×	×	×	×	○	○	○	×	×	○	○	

（注）時間外勤務手当等の算出の基礎には、表のほか、初任給調整手当、給料の月額に対する特地勤務手当等・へき地勤務手当等、寒冷地手当、義務教育等教員特別手当、産業教育手当、定時制通信教育手当及び農林漁業普及指導手当が含まれる。

主な手当の改正状況

（1） 扶 養 手 当 （月 額）

扶養親族の別 / 適用年月日	配偶者 （A）	扶養親族（子）１人目 （B）	配偶者を欠く扶養親族（子）１人目 （C）	扶養親族（子） （D）	左記以外の扶養親族 （E）	備考
昭和 ２４．１．１	円 600	円 600	円 400	円 400	円 400	Ｂ欄の扶養親族は、子に限る
４１．９．１	1,000	600	400	400	400	Ｂ欄の扶養親族は、子に限る
４４．６．１	1,700	600	1,200	400	400	Ｂ欄及びＣ欄の扶養親族は、子に限る
４６．５．１	2,200	600	1,400	600	400	Ｂ欄、Ｃ欄及びＤ欄の扶養親族は、子に限る
４７．１．１	2,200	600	1,400	600	400	児童手当の対象となる子を除く。
４７．４．１	2,400	800	1,600	800	400	Ｂ欄、Ｃ欄及びＤ欄の扶養親族は、子に限る
４８．４．１	3,500	1,000	2,500	1,000	400	Ｂ欄、Ｃ欄及びＤ欄の扶養親族は、子に限る
４９．１．１	5,000	1,500	3,500	1,500	400	子の限定を解除
５０．７．１	6,000	2,000	4,000	2,000	400	Ｂ欄の扶養親族は、子に限る
５１．４．１	7,000	2,200	4,500	2,200	1,000	Ｂ欄の扶養親族は、子に限る
５２．４．１	8,000	2,300	5,000	2,300	1,000	Ｂ欄の扶養親族は、子に限る
５３．４．１	9,000	2,700	5,500	2,700	1,000	Ｂ欄の扶養親族は、子に限る
５４．４．１	10,000	3,000	6,500	3,000	1,000	Ｂ欄の扶養親族は、子に限る
５５．４．１	11,000	3,500	7,500	3,500	1,000	Ｂ欄の扶養親族は、子に限る
５６．４．１	12,000	3,500	8,000	3,500	1,000	Ｂ欄の扶養親族は、子に限る
５８．４．１	12,300	3,800	8,300	3,800	1,000	Ｂ欄の扶養親族は、子に限る
５９．４．１	13,200	4,200	8,900	4,200	1,000	Ｂ欄の扶養親族は、子に限る
６０．７．１	14,000	4,500	9,500	4,500	1,000	Ｂ欄の扶養親族は、子に限る
６１．４．１	15,000	4,500	10,000	4,500	1,000	児童手当の支給対象となる第２子についても減額措置（61.6.1）
６３．４．１	16,000	4,500	10,500	4,500	1,000	
平成 ３．４．１	16,000	5,500	11,000	5,500	1,000	児童手当との調整措置を廃止（4.1.1）
４．４．１	16,000	5,500	11,000	5,500	1,000	子等の支給対象年齢の上限を22歳まで引き上げ
５．４．１	16,000	5,500	11,000	5,500	2,000	満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子に 1,000円加算
６．４．１	16,000	5,500	11,000	5,500	2,000	満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子に 2,000円加算

扶養親族の別 適用年月日	配偶者	扶養親族でない配偶者が居る場合の１人目	配偶者を欠く扶養親族の１人目	扶養親族（２人まで）	扶養親族（３人目から１人につき）	備考
平成 ７．４．１	円 16,000	円 ―	円 11,000	円 5,500	円 2,000	満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子に2,500円加算
８．４．１	16,000	―	11,000	5,500	2,000	満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子に3,000円加算
９．４．１	16,000	6,500	11,000	5,500	2,000	満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子に4,000円加算
10．４．１	16,000	6,500	11,000	5,500	2,000	満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子に5,000円加算
12．４．１	16,000	6,500	11,000	6,000	3,000	満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子に5,000円加算
15．１．１	14,000	6,500	11,000	6,000	5,000	満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子に5,000円加算
15．12．１	13,500	6,500	11,000	6,000	5,000	満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子に5,000円加算
17．12．１	13,000	6,500	11,000	6,000	5,000	満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子に5,000円加算
19．４．1	13,000	6,500	11,000	6,000		満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子に5,000円加算
21．４．1	13,000	6,500	11,000	6,500		満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子に5,000円加算

	扶養親族の別 級区分	配偶者	子 (1人に付き)	父母等 (1人に付き)	備考
30．４．1	行政職給料表７級以下	円 10,000	円 8,000	円 6,500	満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子に5,000円加算
	行政職給料表８級	10,000	8,000	6,500	
	行政職給料表９級以上	10,000	8,000	6,500	
31．４．1	行政職給料表７級以下	6,500	10,000	6,500	満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子に5,000円加算
	行政職給料表８級	6,500	10,000	6,500	
	行政職給料表９級以上	6,500	10,000	6,500	
令和 ２．４．1	行政職給料表７級以下	6,500	10,000	6,500	満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子に5,000円加算
	行政職給料表８級	3,500	10,000	3,500	
	行政職給料表９級以上	3,500	10,000	3,500	
３．４．1～	行政職給料表７級以下	6,500	10,000	6,500	満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子に5,000円加算
	行政職給料表８級	3,500	10,000	3,500	
	行政職給料表９級以上	0	10,000	0	

（注）１　「行政職給料表７級」、「行政職給料表８級」及び「行政職給料表９級」には、これらに相当する職務の級を含む。
行政職給料表８級相当・・・公安職給料表９級及び研究職給料表５級
行政職給料表９級以上相当・・・医療職給料表（一）４級

２　職員に配偶者がない場合の扶養親族１人に係る手当額については、平成30年度は子10,000円、父母等9,000円、令和元年度以降はその年度の表に掲げる子又父母等の額とする。

主な手当の改正状況

（2） 住 居 手 当 （月 額）

住居の別 適用 年月日	借家・借間				自宅		備考
	控除額	控除額控除後の全額支給額	2分の1加算限度額	最高支給限度額	新築購入後5年まで	その他	
昭和 45．5．1	円 3,000	円 －	円 3,000	円 3,000	円 －	円 －	新設
48．4．1	4,000	3,000	2,000	5,000	－	－	
49．4．1	4,000	6,000	2,000	8,000	2,500	1,000	自宅居住者に対する支給範囲の拡大
50．7．1	5,000	6,000	3,000	9,000	2,500	1,000	
51．4．1	5,000	7,000	3,500	10,500	2,500	1,000	
52．4．1	6,000	7,500	5,000	12,500	2,500	1,000	
54．5．1	7,000	7,500	5,500	13,000	2,500	1,000	
56．4．1	9,000	7,500	6,500	14,000	2,500	1,000	
58．4．1	9,000	7,500	6,800	14,300	2,500	1,000	
59．4．1	9,000	7,500	7,200	14,700	2,500	1,000	
60．7．1	9,000	7,500	7,500	15,000	2,500	1,000	
62．4．1	11,000	9,500	8,500	18,000	2,500	1,000	
63．4．1	11,000	9,500	11,500	21,000	2,500	1,000	
平成 2．4．1	11,000	10,000	13,000	23,000	2,500	1,000	
4．4．1	12,000	11,000	15,000	26,000	2,500	1,000	
5．4．1	12,000	11,000	16,000	27,000	2,500		自宅については、平成6年1月1日適用
8．1．1	12,000	11,000	16,000	27,000	3,000		
22．4．1	12,000	11,000	16,000	27,000	―		自宅居住者に対する手当の廃止

主な手当の改正状況

（3） 通 勤 手 当（月 額）

通勤方法の別 適用年月日	交通機関			交通用具				備考
	全額 支給額	2分の 1加算 限度額	最高 支給 限度額	原動機付 自転車等 ①	自転車等 ②	①，②のうち 交通 不便者	自動車	
昭和 33．4．1	円 ―	円 ―	円 600	円 100				1　新設 2　交通機関の算出基礎3箇月定期券代　控除額 100円
36．10．1	―	―	750	200				
38．10．1	―	―	900	350	300	350又は300	350	
39．9．1	―	―	900	450	400	450又は400	450	交通機関の算出基礎控除額の廃止
40．9．1	1,100	500	1,600	500	450	500又は450	500	
41．9．1	1,600	800	2,400	580	500	580又は500	580	
43．5．1	2,400	1,200	3,600	700	600	700又は600	700	交通機関と交通用具との併給制度新設
44．6．1	2,800	1,400	4,200	900	700	900又は700	900	交通機関の算出基礎1箇月定期券代に改正
45．5．1	2,800	1,400	4,200	900		10km以上 1,400	最低 6km未満 900 最高10km以上 1,400	自動車は距離段階別定額
47．4．1	5,000	3,000	8,000	10km未満 1,000 10km以上15km未満 1,500 15km以上 1,800		10km以上 1,800	〃 4km未満 1,000 〃 26km以上 5,000	
48．4．1	5,000	3,000	8,000	〃 1,100 〃 1,800 〃 2,000		10km以上15km 未満 2,000 15km以上 2,500	〃 1,100 〃 5,000	
49．4．1	8,000	3,000	11,000	〃 1,300 〃 2,300 〃 2,500		〃 2,500 〃 3,600	〃 1,300 〃 30km以上 8,000	
50．7．1	10,000	3,500	13,500	〃 1,600 〃 2,800 〃 3,100		〃 3,100 〃 4,200	〃 1,600 〃 8,000	
51．4．1	12,500	3,500	16,000	〃 1,700 〃 3,000 〃 3,300		〃 3,300 〃 4,600	〃 1,600 〃 8,000	
52．4．1	14,000	4,000	18,000	〃 2,000 〃 3,400 〃 3,800		〃 3,800 〃 5,300	〃 2,000 〃 10,000	
53．4．1	15,000	4,000	19,000	5km未満 2,000 5km以上10km未満 2,200 10km以上15km未満 3,600 15km以上 4,100		15km未満 4,100 15km以上20km 未満 5,600 20km以上 7,100	〃 2,000 〃 40km以上 11,000	
54．4．1	15,000	5,000	20,000	〃 2,000 〃 2,200 〃 3,600 〃 4,100		〃 4,100 〃 5,600 〃 7,100	〃 2,000 〃 13,000	
55．4．1	16,000	5,000	21,000	〃 2,000 〃 2,200 〃 3,600 〃 4,500		〃 4,500 〃 6,100 〃 7,800	〃 2,000 〃 15,500	

通勤方法の別 / 適用年月日	交通機関			交通用具				備考
	全額支給額	2分の1加算限度額	最高支給限度額	原動機付自転車等 ①	自転車等 ②	①，②のうち交通不便者	自動車	
56．4．1	17,000	5,000	22,000	〃 〃 〃 〃	2,000 2,200 3,600 4,500	〃 4,500 〃 6,100 〃 7,800	〃 2,000 〃 17,000	
58．4．1	17,600	5,300	22,900	〃 〃 〃 〃	2,000 2,400 3,600 4,700	〃 4,700 〃 6,400 〃 8,200	〃 2,000 〃 18,100	
59．4．1	18,300	5,700	24,000	〃 〃 〃 〃	2,000 2,600 3,600 5,000	〃 5,000 〃 6,800 〃 8,700	〃 2,000 〃 19,500	
60．7．1	20,000	6,500	26,500	〃 〃 〃 〃	2,000 2,700 3,600 5,500	〃 5,500 〃 7,500 〃 9,600	〃 2,000 〃 21,000	
61．4．1	20,000	6,500	26,500	〃 〃 〃 〃	2,000 2,700 3,600 5,500	〃 5,500 〃 7,500 〃 9,600	〃 2,000 〃 46km以上 22,500	
62．4．1	21,000	7,500	28,500	〃 〃 〃 〃	2,000 3,800 5,000 6,000	〃 6,000 〃 8,100 〃 10,400	〃 2,000 〃 24,500	

通勤方法の別 適用 年月日	交通機関			交通用具		備考
	全額 支給額	２分の １加算 限度額	最高 支給 限度額	普通自動車以外	普通自動車等	
平成 元．４．１	30,000	7,500	37,500	5km未満 2,000 5km以上10km未満 4,100 10km以上15km未満 6,200 15km以上20km未満 8,300 20km以上25km未満 10,400 25km以上30km未満 12,500 30km以上 14,600	最低 4km未満 2,200 最高60km以上 31,000	交通不便者の区分廃止
３．４．１	40,000	7,500	47,500	〃 2,000 〃 4,100 〃 6,200 〃 8,300 〃 10,400 〃 12,500 30km以上35km未満 14,600 35km以上40km未満 16,700 40km以上 18,800	〃 2,200 〃 32,000	
４．４．１	40,000	7,500	47,500	〃 2,000 〃 4,100 〃 6,500 〃 8,900 〃 11,300 〃 13,700 〃 16,100 〃 18,500 〃 20,900	〃 2,200 〃 33,000	
８．１．１	45,000	20,000	65,000	〃 2,000 〃 4,100 〃 6,500 〃 8,900 〃 11,300 〃 13,700 〃 16,100 〃 18,500 〃 20,900	〃 2,200 〃 33,000	
１１．４．１	45,000	20,000	65,000	〃 2,000 〃 4,100 〃 6,500 〃 8,900 〃 11,300 〃 13,700 〃 16,100 〃 18,500 〃 20,900	〃 2,200 〃 33,000	高速自動車国道等の利用者には通行料金の１／２を運賃等相当額に算入
１６．４．１	55,000	10,000	65,000	〃 2,000 〃 4,100 〃 6,500 〃 8,900 〃 11,300 〃 13,700 〃 16,100 〃 18,500 40km以上45km未満 20,900 45km以上50km未満 21,800 50km以上55km未満 22,700 55km以上60km未満 23,600 60km以上 24,500	〃 2,200 〃 33,000	6箇月定期券等（交通機関等利用者）の価額を導入
２７．１．１	55,000	10,000	65,000	〃 2,000 〃 4,200 〃 7,100 〃 10,000 〃 12,900 〃 15,800 〃 18,700 〃 21,600 〃 24,400 〃 26,200 〃 28,000 〃 29,800 〃 31,600	〃 2,400 最高70km以上 49,700	

通勤方法の別 / 適用年月日	交通機関 全額支給額	交通機関 2分の1加算限度額	交通機関 最高支給限度額	交通用具 普通自動車以外	交通用具 普通自動車等	備考
31．4．1	55,000	10,000	65,000	〃 2,000 〃 4,200 〃 7,100 〃 10,000 〃 12,900 〃 15,800 〃 18,700 〃 21,600 〃 24,400 〃 26,200 〃 28,000 〃 29,800 〃 31,600	〃 2,100 最高80km以上 52,500	

主な手当の改正状況

（4） 宿 日 直 手 当（勤務１回に対する額）

業務の別 / 適用年月日	一般管理	特殊業務を伴うもの ダム管理等	研修施設等	警察署等	病院等（医師）	備考
昭和 ２８．１．１	円 360	円 －	円 －	円 －	円 －	
２９．７．５	240	－	－	－	－	
３６．４．１	260	－	－	－	－	
３７．４．１	310	－	－	－	－	
３８．１．１	360	－	－	－	－	
３９．９．１	420	－	－	－	－	
４２．８．１	510	－	－	－	－	
４６．１．１	620	－	－	1,200	－	
４８．９．１	1,000	－	－	2,000	－	
４９．４．１	1,000	－	1,500	2,000	－	
４９．９．１	1,300	－	2,000	2,600	－	
５１．４．１	1,800	－	2,400	3,200	－	
５２．12．24	1,800	－	2,400	3,200	10,000 (6,000)	（ ）内は、管理職手当を支給される医師
５７．４．１	1,800	2,000	2,400	3,200	10,000 (6,000)	〃
６２．１．１	2,300	2,800	3,300	4,200	12,000 (7,200)	〃
平成 ４．１．１	2,900	3,600	4,100	5,100	13,000 (7,800)	〃
５．１．１	3,200	4,000	4,500	5,600	14,000 (8,400)	〃
７．１．１	3,300	4,200	4,800	6,000	15,000 (9,000)	〃
８．１．１	3,400	4,300	5,100	6,400	16,000 (9,600)	〃
９．１．１	3,600	4,500	5,300	6,600	17,000 (10,200)	〃
１０．１．１	3,800	4,700	5,500	6,800	18,000 (10,800)	〃
１１．１．１	4,000	4,900	5,700	7,000	19,000 (11,400)	〃
１２．１．１	4,200	5,100	5,900	7,200	20,000 (12,000)	〃
２０．５．１	4,200	5,100	5,900	7,200	20,000	
３０．４．１	4,400	5,300	6,100	7,400	21,000	

主な手当の改正状況

(5)(ⅰ)定年前再任用短時間勤務職員以外の職員に係る期末手当及び勤勉手当　(支給割合)

適用年月日＼手当・支給期の別	期末手当				勤勉手当				合計				備考
	6月	12月	3月	計	6月	12月	3月	計	6月	12月	3月	計	
昭和 27. 11. 1	0.50	0.50	—	1.00	—	0.50	—	0.50	0.50	1.00	—	1.50	新設 (期末手当は、臨時手当年末手当を統一)
29. 1. 1	0.50	0.75	—	1.25	0.25	0.50	—	0.75	0.75	1.25	—	2.00	
30. 12. 25	0.50	1.00	—	1.50	0.25	0.50	—	0.75	0.75	1.50	—	2.25	
31. 12. 15	0.50	1.15	—	1.65	0.25	0.50	—	0.75	0.75	1.65	—	2.40	
32. 12. 13	0.50	1.30	—	1.80	0.25	0.50	—	0.75	0.75	1.80	—	2.55	
33. 4. 1	0.50	1.40	—	1.90	0.25	0.50	—	0.75	0.75	1.90	—	2.65	
34. 6. 15	0.65	1.40	—	2.05	0.25	0.50	—	0.75	0.90	1.90	—	2.80	
35. 6. 15	0.75	1.40	—	2.15	0.25	0.50	—	0.75	1.00	1.90	—	2.90	
35. 10. 1	0.75	1.50	—	2.25	0.25	0.50	—	0.75	1.00	2.00	—	3.00	
36. 10. 1	0.95	1.70	—	2.65	0.25	0.50	—	0.75	1.20	2.20	—	3.40	
37. 10. 1	1.00	1.90	—	2.90	0.30	0.30	0.20	0.80	1.30	2.20	0.20	3.70	
38. 10. 1	1.00	2.00	—	3.00	0.30	0.30	0.30	0.90	1.30	2.30	0.30	3.90	
39. 9. 1	1.10	2.10	—	3.20	0.30	0.30	0.40	1.00	1.40	2.40	0.40	4.20	
40. 9. 1	1.10	2.20	—	3.30	0.30	0.30	0.40	1.00	1.40	2.50	0.40	4.30	
42. 8. 1	1.10	2.20	—	3.30	0.30	0.30	0.50	1.10	1.40	2.50	0.50	4.40	
44. 4. 1	0.90	1.90	0.50	3.30	0.50	0.60	—	1.10	1.40	2.50	0.50	4.40	支給期別の割振の変更
44. 6. 1	0.90	2.00	0.50	3.40	0.50	0.60	—	1.10	1.40	2.60	0.50	4.50	
45. 5. 1	1.00	2.00	0.50	3.50	0.60	0.60	—	1.20	1.60	2.60	0.50	4.70	
46. 5. 1	1.10	2.00	0.50	3.60	0.60	0.60	—	1.20	1.70	2.60	0.50	4.80	管理監督の地位にある一部の者に対しての加算措置
48. 12	1.10	2.30 [+0.3]←	0.20 [−0.3]	3.60	0.60	0.60	—	1.20	1.70	2.90	0.20	4.80	期末手当は48年度の特例措置
49. 4. 27	4/27 [0.3]			4.00					4/27 [0.3]			5.20	4/27に係るものは49年度の期末手当の特例措置(49.4.30支給)
49. 9. 1	6月 1.10	2.10	0.50		0.60	0.60	—	1.20	1.70	2.70	0.50		
(50年度)	1.40	2.10	0.50	4.00	0.60	0.60	—	1.20	2.00	2.70	0.50	5.20	50年度の支給割合は49年12月の条例改正で措置(49.9.1適用)
51. 4. 1	1.40	2.00	0.50	3.90	0.50	0.60	—	1.10	1.90	2.60	0.50	5.00	
53. 4. 1	1.40	1.90	0.50	3.80	0.50	0.60	—	1.10	1.90	2.50	0.50	4.90	
平成 元. 4. 1	1.50	1.90	0.50	3.90	0.60	0.60	—	1.20	2.10	2.50	0.50	5.10	
2. 4. 1	1.60	2.00	0.55	4.15	0.60	0.60	—	1.20	2.20	2.60	0.55	5.35	係長以上の職員に対して加算措置

適用年月日	区分	期末手当 6月	期末手当 12月	期末手当 3月	期末手当 計	勤勉手当 6月	勤勉手当 12月	勤勉手当 3月	勤勉手当 計	合計 6月	合計 12月	合計 3月	合計 計	備考
3.4.1		1.60	2.10	0.55	4.25	0.60	0.60	―	1.20	2.20	2.70	0.55	5.45	
5.4.1		1.60	2.00	0.50	4.10	0.60	0.60	―	1.20	2.20	2.60	0.50	5.30	下段は支給割合特例措置
		1.60	2.10	0.40		0.60	0.60	―		2.20	2.70	0.40		
6.4.1		1.60	1.90	0.50	4.00	0.60	0.60	―	1.20	2.20	2.50	0.50	5.20	下段は支給割合特例措置
		1.60	2.00	0.40		0.60	0.60	―		2.20	2.60	0.40		
9.4.1		1.60	1.90	0.55	4.05	0.60	0.60	―	1.20	2.20	2.50	0.55	5.25	
11.4.1		1.45	1.75	0.55	3.75	0.60	0.60	―	1.20	2.05	2.35	0.55	4.95	下段は支給割合特例措置
		1.60	1.90	0.25		0.60	0.60	―		2.20	2.50	0.25		
12.4.1	特定幹部職員以外の職員	1.45	1.75	0.55	3.75	0.60	0.60	―	1.20	2.05	2.35	0.55	4.95	特定幹部職員の期末手当を勤勉手当に振替え
	特定幹部職員	1.25	1.55	0.55	3.35	0.80	0.80	―	1.60	2.05	2.35	0.55	4.95	
(12年度)	特定幹部職員以外の職員	1.45	1.75	0.35 (0.25)	3.55 (3.45)	0.60	0.60	―	1.20	2.05	2.35	0.35 (0.25)	4.75 (4.65)	支給割合特例措置
	特定幹部職員	1.25	1.55	0.35 (0.25)	3.15 (3.05)	0.80	0.80	―	1.60	2.05	2.35	0.35 (0.25)	4.75 (4.65)	
13.4.1	特定幹部職員以外の職員	1.45	1.60	0.55	3.60	0.60	0.55	―	1.15	2.05	2.15	0.55	4.75	
	特定幹部職員	1.25	1.40	0.55	3.20	0.80	0.75	―	1.55	2.05	2.15	0.55	4.75	
(13年度)	特定幹部職員以外の職員	1.45	1.60	0.50 (0.25)	3.55 (3.30)	0.60	0.55	―	1.15	2.05	2.15	0.50 (0.25)	4.70 (4.45)	支給割合特例措置
	特定幹部職員	1.25	1.40	0.50 (0.25)	3.15 (2.90)	0.80	0.75	―	1.55	2.05	2.15	0.50 (0.25)	4.70 (4.45)	
14.4.1	特定幹部職員以外の職員	1.45	1.55	0.55	3.55	0.60	0.55	―	1.15	2.05	2.10	0.55	4.70	
	特定幹部職員	1.25	1.35	0.55	3.15	0.80	0.75	―	1.55	2.05	2.10	0.55	4.70	
(14年度)	特定幹部職員以外の職員	1.45	1.55	0.50	3.50	0.60	0.55	―	1.15	2.05	2.10	0.50	4.65	支給割合特例措置
	特定幹部職員	1.25	1.35	0.50	3.10	0.80	0.75	―	1.55	2.05	2.10	0.50	4.65	
15.4.1	特定幹部職員以外の職員	1.55	1.70	―	3.25	0.70	0.70	―	1.40	2.25	2.40	―	4.65	
	特定幹部職員	1.35	1.50	―	2.85	0.90	0.90	―	1.80	2.25	2.40	―	4.65	
(15年度)	特定幹部職員以外の職員	1.55	1.45	―	3.00	0.70	0.70	―	1.40	2.25	2.15	―	4.40	支給割合特例措置
	特定幹部職員	1.35	1.25	―	2.60	0.90	0.90	―	1.80	2.25	2.15	―	4.40	
16.4.1	特定幹部職員以外の職員	1.40	1.60	―	3.00	0.70	0.70	―	1.40	2.10	2.30	―	4.40	
	特定幹部職員	1.20	1.40	―	2.60	0.90	0.90	―	1.80	2.10	2.30	―	4.40	
(17年度)	特定幹部職員以外の職員	1.40	1.60	―	3.00	0.70	0.75	―	1.45	2.10	2.35	―	4.45	支給割合特例措置
	特定幹部職員	1.20	1.40	―	2.60	0.90	0.95	―	1.85	2.10	2.35	―	4.45	
18.4.1	特定幹部職員以外の職員	1.40	1.60	―	3.00	0.725	0.725	―	1.45	2.125	2.325	―	4.45	
	特定幹部職員	1.20	1.40	―	2.60	0.925	0.925	―	1.85	2.125	2.325	―	4.45	
(21年度)	特定幹部職員以外の職員	1.40	1.35	―	2.75	0.725	0.675	―	1.40	2.125	2.025	―	4.15	支給割合特例措置
	特定幹部職員	1.20	1.15	―	2.35	0.925	0.875	―	1.80	2.125	2.025	―	4.15	
22.4.1	特定幹部職員以外の職員	1.25	1.50	―	2.75	0.70	0.70	―	1.40	1.95	2.20	―	4.15	
	特定幹部職員	1.05	1.30	―	2.35	0.90	0.90	―	1.80	1.95	2.20	―	4.15	
(22年度)	特定幹部職員以外の職員	1.25	1.35	―	2.60	0.70	0.65	―	1.35	1.95	2.00	―	3.95	支給割合特例措置
	特定幹部職員	1.05	1.15	―	2.20	0.90	0.85	―	1.75	1.95	2.00	―	3.95	

適用年月日	区分（手当・支給期の別）	期末手当				勤勉手当				合計				備考
		６月	１２月	３月	計	６月	１２月	３月	計	６月	１２月	３月	計	
23.4.1	特定幹部職員以外の職員	1.225	1.375	－	2.60	0.675	0.675	－	1.35	1.90	2.05	－	3.95	
	特定幹部職員	1.025	1.175	－	2.20	0.875	0.875	－	1.75	1.90	2.05	－	3.95	
26.12.1	特定幹部職員以外の職員	1.225	1.375	－	2.60	0.675	0.725	－	1.40	1.90	2.10	－	4.00	
	特定幹部職員	1.025	1.175	－	2.20	0.875	0.925	－	1.80	1.90	2.10	－	4.00	
27.4.1	特定幹部職員以外の職員	1.225	1.375	－	2.60	0.70	0.70	－	1.40	1.925	2.075	－	4.00	
	特定幹部職員	1.025	1.175	－	2.20	0.90	0.90	－	1.80	1.925	2.075	－	4.00	
27.12.1	特定幹部職員以外の職員	1.225	1.375	－	2.60	0.70	0.90	－	1.60	1.925	2.275	－	4.20	
	特定幹部職員	1.025	1.175	－	2.20	0.90	1.10	－	2.00	1.925	2.275	－	4.20	
28.4.1	特定幹部職員以外の職員	1.225	1.375	－	2.60	0.80	0.80	－	1.60	2.025	2.175	－	4.20	
	特定幹部職員	1.025	1.175	－	2.20	1.00	1.00	－	2.00	2.025	2.175	－	4.20	
28.12.1	特定幹部職員以外の職員	1.225	1.375	－	2.60	0.80	0.90	－	1.70	2.025	2.275	－	4.30	
	特定幹部職員	1.025	1.175	－	2.20	1.00	1.10	－	2.10	2.025	2.275	－	4.30	
29.4.1	特定幹部職員以外の職員	1.225	1.375	－	2.60	0.85	0.85	－	1.70	2.075	2.225	－	4.30	
	特定幹部職員	1.025	1.175	－	2.20	1.05	1.05	－	2.10	2.075	2.225	－	4.30	
29.12.1	特定幹部職員以外の職員	1.225	1.375	－	2.60	0.85	0.95	－	1.80	2.075	2.325	－	4.40	
	特定幹部職員	1.025	1.175	－	2.20	1.05	1.15	－	2.20	2.075	2.325	－	4.40	
30.4.1	特定幹部職員以外の職員	1.225	1.375	－	2.60	0.90	0.90	－	1.80	2.125	2.275	－	4.40	
	特定幹部職員	1.025	1.175	－	2.20	1.10	1.10	－	2.20	2.125	2.275	－	4.40	
30.12.1	特定幹部職員以外の職員	1.225	1.375	－	2.60	0.90	0.95	－	1.85	2.125	2.325	－	4.45	
	特定幹部職員	1.025	1.175	－	2.20	1.10	1.15	－	2.25	2.125	2.325	－	4.45	
31.4.1	特定幹部職員以外の職員	1.30	1.30	－	2.60	0.925	0.925	－	1.85	2.225	2.225	－	4.45	
	特定幹部職員	1.10	1.10	－	2.20	1.125	1.125	－	2.25	2.225	2.225	－	4.45	
令和元.12.1	特定幹部職員以外の職員	1.30	1.30	－	2.60	0.925	0.975	－	1.90	2.225	2.275	－	4.50	
	特定幹部職員	1.10	1.10	－	2.20	1.125	1.175	－	2.30	2.225	2.275	－	4.50	
2.4.1	特定幹部職員以外の職員	1.30	1.30	－	2.60	0.95	0.95	－	1.90	2.25	2.25	－	4.50	
	特定幹部職員	1.10	1.10	－	2.20	1.15	1.15	－	2.30	2.25	2.25	－	4.50	
2.12.1	特定幹部職員以外の職員	1.30	1.25	－	2.55	0.95	0.95	－	1.90	2.25	2.20	－	4.45	
	特定幹部職員	1.10	1.05	－	2.15	1.15	1.15	－	2.30	2.25	2.20	－	4.45	
3.4.1	特定幹部職員以外の職員	1.275	1.275	－	2.55	0.95	0.95	－	1.90	2.225	2.225	－	4.45	
	特定幹部職員	1.075	1.075	－	2.15	1.15	1.15	－	2.30	2.225	2.225	－	4.45	

適用年月日	手当・支給期の別 区分	期末手当				勤勉手当				合計				備考
		６月	１２月	３月	計	６月	１２月	３月	計	６月	１２月	３月	計	
3.12.1	特定幹部職員以外の職員	1.275	1.125	－	2.40	0.95	0.95	－	1.90	2.225	2.075	－	4.30	
	特定幹部職員	1.075	0.925	－	2.00	1.15	1.15	－	2.30	2.225	2.075	－	4.30	
4.4.1	特定幹部職員以外の職員	1.20	1.20	－	2.40	0.95	0.95	－	1.90	2.15	2.15	－	4.30	
	特定幹部職員	1.00	1.00	－	2.00	1.15	1.15	－	2.30	2.15	2.15	－	4.30	
4.12.1	特定幹部職員以外の職員	1.20	1.20	－	2.40	0.95	1.05	－	2.00	2.15	2.25	－	4.40	
	特定幹部職員	1.00	1.00	－	2.00	1.15	1.25	－	2.40	2.15	2.25	－	4.40	
5.4.1	特定幹部職員以外の職員	1.20	1.20	－	2.40	1.00	1.00	－	2.00	2.20	2.20	－	4.40	
	特定幹部職員	1.00	1.00	－	2.00	1.20	1.20	－	2.40	2.20	2.20	－	4.40	

※（）は、知事等及び職員の給与の特例に関する条例（平成１２年宮城県条例第１５号）による削減措置後の支給割合（平成12年度～平成13年度まで削減）

（５）（ⅱ）定年前再任用短時間勤務職員に係る期末手当及び勤勉手当（支給割合）

適用年月日	手当・支給期の別 区分	期末手当				勤勉手当				合計				備考
		６月	１２月	３月	計	６月	１２月	３月	計	６月	１２月	３月	計	
13.4.1	特定幹部職員以外の職員	0.70	0.90	0.30 (0.15)	1.90 (1.75)	0.30	0.30	—	0.60	1.00	1.20	0.30 (0.15)	2.50 (2.35)	
	特定幹部職員	0.60	0.80	0.30 (0.15)	1.70 (1.55)	0.40	0.40	—	0.80	1.00	1.20	0.30 (0.15)	2.50 (2.35)	
(14年度)	特定幹部職員以外の職員	0.70	0.90	0.25	1.85	0.30	0.30	—	0.60	1.00	1.20	0.25	2.45	支給割合
	特定幹部職員	0.60	0.80	0.25	1.65	0.40	0.40	—	0.80	1.00	1.20	0.25	2.45	特例措置
15.4.1	特定幹部職員以外の職員	0.85	0.90	—	1.75	0.35	0.35	—	0.70	1.20	1.25	—	2.45	
	特定幹部職員	0.75	0.80	—	1.55	0.45	0.45	—	0.90	1.20	1.25	—	2.45	
(15年度)	特定幹部職員以外の職員	0.85	0.75	—	1.60	0.35	0.35	—	0.70	1.20	1.10	—	2.30	
	特定幹部職員	0.75	0.65	—	1.40	0.45	0.45	—	0.90	1.20	1.10	—	2.30	
16.4.1	特定幹部職員以外の職員	0.75	0.85	—	1.60	0.35	0.35	—	0.70	1.10	1.20	—	2.30	
	特定幹部職員	0.65	0.75	—	1.40	0.45	0.45	—	0.90	1.10	1.20	—	2.30	
(17年度)	特定幹部職員以外の職員	0.75	0.85	—	1.60	0.35	0.40	—	0.75	1.10	1.25	—	2.35	
	特定幹部職員	0.65	0.75	—	1.40	0.45	0.50	—	0.95	1.10	1.25	—	2.35	
18.4.1	特定幹部職員以外の職員	0.75	0.85	—	1.60	0.35	0.40	—	0.75	1.10	1.25	—	2.35	
	特定幹部職員	0.65	0.75	—	1.40	0.45	0.50	—	0.95	1.10	1.25	—	2.35	
(21年度)	特定幹部職員以外の職員	0.75	0.75	—	1.50	0.35	0.35	—	0.70	1.10	1.10	—	2.20	
	特定幹部職員	0.65	0.65	—	1.30	0.45	0.45	—	0.90	1.10	1.10	—	2.20	
22.4.1	特定幹部職員以外の職員	0.65	0.85	—	1.50	0.35	0.35	—	0.70	1.00	1.20	—	2.20	
	特定幹部職員	0.55	0.75	—	1.30	0.45	0.45	—	0.90	1.00	1.20	—	2.20	
(22年度)	特定幹部職員以外の職員	0.65	0.80	—	1.45	0.35	0.30	—	0.65	1.00	1.10	—	2.10	
	特定幹部職員	0.55	0.70	—	1.25	0.45	0.40	—	0.85	1.00	1.10	—	2.10	
23.4.1	特定幹部職員以外の職員	0.65	0.80	—	1.45	0.325	0.325	—	0.65	0.975	1.125	—	2.10	
	特定幹部職員	0.55	0.70	—	1.25	0.425	0.425	—	0.85	0.975	1.125	—	2.10	
27.12.1	特定幹部職員以外の職員	0.65	0.80	—	1.45	0.325	0.425	—	0.75	0.975	1.225	—	2.20	
	特定幹部職員	0.55	0.70	—	1.25	0.425	0.525	—	0.95	0.975	1.225	—	2.20	
28.4.1	特定幹部職員以外の職員	0.65	0.80	-	1.45	0.375	0.375	-	0.75	1.025	1.175	-	2.20	
	特定幹部職員	0.55	0.70	-	1.25	0.475	0.475	-	0.95	1.025	1.175	-	2.20	
28.12.1	特定幹部職員以外の職員	0.65	0.80	-	1.45	0.375	0.425	-	0.80	1.025	1.225	-	2.25	
	特定幹部職員	0.55	0.70	-	1.25	0.475	0.525	-	1.00	1.025	1.225	-	2.25	
29.4.1	特定幹部職員以外の職員	0.65	0.80	-	1.45	0.40	0.40	-	0.80	1.05	1.20	-	2.25	
	特定幹部職員	0.55	0.70	-	1.25	0.50	0.50	-	1.00	1.05	1.20	-	2.25	
29.12.1	特定幹部職員以外の職員	0.65	0.80	-	1.45	0.40	0.45	-	0.85	1.05	1.25	-	2.30	
	特定幹部職員	0.55	0.70	-	1.25	0.50	0.55	-	1.05	1.05	1.25	-	2.30	
30.4.1	特定幹部職員以外の職員	0.65	0.80	-	1.45	0.425	0.425	-	0.85	1.075	1.225	-	2.30	
	特定幹部職員	0.55	0.70	-	1.25	0.525	0.525	-	1.05	1.075	1,225	-	2.30	
30.12.1	特定幹部職員以外の職員	0.65	0.80	—	1.45	0.425	0.475	—	0.90	1.075	1.275	—	2.35	
	特定幹部職員	0.55	0.70	—	1.25	0.525	0.575	—	1.10	1.075	1.275	—	2.35	
31.4.1	特定幹部職員以外の職員	0.725	0.725	—	1.45	0.45	0.45	—	0.90	1.175	1.175	—	2.35	
	特定幹部職員	0.625	0.625	—	1.25	0.55	0.55	—	1.10	1.175	1.175	—	2.35	

適用年月日	手当・支給期の別 / 区分	期末手当				勤勉手当				合計				備考
		６月	１２月	３月	計	６月	１２月	３月	計	６月	１２月	３月	計	
3.12.1	特定幹部職員以外の職員	0.725	0.625	－	1.35	0.45	0.45	－	0.90	1.175	1.075	－	2.25	
	特定幹部職員	0.625	0.525	－	1.15	0.55	0.55	－	1.10	1.175	1.075	－	2.25	
4.4.1	特定幹部職員以外の職員	0.675	0.675	－	1.35	0.45	0.45	－	0.90	1.125	1.125	－	2.25	
	特定幹部職員	0.575	0.575	－	1.15	0.55	0.55	－	1.10	1.125	1.125	－	2.25	
4.12.1	特定幹部職員以外の職員	0.675	0.675	－	1.35	0.45	0.50	－	0.95	1.125	1.175	－	2.3	
	特定幹部職員	0.575	0.575	－	1.15	0.55	0.60	－	1.15	1.125	1.175	－	2.3	
5.4.1	特定幹部職員以外の職員	0.675	0.675	－	1.35	0.475	0.475	－	0.95	1.15	1.15	－	2.3	
	特定幹部職員	0.575	0.575	－	1.15	0.575	0.575	－	1.15	1.15	1.15	－	2.3	

※（）は、知事等及び職員の給与の特例に関する条例（平成１２年宮城県条例第１５号）による削減措置後の支給割合（平成13年度のみ削減）

主な手当の改正状況

（6） 寒 冷 地 手 当

年	級地／基準額 加算額	5 級 地 （札幌市）				5 級 地 （鳴子町）				4 級 地（気仙沼市外6町村）				3 級 地（左記以外の県内の地域）			
		定率分	定額分 世帯区分			定率分	定額分 世帯区分			定率分	定額分 世帯区分			定率分	定額分 世帯区分		
			世帯主	準世帯主	その他		世帯主	準世帯主	その他		世帯主	準世帯主	その他		世帯主	準世帯主	その他
昭和26	基準額	80/100	一円	一円	一円	60/100	一円	一円	一円	60/100	一円	一円	一円	45/100	一円	一円	一円
	加算額	—	14,100	14,100	4,700	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
27	基準額	80/100	—	—	—	60/100	—	—	—	60/100	—	—	—	45/100	—	—	—
	加算額	—	18,300	18,300	6,100	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
28	基準額	80/100	—	—	—	60/100	—	—	—	60/100	—	—	—	45/100	—	—	—
	加算額	—	19,500	19,500	6,500	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
31	基準額	80/100	—	—	—	60/100	—	—	—	60/100	—	—	—	45/100	—	—	—
	加算額	—	19,500	19,500	6,500	—	4,000	4,000	1,300	—	1,800	1,800	600	—	—	—	—
32(8月)	基準額	80/100	—	—	—	60/100	—	—	—	60/100	—	—	—	45/100	—	—	—
	加算額	—	21,450	21,450	7,150	—	5,000	5,000	1,700	—	2,500	2,500	850	—	—	—	—
35	基準額	80/100	—	—	—	60/100	—	—	—	60/100	—	—	—	45/100	—	—	—
	加算額	—	23,595	15,730	7,865	—	5,000	5,000	1,700	—	2,500	2,500	850	—	—	—	—
36	基準額	80/100	—	—	—	60/100	—	—	—	60/100	—	—	—	45/100	—	—	—
	加算額	—	23,595	15,730	7,865	—	7,500	5,000	2,500	—	3,750	2,500	1,250	—	—	—	—
39	基準額	85/100	—	—	—	85/100	—	—	—	65/100	—	—	—	50/100	—	—	—
	加算額	—	25,000	16,670	8,340	—	8,600	5,740	2,870	—	4,300	2,870	1,440	—	—	—	—
43	基準額	45/100	26,800	17,870	8,930	45/100	26,800	17,870	8,930	35/100	20,100	13,400	6,700	25/100	16,750	11,170	5,580
	加算額	—	27,300	18,200	9,100	—	11,000	7,350	3,700	—	5,500	3,700	1,850	—	—	—	—
47	基準額	45/100	26,800	17,870	8,930	45/100	26,800	17,870	8,930	35/100	20,100	13,400	6,700	25/100	16,750	11,170	5,580
	加算額	—	30,800	20,530	10,270	—	11,000	7,350	3,700	—	5,500	3,700	1,850	—	—	—	—
50	基準額	45/100	26,800	17,870	8,930	45/100	26,800	17,870	8,930	35/100	20,100	13,400	6,700	25/100	16,750	11,170	5,580
	加算額	—	30,800	20,530	10,270	—	17,000	11,350	5,700	—	8,500	5,700	2,850	—	—	—	—
55	基準額	30/100	63,100	42,000	21,000	30/100	63,100	42,000	21,000	23/100	49,100	32,800	16,400	17/100	36,100	24,000	12,000
	加算額	—	81,600	54,400	27,200	—	26,100	17,400	8,700	—	13,000	8,600	4,300	—	—	—	—
平成元	基準額	30/100	63,100	42,000	21,000	30/100	63,100	42,000	21,000	23/100	49,100	32,800	16,400	17/100	36,100	24,000	12,000
	加算額	—	51,600	34,400	17,200	—	16,500	11,000	5,500	—	8,200	5,500	2,700	—	—	—	—

年	級地／世帯区分	5級地（札幌市）				5級地（鳴子町）				4級地（気仙沼市外6町村）				3級地（左記以外の県内の地域）			
		世帯主の場合で扶養親族数			その他	世帯主の場合で扶養親族数			その他	世帯主の場合で扶養親族数			その他	世帯主の場合で扶養親族数			その他
		３人以上	１～２人	無		３人以上	１～２人	無		３人以上	１～２人	無		３人以上	１～２人	無	
平成９	基準額	163,700	136,500	82,900	59,200	163,700	136,500	82,900	59,200	129,600	108,000	65,000	45,800	97,800	81,500	49,100	34,200
	加算額	51,600		34,400	17,200	16,500		11,000	5,500	8,200		5,500	2,700	－		－	－

年	地域の区分／世帯等区分	１級地			２級地			３級地			４級地		
		世帯主で扶養親族の有無		その他	世帯主で扶養親族の有無		その他	世帯主で扶養親族の有無		その他	世帯主で扶養親族の有無		その他
		有	無		有	無		有	無		有	無	
平成１７	支給月額	26,380	14,580	10,340	23,360	13,060	8,800	22,540	12,860	8,600	17,800	10,200	7,360

年	地域の区分／世帯等区分	宮城県内			宮城県外（人事委員会規則で定める地域※１）		
		世帯主で扶養親族の有無		その他	世帯主で扶養親族の有無		その他
		有	無		有	無	
平成２７	支給月額	17,800	10,200	7,360	（人事委員会規則で定める額※２）		

※１）国家公務員の寒冷地に関する法律別表に掲げる地域（宮城県内の地域を除く。）（平成２８年４月施行）
※２）世帯等区分に応じ、国家公務員の寒冷地手当に関する法律第２条第１項の表に掲げる額（平成２８年４月施行）

○ 毎年１１月から翌年３月までの間 、支給となる。

第　９　　参考資料（会計年度任用職員関係）

第９　　目　　　　次

１　会計年度任用職員級別標準職務表 ------------------------------ 9-1

２　級別資格基準表 -- 9-2

３　学歴免許等資格区分表 -- 9-6

４　経験年数換算表 -- 9-7

５　免許所有職員等の経験年数の取扱い --------------------------- 9-8

６　修学年数調整表 -- 9-9

７　初任給基準表 -- 9-10

８　上位級決定時号俸対応表 --------------------------------------- 9-13

９　号俸決定上限表 -- 9-41

会　計　年　度　任　用　職　員　級　別　標　準　職　務　表

給料表の種類	職務の級	標準的な職務
行政職給料表	1級	定型的な事務又は技術の職務
	2級	知識経験を必要とする事務又は技術の職務
	3級	高度の知識経験を必要とする事務又は技術の職務
	4級	特に高度の知識経験に基づき困難な業務を行う事務又は技術の職務
	5級	極めて高度の知識経験に基づき特に困難な業務を行う事務又は技術の職務
備考　行政職給料表の適用を受ける者以外の者の職務の級の分類は、旅費条例第２条第２項の行政職給料表の適用を受けない者について任命権者が知事に協議して定めるこれに相当する職務の級とこの表に定める職務の級との権衡を考慮し、任命権者が知事に協議して定める。		

級　別　資　格　基　準　表

1　行政職給料表

学歴免許等	職務の級				
	1級	2級	3級	4級	5級
大学卒	0	3	7	11	13
短大卒	0	5	9	13	15
高校卒	0	7	11	15	17
中学卒	3	11	15	19	21

2　公安職給料表

学歴免許等	職務の級					
	1級	2級	3級	4級	5級	6級
高校卒	0	2	5	10	16	18
中学卒	4	6	9	14	20	22

3　教育職給料表（一）

職種	学歴免許等	職務の級	
		1級	2級
教諭に相当する職務 養護教諭に相当する職務 栄養教諭に相当する職務	大学卒		0
	短大卒	0	2.5
助教諭に相当する職務 養護助教諭に相当する職務 講師に相当する職務 実習助手に相当する職務 寄宿舎指導員に相当する職務	大学卒	0	別に定める
	短大卒	0	別に定める
	高校卒	0	別に定める

4　教育職給料表（二）

職種	学歴免許等	職務の級	
		1級	2級
教諭に相当する職務 養護教諭に相当する職務 栄養教諭に相当する職務	大学卒		0
	短大卒		0
助教諭に相当する職務 養護助教諭に相当する職務 講師に相当する職務	大学卒	0	別に定める
	短大卒	0	別に定める
	高校卒	0	別に定める

５　研究職給料表

学　歴　免　許　等	職　務　の　級		
	１級	２級	３級
大　学　卒	0	1	別に定める
短　大　卒	0	2.5	別に定める
高　校　卒	0	5	別に定める
中　学　卒	3	9	別に定める

６　医療職給料表（一）

職　種	学歴免許等	職　務　の　級	
		１級	２級
医師に相当する職務 歯科医師に相当する職務	大 学 ６ 卒	0	別に定める

7　医療職給料表（二）

職種	学歴免許等	職務の級				
		１級	２級	３級	４級	５級
獣医師に相当する職務	大学６卒		0	2	5	別に定める
薬剤師に相当する職務	大学６卒		0	2	5	別に定める
	大学卒		0	5	8	別に定める
栄養士に相当する職務	大学卒		0	5	別に定める	別に定める
	短大卒	0	1.5	7	別に定める	別に定める
診療放射線技師に相当する職務	大学卒		0	5	別に定める	別に定める
	短大３卒	0	1	6	別に定める	別に定める
診療エックス線技師に相当する職務	短大卒	0	1.5	7	別に定める	別に定める
臨床検査技師に相当する職務	大学卒		0	5	別に定める	別に定める
	短大３卒	0	1	6	別に定める	別に定める
衛生検査技師に相当する職務	大学卒		0	5	別に定める	別に定める
	短大卒	0	1.5	7	別に定める	別に定める
臨床工学技士に相当する職務	大学卒		0	5	別に定める	別に定める
	短大３卒	0	1	6	別に定める	別に定める
理学療法士に相当する職務 作業療法士に相当する職務	大学卒		0	5	別に定める	別に定める
	短大３卒	0	1	6	別に定める	別に定める
視能訓練士に相当する職務	大学卒		0	5	別に定める	別に定める
	短大３卒	0	1	6	別に定める	別に定める
言語聴覚士に相当する職務	大学卒		0	5	別に定める	別に定める
	短大３卒	0	1	6	別に定める	別に定める
義肢装具士に相当する職務	短大３卒	0	1	6	別に定める	別に定める
歯科衛生士に相当する職務	短大卒	0	1.5	7	別に定める	別に定める
	高校専攻科卒	0	4	9	別に定める	別に定める
歯科技工士に相当する職務	短大卒	0	1.5	7	別に定める	別に定める
	高校卒	0	5	10	別に定める	別に定める
あん摩マッサージ指圧師に相当する職務 はり師に相当する職務 きゅう師に相当する職務 柔道整復師に相当する職務	短大３卒	0	1	6	別に定める	別に定める
	短大２卒	0	1.5	7	別に定める	別に定める
	高校卒	0	5	10	別に定める	別に定める
その他	短大卒	0	別に定める	別に定める		
	高校卒	0	別に定める	別に定める		
	中学卒	4	別に定める	別に定める		

8　医療職給料表（三）

職　　　　　　　種	学歴免許等	職　務　の　級				
		１級	２級	３級	４級	５級
保健師に相当する職務 助産師に相当する職務 看護師に相当する職務	大　学　卒		0	5	別に定める	別に定める
	短　大　卒		0	7	別に定める	別に定める
准看護師に相当する職務	准看護師 養成所卒	0	別に定める			

学　歴　免　許　等　資　格　区　分　表

学　歴　免　許　等　の　区　分		学　歴　免　許　等　の　資　格
基準学歴区分	学　歴　区　分	
1　大学卒	一　博士課程修了	(1)　学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）による大学院博士課程の修了 (2)　上記に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格
	二　修士課程修了	(1)　学校教育法による大学院修士課程の修了 (2)　上記に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格
	三　専門職学位課程修了	(1)　学校教育法による専門職大学院専門職学位課程の修了 (2)　上記に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格
	四　大学６卒	(1)　学校教育法による大学の医学若しくは歯学に関する学科（同法第 85 条ただし書に規定する学部以外の教育研究上の基本となる組織を置く場合における相当の組織を含む。以下同じ。）又は薬学若しくは獣医学に関する学科（修業年限６年のものに限る。）の卒業 (2)　上記に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格
	五　大学専攻科卒	(1)　学校教育法による４年制の大学の専攻科の卒業 (2)　上記に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格
	六　大学４卒	(1)　学校教育法による４年制の大学の卒業 (2)　気象大学校大学部（修業年限４年のものに限る。）の卒業 (3)　海上保安大学校本科の卒業 (4)　上記に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格
2　短大卒	一　短大３卒	(1)　学校教育法による３年制の短期大学の卒業又は専門職大学の修業年限３年の前期課程の修了 (2)　学校教育法による２年制の短期大学の専攻科の卒業 (3)　学校教育法による高等専門学校の専攻科の卒業 (4)　上記に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格
	二　短大２卒	(1)　学校教育法による２年制の短期大学の卒業又は専門職大学の修業年限２年の前期課程の修了 (2)　学校教育法による高等専門学校の卒業 (3)　学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科（２年制の短期大学と同程度とみなされる修業年限２年以上のものに限る。）の卒業 (4)　航空保安大学校本科の卒業 (5)　海上保安学校本科の修業年限２年の課程の卒業 (6)　上記に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格
	三　短大１卒	(1)　海上保安学校本科の修業年限１年の課程の卒業 (2)　上記に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格
3　高校卒	一　高校専攻科卒	(1)　学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科の卒業 (2)　上記に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格
	二　高校３卒	(1)　学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校（同法第 76 条第２項に規定する高等部に限る。）の卒業 (2)　上記に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格
	三　高校２卒	(1)　保健師助産師看護師法による准看護師学校又は准看護師養成所の卒業 (2)　上記に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格
4　中学卒	中　学　卒	(1)　学校教育法による中学校、義務教育学校若しくは特別支援学校（同法第 76 条第１項に規定する中学部に限る。）の卒業又は中等教育学校の前期課程の修了 (2)　上記に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格

備考

この表の「特別支援学校」には平成 18 年法律第 80 号による改正前の学校教育法による盲学校、聾（ろう）学校及び養護学校を、「准看護師学校」には平成 13 年法律第 153 号による改正前の保健婦助産婦看護婦法による准看護婦学校を、「准看護師養成所」には同法による准看護婦養成所を含むものとする。

経　験　年　数　換　算　表

経　　　　　　　　　　　　　　　　　　　歴		換　　　算　　　率
国家公務員、地方公務員又は旧公共企業体、政府関係機関若しくは外国政府の職員としての在職期間	職員の職務とその種類が類似する職務に従事した期間	100／100 以下
	その他の期間	80／100 以下（部内の他の職員との均衡を著しく失する場合は 100／100 以下）
民間における企業体、団体等の職員としての在職期間	職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間	100／100 以下
	その他の期間	80／100 以下
学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間（正規の修学年数内の期間に限る。）		100／100 以下
その他の期間	教育、医療に関する職務等特殊の知識、技術又は経験を必要とする職務に従事した期間で、その職務についての経験が職員としての職務に直接役立つと認められるもの	100／100 以下
	技能、労務等の職務に従事した期間で、その職務についての経験が職員としての職務に役立つと認められるもの	50／100 以下（部内の他の職員との均衡を著しく失する場合は、80／100 以下）
	その他の期間	25／100 以下（部内の他の職員との均衡を著しく失する場合及び教育職給料表の適用を受ける職員に適用する場合は、50／100 以下）

免許所有職員等の経験年数の取扱い

免許取得後の経験年数として取り扱うことのできる免許取得前の経歴

給料表	職員	経歴	経験年数として取り扱うことができる年数
医療職給料表（二）	歯科衛生士に相当する職務	口くう衛生業務の補助に従事した経歴	８割以下の年数（部内の他の職員との均衡を著しく失する場合は、１０割以下の年数で事務局長の承認を得たもの）
	歯科技工士に相当する職務	歯科技工に関する業務に従事した経歴	
	あん摩マッサージ指圧師に相当する職務、はり師に相当する職務、きゅう師に相当する職務及び柔道整復師に相当する職務	それぞれあん摩、マッサージ若しくは指圧、はり、きゅう又は柔道整復に直接関係ある業務に従事した経歴	
	診療放射線技師に相当する職務	診療エックス線技師の業務等診療放射線技師の業務に直接関係ある業務に従事した経歴	
	診療エックス線技師に相当する職務	診療エックス線業務に直接関係ある業務に従事した経歴	
	臨床検査技師に相当する職務	衛生検査技師の業務等臨床検査技師の業務に直接関係ある業務に従事した経歴	
	衛生検査技師に相当する職務	衛生検査の業務に従事した経歴	
	臨床工学技士に相当する職務	生命維持管理装置の操作及び保守点検に直接関係ある業務に従事した経歴	
	理学療法士に相当する職務及び作業療法士に相当する職務	理学療法又は作業療法の業務に従事した経歴	
	義肢装具士に相当する職務	義肢及び装具の製作及び適合等に直接関係ある業務に従事した経歴（医療職給料表(二)初任給基準表の備考第２項の規定の適用を受ける者にあっては、事務局長の承認を得たものに限る。）	
	視能訓練士に相当する職務	視能訓練の業務に従事した経歴	
	言語聴覚士に相当する職務	言語訓練、聴能訓練等に直接関係ある業務に従事した経歴	
医療職給料表（三）	看護師並びに看護師の免許を有する保健師に相当する職務及び助産師に相当する職務	准看護師の業務に従事した経歴	

（注）免許取得の時期が遅延した者の取扱い

免許の取得に当たって施行された資格試験に合格した後において、免許の付与の手続の遅延等やむを得ない事情によって正式の免許の取得の時期が遅れたものについては、その試験に合格した時をもって当該免許を取得した時とみなすことができる。

修　学　年　数　調　整　表

学　歴　区　分	修　学　年　数	基　準　学　歴　区　分			
		大学卒（16年）	短大卒（14年）	高校卒（12年）	中学卒（９年）
博士課程修了	21年	＋5年	＋7年	＋9年	＋12年
修士課程修了	18年	＋2年	＋4年	＋6年	＋9年
専門職学位課程修了	18年	＋2年	＋4年	＋6年	＋9年
大学6卒	18年	＋2年	＋4年	＋6年	＋9年
大学専攻科卒	17年	＋1年	＋3年	＋5年	＋8年
大学4卒	16年		＋2年	＋4年	＋7年
短大3卒	15年	－1年	＋1年	＋3年	＋6年
短大2卒	14年	－2年		＋2年	＋5年
短大1卒	13年	－3年	－1年	＋1年	＋4年
高校専攻科卒	13年	－3年	－1年	＋1年	＋4年
高校3卒	12年	－4年	－2年		＋3年
高校2卒	11年	－5年	－3年	－1年	＋2年
中学卒	9年	－7年	－5年	－3年	

初　任　給　基　準　表

1　行政職給料表

職　　　　種	学　歴　免　許　等	初　任　給
一般		１級１号俸

2　公安職給料表

学　歴　免　許　等	初　任　給
	１級１号俸

3　教育職給料表（一）

職　　　　種	学　歴　免　許　等	初　任　給
教諭に相当する職務 養護教諭に相当する職務 栄養教諭に相当する職務	博士課程修了	２級１号俸
	修士課程修了 専門職学位課程修了	２級１号俸
	大学卒	２級１号俸
	短大卒	１級１号俸
助教諭に相当する職務 養護助教諭に相当する職務 講師に相当する職務 実習助手に相当する職務 寄宿舎指導員に相当する職務	大学卒	１級１号俸
	短大卒	１級１号俸
	高校卒	１級１号俸

4　教育職給料表（二）

職　　　　種	学　歴　免　許　等	初　任　給
教諭に相当する職務 養護教諭に相当する職務 栄養教諭に相当する職務	博士課程修了	２ 級 13 号 俸
	修士課程修了 専門職学位課程修了	２ 級 13 号 俸
	大学卒	２ 級 13 号 俸
	短大卒	２ 級 １ 号 俸
助教諭に相当する職務 養護助教諭に相当する職務 講師に相当する職務	大学卒	１ 級 １ 号 俸
	短大卒	１ 級 １ 号 俸
	高校卒	１ 級 １ 号 俸

5　研究職給料表

学　歴　免　許　等	初　任　給
	１級１号俸

6　医療職給料表（一）

職　　　　　　　　　種	学　歴　免　許　等	初　任　給
医師に相当する職務 歯科医師に相当する職務	大学６卒	１級１号俸

7　医療職給料表（二）

職　　　　　　　　　種	学　歴　免　許　等	初　任　給
獣医師に相当する職務	大学６卒	２級１号俸
	大学卒	２級１号俸
薬剤師に相当する職務	大学６卒	２級１号俸
	大学卒	２級１号俸
栄養士に相当する職務	大学卒	２級１号俸
	短大卒	１級１号俸
診療放射線技師に相当する職務	大学卒	２級１号俸
	短大３卒	１級１号俸
診療エックス線技師に相当する職務	短大卒	１級１号俸
臨床検査技師に相当する職務	大学卒	２級１号俸
	短大３卒	１級１号俸
衛生検査技師に相当する職務	大学卒	２級１号俸
	短大卒	１級１号俸
臨床工学技士に相当する職務	大学卒	２級１号俸
	短大３卒	１級１号俸
理学療法士に相当する職務 作業療法士に相当する職務	大学卒	２級１号俸
	短大３卒	１級１号俸
視能訓練士に相当する職務	大学卒	２級１号俸
	短大３卒	１級１号俸
言語聴覚士に相当する職務	大学卒	２級１号俸
	短大３卒	１級１号俸
義肢装具士に相当する職務	短大３卒	１級１号俸
歯科衛生士に相当する職務	短大卒	１級１号俸
	高校専攻科卒	１級１号俸
歯科技工士に相当する職務	短大卒	１級１号俸
	高校卒	１級１号俸
あん摩マッサージ指圧師に相当する職務 はり師に相当する職務 きゅう師に相当する職務 柔道整復師に相当する職務	短大３卒	１級１号俸
	短大２卒	１級１号俸
	高校卒	１級１号俸
その他	短大卒	１級１号俸
	高校卒	１級１号俸

８　医療職給料表（三）

職　　　　　　　　　　　種	学　歴　免　許　等	初　任　給
保健師に相当する職務 助産師に相当する職務	大学卒	２級１号俸
	短大３卒	２級１号俸
看護師に相当する職務	短大３卒	２級１号俸
	短大２卒	２級１号俸
准看護師に相当する職務	准看護師養成所卒	１級１号俸

上　位　級　決　定　時　号　俸　対　応　表

1　行政職給料表上位級決定時号俸対応表

採用の日の前日に受けていた号俸	上　位　級　の　号　俸			
	２級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	2
11	1	1	1	3
12	1	1	1	4
13	1	1	1	5
14	1	1	1	6
15	1	1	1	7
16	1	1	1	8
17	1	1	1	9
18	1	2	2	10
19	1	3	3	11
20	1	4	4	12
21	1	5	5	13
22	1	6	6	14
23	1	7	7	15
24	1	8	8	16
25	1	9	9	17
26	1	10	10	17
27	1	11	11	17
28	1	12	12	17
29	1	13	13	17
30	1	14	14	17
31	1	15	15	17
32	1	16	16	17
33	1	17	17	17
34	2	18	18	17
35	3	19	19	17
36	4	20	20	17
37	5	21	21	17
38	6	22	22	17
39	7	23	23	17

40	8	24	24	17
41	9	25	25	17
42	10	26	26	17
43	11	27	27	17
44	12	28	28	17
45	13	29	29	17
46	14	30	30	17
47	15	31	31	17
48	16	32	32	17
49	17	33	33	17
50	18	34	34	17
51	19	35	35	17
52	20	36	36	17
53	21	37	37	17
54	22	38	38	17
55	23	39	39	17
56	24	40	40	17
57	25	41	41	17
58	25	41	42	17
59	25	42	43	17
60	26	42	44	17
61	26	43	45	17
62	26	43	45	17
63	27	44	45	17
64	27	44	46	17
65	27	45	46	17
66	28	45	46	17
67	28	46	47	17
68	28	46	47	17
69	29	47	47	17
70	29	47	48	17
71	30	48	48	17
72	30	48	48	17
73	31	49	49	17
74	31	49	49	17
75	32	49	49	17
76	32	49	50	17
77	33	50	50	17
78	33	50	50	17
79	34	50	51	17
80	34	50	51	17
81	35	51	51	17
82	35	51	52	17
83	36	51	52	17

84	36	51	52	17
85	37	52	53	17
86	37	52	53	17
87	38	52	53	17
88	38	52	53	17
89	39	53	54	17
90	39	53	54	17
91	40	53	54	17
92	40	53	54	17
93	41	53	55	17
94		54	55	17
95		54	55	17
96		54	55	17
97		54	55	17
98		54	56	17
99		55	56	17
100		55	56	17
101		55	56	17
102		55	56	
103		55	57	
104		56	57	
105		56	57	
106		56	57	
107		56	57	
108		56	58	
109		56	58	
110		57	58	
111		57	58	
112		57	58	
113		57	59	
114		57		
115		57		
116		58		
117		58		
118		58		
119		58		
120		58		
121		58		
122		59		
123		59		
124		59		
125		59		

２　公安職給料表上位級決定時号俸対応表

採用の日の前日に受けていた号俸	上　位　級　の　号　俸				
	２級	3級	4級	5級	６級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1
10	2	1	1	1	2
11	3	1	1	1	3
12	4	1	1	1	4
13	5	1	1	1	5
14	6	2	1	1	6
15	7	3	1	1	7
16	8	4	1	1	8
17	9	5	1	1	9
18	10	6	2	1	10
19	11	7	3	1	11
20	12	8	4	1	12
21	13	9	5	1	13
22	14	10	6	1	14
23	15	11	7	1	15
24	16	12	8	1	16
25	17	13	9	1	17
26	18	14	10	2	17
27	19	15	11	3	17
28	20	16	12	4	17
29	21	17	13	5	17
30	22	18	14	6	17
31	23	19	15	7	17
32	24	20	16	8	17
33	25	21	17	9	17
34	26	22	18	10	17
35	27	23	19	11	17
36	28	24	20	12	17
37	29	25	21	13	17
38	30	26	22	14	17
39	31	27	23	15	17
40	32	28	24	16	17

41	33	29	25	17	17
42	34	30	26	18	17
43	35	31	27	19	17
44	36	32	28	20	17
45	37	33	29	21	17
46	38	34	30	22	17
47	39	35	31	23	17
48	40	36	32	24	17
49	41	37	33	25	17
50	42	38	34	26	17
51	43	39	35	27	17
52	44	40	36	28	17
53	45	41	37	29	17
54	46	42	38	30	17
55	47	43	39	31	17
56	48	44	40	32	17
57	49	45	41	33	17
58	50	46	42	34	17
59	51	47	43	35	17
60	52	48	44	36	17
61	53	49	45	37	17
62	54	50	46	38	17
63	55	51	47	39	17
64	56	52	48	40	17
65	57	53	49	41	17
66	58	54	50	42	17
67	59	55	51	43	17
68	60	56	52	44	17
69	61	57	53	45	17
70	62	58	54	45	17
71	63	59	55	46	17
72	64	60	56	46	17
73	65	61	57	47	17
74	66	62	58	47	17
75	67	63	59	48	17
76	68	64	60	48	17
77	69	65	61	49	17
78	70	66	62	50	17
79	71	67	63	51	17
80	72	68	64	52	17
81	73	69	65	53	17
82	74	70	66	54	17
83	75	71	67	55	17

84	76	72	68	56	17
85	77	73	69	57	17
86	77	74	69	57	17
87	78	75	70	58	17
88	78	76	70	58	17
89	79	77	71	59	17
90	79	78	71	59	17
91	80	79	72	60	17
92	80	80	72	60	17
93	81	81	73	61	17
94	82	82	74	61	17
95	83	83	75	61	17
96	84	84	76	62	17
97	85	85	77	62	17
98	86	86	78	62	17
99	87	87	79	63	17
100	88	88	80	63	17
101	89	89	81	63	17
102	90	89	82	64	
103	91	90	83	64	
104	92	90	84	64	
105	93	91	85	65	
106	93	91	86	66	
107	94	92	87	67	
108	94	92	88	68	
109	95	93	89	68	
110	95	94	89	68	
111	96	95	90	68	
112	96	96	90	68	
113	97	97	91	68	
114	97	98	91	68	
115	98	99	92	68	
116	98	100	92	68	
117	99	101	93	69	
118	99	101	93	69	
119	100	101	94	69	
120	100	102	94	69	
121	101	102	95	69	
122	101	102	95	69	
123	102	103	96	69	
124	102	103	96	69	
125	103	103	96	69	
126		104	96	69	

127		104	96	70	
128		104	96	70	
129		105	96	71	
130		105	96		
131		105	96		
132		106	96		
133		106	97		
134		106	97		
135		107	97		
136		107	97		
137		107	97		
138		108	98		
139		108	99		
140		108	100		
141		109	100		
142		109			
143		110			
144		110			
145		111			

３　教育職給料表（一）上位級決定時号俸対応表

採用の日の前日に受けていた号俸	上位級の号俸
	２級
1	1
2	1
3	1
4	1
5	1
6	1
7	1
8	1
9	1
10	1
11	1
12	1
13	1
14	1
15	1
16	1
17	1
18	1
19	1
20	1
21	1
22	2
23	3
24	4
25	5
26	6
27	7
28	8
29	9
30	10
31	11
32	12
33	13
34	14
35	15
36	16
37	17
38	18
39	19

40	20
41	21
42	22
43	23
44	24
45	25
46	26
47	27
48	28
49	29
50	29
51	30
52	30
53	31
54	31
55	32
56	32
57	33
58	33
59	33
60	33
61	33
62	33
63	33
64	33
65	33
66	33
67	33
68	33
69	33
70	33
71	33
72	33
73	33
74	33
75	33
76	33
77	33
78	33
79	33
80	33
81	33
82	33

83	33
84	33
85	33
86	33
87	33
88	33
89	33
90	33
91	33
92	33
93	33
94	33
95	33
96	33
97	33
98	33
99	33
100	33
101	33
102	33
103	33
104	33
105	33
106	33
107	33
108	33
109	33
110	33
111	33
112	33
113	33
114	33
115	33
116	33
117	33
118	33
119	33
120	33
121	33
122	33
123	33
124	33
125	33

126	33
127	33
128	33
129	33
130	33
131	33
132	33
133	33
134	33
135	33
136	33
137	33
138	33
139	33
140	33
141	33
142	33
143	33
144	33
145	33
146	33
147	33
148	33
149	33
150	33
151	33
152	33
153	33

４　教育職給料表（二）上位級決定時号俸対応表

採用の日の前日に受けていた号俸	上位級の号俸
	２級
1	1
2	1
3	1
4	1
5	1
6	1
7	1
8	1
9	1
10	2
11	3
12	4
13	5
14	6
15	7
16	8
17	9
18	10
19	11
20	12
21	13
22	14
23	15
24	16
25	17
26	18
27	19
28	20
29	21
30	22
31	23
32	24
33	25
34	26
35	27
36	28
37	29
38	30
39	31

40	32
41	33
42	34
43	35
44	36
45	37
46	38
47	39
48	40
49	41
50	41
51	41
52	42
53	42
54	42
55	43
56	43
57	43
58	44
59	44
60	44
61	45
62	45
63	46
64	46
65	47
66	47
67	48
68	48
69	49
70	49
71	50
72	50
73	51
74	51
75	52
76	52
77	53
78	53
79	54
80	54
81	55
82	55

83	56
84	56
85	57
86	58
87	59
88	60
89	61
90	61
91	61
92	62
93	62
94	62
95	63
96	63
97	63
98	64
99	64
100	64
101	65
102	65
103	65
104	65
105	65
106	65
107	65
108	66
109	66
110	66
111	66
112	66
113	66
114	66
115	67
116	67
117	67
118	67
119	67
120	67
121	67
122	68
123	68
124	68
125	68

126	
127	
128	
129	
130	
131	
132	
133	
134	
135	
136	
137	
138	
139	
140	
141	
142	
143	
144	
145	
146	
147	
148	
149	
150	
151	
152	
153	
154	
155	
156	
157	
158	
159	
160	
161	

５　研究職給料表上位級決定時号俸対応表

採用の日の前日に受けていた号俸	上 位 級 の 号 俸	
	２級	3級
1	1	1
2	1	1
3	1	1
4	1	1
5	1	1
6	1	1
7	1	1
8	1	1
9	1	1
10	1	1
11	1	1
12	1	1
13	1	1
14	1	1
15	1	1
16	1	1
17	1	1
18	1	1
19	1	1
20	1	1
21	1	1
22	1	1
23	1	1
24	1	1
25	1	1
26	2	1
27	3	1
28	4	1
29	5	1
30	6	1
31	7	1
32	8	1
33	9	1
34	10	2
35	11	3
36	12	4
37	13	5
38	14	6
39	15	7
40	16	8

41	17	9
42	18	10
43	19	11
44	20	12
45	21	13
46	21	13
47	22	13
48	22	13
49	23	13
50	23	13
51	24	13
52	24	13
53	25	13
54	25	13
55	26	13
56	26	13
57	27	13
58	27	13
59	28	13
60	28	13
61	29	13
62	29	13
63	30	13
64	30	13
65	31	13
66	31	13
67	32	13
68	32	13
69	33	13
70	33	13
71	34	13
72	34	13
73	35	13
74	35	13
75	36	13
76	36	13
77	37	13
78	37	13
79	38	13
80	38	13
81	39	13
82	39	13
83	40	13

84	40	13
85	41	13
86	41	13
87	42	13
88	42	13
89	43	13
90	43	13
91	44	13
92	44	13
93	45	13
94	46	13
95	47	13
96	48	13
97	49	13
98	50	13
99	51	13
100	52	13
101	53	13
102	54	13
103	55	13
104	56	13
105	57	13
106	57	13
107	57	13
108	58	13
109	58	13
110	58	13
111	59	13
112	59	13
113	59	13
114	60	13
115	60	13
116	60	13
117	61	13
118	61	13
119	62	13
120	62	13
121	63	13

６　医療職給料表（一）上位級決定時号俸対応表

採用の日の前日に受けていた号俸	上位級の号俸
	２級
1	1
2	1
3	1
4	1
5	1
6	1
7	1
8	1
9	1
10	1
11	1
12	1
13	1
14	1
15	1
16	1
17	1
18	1
19	1
20	1
21	1
22	2
23	3
24	4
25	5
26	6
27	7
28	8
29	9
30	10
31	11
32	12
33	13
34	13
35	13
36	13
37	13
38	13
39	13

40	13
41	13
42	13
43	13
44	13
45	13
46	13
47	13
48	13
49	13
50	13
51	13
52	13
53	13
54	13
55	13
56	13
57	13
58	13
59	13
60	13
61	13
62	13
63	13
64	13
65	13
66	
67	
68	
69	
70	
71	
72	
73	
74	
75	
76	
77	
78	
79	
80	
81	
82	

83	
84	
85	
86	
87	
88	
89	
90	
91	
92	
93	
94	
95	
96	
97	

7　医療職給料表（二）上位級決定時号俸対応表

採用の日の前日に受けていた号俸	上　位　級　の　号　俸			
	２級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	1
11	1	1	1	1
12	1	1	1	1
13	1	1	1	1
14	1	1	2	1
15	1	1	3	1
16	1	1	4	1
17	1	1	5	1
18	1	2	6	2
19	1	3	7	3
20	1	4	8	4
21	1	5	9	5
22	2	6	10	6
23	3	7	11	7
24	4	8	12	8
25	5	9	13	9
26	6	10	14	10
27	7	11	15	11
28	8	12	16	12
29	9	13	17	13
30	10	14	18	13
31	11	15	19	13
32	12	16	20	13
33	13	17	21	13
34	14	18	22	13
35	15	19	23	13
36	16	20	24	13
37	17	21	25	13
38	18	22	26	13
39	19	23	27	13
40	20	24	28	13

41	21	25	29	13
42	22	26	30	13
43	23	27	31	13
44	24	28	32	13
45	25	29	33	13
46	26	30	34	13
47	27	31	35	13
48	28	32	36	13
49	29	33	37	13
50	29	34	38	13
51	30	35	39	13
52	30	36	40	13
53	31	37	41	13
54	31	38	42	13
55	32	39	43	13
56	32	40	44	13
57	33	41	45	13
58	33	42	46	13
59	34	43	47	13
60	34	44	48	13
61	35	45	49	13
62	35	46	50	13
63	36	47	51	13
64	36	48	52	13
65	37	49	53	13
66	37	50	54	13
67	38	51	55	13
68	38	52	56	13
69	39	53	57	13
70	39	53	58	13
71	40	54	59	13
72	40	54	60	13
73	41	55	61	13
74	41	55	61	13
75	42	56	62	13
76	42	56	62	13
77	43	57	63	13
78	43	57	63	13
79	44	58	64	13
80	44	58	64	13
81	45	59	65	13
82	45	59	65	13
83	46	60	66	13

84	46	60	66	13
85	47	61	67	13
86		61	67	13
87		61	68	13
88		61	68	13
89		61	69	13
90		61	70	13
91		61	71	13
92		62	72	13
93		62	73	13
94		62	73	13
95		62	74	13
96		62	74	13
97		62	74	13
98		62	74	13
99		63	74	13
100		63	74	13
101		63	74	13
102		63	74	13
103		63	74	13
104		63	74	13
105		63	74	13
106			74	
107			74	
108			74	
109			74	
110			74	
111			74	
112			74	
113			74	

８　医療職給料表（三）上位級決定時号俸対応表

採用の日の前日に受けていた号俸	上　位　級　の　号　俸			
	２級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	1
11	1	1	1	1
12	1	1	1	1
13	1	1	1	1
14	1	1	2	1
15	1	1	3	1
16	1	1	4	1
17	1	1	5	1
18	2	1	6	2
19	3	1	7	3
20	4	1	8	4
21	5	1	9	5
22	6	1	10	6
23	7	1	11	7
24	8	1	12	8
25	9	1	13	9
26	10	2	14	10
27	11	3	15	11
28	12	4	16	12
29	13	5	17	13
30	14	6	18	13
31	15	7	19	13
32	16	8	20	13
33	17	9	21	13
34	18	10	22	13
35	19	11	23	13
36	20	12	24	13
37	21	13	25	13
38	22	14	26	13
39	23	15	27	13
40	24	16	28	13

41	25	17	29	13
42	26	18	30	13
43	27	19	31	13
44	28	20	32	13
45	29	21	33	13
46	30	22	34	13
47	31	23	35	13
48	32	24	36	13
49	33	25	37	13
50	34	26	38	13
51	35	27	39	13
52	36	28	40	13
53	37	29	41	13
54	38	30	42	13
55	39	31	43	13
56	40	32	44	13
57	41	33	45	13
58	42	34	46	13
59	43	35	47	13
60	44	36	48	13
61	45	37	49	13
62	46	38	50	13
63	47	39	51	13
64	48	40	52	13
65	49	41	53	13
66	50	42	54	13
67	51	43	55	13
68	52	44	56	13
69	53	45	57	13
70	54	46	58	13
71	55	47	59	13
72	56	48	60	13
73	57	49	61	13
74	58	50	62	13
75	59	51	63	13
76	60	52	64	13
77	61	53	65	13
78	62	54	66	13
79	63	55	67	13
80	64	56	68	13
81	65	57	69	13
82	65	58	70	13
83	66	59	71	13

84	66	60	72	13
85	67	61	73	13
86	67	62	74	13
87	68	63	75	13
88	68	64	76	13
89	69	65	77	13
90	70	66	78	13
91	71	67	79	13
92	72	68	80	13
93	73	69	81	13
94	73	70	82	13
95	74	71	83	13
96	74	72	84	13
97	75	73	85	13
98	75	74	85	13
99	76	75	86	13
100	76	76	86	13
101	77	77	87	13
102	77	78	87	13
103	78	79	88	13
104	78	80	88	13
105	79	81	89	13
106	79	81	90	13
107	80	81	91	13
108	80	82	92	13
109	81	82	92	13
110	81	82	92	13
111	81	83	93	13
112	81	83	93	13
113	82	83	93	13
114	82	84	94	
115	82	84	94	
116	82	84	94	
117	83	85	95	
118	83	85	95	
119	83	85	95	
120	83	85	96	
121	84	86	96	
122	84	86	96	
123	84	86	97	
124	84	86	97	
125	85	87	97	
126	85	87		

127	85	87		
128	86	87		
129	86	88		
130	86	88		
131	87	88		
132	87	88		
133	87	89		
134	88	89		
135	88	89		
136	88	90		
137	89	90		
138	89	90		
139	89	90		
140	89	90		
141	90	91		
142	90	91		
143	90	91		
144	90	91		
145	91	91		
146	91	92		
147	91	92		
148	91	92		
149	92	92		
150	92	92		
151	92	93		
152	92	93		
153	93	93		
154	93			
155	93			
156	93			
157	94			
158	94			
159	94			
160	94			
161	95			
162	95			
163	95			
164	95			
165	96			
166	96			
167	96			
168	96			
169	97			

号　俸　決　定　上　限　表

適用される給料表	職務の級	上限
行政職給料表	１級	29 号俸
	２級	13 号俸
	３級	13 号俸
	４級	13 号俸
	５級	17 号俸
公安職給料表	１級	25 号俸
	２級	29 号俸
	３級	29 号俸
	４級	25 号俸
	５級	13 号俸
	６級	17 号俸
教育職給料表（一）	１級	25 号俸
	２級	33 号俸
教育職給料表（二）	１級	25 号俸
	２級	45 号俸
研究職給料表	１級	29 号俸
	２級	17 号俸
	３級	13 号俸
医療職給料表（一）	１級	17 号俸
	２級	13 号俸
医療職給料表（二）	１級	21 号俸
	２級	19 号俸
	３級	15 号俸
	４級	15 号俸
	５級	13 号俸
医療職給料表（三）	１級	5 号俸
	２級	15 号俸
	３級	13 号俸
	４級	13 号俸
	５級	13 号俸